

葛城市地域防災計画

令和5年度

葛城市防災会議

追 録 加 除 整 理 一 覧 表

追録の加除が終了したら、その追録号数、内容現在及び加除した日をこの表に記入し、押印してください。

[illegible]

[illegible]

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 葛城市の概要	1
第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱	3
第5節 計画の修正と周知	8
第2章 災害予防計画	9
第1節 防災知識普及計画	9
第2節 自主防災体制の整備	13
第3節 台風・大雨による浸水の予防	16
第4節 土砂災害の予防	17
第5節 地震災害の予防	18
第6節 火災の予防	19
第7節 都市の防災構造化	22
第8節 文化財災害の予防	26
第9節 防災体制の整備	26
第10節 災害通信・広報体制の整備	28
第11節 災害支援物資等の供給体制の整備	30
第12節 救出・避難活動体制の整備	32
第13節 帰宅困難者対策	41
第14節 ボランティア活動支援環境の整備	42
第3章 災害応急対策計画	43
第1節 活動体制の確立及び動員	43
第2節 情報等の収集・伝達・報告	51
第3節 広報活動	60
第4節 救出・救護活動	61
第5節 消防活動	63
第6節 水防計画	65
第7節 避難の指示、誘導、避難所の開設等の活動	73
第8節 自衛隊の派遣要請依頼	78
第9節 広域応援要請依頼	81
第10節 ボランティア活動等の支援・受け入れ	84
第11節 受援体制の整備	85
第12節 交通規制	87
第13節 災害警備	88
第14節 緊急輸送	90

第15節	保健医療活動と後方搬送.....	92
第16節	遺体の捜索、収容、処理、埋葬.....	94
第17節	給水体制の確立.....	96
第18節	食糧供給体制の確立.....	97
第19節	生活物資供給体制の確立.....	99
第20節	災害救助法等の運用.....	100
第21節	労務等の確保・供給.....	107
第22節	交通施設被害応急復旧.....	109
第23節	防疫・保健衛生活動.....	110
第24節	障害物の除去.....	112
第25節	し尿・ごみ・災害廃棄物の処理活動.....	113
第26節	住宅の応急修理と応急仮設住宅の供与.....	114
第27節	文教対策.....	116
第28節	農業対策.....	119
第29節	上下水道、電力、ガス、通信等の応急復旧.....	121
第30節	二次災害防止活動.....	125
第31節	原子力災害応急対策.....	126
第4章	災害復旧・復興計画.....	128
第1節	公共施設の災害復旧.....	128
第2節	激甚災害の財政援助.....	129
第3節	被災者への生活援護.....	130
第4節	被災住民の相談とケア.....	134
第5節	災害復旧・復興計画.....	135
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	138
第1節	総則.....	138
第2節	災害対策本部等の設置等.....	138
第3節	関係者との連携協力の確保.....	139
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	140
第5節	防災訓練計画.....	140
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	141
第7節	地域防災力の向上に関する計画.....	142
第8節	「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応.....	142
資料編		
I 様式集		
II 計画関係資料		

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定により、葛城市防災会議が葛城市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の基本方針

本計画は、市域の防災に関し、国、県、市及びその他の公共機関、また、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して、「減災」の考えに基づき、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な災害対策の整備及び推進を図るものである。

計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

（1）災害に強いまちづくり

- ① 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する
- ② 河川改修や土砂災害防護策を推進し、水害・土砂災害に強いまちづくりを推進する
- ③ 防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する

（2）災害に強い人づくり

- ① 自治会及び自主防災組織の強化を推進し、自助・共助を基本とした住民による主体的な地域の防災力を高める
- ② 企業防災を促進し、地域の防災力を高める
- ③ 職員の自律的な災害対応力を強化する

（3）災害に強い体制づくり

- ① 避難体制を整備し、災害から市民を守る
- ② 安全で快適な避難所運営体制を整備する
- ③ 災害時要配慮者の避難支援体制を整備し、災害から災害時要配慮者を守る
- ④ 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する

第3節 葛城市の概要

1. 位置・面積

葛城市は、平成16年10月1日に、北葛城郡新庄町・當麻町が合併して誕生した。奈良県の西北部に位置し、奈良市から約20km圏内にあり、広域的には大和平野南西部の生活圏に属してい

第1章 総則
第3節 葛城市の概要

る。北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市と、西は大阪府南河内郡と隣接している。市域は、東西約7.7km、南北約8.6kmにわたり、面積は33.72km²である。

2. 地勢

金剛・葛城・二上の西部の山並みと、東に広がる低平な沖積地で構成されている。河川は、葛下川が北に隣接する香芝市を通り抜け、高田川・葛城川とともに北流して大和川に合流している。また、市内には灌漑用のため池が多く点在している。

市域の土地利用は、都市計画基礎調査(平成26年度)によると、自然的土地利用が約2,364ha(全市の70.3%)、都市的土地利用が約998ha(同29.7%)であり、自然的土地利用のうち全市の39.4%にあたる約1,326haが山林となっている。また、農地も約840haあり、全市の25.0%を占めている。都市的土地利用のうち宅地は約450haであり、さらに宅地の約3/4が住宅用地である。

葛城市は、金剛生駒紀泉国定公園を含む美しい田園地帯が展開する閑静な市を形成している。

3. 気候

比較的温暖で降水量の少ない瀬戸内性の気候を有しており、年間平均の気温は約15℃、降水量は約1,300mmとなっている。

4. 人口

人口は、令和2年で36,832人(国勢調査)となっており、昭和55年からの推移をみると、平成12年から平成17年にかけて横ばいとなっているものの、一定して総人口は増加し続けている。

人口の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	29,546	32,462	33,939	34,436	34,950	34,985	35,859	36,635	36,832

(国勢調査)

年齢別(令和2年国勢調査)では、年少人口比率が15.2%、生産年齢人口が56.6%、老年人口が28.2%となっており、少子高齢化の傾向がうかがえる。

第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

災対法第42条第2項第1号の規定により、市及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、市の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれ防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1. 市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
市	1. 市防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 災害時要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食糧、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 市災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 災害時要支援者の福祉的処遇 10. 避難指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食糧、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

2. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

■消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合消防本部	1. 防災訓練・避難訓練の実施 2. 防災知識の普及、防災教育の実施 3. 危険物施設等の災害予防	1. 災害時における消防、水防活動 2. 被災者の救出、救護活動 3. 避難の誘導	

第1章 総則

第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

■県機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県警察本部 (高田警察署)	1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
高田土木事務所	1. 所管公共土木施設の整備 2. 水防体制の強化 3. 災害危険区域の指定 4. 火災拡大要因の除去 5. 緊急輸送道路網の整備 6. 都市の防災構造の強化	1. 所管する被災公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3. 被災建築物の応急危険度判定	1. 所管する被災公共土木施設の復旧 2. 所管する被災公共建築物の復旧
中和保健所	1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備 6. 上水道の確保体制の整備 7. 火葬場等の確保体制の整備	1. 医療、助産救護 2. 医療ボランティア 3. 防疫等応急保健衛生対策 4. 給水対策	1. 被災医療、保健衛生施設の復旧

■自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索・救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

■指定行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿総合通信局	1. 災害時に備えての電気 通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成	1. 災害時における通信手段の確保	
近畿財務局 奈良財務事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食糧品、飼料、種もみ等の供給斡旋	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林業等に対する災害融資の斡旋指導
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること	1. 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
大阪管区气象台 (奈良地方气象台)	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及啓発 4. 職員の派遣（知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う）	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供	

■指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便(株) (新庄、香芝、長尾、忍海、足田郵便局)		1. 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除	

第1章 総則

第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		3.被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4.被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
西日本旅客鉄道(株)	1.鉄道施設の保全と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送の確保 2.鉄道施設の災害応急対策	1.被災鉄道施設の復旧
(株)NTTコミュニケーションズ(株)	1.電気通信設備の保全と整備	1.電気通信設備の応急対策 2.災害時における非常緊急通信の調整	1.被災電気通信設備の災害復旧
KDDI(株) ソフトバンク(株)	1.電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	1.被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1.医療救護班の派遣準備 2.被災者に対する救援物資の備蓄 3.血液製剤の確保及び供給体制の整備	1.災害時における医療救護 2.防災ボランティアの派遣 3.血液製剤の確保及び供給 4.救護物資の配分	1.義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1.放送施設の保全と整備 2.気象予警報等の放送	1.気象情報等および災害情報の放送 2.災害時における広報活動 3.放送施設の応急対策	1.被災放送施設の復旧
西日本高速道路(株) (関西支社)	1.高速自動車国道等の保全と整備	1.高速自動車国道等の応急対策	1.高速自動車国道等の復旧
日本通運(株) (奈良支店)		1.災害時における緊急陸上輸送の協力	1.復旧資材の輸送
関西電力送配電(株) (奈良支社)	1.電力施設の保全	1.災害時における電力供給対策 2.電力施設の応急対策	1.被災電力施設の復旧

■指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道(株) 奈良交通(株)	1.輸送施設等の保全と整備	1.災害時における交通輸送の確保 2.輸送施設等の災害応急対策	1.被災輸送施設等の復旧
大和ガス(株)	1.ガス供給施設の保全と整備	1.ガス供給施設の応急対策 2.災害時におけるガス供給対策	1.被災ガス供給施設の復旧
(一社)奈良県医師会	1.防災訓練の実施 2.防災知識の普及 3.医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	1.災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1.医療機関の早期復旧 2.避難所の医療救護及び保健衛生の確保
(一社)奈良県病院協会	1.防災訓練の実施 2.防災知識の普及 3.医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1.災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1.医療機関の早期復旧
(一社)奈良県薬剤師会	1.防災訓練の実施 2.防災知識の普及	1.医療救護所における服薬指導 2.医薬品集積所における医薬品の管理等	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(一社)奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
(公社)奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請	
(一社)奈良県LPガス協会	1. LPガスによる災害の防止	1. LPガスによる災害の応急対策	1. LPガスの災害復旧
(公社)奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

■公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
農業協同組合	1. 共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 3. 県・市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又はその斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	1. 病院機能の早期復旧
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
葛城市商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資、斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
新聞・テレビ等報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
(社福)葛城市社会福祉協議会	1. 関係機関との協働 2. 市災害ボランティア本部の設置・運営訓練	1. 市災害ボランティアセンターの運営支援	
葛城市医師会		1. 診療可能医療機関の確保 2. 医療機関の復興及び入・通院中患者の原疾患悪化予防	1. 市からの診療依頼に対し診療

第5節 計画の修正と周知

1. 計画の修正

葛城市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要がある場合にはこれを修正する。

2. 計画の周知徹底

本計画は、葛城市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者などに周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底を図るものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

(企画部、総務部、教育部)

1. 防災訓練

《生活安全課、人事課、企画政策課、学校教育課》

(1) 基礎的訓練

① 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練である。生活安全課を主体に関係課においては応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等、課単位で比較的容易に取り組める上に、訓練効果が大きい
ため、積極的に行うものとする。

② 避難訓練

ア) 危険予想区域及び避難場所並びに避難の方法等の住民への周知徹底

イ) 避難指示の伝達及び避難誘導

ウ) 救出・救護等の措置

③ 職員参集訓練

生活安全課、人事課は、初動期等の活動体制を確保し、各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。参集にあたっては、交通機関の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

【訓練内容】 非常招集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練

④ 無線通信訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受ける事が予想され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、生活安全課、企画政策課は、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、住民、各機関ごと及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

ア) 実施方法

- ・ 災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練
- ・ 被害の規模により固定系無線の避難指示等伝達訓練
- ・ 通信設備の応急復旧等についての訓練

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

イ) 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

ウ) 実施期間

実施期間を定め定期的に行うものとする。

(2) 総合訓練等

① 総合防災訓練

奈良県防災の日・防災週間を中心に、生活安全課は関係防災機関の協力を得て、防災訓練を実施するよう努める。

ア) 訓練内容

通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し等

イ) 訓練参加者

葛城市、各大字や自主防災組織、小・中学校、幼稚園、保育所、県、警察署、奈良県広域消防組合、消防団、葛城市防災士会、自衛隊、日本赤十字社支部、災害時応援協定締結団体、ライフライン関係事業者、地元関係団体、その他災害応急対策計画に必要な防災機関、団体

ウ) 訓練場所

市内の適切な場所を設定する。

エ) その他

防災関係機関は特に情報収集と伝達要領並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

② 地域防災訓練

生活安全課は、各大字や自主防災組織等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を警察署、奈良県広域消防組合、消防団、葛城市防災士会、事業者等の協力のもとに実施する。その際、災害時要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮する。

また、「住民参加型」訓練の実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

【訓練内容】

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練、災害時要配慮者の支援訓練、安否確認訓練、避難所開設・運営訓練

③ 国、県その他関係機関の実施する訓練

生活安全課は、国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

また、県が行う不特定多数の参加者が一斉にそれぞれの場所で行う安全確保訓練の実施に協力する。

④ 小、中学校等の防災訓練

学校教育課は、教育部指導のもとに定期的に訓練を行う。

ア) 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

イ) 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

ウ) 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

(3) 訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練は単に「問題なく無事終了」というのが成果ではなく、訓練を行うことで実際の応急対策に対する問題点を掘り起こすことが重要である。

その結果を踏まえ、終了後の検討を行い、防災計画の改正や次回訓練の際の重点課題として有効に活用していくものとする。

2. 防災教育・研修

《生活安全課、企画政策課、学校教育課、生涯学習課、こども未来課、子育て支援課》

(1) 職員に対する防災教育・研修

災害の発生時、職員は自律的に個々の正確な状況判断と行動が要求される。生活安全課は、市職員等の災害時における適正な判断力を養成し、自発的に、責任をもって行動し得るよう、防災教育・研修を行う。

また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るよう努める。

(2) 住民に対する防災教育

生活安全課は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し災害の危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るとともに、地域の防災リーダーとなる防災士の養成に努める。

- ① 家庭での災害予防や安全対策（浸水深、浸水継続時間等に応じた食糧等の備蓄、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等）
- ② 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- ③ 過去の主な災害事例及びその教訓
- ④ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑤ 避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ⑥ 様々な状況下で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ⑦ 災害時の家庭内の連絡体制をあらかじめ決めておく
- ⑧ ライフライン途絶時の対策

(3) 幼稚園・小・中学校・保育所・学童保育所における防災教育

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

学校教育課は、園児・児童・生徒に対しては、学校における教育活動の機会を通じて、様々な災害発生時における危険や備え、行動に対する知識の普及のため、発達段階を考慮し、以下の内容について教育する。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ⑦ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 市の防災活動の理解と災害時の支援活動への積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア

教職員に対しては、防災に係る知識を習得させるための研修を定期的を実施する。研修を通して、防災に対する意識の高揚、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

また、学校教育課、こども未来課・子育て支援課は、保育所児童、幼稚園児、学童保育所児童に対する教育についても、地震等の災害の怖さを理解し、危険な場所には近づかず、災害発生時には教職員や保護者から離れず、その指示に従い行動できるよう、教育活動の機会を通じて、知識等の普及に努める。

（４）社会教育における防災教育

生涯学習課は、公民館活動等における研修、集会など、機会を通じ、災害に対する知識の普及に努める。

① 講座

防災に対する一般的、個人的、集団的な心得及び災害に対する基礎的知識についての講座をカリキュラムに編成する。

② 実習

救助の方法特に応急手当に対する知識と技術について体得させる。

③ 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

④ 見学

防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

（５）自主防災組織等に対する防災教育

生活安全課は、自主防災組織等の防災教育にあたっては、次のとおりとする。

- ① 各大字や自主防災組織の活動マニュアルを配布し、活動内容等の知識の普及を行う。
- ② 各大字や自主防災組織とともに地区の防災の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を行う。
- ③ 防災関係機関の協力のもとに、自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等により、防災に対する種々の知識の普及に努める。
- ④ 住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を少なくするため、保険・共済の加入促進に努める。
- ⑤ 事業所に対する啓発（奈良県広域消防組合との連携）、防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施するほか、防火の集い、研究会、講習会等を随時実施し、防災思想の普及を図る。

（６）学習・研修等に資する広報資料の充実

生活安全課、企画政策課は、市の広報誌等に災害対策に関する記事を掲載し、住民の防災意識の普及に努める。

市民・教育機関等の防災活動や意識啓発に資する広報資料の充実をめざし、災害の原因、予防、発災時の行動や、避難場所、危険箇所、避難指示の発令基準、その他の必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成する

作成に際しては、平時の備えや災害発生時の心得など、わかりやすく、防災意識の高揚に役立ち、日常生活での実践に活かしていただけるような内容に十分留意するものとする。

（７）災害教訓の伝承

生活安全課は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災体制の整備

（総務部）

1. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織である。

地域の実情に応じた防災計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うため、下記の活動について把握すること。

（１）平時の活動

- ① 地域における情報の収集及び伝達体制の確立
- ② 各種災害に対する防災知識の普及・向上及び防災訓練の実施
- ③ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ④ 災害時要支援者の把握
- ⑤ 地域における危険箇所の把握

第2章 災害予防計画

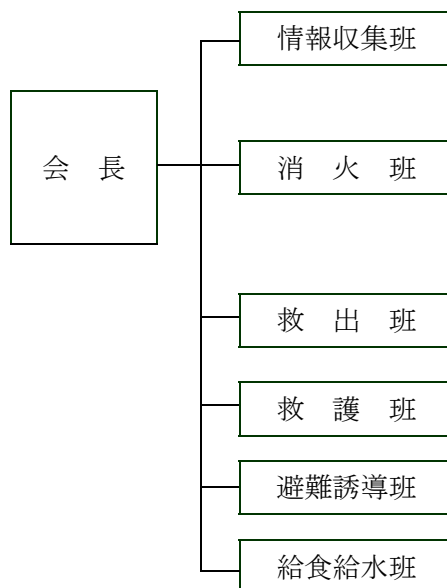
第2節 自主防災体制の整備

- ⑥ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ⑦ 救出、救護及び避難誘導體制の確立
- ⑧ 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
- ⑨ 地域における消防水利の確認
- ⑩ 防災資機材の整備、配置、管理
- ⑪ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

(2) 災害発生時の活動

- ① 地域住民の安否確認及び正しい情報の収集・伝達
- ② 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- ③ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ④ 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- ⑤ 災害時要支援者の保護、安全確保及び生活支援
- ⑥ 避難所の運営、避難生活の指導
- ⑦ 給食、給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ⑧ 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

【組織図・役割分担の例】



2. 地域の自主防災組織等の育成

《生活安全課》

自主防災組織等の育成については、次のとおりである。

(1) 組織活動の促進

市は、消防団や防災関係機関等との連携を図り、各大字や自主防災組織の訓練等に参加し適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

（２）自主防災組織への育成と助成

自主防災体制の強化を図るため、各大字において自主防災組織の結成促進を図る。その際、女性、高齢者、学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。また、自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織が行う自主防災活動に対して支援を図る。

3. 事業所の自主防災体制の強化

《生活安全課》

（１）自主防災体制の強化

事業所において、職場の組織を機能的に活用して、出火防止・初期消火に対する職場内の体制の確立を図る。

（２）地域社会との連携

関係地域の住民、各大字や自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

（３）企業防災の促進

① 事業所等の役割

事業者は、被災による業務中断という事態に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に事業継続計画（BCP）計画を策定・運用するよう努める。

また、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

② 市の役割

市は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

4. 地区防災計画の策定

《生活安全課》

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、災害が発生した場合における相互の支援、その他の当該地区における防災活動に関する地区防災計画を策定することができる。

市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、市防災会議において、その必要があると認める時は、本計画に当該地区防災計画を定める

第3節 台風・大雨による浸水の予防

(総務部、産業観光部、都市整備部、奈良県広域消防組合)

1. 河川・用排水路・ため池の防災対策の強化

《農林課、建設課》

(1) 河川・用排水路の改修、維持、管理

建設課は、河川及び用排水路について、氾濫防止のため改修、維持、管理を行う。なお、県管理の河川については、高田土木事務所等に対して事業の整備促進を要望していく。

(2) ため池の防災対策

農林課は、以下に示すため池防災対策を推進する。

① ため池整備事業の実施

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等で整備を要するため池や耐震調査の結果、補強を要するため池等について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業（県営ため池整備事業等）を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。

② ため池等防災対策等推進事業の実施

県と連携して、堤高10m以上または貯水量10万 m^3 以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池（防災重点ため池）について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等、ため池防災対策等推進事業を推進する。

③ 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。

2. 監視警戒体制の整備

《農林課、建設課》

集中豪雨等で氾濫等の危険が予想される河川・用排水路・ため池に対して、監視体制の充実や緊急情報の伝達体制の強化に努めるものとする。

3. 水防訓練

《生活安全課、奈良県広域消防組合》

葛城市、奈良県広域消防組合、消防団等により、水防訓練を実施するよう努める。

4. 洪水浸水想定区域等の周知

《生活安全課》

水防法に基づき、県より示された葛下川、高田川、葛城川の洪水浸水想定区域について、その

区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定めるほか、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し分かりやすく危険箇所や重要水防箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知する。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成しなければならない。

第4節 土砂災害の予防

(総務部、都市整備部)

1. 危険予想箇所の周知

《生活安全課、建設課》

危険予想箇所（土砂災害警戒区域等）の周辺住民等に対して、ハザードマップ等の作成や配布により、当該地域が危険予想箇所であること、避難情報の伝達方法、避難場所、避難経路等を周知する。

2. 予防措置の指導

《建設課》

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と、危険を及ぼすような施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう行政指導を行う。

3. 崩壊防止工事の実施

《建設課》

県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

特別な条項を具備した場合は国庫補助等により崩壊防止工事が実施されるので、関係機関と連携を密にし実施の促進を図る。

4. 危険地域における情報伝達・避難体制の整備

《生活安全課、建設課》

生活安全課は、指定・公表された土砂災害警戒区域、土砂災害警戒情報、土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用し、避難指示等の判断基準や伝達方法を整備する。避難指示等の判断基準は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに発令することを基本とし、国や県からの助言も活用するとともに行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携をとることが必要である。

また、建設課は、危険地域周辺において防災パトロールを行い、緊急情報の伝達にも努めるものとする。

5. 警戒避難体制の整備

《生活安全課》

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、住民が安全で円滑な避難ができるように当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び情報の伝達方法
- (5) 救助に関する事項

なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をしなければならない。

第5節 地震災害の予防

(総務部、都市整備部、関係各課)

1. 地震災害危険予想区域及び対策の周知

《生活安全課、建設課》

住民に対し、地震災害危険予想区域及び地震災害被害を防止する方策等について広報誌等により周知し、自主的な対策を促す。

また、大地震時に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地について、県が作成する大規模盛土造成地マップをもとに住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

2. 建設予定の市関係施設の耐震性の配慮

《関係各課》

市関係施設を新築、改築する際、地震災害危険予想区域を十分考慮し、適切な耐震性を確保するようにする。

3. 被災建築物及び被災宅地危険度判定体制の整備

《関係各課》

地震発生後の被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を円滑に実施する体制の整備に努める。

また、関係各課は職員を県が行う各判定士養成講習会へ派遣する等により、各判定士の登録を促進するとともに、県と連携して、各判定用資機材の備蓄に努める。

住民に対しては、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

4. 地震防災緊急事業五箇年計画

《関係各課》

地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべきものとして、県が策定する奈良

県第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて、本市域に係る事業の推進に努める。

第6節 火災の予防

(総務部、産業観光部、都市整備部、奈良県広域消防組合)

1. 消防団の強化

《生活安全課、奈良県広域消防組合》

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

(1) 他の組織との連携

① 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

ア) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ) 大規模災害時を想定した実践的な実働(初期消火・避難誘導・応急手当等)・図上訓練

② 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

ア) 定期的な合同訓練等による連携強化

イ) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

③ 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

④ 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

(2) 消防団員の確保

① 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

② 被雇用者(サラリーマン)団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

③ 女性団員および若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。市は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

2. 出火の防止

《奈良県広域消防組合》

(1) 火気使用設備器具の安全化

地震時における燃焼機器の安全化、使用取扱いの適正化を図るとともに、火気使用場所の環境整備について指導の徹底を図る。また、安全器具として安全暖房器具、安全調理器具、感震ブレーカーの使用普及を図る。

(2) 石油等危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び保安性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

(3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う市内の学校、病院等に対し、立入検査を計画に基づき実施し、保管の適正化を指導する。事業所に対しても実態調査等を行い、薬品容器の落下防止、収納棚の転倒防止等の指導や薬品の混合、混触による発火防止の意識の啓発を図るとともに具体的な安全対策の指導を推進する。

(4) 電力施設の安全化

電力等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。

(5) ガス設備の安全化

ガスによる家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について指導促進を図る。

(6) 査察時における出火危険排除の徹底

市内の防火対象物に対し、査察計画に基づく査察を実施し、地震時における出火の危険排除を図る。

(7) 住民の防災意識等の高揚

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備えなど、防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

3. 初期消火体制の強化

《奈良県広域消防組合》

(1) 事業所の自主防災体制の強化

事業所において、職場の組織を機能的に活用して、出火防止・初期消火に対する職場内の体制の確立を図る。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

（2）家庭への防災機器及び消火器の普及

住民啓発を通じて、各家庭での防災機器（火災警報器）や消火器、バケツ等の備えを呼びかける。

4. 火災の拡大防止対策

《生活安全課、農林課、建設課、奈良県広域消防組合》

（1）消防活動体制の強化

消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、隣接市等との広域的な連携を深め、消防力の強化を図る。また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、災害時の活動要領の習熟に努める。

（2）情報通信体制の強化

災害に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、災害時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、総合的な情報通信体制の強化に努める。

（3）消防水利の充実強化

既存消防水利の機能維持を図るほか、災害時の同時多発火災に対処するため、火災の危険の高い地域に留意し、災害消防活動に有効な水利を含む消防水利の整備に努める。また親水環境・水辺公園の整備やため池の整備と一体となった多角的な消防水利の確保に努める。

（4）消防活動路等の確保

災害時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されることから、消防活動路を確保するための対策を推進する。

（5）地域ぐるみの防災対策

事業所の自衛消防組織と各大字や自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導する。

（6）災害用消防水利の確保

地震時には停電や水道管の破裂等の事態が予想され、消火栓の使用が不能になることが考えられるので、耐震性貯水槽の設置を進める。

5. 林野火災の防止

《農林課、奈良県広域消防組合》

（1）林野火災予防思想の普及対策

- ① 報道機関及び林野関係機関の協力を得て、住民一般に周知するとともに、休憩所、又は表示板を利用した防火標語の掲示を行う。
- ② タバコの吸がらの投げ捨て防止の徹底を図る。
- ③ 火入れに関する許可、届出の指導と防火設備の完備及び不始末の防止に努める。
- ④ たき火等の行為と消火準備及び後始末の指導を行う。
- ⑤ 生徒（児童）による火遊び防止に努める。

（2）消火体制の確立

- ① 山林所有者、山林作業者及び山林関係官署及び自衛隊との連絡の緊密化並びに山野の地水利、森林の状況の把握に努める。
- ② 山林消火資機材等の整備に努める。

（3）山林防火パトロールの強化

火災発生の危険性の高い場所でのたき火や喫煙者への巡回指導を行う。

（4）警戒業務

① 普通警戒

気象条件の悪化等により火災発生及び延焼拡大を伴うおそれのあるときは、消防職員等により管内の巡視警戒を行う。

② 特別警戒

異常気象時には、広報車及び防災行政無線を活用して、住民一般に啓発を行い、火災発生危険の排除を図るものとする。

第7節 都市の防災構造化

（総務部、市民生活部、都市整備部、上下水道部、奈良県広域消防組合）

1. 都市の防災構造化の推進

《都市計画課》

災害に強いまちづくりのため、防災に資する各種都市施設を都市計画に位置づけ、総合的、一体的整備を図る。

都市の防災構造化にあたっては、立地適正化計画に基づき防災空間の確保や木造老朽住宅の密集地の改善に努めるとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市施設の整備に努める。

2. 耐震、耐火建築物の建築促進

《生活安全課、都市計画課》

都市の不燃化及び耐震化を促進するため都市防災、土地の合理的利用に寄与する耐震、耐火の建築を普及するよう関係機関と協力するものとする。

また、県の既存木造住宅耐震診断支援事業を活用した既存木造住宅等の耐震診断支援や、防災上重要な施設である市庁舎や避難所、病院等の耐震化、天井等の非構造部材の耐震対策を促進するよう努める。

市街地における延焼及び類焼による被害の拡大を防除する必要があると認められる地域について、防火地域又は準防火地域を定める。

なお、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努める。

3. 道路施設被害応急復旧体制の整備

《生活安全課、建設課》

(1) 緊急輸送道路等の重要道路（橋梁）の明確化

緊急輸送道路は、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つの区分とする。

種別	道路の機能	路線名
第1次緊急輸送道路	① 県外から支援を受けるための広域幹線道路	南阪奈道路 国道24号線
	② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路	国道165号バイパス (大和高田バイパス)
	③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路	御所香芝線
	④ 災害拠点病院にアクセスする道路	
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路	御所香芝線 国道166号

市では今後、県が指定した緊急輸送道路と市内の防災拠点を結ぶ市道について計画的に整備を進めるとともに、災害発生時における緊急啓開・道路復旧の円滑な体制確保に努める。

(2) 緊急輸送道路等の重要道路（橋梁）の耐久性の向上

建設課は、緊急輸送道路等の重要道路（橋梁）について、ネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の4分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。

(3) 緊急啓開・復旧体制の整備

建設課は、土木建設資機材等を有する関係業者等との間で、応援協定を締結するとともに災害時の緊急啓開・復旧区間の役割分担等について定める。

4. 防災拠点の整備

《生活安全課》

災害時に市が実施する防災活動の拠点となる施設等を以下のような防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 災害対策本部：葛城市役所（新庄庁舎）

災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担い、市全体の災害対応を統括する拠点。

なお、庁舎が被災した場合に備えて、第2災害対策本部の設置について検討する。

(2) 応援部隊の受入れ・活動拠点

自衛隊や県から派遣された要員等の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積場所としての役割を担う拠点。

(3) 地域内輸送拠点

救援物資等の受入れ、保管、仕分けを行い、避難所等へ適切な出荷を行うための拠点。活用可能な民間事業者の管理する施設の把握もしておく。

5. ヘリコプターの受入れ体制の整備

《生活安全課》

市は、県消防防災ヘリコプター等の受け入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

6. ライフライン施設等の災害予防

《水道課、下水道課》

(1) 水道の災害予防

水道課は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、以下の災害予防対策の実施に努める。

- ① 水道施設の耐震化
- ② 水の融通体制の確立
- ③ 防災用資機材等の整備
- ④ 給水データベースの整備
- ⑤ 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

(2) 下水道の災害予防

下水道課は、異常気象に備え自家発電設備や機器の整備点検を定期的に行い、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。

定期的にマンホール等の地表寄りの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

また、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

(3) その他ライフライン施設の災害予防

市は、災害の発生に備えて、一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

7. 危険物施設等の災害予防

《奈良県広域消防組合》

消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。

また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。

8. 火葬場等の確保

《環境課》

- (1) 火葬の受け入れ態勢等を把握し、火葬データとして整理する。
- (2) 近隣市町村間及び近隣都道府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

9. 廃棄物処理体制の整備

《環境課、クリーンセンター》

(1) 相互支援体制の構築

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。また、処理活動に係る動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係事業者等との協定の締結に努める。

(2) 廃棄物処理施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を進めるとともに、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(3) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(4) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

第8節 文化財災害の予防

(教育部、奈良県広域消防組合)

1. 文化財の保護対策

《教育総務課、奈良県広域消防組合》

防災管理を遂行していくため、所有者、管理者と災害に対する予防策を協議するとともに、防火設備等の充実や、定期的かつ適切な小規模修理、日常的な維持管理による耐震性向上を図るものとする。

2. 文化財防災思想の普及

《教育総務課、奈良県広域消防組合》

所有者、管理者のみならず、広く住民にも文化財の重要性を認識してもらえよう、文化財保護思想の普及に努め、文化財防火週間等の行事を通じて、防災・防火に関する訓練や学習等に努める。

第9節 防災体制の整備

(総務部、企画部、産業観光部、都市整備部、保健福祉部、こども未来創造部)

1. 災害応急体制の整備

《生活安全課》

生活安全課が中心となり、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、勤務時間外においても迅速に災害活動体制を確立するため、災害時の職員初動マニュアルを作成、配布するとともに、定期的に訓練を実施し、動員や配備、任務分担、災害時の活動手順、資機材や装備の使用方法、他の防災関係機関との連携方法等について周知徹底を図る。

さらに、人的被害の数など災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

2. 災害時の職員連絡体制の整備

《生活安全課》

市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、職員緊急連絡網を作成し、全職員に周知徹底を図る。

3. 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄

《生活安全課》

市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推

進する。

4. リ災証明書の発行体制の整備

《生活安全課、税務課、収納促進課、会計課》

災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

5. 防災関係機関との連携

《生活安全課、関係各課》

生活安全課は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に、情報の共有化に努める。

6. 市業務継続計画（BCP）の運用

《全課》

市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）の運用に努める。

7. 支援・受援体制の整備

《生活安全課、健康増進課、農林課、都市計画課、建設課》

（1）支援体制の整備

- ① 担当各課は、医師、看護師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- ② 生活安全課は、近隣市町村をはじめ、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- ③ 生活安全課は、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

（2）受援体制の整備

- ① 生活安全課は、県受援マニュアルとの整合性を図った受援マニュアルを策定し、以下の事項について検討する。
 - ア) 人的支援ニーズの情報を発信し、県リエゾンや応援職員を受入れるなどの業務を担当する専任の班を設置する。
 - イ) 県リエゾン等の活動拠点となる執務室を予め確保する。
 - ウ) 発災時に応援が必要となる業務を洗い出す。

- エ) 応援要請の人員規模、期間、業務内容及び特記事項などの具体的な内容を検討する。
- ② 生活安全課は、災害時に迅速かつ適切な受援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図る。
- ③ 生活安全課は、近隣市町村をはじめ、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の受援体制を確認しておく。

第10節 災害通信・広報体制の整備

(企画部、総務部)

1. 災害情報等の収集報告体制の整備

《生活安全課、企画政策課》

(1) 収集報告系統の整備・明確化

生活安全課は、災害情報、被害状況の把握が円滑に行われるよう災害情報等の収集・報告系統を現状に則して、整備・明確化しておくものとする。

(2) 収集すべき情報の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報について、職員が十分理解していなければならない。

特に災害発生直後においては、住家被害数のみならず、ため池決壊等二次災害の危険箇所や火災発生現場数等の人命にかかる情報の把握が重要であることを認識しておく必要がある。従って、生活安全課は、どの時点でどんな情報を収集すべきかを平時から整理しておく。

(3) 民間協力体制の整備

被害状況の調査には、各大字や自主防災組織、さらには民間団体の協力が不可欠である。生活安全課、企画政策課は、これら住民・民間団体等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得るため、平時から、災害時における情報連絡体制の充実を図っていくとともに、災害時協力協定等の締結を行っていくものとする。

2. 予警報等の受領伝達体制の整備

《生活安全課》

(1) 情報活用能力の向上

奈良地方気象台が発する気象に関する予警報、又は国、県その他の機関の設置する観測機器等から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結び付けられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修等により向上させるものとする。

(2) 関係機関からの情報収集伝達体制の充実

気象台や県等からの気象情報の収集伝達体制の充実を図るとともに、場合によっては、民間気象解説機関による気象情報も適宜取り入れ、情報収集伝達体制の充実を図る。

3. 災害通信体制の整備

《企画政策課、生活安全課》

(1) 防災行政無線等の充実

災害時活動における、市の各活動班及び市内の防災関係施設との情報交換を円滑に行うため、市防災行政無線を活用するとともに、機器の保守・点検により、情報通信機器の円滑な利用環境の維持・確保を図るものとする。

また、防災行政無線の各戸配布に努めるとともに、県防災情報システムについても、日頃から関係機関と密接な関係を保ち、使用方法の習熟により、通信・協力体制を確立しておくものとする。

なお、県が整備した県防災情報システムは、Lアラート（災害情報共有システム）等に連携しており、住民への速やかな情報提供が可能である。そのため、市は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難指示等発令情報は携帯電話事業者へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

(2) 通信体制の充実

無線等通信施設は、防災担当課のみが操作できればよいということではなく、災害の規模や参集状況においては、だれでも操作できる必要があり、日常から時期を定めて通信施設の利用についての研修、訓練を行うことが必要である。

特に、生活安全課は災害対策本部が設置された場合、広報、通信の担当であるため、複数の通信担当者を定めておき、日常からの操作の熟知を図り災害発生時の体制を整備するとともに、職員の情報伝達網について、複数の案を日常より計画し、防災訓練等において検証する。

また、アマチュア無線の活用についても有効に情報の伝達ができる体制づくりの検討や、災害時優先電話、衛星携帯電話の活用を行うものとする。

4. 災害広報体制の整備

《企画政策課、生活安全課》

(1) 初動期広報体制の充実

勤務時間外での災害発生に対しても、的確な広報活動を実施できるよう、初動期広報担当者を確保する。

(2) 報道機関との協力体制の整備

災害時における広報に関しては、報道機関の役割が重要となるため、日頃から報道機関と災害時の広報のあり方等について協議しておく。

また、災害発生時に報道機関に対して、広報をどのように行うかを防災訓練等を通じて検証しておく。

（3）避難所における広報体制の整備

避難所における広報手段としては、掲示板への掲示、広報誌・ビラ等の配布などが考えられるが、平時からどの手段をどう用いるかを検討しておくものとする。

また、広報の内容は、災害発生から初動期、救援期へと移行していくに従って、必要とされる情報が変わっていくため、どの時期に何の情報を広報すればよいかを平時から考慮しておくものとする。

（4）広報案内の充実

災害時には極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要があるため、以下に示す多重化・多様化した伝達手段を確保することで、様々な制約下でも対応可能な広報体制確立に努めるとともに、県と連携する。

- ① 市防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- ② ホームページ
- ③ Jアラート（全国瞬時警報システム）
- ④ Lアラート（災害情報共有システム）
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ LINE等のSNS
- ⑦ 広報車による広報
- ⑧ 電話、FAX、登録制メール
- ⑨ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

また、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、平時から様々な状況や対象者を想定した広報例文を準備しておき、迅速・的確な広報活動に資するものとする。

第11節 災害支援物資等の供給体制の整備

（総務部、都市整備部、上下水道部）

1. 給水体制の整備

《水道課》

（1）効果的な給水方法の検討

水は住民生活に一時も欠かすことができないため、災害後の早い段階から水需要が増大する。この需要に適切に対応するためには、多くの人力・車両を必要とする運搬給水方式のみでは効率が悪いと、給水所に仮設共用栓を設ける等の方法についても検討しておくものとする。

（2）給水施設の応急復旧体制の整備

取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。また、重要度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておく必要がある。

（3）耐災害性の水道施設の整備

あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくものとする。また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を図る。

- ① 緊急遮断弁の設置を図る。
- ② 送水管継手を耐震性の高いものと順次交換を行う。

（4）給水用資器材の整備

必要なトラック、給水タンク、運搬者、給配水連絡管等及び給水容器類を準備しておくとともに、容器の借上げ及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

（5）貯水・給水意識の向上

住民及び各大字や自主防災組織等に対して、災害に備えての飲料水の備蓄及び災害時に緊急給水の必要が生じた際の給水の方法について、広報誌や訓練時の指導により知識を高める。

2. 食糧供給体制の整備

《生活安全課》

（1）食糧の必要量の把握と供給

食糧については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

（2）災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって、質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて必要最小限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

- ① あらかじめ、関係団体（企業）との間で協定を締結。
- ② 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年把握・確認する。
- ③ 災害発生時の食糧等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。また、家庭内備蓄として、3日分の飲料水や食糧、非常持ち出し品の確保を行うよう住民の指導に努める。さらに、災害時の炊飯体制についても関係機関（地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等）との協力体制を整え、毎年、文書や訓練により、各団体の役割を確認しておくものとする。

3. 生活物資供給体制の整備

《生活安全課》

（1）生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄は必要最小限にとどめ、協定業者から速やかに調達することで対応

第2章 災害予防計画

第11節 災害支援物資等の供給体制の整備

し、状況により県等に応援を要請する。不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者に依頼する生活必需品に関しては、量についての計画を今後定めていく。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限行う。そのために、次のような体制を整える必要がある。

- ① あらかじめ関係団体（企業）との間で協定を締結。
- ② 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年把握・確認する。
- ③ 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。従って、各市町村が過去の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に平時から供給品目について検討しておく。また、品目については高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。

4. 応急住宅等供給体制の整備

《建設課》

(1) 応急仮設住宅の供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

(2) 公営住宅の空き家状況の把握

災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

第12節 救出・避難活動体制の整備

(企画部、総務部、市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部、産業観光部、都市整備部、教育部、奈良県広域消防組合)

1. 救出・救護体制の整備

《生活安全課、企画政策課、健康増進課、建設課、奈良県広域消防組合》

(1) 救出体制の整備

生活安全課、企画政策課は、救出を円滑に行うため、平時から、奈良県広域消防組合、警察署、消防団及び各大字や自主防災組織等と検討し、種々の場合を想定した救出計画を作成する。

また、広域的又は局地的に多数発生することが予想される救出事象に対処するため、より高度な知識、技術を有する消防隊員の指導育成に努める。

（２）保健医療活動体制の整備

- ① 健康増進課は、葛城市医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。
- ② 医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所にした施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。
- ③ 災害時に派遣される保健医療活動チーム（災害緊急医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、県医療救護班、保健師等）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等の整備を図る。

（３）救出機器類の整備

生活安全課、企画政策課は、多数発生することが予想される救出・救護の事象に迅速・的確に対処するため地域ごとに救出用機器類を整備するとともに、その使用、活用方法についても訓練等により熟知し、あわせて各大字や自主防災組織に対して指導を行う。

（４）関係機関との連携

建設課は、高田警察署、救出用の建設資機材を有する土木建設業者及び市内の各事業所等との一貫性ある連携を図り、実効性のある救出体制となるよう防災訓練等を通じて検証を行う。また、土木建設業者と災害時の協力に関する協定等の締結及び緊急連絡方法の確立を行う。生活安全課は、救出活動において、自衛隊を要請した場合の活動体制の確保についても、計画及び防災訓練での検証を行う。

（５）住民指導の推進

生活安全課は、住民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進及び救出現場の情報収集方法と連絡方法についての周知を図る。特に、市民に対しては、日常からどのような防災に努めるべきかという意識の普及及び防災措置の指導に努める。

2. 避難活動体制の整備

《生活安全課、企画政策課、都市計画課、教育総務課、生涯学習課、避難所施設関係部署》

（１）避難の考え方

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「①災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「②自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の二つに分類する。

「①災害から生命、身体を守る危険回避行動」の場合の避難先を「指定緊急避難場所」、「②自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の場合の避難先を「指定避難所」とする。

（２）避難路の選定

生活安全課、都市計画課は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

第2章 災害予防計画

第12節 救出・避難活動体制の整備

- ① 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- ② 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
- ③ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- ④ 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

生活安全課は、指定緊急避難場所及び指定避難所は、それぞれ以下の事項に留意し指定する。

	指定緊急避難場所	指定避難所
定義	切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設	一定期間滞在して避難生活をおくる場所
指定基準	次の災害の種類ごとに指定する。 洪水／崖崩れ、土石流及び地滑り／大規模な火事／内水氾濫・外水氾濫による浸水 ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。 ② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。 ③ 災害が発生した場合において、安全な区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでない。 ④ 災害により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。 ⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあ	① 避難のための立退きを行った居住者又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ② 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤ 災害時要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、災害時要配慮者の円滑な利用の確保、支援体制の整備、良好な生活環境の確保に資する事項について、基準に適合するものであること。

	指定緊急避難場所	指定避難所
指定基準	つては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。	
注意事項	市長は、指定を行う際、当該施設又は場所の管理者の同意を得なければならない。	
通知	市長は、指定を行ったときは、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。	
取消	市長は、当該施設又は場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。	

指定避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、県有施設や民間施設（寺院、ホテル、旅館等）等の利用、隣接市町等との避難者の受入れや指定緊急避難場所の設置に関して検討を行う。

（４）指定緊急避難場所・指定避難所等の整備

生活安全課及び教育総務課、生涯学習課等の施設関係課は、自ら、若しくは管理者（設置者）と十分調整を図り、次の通り整備に努める。

① 指定緊急避難場所及び避難路の整備

- ア) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- イ) 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導表示等の整備
- ウ) 幅員や明るさなど避難路における交通の安全性の確保
- エ) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- オ) 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進

② 指定避難所の整備

- ア) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化
- イ) 設備（非常用電源、衛星携帯電話等の通信手段、食糧、飲料水、簡易トイレ等）の充実による避難施設としての強化
- ウ) 災害時要支援者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備
- エ) 指定避難所の鍵の分散管理
- オ) 指定管理施設の場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担や費用負担の方針等を定める
- カ) 老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけ計画的に安全確保対策を実施

（5）住民への周知

生活安全課、企画政策課は、住民にその土地の災害リスクや避難の考え方、指定緊急避難場所・指定避難所の所在地について最新の情報を周知する。特に、次の点について周知徹底に努める。

- ① とるべき避難行動をあらかじめ考えておくこと
- ② 災害時には状況に応じて「近隣の安全な場所」への立退き避難、「緊急安全確保」といった臨機応変な避難行動をとらなければならない場合があること
- ③ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること
- ④ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること
- ⑤ 居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないこと
- ⑥ 指定緊急避難場所・指定避難所の安全性や整備状況
- ⑦ 防災関連情報の入手手段や活用方法

なお、以下の方法で周知を行うこととする。

ア) 市の広報誌やホームページ

イ) ハザードマップ

ウ) 案内板等の設置（日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する）

- ・誘導標識
- ・避難所案内図
- ・避難所表示板

エ) 防災訓練

（6）避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

① 避難指示等の具体的な発令基準の策定

生活安全課は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準（タイミング・区域）を記した避難指示等の判断・伝達マニュアルを策定する。その際、複数河川の氾濫や水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

② 市、警察、消防等における避難誘導体制の確立

避難誘導については、実際の役割、方法について、種々の場合を想定した防災訓練等により検証しておくものとする。また、要配慮者利用施設への情報伝達体制を防災、福祉部署が連携し定めておく。

③ 住民の避難誘導方法への習熟

関係職員をはじめ住民も避難方法、避難所の特色を理解し、災害発生時に混乱をきたさないようにしなければならない。このため、生活安全課は、各大字や自主防災組織による、災害発生時の避難誘導計画等、地域ごとの実情にあった計画づくりや訓練の強化に努めるものとする。

また、住民、自主防災組織等が一体となってハザードマップの作成を行うこと等により、避難先や安全な避難ルートを確認できるよう努める。

④ 防災上重要な施設における避難計画の作成

学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期す。

- ア) 避難場所及び避難経路
- イ) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ) 避難場所の選定、収容施設の確保
- エ) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法
- オ) 市からの避難指示の情報伝達体制

(7) 避難所の運営

生活安全課は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

① 避難所運営マニュアルの運用・普及

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、作成した「葛城市避難所運営マニュアル」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営の研修や訓練を行い、住民や職員への普及に努める。

② 住民等による避難所の運営体制の整備

地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

③ 避難所開設・運営訓練の実施

地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

(8) 在宅被災者等への支援体制の整備

生活安全課は、在宅被災者が食糧・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け入れることができるよう、支援体制の整備に努める。

3. 災害時要支援者対策

《生活安全課、社会福祉課、子ども未来課、子育て支援課、介護保険課、地域支援課、市民窓口課、総合窓口課、商工観光プロモーション課》

災害時要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者とする。

生活安全課、社会福祉課、介護保険課、地域支援課は、避難行動要支援者に係る全体的な
え方を整理し、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

生活安全課、社会福祉課、介護保険課、地域支援課、市民窓口課、総合窓口課は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法の規定に基づき必要な情報を収集して災害時要支援者台帳の作成及び定期的更新を行う。

自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会をはじめ、その他の地域に根差した幅広い団体構成員並びにその他災害時要支援者の避難支援に関わる者とする。

ア) 高齢者	一人暮らし高齢者・高齢者（75歳以上）のみの世帯 介護保険 要介護3以上の者
イ) 身体障がい者（児）	身体障害者手帳2級以上の者
ウ) 知的障がい者（児）	療育手帳A・A1・A2の者
エ) 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級の者
オ) 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（要継続的医療支援者）	
	（例）人工透析を受けている者、酸素供給装置を使用している者等
カ) 上記に準ずる者で支援が必要な者	

台帳には、以下に掲げる個人情報登録する。

なお、台帳の個人情報、登録申請書を基本に登録を行い、登録申請は、随時受付するとともに、区長、民生児童委員等の協力により登録することを推奨する。また、申請書には個人情報保護の観点から台帳作成の趣旨を明記して対象者本人又はその家族の同意を得る。

- ア) 氏名・性別・生年月日
- イ) 住所・自治会
- ウ) 電話番号・携帯番号等の連絡先
- エ) 避難支援を必要とする事由
- オ) 前に掲げるものの他、避難支援の実施に関し市長が必要と認める事項

台帳を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り台帳情報を最新の状態に保つ。また、転居や死亡等により、災害時要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、更新時に台帳から削除する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても台帳の活用を支障が生じないよう、

台帳情報の適切な管理に努める。

⑤ 台帳情報の提供に際し個人情報漏えいを防止するための措置

ア) 台帳を外部に配布する際には、秘密の保持等を明記した受領書の提出を求める。

イ) 台帳更新の際は、必ず古い台帳については市役所に返還を行う。また役員交代等管理者変更の際は、交代時に新しい人の受領書の提出を求める。

⑥ 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難の発令など必要な通知又は警告を発令する場合、避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達など避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(3) 避難行動要支援者に対する支援

① 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から、災害時要支援者の一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画の作成を進める。

地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と避難支援者や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成し、必要最小限の関係部署のほか関係支援団体など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立する。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新を行う。

② 地域における支援体制のネットワークづくり

事前に把握した災害時要支援者の情報を基に、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

③ 福祉避難所の整備

一般の避難所での生活が困難となる災害時要支援者のために、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設や旅館・ホテル等を「福祉避難所」として指定するように努める。

指定に際しては、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前に協定を結んでおく。

第2章 災害予防計画

第12節 救出・避難活動体制の整備

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう県と連携し、周知・広報を行う。

(4) 要配慮者利用施設における対策

要配慮者利用施設には、災害発生時に自力で避難できない人々が多く入所通所しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。生活安全課、社会福祉課、子育て支援課、子ども未来課、介護保険課、地域支援課は、各施設に次の対策を求める。

① 防災体制の強化

災害発生時に遅滞なく円滑な要支援者対策を図るため、職員の任務分担、動員体制、地域との連携等防災組織体制の確立とともに、保護者への緊急連絡や利用者への対応策など、的確な体制の強化を図るとともに防災訓練等の実施による防災意識の高揚に努める。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

市は、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

② 施設、設備等の安全の確保

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や附属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。

また、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努める。

(5) 在宅で介護等が必要な者への対策

心身に障がいをもつ者（児童を含む。以下同じ）、長期臥床又は認知症等の高齢者、病弱者、乳幼児など、在宅で介護等が必要な者については、防災上の特別の配慮を必要とする。社会福祉課、子育て支援課、子ども未来課、介護保険課、地域支援課は、次の対策に努める。

① 対象者の範囲

防災上対象となる要支援者の範囲は、在宅で生活を営む次の障がい者、高齢者及びこれらに準ずる者と考えられる。

ア) 障がい者

- ・身体障がい者（身体障がい者手帳4級以上）
- ・知的障がい者（療育手帳の交付を受けた者）
- ・精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者）

イ) 高齢者

- ・常時寝たきりの状態にある者
- ・中度以上の認知症を有する者
- ・常時ひとり暮らしの者

ウ) 病弱者

エ) 乳幼児

② 対象者の把握

民生児童委員を中心に、地域住民等との協力体制を構築し、災害時要支援者に係る状況把握に努める。

③ 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア) 対象者及びその家族に対する指導

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力すること。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ) 地域住民に対する指導

- ・各大字や自主防災組織等において、地域移住の要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること。
- ・発災時には対象者の安全確保に協力すること。
- ・地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること。

(6) 外国人等に対する対策

商工観光課は、外国人や観光客等は、言葉に不自由なこと、地理に不案内であること等から、災害発生時には弱い立場に置かれることが多いことから、災害情報の提供についてはできるだけ多言語やピクトグラム（図記号）、やさしい日本語で行うこととし、日頃から通訳者の確保に努める。

第13節 帰宅困難者対策

(総務部、産業観光部)

1. 普及啓発

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

地震等の災害発生時には、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、外食事業者等）について啓発を行う。

2. 情報提供の体制づくり

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

避難所、交通機関の運行や復旧状況等の情報を、駅、交番、主要公共施設等における張り紙、放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

3. 事業所等における対策

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

事業所等における水、食糧、毛布などの備蓄の推進や従業員等を一定期間事業所内にとどめて

おくためのルールづくり等の啓発を行う。また、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の沿道民間事業者について、トイレ利用や情報提供も含めて、協力を求める。

4. 一時滞在施設の確保

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるように努める。

第14節 ボランティア活動支援環境の整備

(企画部、総務部、保健福祉部)

1. 災害ボランティア拠点の整備

《人事課、生活安全課、社会福祉課》

市社会福祉協議会は、市と連携して、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置運営できるように、体制整備に努める。

2. ボランティア活動支援体制の整備

《人事課、生活安全課、社会福祉課》

市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティアと連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

3. 災害ボランティアの育成・啓発

《生活安全課、社会福祉課》

市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、災害ボランティアの育成・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。

4. 専門ボランティアの把握

《人事課、生活安全課、社会福祉課》

市社会福祉協議会は、市と連携して、県ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット）等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立及び動員

(総務対策部、企画対策部、各班)

1. 災害対策本部設置の基準

以下の場合のように、市内に災害が発生し又は発生が予想されるときは、市長は災害対策本部を新庄庁舎（2階 204 会議室）に設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え事態の処理にあたるものとする。

- (1) 気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水等の注意報又は警報、特別警報が発表され、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 大規模な火災、爆発等が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (3) 震度 5 弱以上の大規模な地震が発生したとき。
- (4) その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、特にその対策を必要とするとき。

2. 災害対策本部の設置

《防災班》

市は、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確保する。

(1) 災害対策本部の組織

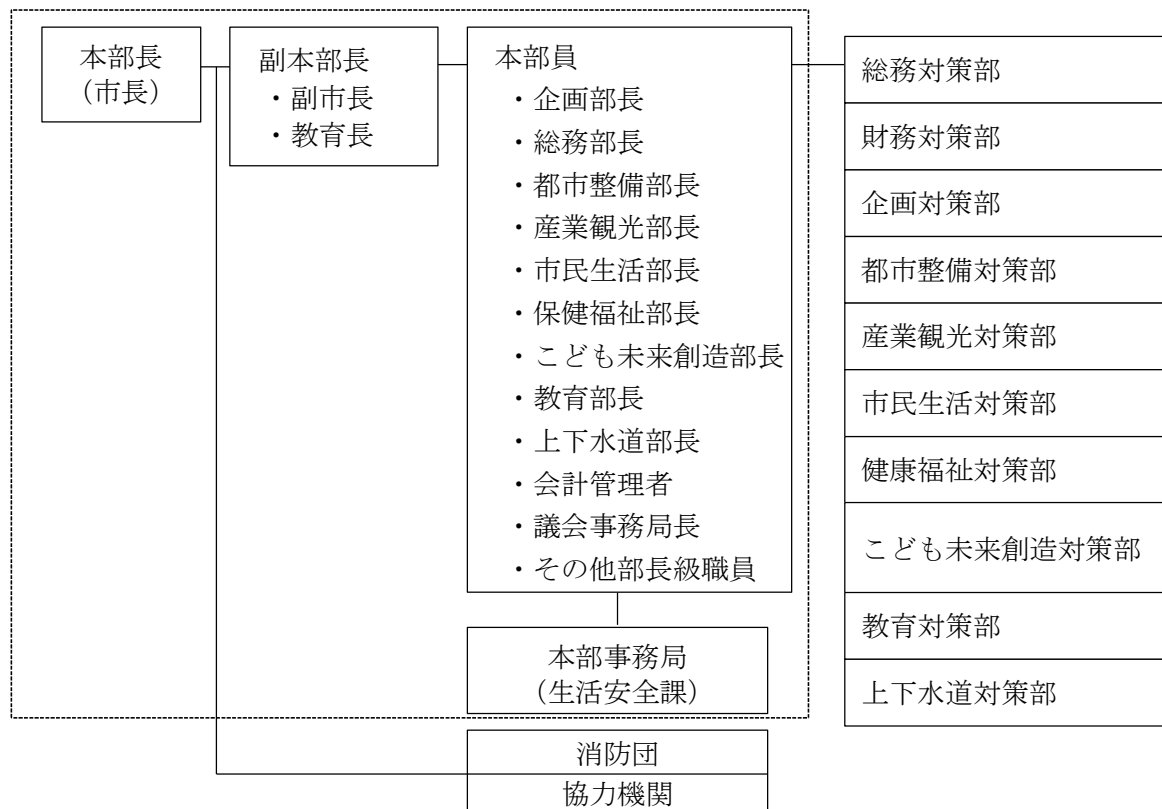
災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をあて、組織表及び任務分担表により業務を処理する。

本部長不在時の職務代理者は、副本部長のうち副市長、教育長の順に職務にあたるものとする。

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立及び動員

本部



(2) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	備考
各課及び出先	庁内放送	生活安全課長	通知を受けた各部班長は、職員に徹底させるものとする。
住 民	防災行政無線等、広報車	〃	
県（災害対策本部）	防災情報システムその他迅速な方法	〃	
	固定電話その他迅速な方法	〃	
奈良県広域消防組合	固定電話その他迅速な方法	〃	
高田警察署			

(3) 災害対策本部の標識等の掲出

災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を新庄庁舎に掲示する。

(4) 本部会議の実施

本部会議では、災害応急対策の基本方針の決定、その他次に示す事項について協議する。

① 報告事項

気象・地震情報及び災害情報、配備体制、各部の被害・措置状況等

② 協議事項

応急対策への指示、各部各班間の調整事項の指示、広域応援・自衛隊等への災害派遣要

請の要否等

3. 災害対策本部の解散

《防災班》

(1) 災害対策本部解散の判断

災害対策本部は、市内について災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は応急措置が概ね完了したと認めた場合は解散する。

(2) 災害対策本部解散の通知

上記、2.(2)の設置の通知に準じて処理する。

4. 災害対策本部の任務表

《各班》

部名	班名（課名）	所掌事務
総務対策部	防災班 (生活安全課)	・本部事務局（本部の設置・運営・閉鎖） ・気象・水位等の情報収集 ・避難指示等の発令 ・各部、関係機関との連絡調整 ・県（災害対策本部）との連絡報告 ・自衛隊等の応援要請 ・被害状況とりまとめ ・消防団との連絡調整
	庶務班 (総務課) (財政課) (管財課)	・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ ・災害予算及び災害時の資金運用 ・災害に伴う財政に関する政府機関との連絡調整
	調査経理班 (税務課) (収納促進室) (会計課)	・災害救助費の出納 ・本部経理 ・災害状況調査 ・り災証明の発行 ・市税等の納税緩和措置
企画対策部	広報班 (人事課) (企画政策課) (情報推進課) (議会事務局)	・本部長等の秘書 ・災害視察者、見舞者の応接 ・広報 ・通信機器・情報システムの機能確保 ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立及び動員

部名	班名（課名）	所掌事務
	動員班 （人事課）	・ 職員の動員配備 ・ 職員の現況把握（安否確認） ・ 職員、派遣職員の宿舍、給食 ・ ボランティア活動等の支援・受け入れ ・ 労務等の確保・供給
	自治班 （企画政策課）	・ 各大字や自主防災組織等との連絡
市民生活 対策部	庶務班 （人権政策課） （環境課）	・ 本部事務局・各部との連絡及び報告 ・ 部内各班との連絡調整 ・ 部所管の被害状況のとりまとめ ・ 遺体の埋火葬 ・ 愛玩動物の収容
	衛生班 （クリーンセンター）	・ 生活ごみの収集及び処理 ・ し尿の収集及び処理 ・ 非常清掃の実施 ・ 災害廃棄物の処理
	新庄地区・避難誘導班 （市民窓口課） （保険課） （環境課）	・ 避難所の開設、管理運営 ・ 被災者の避難誘導 ・ 災害時要配慮者対策
都市整備 対策部	土木班 （都市計画課） （建設課）	・ 街路等所管施設の被害状況の収集・調査 ・ 被災建築物・宅地の危険度判定 ・ 住宅の応急修理 ・ 応急仮設住宅の建設 ・ 公共施設の応急修理 ・ 本部事務局・各部との連絡及び報告 ・ 部内各班との連絡調整 ・ 部所管の被害状況のとりまとめ ・ 道路、河川、橋梁等土木施設、及び公園の応急復旧 ・ 道路、河川、橋梁等土木施設、及び公園の被害状況の調査 ・ 緊急輸送路の確保及び交通規制
産業観光 対策部	農林商工班 （農林課） （商工観光プロモーション課）	・ ため池、井堰等の応急復旧 ・ 農地、山林、農林産物、農業用施設等の被害状況の調査 ・ 商工業及び観光施設等の被害状況の調査 ・ 本部事務局・各部との連絡及び報告 ・ 部内各班との連絡調整 ・ 部所管の被害状況のとりまとめ ・ 旅行者及び帰宅困難者支援
保健福祉 ・ こども 未来創造 対策部	救護班 （健康増進課）	・ 医療救護 ・ 疾病予防及び防疫 ・ 遺体収容
	物資班 （社会福祉課）	・ 生活必要物資の確保 ・ 医薬品・医療資機材の確保 ・ 救援物資の受領 ・ 義援金の受領及び見舞金の支給 ・ 災害救助法適用手続き ・ 本部事務局・各部との連絡及び報告 ・ 部内各班との連絡調整

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立及び動員

部名	班名（課名）	所掌事務
保健福祉 ・ こども 未来創造 対策部	物資班 (社会福祉課)	・部所管の被害状況のとりまとめ ・福祉避難所の開設・運営
	当麻地区・避難誘導班 (介護保険課) (地域支援課) (総合窓口課) (子育て支援課) (子ども未来課) (こども・若者サポートセンター) (その他保健福祉施設関係部署)	・避難所の開設、管理運営 ・被災者の避難誘導 ・災害時要配慮者対策
教育対策部	庶務班 (教育総務課)	・文化財の被害状況の調査及び応急復旧 ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ
	教育班 (教育総務課) (学校教育課)	・園児、児童及び生徒の避難、安否確認 ・教材学用品の調達、配給 ・教職員の掌握と動員 ・学校が避難所となる場合の学校運営 ・所管施設の被害状況の調査
	食糧班 (給食センター)	・学校給食 ・応急食糧の調達、炊き出し
	施設班 (生涯学習課) (教育総務課) (その他社会教育・スポーツ施設関係部署)	・文教施設の応急修理 ・仮設校舎の設置 ・所管施設の被害状況の調査
上下水道 対策部	給水班 (水道課)	・飲料水確保 ・応急給水 ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ
	施設班 (水道課)	・水道施設の応急復旧 ・水道施設の被害状況の調査
	下水道班 (下水道課)	・下水道施設の応急復旧 ・下水道施設の被害状況の調査

※災害発生時の初動期においては、各部・各班から招集した職員により、「調査班」を別途編成し、きめ細かな災害・被害情報の収集を図り、効果的な救援活動に活かしていくものとする。

本調査班は、調査終了時に本来の任務にあたるものとする。

※班長は、各部長が指名する者をもって充てる。

※各班は、本任務表によるほか、必要に応じ部内等他班の応援をするものとする。

※本表で分掌されていない応急対策及び関係項目については、本部会議で協議・調整する。

※各所属長は、災害対応が長期化する場合を想定し交替勤務での対応が可能となるように努める。

5. 動員配備の時期・区分の決定

《防災班、動員班》

災害が発生し、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための必要な人員を動員配備する。この場合、災害の種類・規模や災害発生からの時間的経過を勘案し、本部開設前にあつては市長、開設後においては本部長の命により行うものとする。

また、各部の職員動員数及び名簿は別途作成し、毎年の人事異動にあわせて見直しを行う。

職員配備の時期・区分（基準）表

区分		配備時期	配備体制	動員職員
災害対策本部設置前	事前配備	・ 気象業務法に基づく警報等が発表され、災害により被害発生のおそれがある場合、又は震度4の地震が発生したとき ・ 葛城消防署に設置された気象観測装置が、時間雨量20mm以上又は総雨量が80mm以上を記録したとき ・ 避難所の開設が考えられるとき	情報収集及び連絡体制をとり、応急対策準備に必要な体制とする。	・ 生活安全課全職員 ・ 都市整備部、産業観光部、上下水道部の主査級以上 ・ 総務部（生活安全課を除く）、財政課、会計課の課長補佐級以上 ・ 企画部、市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部、教育部の部長級、人事課長 ・ 議会事務局の課長級以上 ・ 市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部の課長以上
		災害により局地的に被害が発生したとき、又は発生することが予想される場合	局地的な災害に対処し得る体制とする。	・ 生活安全課、都市整備部、産業観光部、上下水道部の全職員 ・ 総務部（生活安全課を除く）、財政課、会計課の主査級以上 ・ 市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部の課長補佐級以上 ・ 企画部、教育部の課長級以上

区分	配備時期	配備体制	動員職員
災害対策本部設置後	2号配備 災害により数地区で被害及び震度5弱及び5強の地震が発生したとき、又は発生することが予想される場合	相当規模な被害に対処し得る体制とする。	・総務部、財政課、会計課、都市整備部、産業観光部、上下水道部の全職員 ・市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部の主査級以上 ・企画部、教育部の課長補佐級以上
	3号配備 災害により市全域で被害及び震度6弱以上の大地震が発生したとき、又は発生することが予想される場合	大規模な被害に対処し得る体制とする。	・全職員

※上記各配備時期においては、さらに上の配備段階に移行する可能性を勘案し、動員対象職員以外の職員についても、情報収集と連絡体制の確保に努めるものとする。

※各所属長は、災害対応が長期化する場合を想定し交替勤務での対応が可能となるように努める。

6. 動員配備の伝達と参集

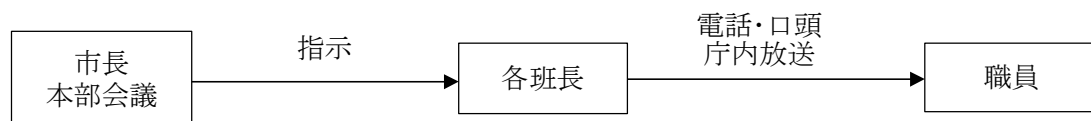
《防災班、動員班、各班》

(1) 平常執務時の伝達と参集

① 平常執務時の伝達

気象予警報や震度観測等の情報により災害発生が予想される場合、その大小により本部会議を開催し、その判断により各班長に連絡し、配備区分に従って配備体制をとる。伝達系統は以下のとおりである。

【平常執務時の伝達系統図】



② 平常執務時の参集

災害が発生し、或いは本部長（市長）が必要と認めたときは、各職員は所属する各班長の指示に従い初動期の配備につくものとする。また、各班は参集状況について動員班へ報告する。

(2) 休日又は退庁後の伝達と参集

① 当直者による非常連絡

当直者は災害対策本部設置基準に係る情報を察知したときは、直ちに生活安全課長に連

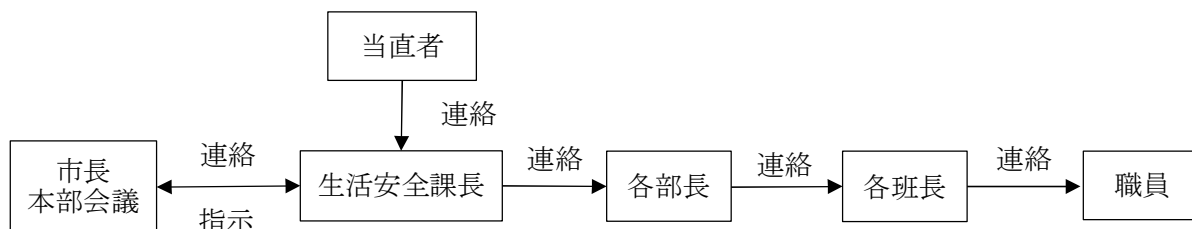
第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立及び動員

絡するものとする。生活安全課長は当直者より連絡を受けた場合は、必要に応じて、市長等に連絡するとともに、関係班長に連絡するものとする。

なお、生活安全課長が不在の場合は、別途作成した当直室備えつけの連絡表の連絡順位に従い連絡する。

【休日又は退庁後の伝達系統図】



② 休日又は退庁後の参集

市職員は、動員配備を行う震度以上の地震が発生した場合、非常呼出しを受けたとき、或いは、電話の不通等で連絡はとれないが激甚な災害発生が市域内で予見されるときは、本人及び家族の安全確認後、速やかにあらかじめ定められた場所に参集しなければならない。また、各班は参集状況について動員班へ報告する。

7. 支援体制の整備

《防災班、動員班》

(1) 被災地への人的支援

- ① 市は、県と連携し、災害時における応援協定や県を通じた要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。その際、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- ② 市は、市内のNPOや企業、民間団体などのボランティア団体等による被災地における活動を支援する。

(2) 避難者の受入れ

- ① 市は、県及び社会福祉法人、NPO団体、災害ボランティアセンター、ボランティア団体等と連携して、相談窓口の設置をし、被災者ニーズの把握と住居の確保や学校の手続きなど、生活全般について対応する。
- ② 市は、市内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

(3) 市災害支援対策本部の設置

市は、被災者支援に関し、被災状況から市長（本部長）が必要と認めた場合、市災害支援対策本部を設置する。なお、事務分掌については、災害対策本部の事務分掌に準ずる。

8. 受援体制の整備

《防災班、動員班》

市職員だけの対応が困難な場合は、迅速に応援要請を行い、次の受援体制を整備する。

- (1) 支援する機関との連絡窓口を事務局に設置
- (2) 各班からの人的支援ニーズ（業務内容、必要人員、期間、特記事項等）の把握、整理
- (3) 応援職員の要請及び職員派遣申し出の受付（人的支援ニーズとのマッチング）
- (4) 派遣部隊等の到着時間、人員、責任者の氏名及び連絡先等の確認
- (5) 各班は派遣部隊等の作業計画の作成
- (6) 必要に応じて食糧、飲料水、宿泊場所、駐車場、資機材等の準備
- (7) 必要に応じてヘリコプター臨時離着陸場の確保
- (8) 応援受入れ状況の把握と記録、応援職員の増減調整

第2節 情報等の収集・伝達・報告

（総務対策部、各班）

1. 気象情報等の収集・伝達

《防災班》

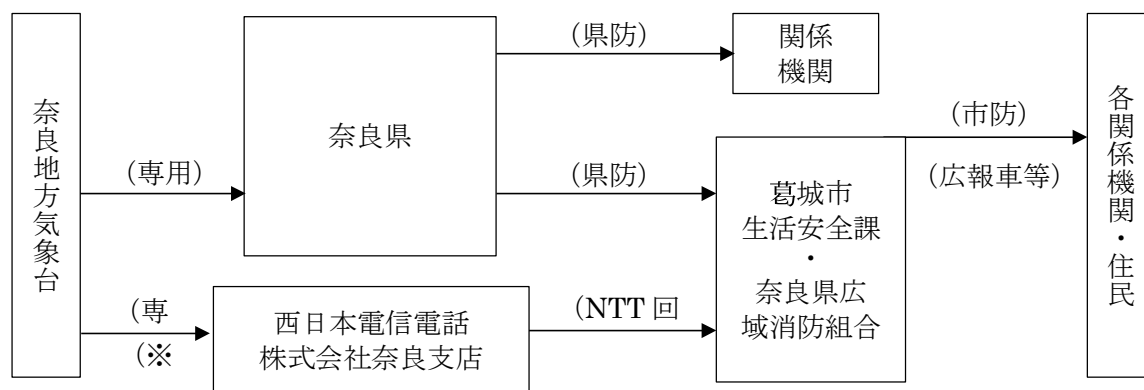
(1) 気象予警報等の収集・伝達

台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、各関係機関及び住民に伝達する。

この場合、必要があると認めるときは、住民等に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について通知及び警告を行う。

① 平常執務時の伝達

【平常執務時の伝達系統図】



※は警報時のみ通知

(市防) 市防災行政無線

(県防) 県防災行政通信ネットワーク

(専用) 専用線又は専用無線

◎土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対しては、市から電話やFAXにより直接伝達する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報等の収集・伝達・報告

② 休日又は退庁後の伝達

休日又は退庁後において警報の伝達があったときは、当直者は生活安全課長に連絡する。
生活安全課長は、状況判断のうえ、必要に応じて市長（本部長）等に連絡する。

（2）気象予警報の対象予報区域

奈良地方気象台が発表する注意報、警報は、奈良県の各市町村ごとに発表する。

（3）異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象の発見、又はその通報を受けた職員は、「災害対策基本法第54条」に基づき、その旨遅滞なく市長（本部長）へ連絡する。

通報を受けた市長（本部長）は、その旨を県、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報しなければならない。

2. 災害情報等の収集報告

《防災班、各班》

（1）初動期の災害情報の収集報告

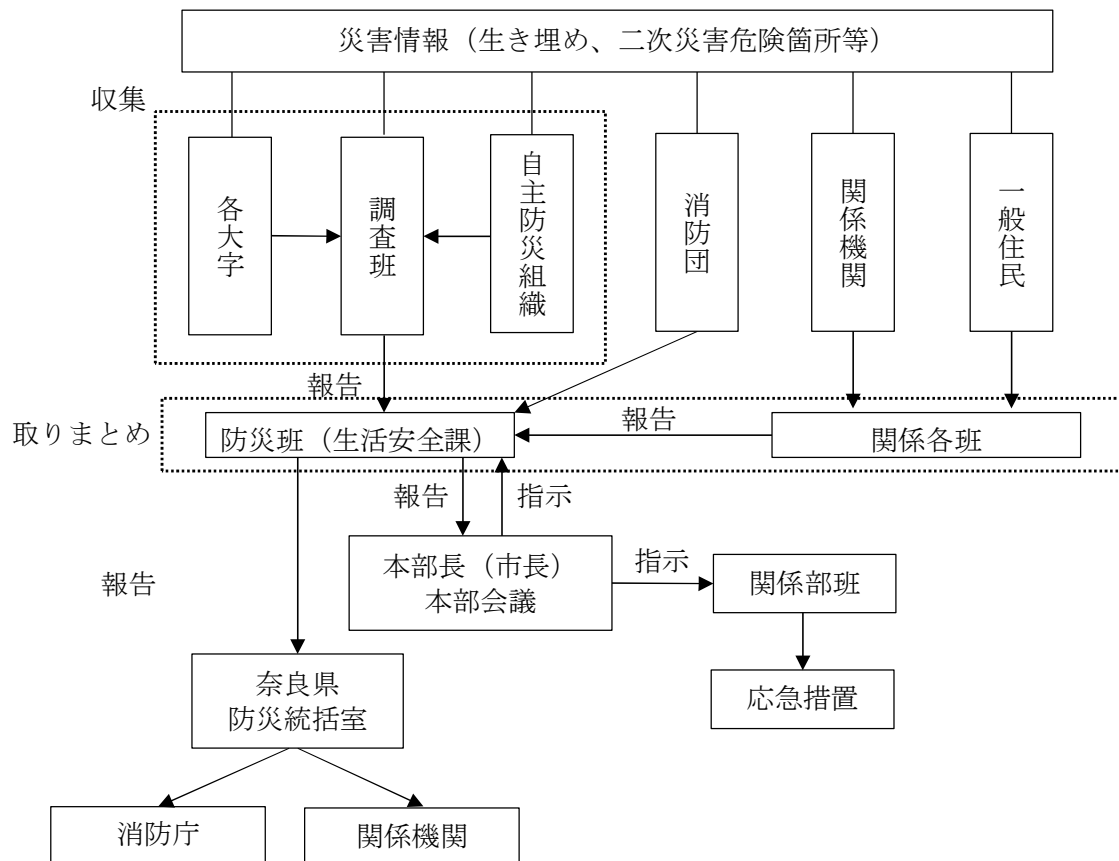
① 初動期の災害情報の収集報告活動

土石流等による生き埋め現場数や崖崩れ、ため池の決壊等二次災害のおそれのある危険箇所、及び地震発生直後の人的被害、倒壊建物等による生き埋め現場数や出火件数、道路・ライフラインの被害等の災害情報、とりわけ人命に係る災害情報については、初動期の調査班が、各大字や自主防災組織等と連絡協調をとりながら情報収集を行い、防災班（生活安全課）に報告する。

防災班（生活安全課）は、各調査班等から報告された情報をとりまとめ、本部会議に上申し、又、県等関係機関へ報告するものとする。

本部長は、これらの情報及び現場の状況等を総合的に勘案しながら、避難誘導の指示や応援要請等を行う

【初動期の災害情報の収集報告系統】



なお、非常災害の場合であって、奈良県と連絡が取れない場合は、市が消防庁に被害状況の報告を行うものとする。（災対法第53条第1項）

② 初動期の災害情報の収集報告の手段

初動期の災害情報の収集報告の手段は、次のとおりとする。

- ア) 防災班 ⇔ 県等関係機関：電話、県防災情報システム
- イ) 防災班 ⇔ 各調査班、各大字や自主防災組織：電話、移動系防災無線・車載無線、伝令（徒歩、自転車、バイク及び自動車）
- ウ) 防災班 ⇔ 奈良県広域消防組合：電話
- エ) 防災班 ⇔ 関係機関：電話、県防災情報システム
- オ) 防災班 ⇔ 一般住民：電話、市庁舎への駆けつけ

③ 初動期の災害情報の収集報告の内容

初動期の災害情報の収集報告の内容は、次のとおりとする。

- ア) 発生場所（二次災害、危険箇所等）
- イ) 発生日時
- ウ) 死傷者、不明者数（生き埋め現場数等）
- エ) 全壊、倒壊建物数
- オ) 火災発生件数

④ 災害安否問い合わせ等の対応

災害安否電話、災害問い合わせについては、関係各班が対応するものとする。

災害時においては、市内外から安否の問い合わせや各種災害の問い合わせ電話が殺到するおそれがあるので、関係各班は、次の点に注意し対応するものとする。

ア) 安否情報の取り扱い

- ・ 次に掲げる者から安否情報の照会があった場合は、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。
 - 被災者の同居の親族
被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先、その他安否の確認に必要と認められる情報
 - 被災者の同居でない親族または職場等の関係者
被災者の負傷または疾病の状況
 - 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者
市、県が保有している安否情報の有無
- ・ 上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で提供することができる。
- ・ 安否情報を照会しようとする者は、次の事項を明らかにしなければならない。
 - 氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項
 - 被災者の氏名、住所、生年月日、性別
 - 照会する理由

イ) 作業上の注意点

- ・ 防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせとを的確に仕分けする。
- ・ 電話の殺到による初動通信活動への支障が起らないように、各種問い合わせに対する専用電話を決め、その専用電話で集中対応する。
- ・ 電話の通信量が増加しても、決められた人員で対応し、各初動活動に遅れが生じないように配慮する。
- ・ 留守番電話等を用いた情報の蓄積を行い、それを分析対応する手段等も考慮する。

(2) 災害情報の把握及び被害状況収集

救援期の災害応急対策を円滑に、しかも迅速、的確に行うために災害及び被害状況等の情報の収集・把握と県への報告を行う。

① 被害状況等の調査

被害状況等の調査は、関係機関及び団体の協力・応援を得て行うものとする。調査に際しては、以下の点に留意し行うこと。

ア) 関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意すること。

イ) 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等的確を期すること。

ウ) 日常的に介護を必要とする災害時要支援者の被害状況については特に配慮すること。

調 査 事 項
1 人・住家の被害
2 避難に関する情報（避難指示）等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数、避難者数）
3 福祉関係施設被害
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害
5 水道施設被害
6 農業生産用施設、農作物等被害
7 畜産被害
8 水産被害
9 農地、農業用施設被害
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害
11 林産物、林産施設被害
12 商工関係被害
13 公共土木施設被害
14 都市施設被害
15 県有財産被害（下記 16, 17, 18 関係施設を除く）
16 文教関係施設被害
17 文化財被害
18 警察関係施設被害
19 生活関連施設等被害

② 報告すべき被害

報告すべき被害の基準は、以下の即報基準の一般基準のほか、火災等の個別基準により、行うものとする。

- ア) 災害救助法の適用基準、又は県の小災害に対する救助内規の適用基準に合致するもの
- イ) 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ウ) 2 都道府県にまたがる災害で全国的にみた時、大きな被害が出ているもの
- エ) 災害が 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合に、同一災害で大きな被害が生じているもの
- オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

- カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記ア～オの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- キ) 地震が発生し、区域内で震度 4 以上を記録したもの
- ク) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報等の収集・伝達・報告

注) 但し、被害状況報告については、県各課で示す基準による。

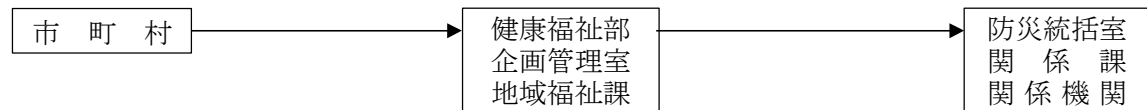
③ 報告の種類及び基準

被害報告の種類と基準は、以下のとおりとする。

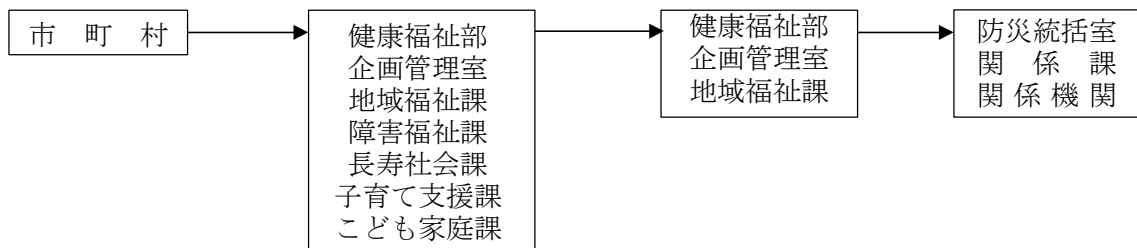
災害概況即報	即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を、災害概況報告(第1号様式)により、県防災情報システムで報告する。また、直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告する。
被害状況即報	即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報(第2号様式)により、県防災情報システムで報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事(災害対策本部長)が必要と認めた場合は、その指示に従って報告する。
災害確定報告	応急対策終了後、14 日以内に被害状況即報(第2号様式)と同様式で報告する。
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報(第3号様式)により報告する。
被害状況報告	県各課より示した所定の様式によって報告する。

④ 被害状況の報告系統

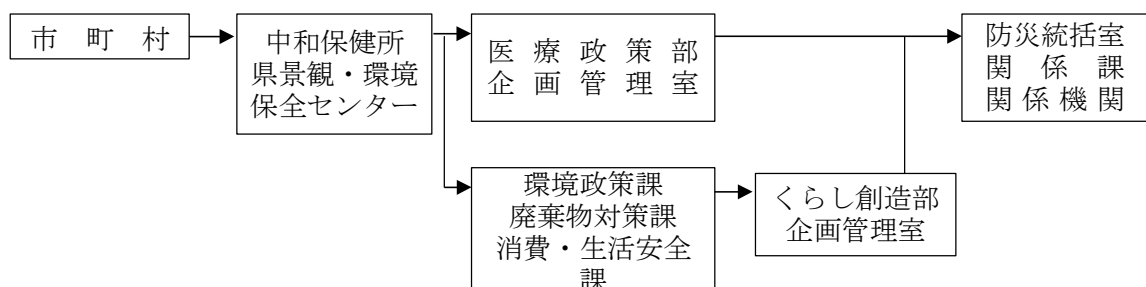
ア) 人・住家の被害状況報告



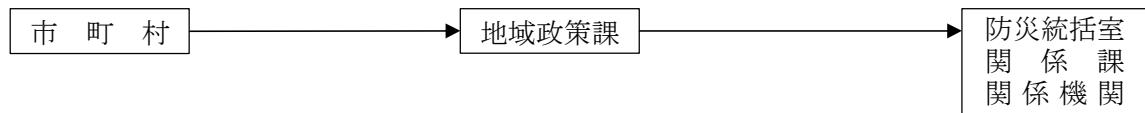
イ) 福祉関係施設の被害状況報告



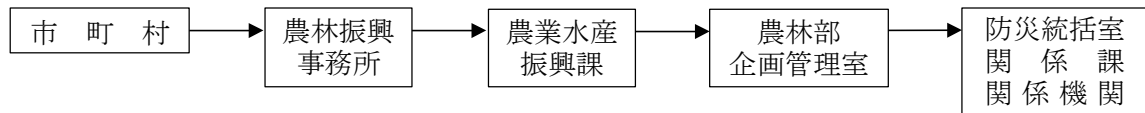
ウ) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設の被害状況報告



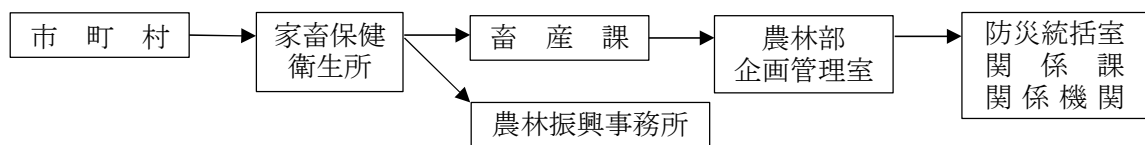
エ) 水道施設の被害状況報告



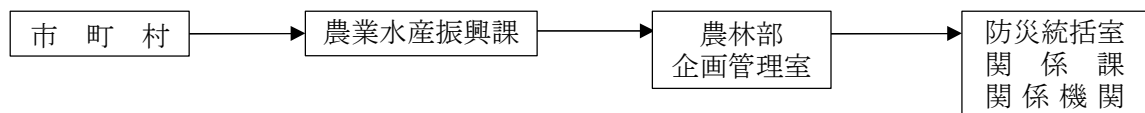
オ) 農業生産用施設、農作物等の被害状況報告



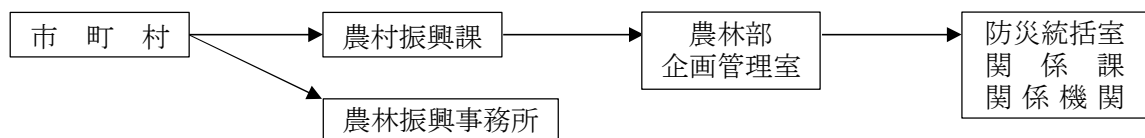
カ) 畜産の被害状況報告



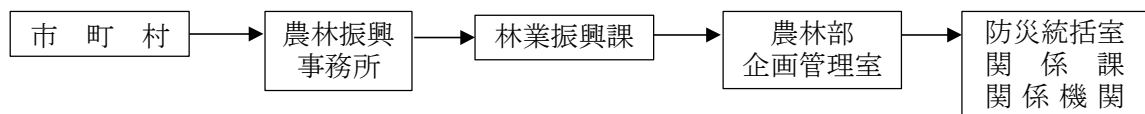
キ) 水産の被害状況報告



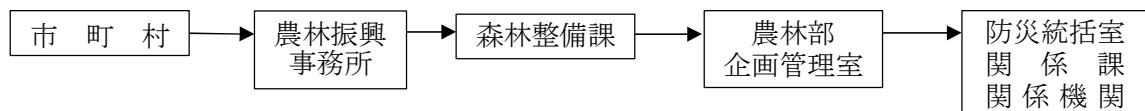
ク) 農地、農業用施設の被害状況報告



ケ) 林産物、林産施設、造林地、苗畑、林道、作業道の被害状況報告



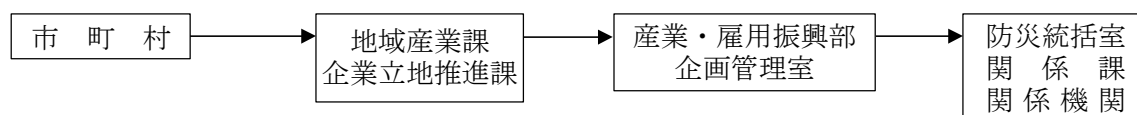
コ) 林道、林地、治山施設の被害状況報告



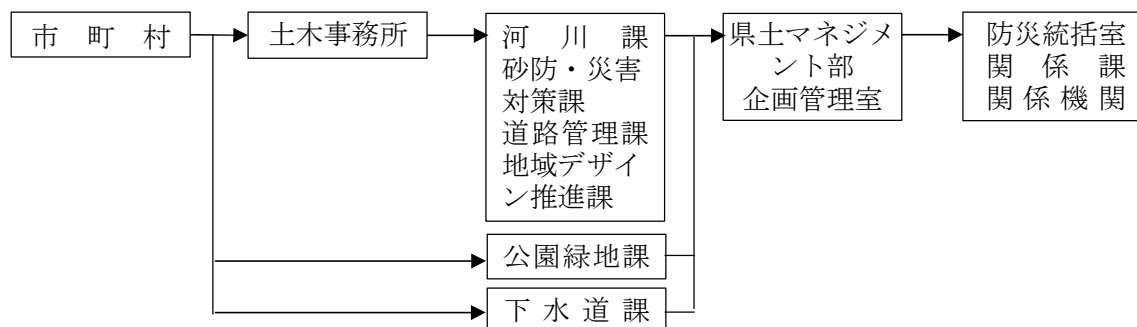
第3章 災害応急対策計画

第2節 情報等の収集・伝達・報告

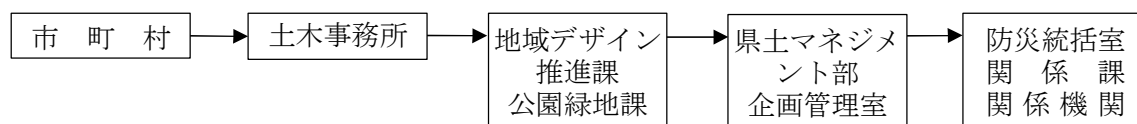
サ) 商工関係の被害状況報告



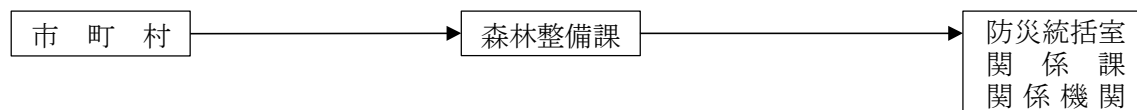
シ) 公共土木施設の被害状況報告



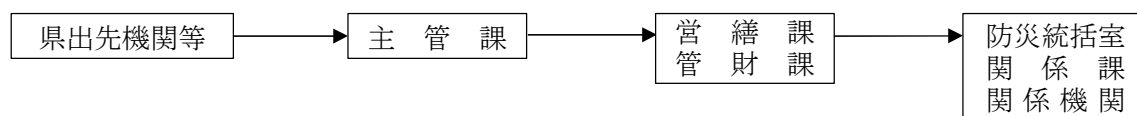
ス) 都市施設の被害状況報告



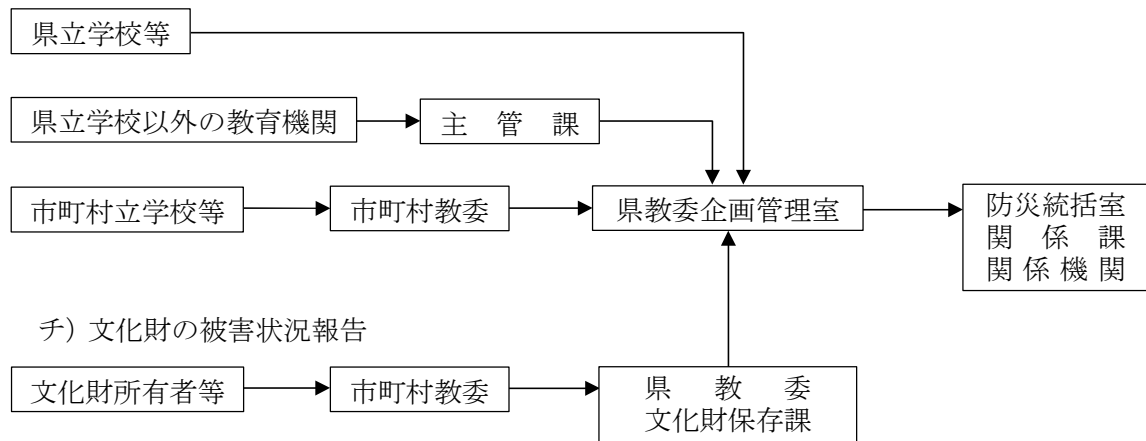
セ) 近畿自然歩道等の被害状況報告



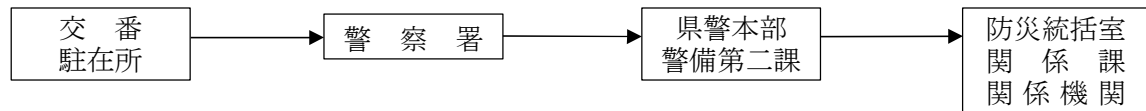
ソ) 県有財産の被害状況報告（文教関係施設・文化財・警察関係施設を除く）



タ) 文教関係施設の被害状況報告



ツ) 警察関係施設の被害状況報告



テ) 生活関連施設等の被害状況報告



⑤ 報告を行うことができない場合

市は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

第3節 広報活動

(企画対策部)

1. 実施機関とその役割

機関名	広報・報道内容
葛城市	①災害情報、市の防災体制に関すること ・地震の規模、地震活動の情報 ・気象予報、警報に関する情報 ・浸水地域の状況 ・その他被害の状況 ②避難に関すること ・避難指示 ・避難経路、避難場所、避難所 ③応急対策活動の状況に関すること ・救護所、医療機関等の開設状況 ・交通機関、道路、電気、水道等の復旧見込み、復旧状況 ④住民生活に関すること ・安否確認 ・給食、給水、生活必需品 ・電気、ガス等の二次災害の防止 ・防疫、衛生の知識 ・災害相談所の開設 ・安全に係る情報 ・デマ情報の防止 ・市民の志気、相互扶助精神の高揚 ・生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画

2. 広報の手段（媒体）

《広報班》

葛城市が住民に対して実施する広報の手段は、葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページによることを原則とする。また、必要に応じて職員による現場での指示やビラ、広告等を作成し現地で配布、掲示する。

広報の手段（媒体）の選定は、本部会議から特に示された場合を除き、広報班（企画政策課）が状況を判断のうえ適切なものを選定する。

また、データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、高齢者、障がい者、在日・訪日外国人等の災害時要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

（１）緊急に伝達する必要のあるもの（避難指示（緊急）、出火防止指示等）

⇒ 葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページ、現場での指示

（２）一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、救護所等）

⇒ 葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページ

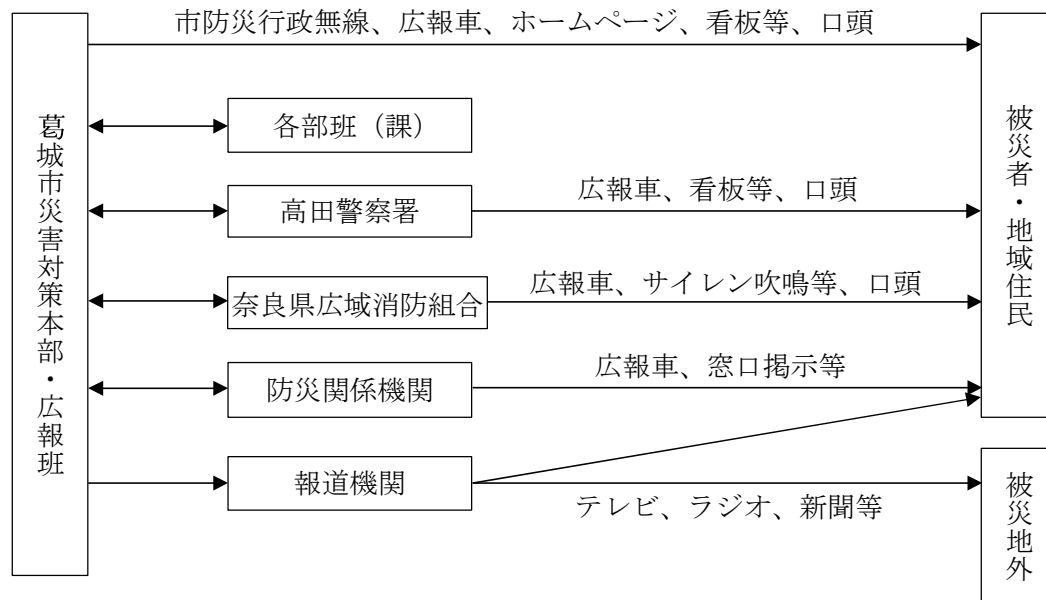
（３）時期又は地域を限って行うもの（復旧状況、防疫、清掃、給水等）

⇒ 葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページ、現場での指示、ビラ、広告

3. 広報の方法

《広報班》

広報の方法は、以下の広報伝達系統のとおりとする。



4. Wi-Fi ネットワーク無制限開放の実施

《防災班》

携帯電話回線が不通又は輻輳した際に避難者がインターネット回線を通じて避難情報を受け取ることができる環境を構築するため、災害対策本部が設置された時点をもって、管理業者に市内19ヶ所に設置している Sumo_WiFi のネットワーク無制限開放の緊急連絡を行う。

5. 報道機関への発表

《広報班》

葛城市災害対策本部は、広報班（企画政策課）を窓口とし、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表する。

第4節 救出・救護活動

（総務対策部、都市整備対策部、保健福祉対策部、こども未来創造部、
奈良県広域消防組合）

1. 救出・救護

《救護班、奈良県広域消防組合》

（1）救出・救護対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者とする。

- ① 倒壊家屋の下敷きになった者

- ② 火災時に火中に取り残された者
- ③ 災害の際に水に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- ④ 土石流、地滑り等により生き埋めになった者
- ⑤ 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者
- ⑥ 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- ⑦ 行方は判っているが生命があるかどうか不明な者

(2) 救出・救護方法

- ① 奈良県広域消防組合及び調査班、各大字や自主防災組織、消防団、地域住民が相互協力し、その管轄区域の救出・救護方法を決定し救出・救護活動を行う。
- ② 迅速な保健医療活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- ③ 救出・救護した負傷者は、直ちに救急車をもってその症状に適した救急病院等へ搬送する。負傷者多数の場合はその状況を本部へ通報し、救急車の派遣要請をするものとするが、緊急を要す場合は、公用車の使用や一般車両の協力要請を本部と協議して決める等適宜臨機の処置を行うものとする。
- ④ 道路の破損等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。
- ⑤ 担当地域の救出・救護活動が完了した場合は、別災害現場への出動態勢をすみやかにとるものとする。

2. 関係機関等との協調

《防災班、土木班、救護班》

(1) 自衛隊派遣要請

防災班は、洪水や土石流等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出困難と認められるときは自衛隊の派遣を原則として知事に要請し、連絡協調を図りながら救出活動を実施する。

(2) 緊急消防援助隊派遣要請

防災班は、洪水や土石流等により緊急に救出を要する住民が多数であり、隣接市町村の消防力をもってしても救出が困難と予想されるときは緊急消防援助隊の派遣を知事に要請し、連絡協調を図りながら救出活動を実施する。

(3) 警察との連絡

防災班は、被災者救出については、高田警察署と十分な連絡を取り円滑な救出・救護活動を実施する。

(4) 医療機関との連絡協調

救護班は、救出・救護業務を実施するにあたり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連

絡協調については、県医療政策局や奈良県広域消防組合を通じ、奈良県医師会、葛城市医師会と随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

（５）建設業者等との連絡協調

土木班は、救出・救護業務を実施するにあたり、建物倒壊が多数発生して重機等の機械力が必要な場合、市内建設業者等の協力を得られるよう日頃から随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

第5節 消防活動

（総務対策部、企画対策部、奈良県広域消防組合）

1. 奈良県広域消防組合の活動

《奈良県広域消防組合》

大規模な火災等による災害が発生した場合は、消防計画に基づき各部隊を編成し、関係機関との密接な連携のもとに消防組織の全機能を発揮し消火・鎮火に努める。

（１）消防活動方針

地震等の災害が発生した場合は、あらゆる災害が複合的に発生し、各地で火災が同時多発する可能性も高いため、市民の人命、身体 の安全確保を最優先として、消防の総力を挙げて出火の防止、火災の早期鎮火及び火災の延焼・拡大防止等の措置を実施するものとする。

（２）段階的な防ぎょ方針

消防活動に際しては、同時多発災害等により、消防隊の絶対数が不足し、消防車等の通行障害なども発生することが懸念されることから、被害発生 の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎょ対象と範囲を定め、被害軽減に最も効率的な消防活動計画の作成と実施を図るものとする。

（３）消防力低下への対応

災害等の発生時には、住宅密集地域において火災が多発するなど、集中的な消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の招集も困難になることが考えられることから、これらの消防力低下への適切な対応を図るものとする。

- ① 同時多発災害への対応や消防活動障害への対応など、適切な消防職員等の確保を図る。
- ② 災害等の発生時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることも考えられることから、防火水槽及び河川等の自然水利の効果的な利用を図る。
- ③ 道路、橋梁等の崩壊等により道路が寸断され、又は通信設備等の被害により連絡手段が分断された場合は、消防団、地域住民、各大字や自主防災組織等の協力を得て、現有消防力で消防活動に当たるものとする。
- ④ 現有消防力で延焼防止等の消火活動等が困難な場合は、避難路の確保を主体とした防ぎょ活動、あるいは住民の避難誘導を優先した活動を行うものとする。

2. 消防団の活動

《防災班、奈良県広域消防組合》

消防団は、平時から地域に密着した防災活動を行っていることから、地域住民の中核的存在として住民に対する出火防止、初期消火等の指導並びに火災等に対する消防活動を行う。また、防災班へ状況報告等の連絡を行う。

（１）出火防止・初期消火

地震等の災害が発生した場合は、調査班、各大字や自主防災組織と協力して地域住民に対し、出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

（２）消火活動

同時多発火災の発生で消防隊出動不能又は困難な地域における消火活動或いは避難地等の確保のための消火活動を調査班、各大字や自主防災組織及び地域住民と協力して行う。

（３）応急救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置や安全な場所への搬送を、調査班、各大字や自主防災組織と協力して行う。

（４）情報の収集、伝達

出火箇所、現場数の情報収集、伝達及び市や関係機関からの指示等を調査班、各大字や自主防災組織と協力して行う。

また、避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、正しい情報に基づき、安全な避難方向を指示する。

3. 関係機関等との協調

《防災班、自治班》

（１）広域応援要請

① 県内市町村相互の広域応援

防災班は、大規模又は特殊な災害が発生し、葛城市の消防力をもってしても防ぎよ等が困難な場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、広域の消防応援を要請する。応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

② 他府県からの広域応援

防災班は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。

知事は、市長から応援要請を求められたとき、又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、広域航空消防応援要請等を行う。

（２）地域住民等との協調

自治班は、消火活動を行うにあたり、調査班、各大字や自主防災組織と十分な連絡協調を

図り、協力体制の確立を期すものとする。

第6節 水防計画

(総務対策部、都市整備対策部、産業観光対策部、上下水道対策部)

1. 水防の実施機関

(1) 水防の責任

市長は、水防法の定めるところに従い、奈良県水防計画に基づく水防管理団体の責任者として、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、資材器具を整備し、水防に関するあらゆる行為を十分に果たすものとする。(水防法第3条)

(2) 水防本部組織

市長は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間、新庄庁舎に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

水防本部の組織機構は、災害対策本部に準じる。

水防本部は、被害が拡大するなど、本市に災害対策本部が設置されたときは、同本部に組み込まれる。

(3) 水防活動区域の種類

市内水防区域中、洪水等が地形条件により公益上に及ぼす影響の特に大きい区域を要水防区域とする。

2. 水防配備と出動

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

(1) 水防配備体制

奈良地方気象台より気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合等において、水防上必要なときは以下の表のような水防配備体制をとる。

【水防配備体制基準】

区分	配備時期	配備体制	動員職員
第1 配備	大雨又は洪水注意報が発表されたとき、気象状況から災害が起こるおそれがあると予想される場合、水位が水防団待機水位(通報水位)を上回った場合等で、今後の情報に注意と警戒を必要とするとき。	情報連絡活動を円滑に行い得る体制	- 生活安全課全職員 - 都市整備部、産業観光部、上下水道部の主査級以上 - 総務部(生活安全課を除く)、財政課、会計課の課長補佐級以上 - 企画部、市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部、教育部の部長級、人事課長 - 議会事務局の課長級以上

第3章 災害応急対策計画
第6節 水防計画

区分	配備時期	配備体制	動員職員
第2 配備	大雨又は洪水警報が発表されたとき又は気象予警報の内容、降雨状況等により第1配備では処理が困難なとき。	情報連絡、収集の強化体制	・生活安全課、都市整備部、産業観光部、上下水道部の全職員 ・総務部（生活安全課を除く）、財政課、会計課の主査級以上 ・市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部の課長補佐級以上 ・企画部、教育部の課長級以上
第3 配備	水防警報第2段階発表のときで浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、重大な水防自体の発生が予想されるとき又は気象予警報の内容及び降雨状況等により第2配備では処理が困難なとき。	事態の推移によっては、直ちに水防活動が遅滞なく遂行できる警戒体制	・総務部、財政課、会計課、都市整備部、産業観光部、上下水道部の全職員 ・市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部の主査級以上 ・企画部、教育部の課長補佐級以上
第4 配備	水防警報第3段階発表のときで重大な浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、事態が切迫したため第3配備では処理が困難なとき。	事態の切迫に対処して水防活動を遂行できる非常体制	・全職員

（2）消防団の準備又は出動

防災班は水防管理者（市長）の指示のもと、次の基準にしたがい、消防団に対し水防第1信号により出動を準備させ、水防第2信号で出動せしめ非常配置につかせる。

なお、消防団の準備又は出動の場合、防災班は直ちに高田土木事務所に報告する。

① 出動準備

- ・水防警報第2段階を受信したとき
- ・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり且つ出動の必要が予測されるとき

② 出動

- ・水防警報第3段階を受信したとき
- ・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき

(3) 巡視及び警戒

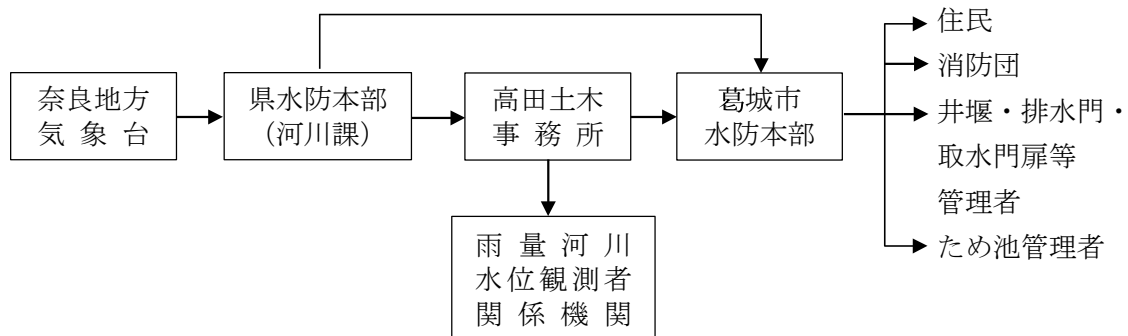
- ① 水防法第9条に基づき水防管理者（市長）の指揮のもと土木班は、随時区域内の各河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに高田土木事務所に連絡すること。
- ② 水防管理者（市長）の指揮のもと土木班、農林商工班、下水道班は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門扉等にも巡視連絡員を置き巡視に当たらせ、異常を発見した場合は直ちに高田土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。
- ③ 水防法第22条に基づき水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、水防のため必要があると認めるときは、高田警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

3. 水防情報連絡系統

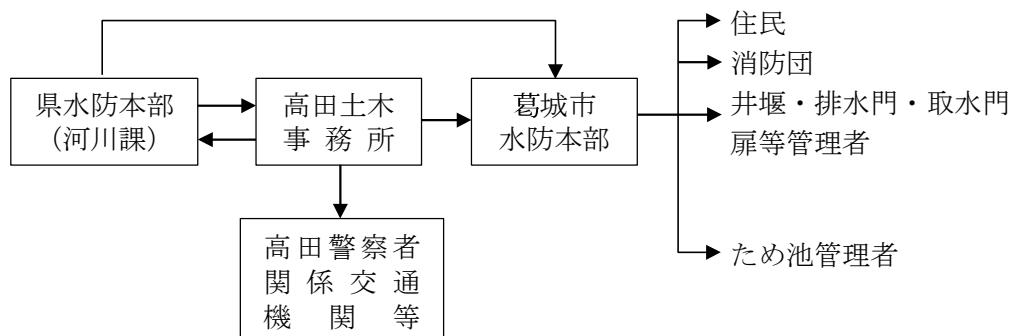
(1) 情報連絡系統

- ① 水防に関する情報連絡検討それぞれの機関（者）は、水防に関わる情報を迅速かつ正確に伝達するものとする。

ア) 気象注意報、警報及び情報



イ) 水防警報



(2) 管内関係機関情報連絡系統

状況に応じて必要と思われるその他の情報についても、次の情報連絡網により管内関係機関に周知させるものとする。



4. 気象状況とその措置

《防災班》

水防に関する注意報及び警報等の通知を受けたときは、水防本部は奈良地方気象台及び高田土木事務所との連絡を講ずるとともに、速やかに市内の住民及び関係機関に周知徹底する。

5. 雨量・水位の通報

《防災班、土木班、農林商工班》

(1) 雨量の通報

水防本部は、関係各班と緊密な連絡をとり、管内の雨量を次のとおり報告させる。

① 報告とその間隔

1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき、又は市水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。天気が回復し、雨が止んだ場合には速やかに報告する。

② 注意報及び警報に資するため、雨量観測資料を必要に応じ奈良地方気象台に通報する。

③ 報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、県防災情報システムにて報告する。

(2) 水位の通報

水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、増水のおそれがあるときは、水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに高田土木事務所長に報告するものとする。（水防法第12条第1項）

① 報告とその間隔

ア) 市水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時

イ) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき

- ウ) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- エ) 避難判断水位に達したとき
- オ) 氾濫危険水位（洪水特別警報水位）に達したとき
- カ) 氾濫危険水位（洪水特別警報水位）を下ったとき
- キ) 避難判断水位を下ったとき
- ク) 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- ケ) 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき
- ② 注意報及び警報に資するため、雨量観測資料を必要に応じ高田土木事務所に通報する。
- ③ 報告様式

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、県防災情報システム又は電報にて報告する。電報による場合は、水位電文（県水防計画参照）による。

6. 水防警報とその措置

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

（1）知事の発する水防警報

【水防警報の基準】

階級	警報の種類	内容
第1段階	待機	水防機関出動のため待機を目的とするもので気象予警報の内容、又は上流の降雨の状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門扉等の開閉準備・巡視の強化、及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を越えたときを基準とし、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので氾濫注意水位（警戒水位）を越えたときを基準とし、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（但し、待機、準備の2段階は省略することができる。）

（2）措置

高田土木事務所長より水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は担当各班を指揮し、住民、消防団並びに井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、ため池管理者に通知するものとする。また、状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

(3) 河川の指定

水防法第16条の規定に基づき、洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

【知事の指定する河川】

河川名	区域	対象量水標	水位	関係土木事務所
左岸 高田川 右岸	葛城市北花内 〃 } 近鉄御所線鉄橋から 曾我川合流点まで	大和高田市 磐築橋	水防団待機水位 1.80m 氾濫注意水位 2.60m 避難判断水位 2.60m 氾濫危険水位 3.00m	高田
左岸 葛城川 右岸	御所市御所 御所市蛇穴 } 端駈橋から 曾我川合流点まで	橿原市 曲川	水防団待機水位 1.90m 氾濫注意水位 2.40m 避難判断水位 2.50m 氾濫危険水位 2.90m	高田
		御所市 御所	水防団待機水位 1.30m 氾濫注意水位 1.80m 避難判断水位 1.80m 氾濫危険水位 2.30m	

7. 井堰、排水門・取水門扉、ため池等の操作

《土木班、農林商工班》

井堰及び排水門・取水門扉等管理者、並びに調整池、ため池等管理者はあらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員を定め、平時から工作物の点検をなし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象状況の通知を受けた場合又は、河川が水防団待機水位（通報水位）またはそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに、直ちに水防管理者（市長）に通知し、土木班、農林商工班は、河川管理者その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずるものとする。

8. 水防用設備、資材、器具

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

（１）水防倉庫、資材、器具

担当各班は、水防倉庫その他の代用備蓄場を設け（なるべく水防活動に便利な場所を選ぶ）、担当堤防の長さに適応する資材器具を準備しておくものとする。

資材器具については、その確保のため水防資材取扱業者の手持資材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるとともに、器具資材の使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

（２）雨量計

防災班は、区域内の適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう務めるものとする。

（３）量水標

- ① 防災班は必要に応じて、区域内の必要な場所に量水標を設置するものとする。
- ② 設置場所は、夜間あるいは相当な水位に上昇しても観測可能で、観測所から速報が可能な場所を選ぶこと。
- ③ 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、横に黒線で示し、水防団待機水位（通報水位）から氾濫注意水位（警戒水位）までは無着色、氾濫注意水位（警戒水位）から避難判断水位までは黄色、避難判断水位から氾濫危険水位（洪水時特別警戒水位）までは赤色、氾濫危険水位以上は黒色とし、夜光塗料を塗布すること。

（４）通信機

担当各班は、停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、無線その他通信機に関しては、常に適正な運用が行えるよう運用体制及び機器の管理に努めるものとする。

9. 輸送

《防災班》

水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに、予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

10. 決壊の通知並びに決壊後の処置

《防災班、土木班》

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（市長）の指揮のもと担当各班は、直ちにその旨を高田土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報するものとする。

また、決壊後といえども、出来得る限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。
水防本部は、決壊の通報を受けた時は速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

11. 避難のための立退

《防災班》

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合において市長は、高田土木事務所にその旨通知しなければならない。

水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、あらかじめ避難計画を作成し、避難場所、経路、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

12. 費用負担と公用負担

（1）費用負担

その区域の水防に要する費用は水防法第41条により、市が負担するものとする。

但し、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、水防法第23条第3項により、応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

市の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しい利益を受ける場合は、水防法第42条により、利益を受ける市町村が当該水防に要する費用の一部を負担する。

（2）公用負担

① 公用負担の権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあつてはその資格を示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

② 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、別紙様式の証票を2通作成して、その1通を目的物件所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

13. 水防解除

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなり、水防解除を命じたときは、水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、これを一般に周知させるとともに、奈良県水防本部長に高田土木事務所長を経由し、報告するものとする。

14. 水防報告と水防記録

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

水防本部機構の各機関は、水防本部長に速報するものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達した時
- (2) 水防作業を開始した時
- (3) 水防警戒態勢を解除した時
- (4) 堤防その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見した時、その措置及び被災状況
- (5) 水防法第29条に基づき立退き指示をした時及びその理由
- (6) その他緊急報告を必要とする事項

担当各班は水防活動が終結したときは、遅滞なく活動内容を取りまとめて、防災班が水防実施状況報告書（第1号様式）により高田土木事務所長に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管するものとする。

第7節 避難の指示、誘導、避難所の開設等の活動

（総務対策部、企画対策部、市民生活対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造部）

1. 避難の指示等

《防災班》

(1) 避難の指示の実施者及び状況

本部長（市長）は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した避難指示等の判断・伝達マニュアルの発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間であっても躊躇なく発令する。なお、水害では避難に必要なリードタイムを考慮し、土砂災害ではできるだけ対象範囲を絞り込んで発令するよう留意する。

また、必要があると認めるときは、河川管理者や气象台等の防災知識が豊富な専門家である指定行政機関、指定地方行政機関、県に対し、指示に関する事項について、助言を求める。

災害時における避難指示の実施者及び内容は次のとおりとする。

実施者	内 容
市長 (本部長)	災害の危険性がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。
警察官	本部長（市長）が避難指示をすることができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要請があったとき、自ら危険が迫ったと認めるときは、避難のための立退きを指示する。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官に代わって避難のための立退きを指示する。

実施者	内 容
知事及び その命を 受けた職員	洪水等により著しい危険が切迫していると認められる場合、又は地すべりにより危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 高齢者等避難の実施

高齢者等避難の実施により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する災害時要援護者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(3) 屋内での避難等の安全確保措置

市は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避（垂直避難等）、近隣のより安全な建物への緊急的な待避、その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内安全確保」という。）を指示し、適切な避難行動を住民がとれるように努める。

なお、土石流が想定される区域においては、2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保ではなく、早期避難を促す。

(4) 高齢者等避難、指示の伝達、周知

- ① 葛城市防災行政無線、インターネット、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール等あらゆる手段の複合的な活用により通知する。
- ② 避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達する。
- ③ 広報車や消防車により、災害が予想される地域を集中的に広報し、各地区住民に知らせる。
- ④ 各大字や自主防災組織等の協力のもとに個別に災害時要支援者に知らせる。
- ⑤ 川の映像情報の提供等、住民や施設管理者等が避難しなければならないと思うような情報提供に努める。
- ⑥ 避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。
- ⑦ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難【警戒レベル3】、避難指示【警戒レベル4】の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、臨機応変に対応する。

本部長（市長）は次の場合、速やかに県（防災統括室）に報告するとともに、市、県、警察本部及び自衛隊との間で、避難指示等の内容を相互に連絡する。また、避難の必要がなくなったときは、ただちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- ① 避難準備・高齢者等避難開始を発令したとき
- ② 避難の指示を実施したとき
- ③ 緊急避難確保を指示したとき
- ④ 警察官が避難の指示を行い、その旨を本部長（市長）に報告してきたとき
- ⑤ 住民が自主避難を行ったとき

（５）避難指示の内容

本部長（市長）その他避難指示の実施者は、次の内容を明示して行う。

- ① 避難対象地域又は地区
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難指示の理由
- ⑤ 注意事項
 - ア) 避難にあたっての火の始末
 - イ) 車での避難の制限
 - ウ) 必要最小限度の携帯品の持参（食糧、水筒、タオル、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、下着等）

（６）警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。

警戒区域の設定にあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

2. 避難誘導

《新庄地区・避難誘導班、當麻地区・避難誘導班》

被災者の避難にあたって円滑かつ適切に安全な場所へ避難させるための誘導は次により行う。

（１）避難誘導者

避難誘導は、おおむね次の者が行うものとする。

- ① 奈良県広域消防組合職員及び消防団
- ② 市災害対策本部の職員（避難誘導班）
- ③ 警察官
- ④ その他指示権者の命を受けた職員

(2) 避難誘導者の任務

避難誘導者は、被災者の誘導にあたって、常に次の事項に配慮して行う。

- ① 避難経路の安全度及び支障の有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な場所に誘導する。
- ② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。
- ③ 避難場所及び避難経路その他注意事項を避難者に告げる。
- ④ 災害時要支援者（高齢者、障がい者等）については、災害時要支援者台帳や個別計画等に基づき地域住民等と協力して、その状態や特性に応じた情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

3. 避難所の開設等

《防災班、新庄地区・避難誘導班、物資班、當麻地区・避難誘導班、自治班》

(1) 避難所の開設

大規模な災害が発生し、緊急に避難が必要と判断されるような事態に至ったときは、指定緊急避難場所（旧一時避難所（各大字の公民館等））を各大字や自主防災組織等と連携協調をとりながら開設する。状況によって新庄地区・避難誘導班、物資班、當麻地区・避難誘導班から連絡員を駐在させる。また、被害が拡大するおそれがあり避難者が増大すると認められるときは、指定緊急避難場所（旧広域避難地）への移動や指定避難所（小中学校等）を開設する。なお、開設に際しては、避難所の安全性を確認の上、適切な開設を図る。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定される感染症予防として、避難所における過密抑制や定期的な消毒など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

感染者患者が発生した場合の対応も含め、平時から防災担当部局と保健福祉部局の連携をおこなう。

事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合、防災班は市外の地域にあるものも含め、旅館やホテル棟を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。さらに不足する場合は、テントの使用も考慮する。

(2) 県への報告

防災班は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 避難所名、避難世帯数及び避難者数

(3) 避難所の運営

- ① 担当各班は、避難所の運営にあたって、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。
 - ア) 避難者による自主的な運営
 - イ) 避難所の運営における女性の参画
 - ウ) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
 - エ) 災害時要支援者等配慮を必要とする方のニーズ
 - オ) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する
 - カ) 専門家等との定期的な情報交換に努める
- ② 避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報を、個人情報保護に十分配慮しつつ、早期に把握する。
- ③ 避難の長期化が予想される場合、部屋割りに工夫をするなどプライバシーの保護に配慮する。
- ④ 新型インフルエンザ等感染症対策として、避難所内での密閉、密集、密接（三密）の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生の徹底を図る。

（４）災害時要支援者への支援

① 福祉避難所の開設

物資班は、被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要支援者を受入れる。

福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要支援者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。

なお、福祉避難所での避難生活が困難な災害時要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な物等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

② 避難生活支援

物資班は、災害時要支援者が避難所、福祉避難所等で生活する上で必要となる人材、福祉機器、物資等の確保に努め、それぞれのニーズに応じた避難生活支援を実施する。

また、その他、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅への優先入居等、必要に応じた災害時要支援者対応に努める。

（５）在宅被災者等への支援

担当各班は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食糧や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのため、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

(6) 車中泊者への対応

担当各班は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- ① 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- ② 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食糧数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- ③ 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

4. 帰宅困難者対策

《農林商工班》

発災直後は、一斉帰宅行動を抑制するため、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者に対してむやみに移動を開始しないことを呼びかける。

また、市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について周知するほか、所管施設の利用や企業等に協力を求めるなどして、一時滞在施設の確保に努める。

第8節 自衛隊の派遣要請依頼

(総務対策部)

1. 災害派遣の要請

《防災班》

(1) 災害派遣要請基準

本部長（市長）は、災害に際して市民の生命及び財産を保護するための以下のような緊急の応急対策活動の実施が、通常の方法では不可能又は困難であると判断したときは、自衛隊の派遣を要請する。

- ① 人命救助のための応援を必要とするとき。
- ② 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- ③ 主要道路、河川堤防・護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- ④ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

(2) 災害派遣要請依頼

① 知事を通じての災害派遣要請依頼

本部長（市長）は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断する場合は、速やかに本部会議に図り、必要事項を検討して直ちに災害派遣要請書を知事へ提出し、災害派遣を依頼する。

なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を作成し、正式に要請するものとする。

② 知事と連絡がとれず直接、災害派遣要請をする場合

本部長（市長）は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断するが、知事と連絡がとれず、かつ緊急を要する場合は、直接、口頭又は電話等により自衛隊に災害派遣を依頼する。

なお、事後速やかに知事に報告するとともに文書を作成し、正式に要請するものとする。

（3）災害派遣要請・報告先

①災害派遣要請先

ア) 陸上自衛隊第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

NTT 電話 (0774)44-0001（代表）

通 信 相 手 第4施設団本部第3科防衛班（内線233、235、236、239）

夜間通信相手 第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線223、212）

NTT FAX (0774)44-0001（交換切替、内線233）

（大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替を依頼した後、FAXボタンを押す）

奈良県防災行政通信ネットワーク TN-571-91（TN-571-92（当直室））

（昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替）

奈良県防災行政無線 FAX TN-571-21

注：TNは自局の地上又は衛星回線選択番号

イ) 航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

NTT 電話 (0742)33-3951（内線211、夜間内線225）

NTT FAX (0742)33-3951（交換切替、内線403）

（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、FAXボタンを押す）

② 報告先

災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方連絡部

奈良市高畑町552

NTT 電話 (0742)23-7001

③ 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行う。

陸上自衛隊第3師団長（主として陸上自衛隊に関する場合）

兵庫県伊丹市広畑1-1

通信先 第3師団 第3部 防衛班

NTT 電話 (0727)81-0021 (内線 333、夜間内線 301)
NTT FAX (0727)81-0021 (交換切替、内線 234)

2. 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

- (1) 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。
- ① 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - ② 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
 - ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - ④ その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。
- (2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- (3) 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

3. 災害派遣部隊の受入れ

《防災班》

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたとき或いは、自衛隊から承諾の連絡を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入れを行う。

- ① 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。
- ② 県連絡員及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- ③ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保についての計画をたてておくこと。
- ④ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。なお、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を県（県連絡員）に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職、氏名

- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業内容及び進捗状況

4. 災害派遣部隊の撤収要請

《防災班》

本部長（市長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、災害派遣部隊の撤収要請を派遣要請手続きに準じて行う。

5. 費用の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担する。

- （１）災害派遣部隊の宿泊施設等の借上げ料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- （２）（１）に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

第9節 広域応援要請依頼

（総務対策部、企画対策部）

1. 協力要請の考え方

《防災班》

本部長（市長）は、大災害が発生し、葛城市内の関係機関の防災力だけでは対応が不十分であり、奈良県、指定地方行政機関及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、職員等の派遣についての応援を要請する。

また、支援を迅速かつ円滑に受けられるよう「第3章／第8節／3. 災害派遣部隊の受入れ」と同様に受入れ体制を整備する。

2. 奈良県に対する協力要請

《防災班》

知事に応急措置等の要請をするにあたっては県総務部知事公室防災統括室に対して、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、後日文書により改めて処理する。この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで知事に要請する。（災対法第68条）

【県部局への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合】

- （１）災害の状況及び応援を要する理由
- （２）応援を希望する期間
- （３）応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- （４）応援を必要とする場所
- （５）応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- （６）その他必要事項

3. 奈良県に対する県防災ヘリコプターの応援要請

《防災班》

県防災ヘリコプターの緊急運行が必要な場合は、本部長（市長）は、奈良県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、県防災航空隊に県防災ヘリコプターの派遣についての応援要請を行う。

緊急運行を要請した本部長（市長）は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- （１）離着陸場所の確保及び安全対策
- （２）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- （３）空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- （４）その他必要な事項

4. 他市町村、指定地方行政機関等職員の派遣要請及び幹旋

《防災班》

（１）他市町村、指定地方行政機関等職員の派遣要請

他市町村、指定地方行政機関等の長に対し、職員の派遣を要請する場合には、以下の事項を明らかにして災害対策本部から要請を行う。（地方自治法第252条の17、災対法第29条）

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員表
- ③ 派遣を希望する期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の負担方法
- ⑤ その他参考となるべき事項

（２）他市町村、指定地方行政機関等職員の派遣の幹旋

他市町村、指定地方行政機関等に対する応援の幹旋に関する知事への要請は、以下の事項を明らかにして県総務部知事公室防災統括室を通して行う。（災対法第30条）

災害の状況及び応援を要する理由、期間、場所等については、次のとおりとする。

- ① 災害の状況及び応援を要する理由
- ② 応援を希望する期間
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ⑥ その他必要事項

5. 他の消防機関等に対する応援要請

《防災班》

（１）緊急消防援助隊の応援要請（奈良県広域消防組合）

本部長（市長）は、被害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。こ

の場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 広域航空消防応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請は、奈良県を通じ、消防庁長官に対し行う。

この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

本部長（市長）はあらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

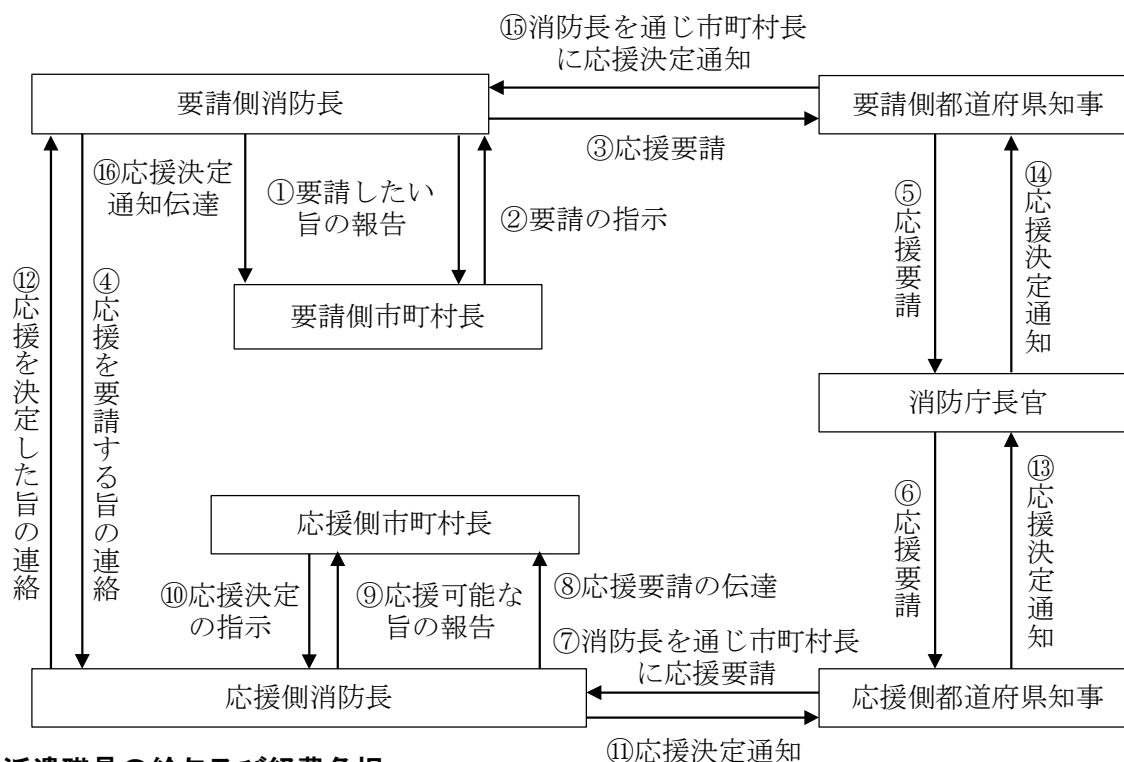
応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として市が負担するものとする。

(3) 日本赤十字社飛行隊への派遣要請

災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を要請するときは、知事が要請を行う。

本部長（市長）は、市域で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して、日本赤十字社飛行隊の派遣を要請する。派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

【広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート】



6. 派遣職員の給与及び経費負担

《動員班》

(1) 応援機関の受入れ

応援機関の受け入れにあたっては、災害対策本部は、応援活動の現場への案内、効果的な活動を行うための活動の計画化、各応援機関との間の活動調整、宿舎、食事等の確保に努める。

応援の受け入れ窓口は一本化し、具体的な現場活動要領は、応援を必要とする各班が主体的に計画、調整を行う。

(2) 派遣職員の給与及び経費負担

派遣職員の給与及び経費負担については、災対法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第10節 ボランティア活動等の支援・受け入れ

(企画対策部・社会福祉協議会)

1. 民間団体・奉仕団・ボランティア等の協力

(動員班、社会福祉協議会)

(1) ボランティア活動等の支援環境の整備

動員班は、県・関係機関・関係団体等と連携を図り、ボランティア等に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア等活動への情報提供、参加要請、ボランティアのコーディネートなど、ボランティアの円滑な活動が図れるよう災害ボランティアセンターを開設し支援に努める。

(2) 受付と協力要請

① 受付

民間団体・奉仕団・ボランティア等の協力については、市社会福祉協議会に受付窓口を設け、以下の事項について記録しておく。

ア) 民間団体・奉仕団・ボランティア等の名称及び人員、又は氏名

イ) 従事した作業内容及び期間

ウ) その他参考事項

② 協力要請

動員班は、災害時に民間団体等からの協力を必要とするときは、以下の事項を明らかにしてその責任者に対し要請する。また、県に対して専門技術ボランティアの派遣要請を行う。

ア) 活動の内容

イ) 協力を希望する人数

ウ) 調達を要する資器材等

エ) 協力を希望する地域、場所及び期間

オ) その他参考となるべき事項

(3) 協力業務

災害時に民間団体等からの協力が得られる業務は主として以下のとおりである。

- ① 被災者に対する炊き出し
- ② 救助物資の調達、配分等
- ③ 被災地域の秩序維持
- ④ 避難所内の要望等のとりまとめと報告
- ⑤ 飲料水の供給
- ⑥ 清掃及び防疫
- ⑦ 公共施設の応急復旧作業
- ⑧ 被害調査
- ⑨ その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

(4) 民間団体等の活動の調整方法

協力要請を行った各部班は、民間団体等の協力を得て応急対策等を進める場合、現地に派遣した市職員等にその活動状況を常に把握させ、災害対策本部との連絡にあたらせる。

また、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第11節 受援体制の整備

(総務対策部、企画対策部、保健福祉対策部)

1. 受援体制／担当の設置

応援の受入れに関する庁内外調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催などを行う「受援班」または「各部受援窓口」を災害対策本部に必要とされる際に設置する。

(1) 各部受援窓口の構成・役割

(1) 受援班

災害対策本部		所属		役職	所掌事務等
部、班	役職	部	課		
総務対策部 受援班	班長	総務部	総務課	課長	・ 奈良県との調整 ・ 調整会議の開催 ・ 関係機関（リエゾン等）との調整 ・ 応援要請の実施、ほか 応援要請等の総括

第3章 災害応急対策計画
第11節 受援体制の整備

災害対策本部		所属		役職	所掌事務
部、班	役職	部	課		
総務対策部 受援班	人員調整 担当（統括）	企画部	人事課	課長	・本市における受援状況の 取りまとめ ・応援者の配置等に係る庁 内調整 ・応援者のサービス・労務及び 健康管理 ・応援者の滞在場所等の活 動環境の整備及び調整
	業務資源 担当（統括）	総務部	管財課	課長	

（2）各部受援窓口

災害対策本部		所属		役職	所掌事務等
部	班	部	課		
総務対策部	調査経理班	財務部	税務課	課長	・り災照明の発行 ・災害状況調査 ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整
企画対策部	動員班	企画部	人事課	課長補佐	・職員、派遣職員の宿舎、 給食 ・ボランティア活動等の支 援・受け入れ ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整
市民生活対策部	新庄地区 ・避難誘導班	市民生活部	市民窓口課	課長	・避難所の開設、管理運営 ・災害時要配慮者対策 ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整
保健福祉対策部	當麻地区・ 避難誘導班	保健福祉部	介護保険課 地域支援課	課長	・避難所の開設、管理運営 ・災害時要配慮者対策 ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整
保健福祉対策部	物資班	保健福祉部	社会福祉課	課長	・医薬品・医療資器材の確保 ・救援物資の受領 ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整

災害対策本部		所属		役職	所掌事務等
部	班	部	課		
都市整備対策部	土木班	都市整備部	建設課	課長	・部所管の被害状況のとりまとめ ・道路、河川、橋梁等土木施設、及び公園の被害状況の調査 ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整
産業観光部	農林商工班	産業観光部	農林課	課長	・農地、山林、農林産物、農業用施設等の被害状況の調査 ・部所管の被害状況のとりまとめ ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整
教育対策部	教育班	教育部	教育総務課	課長	・所管施設の被害状況の調査 ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整
上下水道対策部	給水班	上下水道部	水道課	課長	・応急給水 ・部所管の被害状況のとりまとめ ・各部の応援要請の集約 ・整理及び調整

2. 執務スペースの確保

庁内全体の受援担当者は災害マネジメントを支援するため派遣される関係機関のリエゾン等を受入れることを想定した執務スペース（机、椅子を含む）を災害対策本部横の新庄庁舎202，203会議室に選定する。

3. 受援計画の作成

受援対象業務が多数の部局に関係すること、さらに執務スペースや応援職員等の配置等の全庁的な調整が必要となることから、庁内全体の取り組みとして位置づけ、受援対象業務の担当部署など庁内の関係部署を交えた計画策定が望まれる。

第12節 交通規制

（都市整備対策部、高田警察署）

1. 交通規制の実施

《土木班、高田警察署》

（１）道路管理者による交通規制

災害時において、道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。（道路法第46条）

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

（２）警察関係機関による交通規制

- ① 災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。
（道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）
- ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
（災対法第76条第1項）

2. 緊急通行車両確認措置と事前届出

《高田警察署》

緊急通行車両以外の車両の道路通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認は、知事又は県公安委員会（県警察本部・警察署）において行い、当該車両の確認証明書及び標章を交付する。

なお、緊急通行車両の事前届出制を活用し、確認手続きの事務の省力化、効率化を図り、災害応急対策が迅速に行えるようにしておく。

第13節 災害警備

（高田警察署）

1. 災害警備体制

《高田警察署》

高田警察署は、次の警備体制の区分に従って、災害時における警備実施を行う。

（１）暴風・大雨・洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合

① 甲号体制

暴風・大雨・洪水等により県下に大規模な被害が発生し、又はまさに発生しようとする場合にとる体制をいう。

② 乙号体制

暴風・大雨・洪水等に係る警報が発表され、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

③ 丙号体制

暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までには

相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。

(2) 震度4以上の地震が発生した場合

① 甲号体制

震度5強以上の地震が発生した場合にとる体制をいう。

② 乙号体制

震度4若しくは5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合等にとる体制をいう。

③ 丙号体制

震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合。

2. 警備要員の配置と運用

《高田警察署》

(1) 暴風・大雨・洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合

① 甲号体制

高田警察署災害警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、全警察力をもって警備活動を行う。

② 乙号体制

高田警察署災害警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、警察力をもって警備活動を行う。

③ 丙号体制

高田警察署災害警備連絡室を開設し、その指揮系統に基づき、所要の警備活動を行う。

(2) 震度4以上の地震が発生した場合

① 甲号体制

高田警察署震災警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、全警察力をもって警備活動を行う。

② 乙号体制

高田警察署震災警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、警察力をもって警備活動を行う。

③ 丙号体制

高田警察署震災警備連絡室を開設し、その指揮系統に基づき、所要の警備活動を行う。

3. 警備措置

《高田警察署》

高田警察署は、警備体制の区分によって活動を行うものとするが、その措置及び活動については、別に定める。

4. 警備連絡要員の派遣

《高田警察署》

災害により、葛城市災害対策本部が設置された場合、警察と市当局との連携を密にし、災害警備に万全を期すため、市当局の要請により警備連絡要員として葛城市災害対策本部に警察官を派遣する。

第14節 緊急輸送

(都市整備対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、奈良県広域消防組合)

1. 緊急輸送の確保

《土木班、物資班》

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。また、物資班は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

(1) 緊急輸送の実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は本部長（市長）が行う。但し、市で処理できない場合は、県に輸送内容、その他必要条件を明示して応援又は斡旋を要請する。

(2) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、概ね次のとおりとする。

① 第1段階（初動期）

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員並びに物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- キ) 生活必需品
- ク) 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

② 第2段階（救援期）

- ア) 上記①の続行
- イ) 災害時要支援者の保護にかかる福祉避難所への移送
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階（復旧期）

- ア) 上記②の続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(3) 緊急輸送車両等の確保

物資班は、車両、ヘリコプター、人力による輸送手段のうち必要に応じ最も適切な方法によるものとする。

① 車両の調達

必要な車両の調達を行う。

調達は各班からの配車請求に基づき実施するが、公用車両では対応が困難な場合及び特殊な車両については、市内各輸送業者等の協力を求め、借り上げにより迅速な対応を図る。

② 借り上げ

災害の状況により必要と認めるときは、あらかじめ輸送業者等に車両の待機を依頼する。また、必要により県に対して調達、斡旋を依頼する。

③ 緊急輸送車両、規制除外車両の確認証明書の交付

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出制度を活用し、使用する車両について、事前に県公安委員会に届出を済ませておき、発災時には速やかに緊急輸送車両の確認証明書の交付を受けること。

2. 緊急輸送路の確保

《土木班》

防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるように、緊急輸送路は、国道、主要地方道等の主要路線及び、主要路線に接続する道路及び避難所に通じる道路から順次確保する。

3. ヘリコプター臨時離着陸場の開設

《奈良県広域消防組合》

(1) 離着陸場の開設指示及び選定

① ヘリコプター臨時離着陸場の開設

ヘリコプター臨時離着陸場の開設は、奈良県広域消防組合が行う。奈良県広域消防組合は、開設指示に備え、ヘリコプター離着陸場の開設が可能であるか予定地の状況を早急に把握しておく必要がある。

② ヘリコプター離着陸場の開設地（災害活動緊急飛行場外離着陸場）

【奈良県防災ヘリコプター】

- ・新庄第一健民運動場（新町 292 - 3）
- ・農村広場（當麻 244 - 1）

(2) 離着陸場の開設準備

- ① ヘリポートに赤白の吹流し又は、国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- ② 離着陸地点には、離着陸地点等の基準に基づき、○H記号を石灰等を用いて表示する。
- ③ ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止して事故防止に努める。

- ④ ヘリポートの発着に障害となる物体については除去又は、物件所在の表示をする。表示方法として、上空より良く判別できるように固定物に白布又は、赤布をくくりつける等する。
- ⑤ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- ⑥ 離着陸の際に砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水等を行う。

第15節 保健医療活動と後方搬送

(保健福祉対策部、こども未来創造対策部、奈良県広域消防組合、中和保健所、葛城市医師会)

1. 初動医療体制

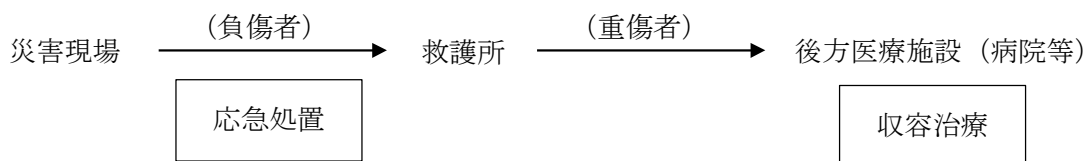
《救護班、中和保健所、葛城市医師会》

(1) 医療対策の種類

災害時の医療対策は、次のとおりとする。

- ① 医療救護所（応急時の医療救護を行う場所）開設
- ② 負傷者の搬送
- ③ 保健医療活動

(2) 医療救護の流れ



参考：後方医療施設とは、医療救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急告示医療機関等

(3) 医療救護班の編成

本部長（市長）は、保健医療活動を実施するため県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣要請を行う。

(4) 救護所の開設

救護班は、医療活動の拠点として救護所を開設するとともに、医療ニーズを把握する。救護所の開設地点は、被災の状況を踏まえつつ、被災地及び周辺の学校・公民館等の公共施設での設置を図るものとする。

(5) 保健医療活動

救護班は、救護所等へ適切に医療救護班を配置し、保健医療活動の実施、状況把握を行う。

保健医療活動は、原則として医療救護班が救護所において実施するものとし、災害の状況によっては、被災地等を巡回し保健医療活動を実施する。また、市内の医療機関の被災状況及び診察状況を把握し、中和保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、

県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

医療救護班の活動内容は次のとおりである。

- ① 診察、傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 病院等への移送の要否及び移送順位の決定
- ④ 移送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 遺体検案等への協力（状況に応じて）
- ⑧ DMAT、DPAT、保健師チーム等との連携

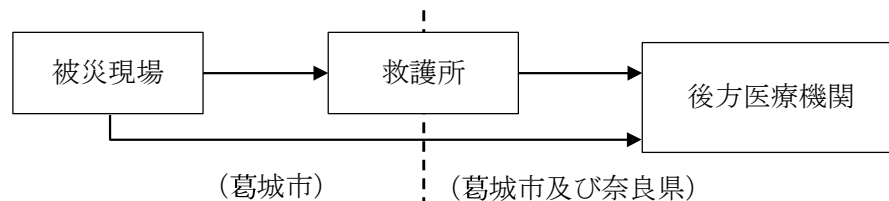
必要に応じ、後方医療施設への緊急連絡事項（症状、使用した医薬品名等）を明記して傷病者に装着する。

2. 負傷者の搬送

《救護班、奈良県広域消防組合、中和保健所、葛城市医師会》

（1）搬送体制

搬送体制は、原則として次のとおり対処する。



（2）後方医療機関の選定

救護班は、奈良県広域消防組合、調査班、各大字や自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、重傷者を被災現場から救護所又は後方医療機関に搬送する。

後方医療機関の選定については、市災害対策本部及び奈良県広域消防組合が、葛城市医師会、県医療政策局等から、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速、的確に収集して行う。

（3）搬送方法

奈良県広域消防組合の救急車を利用するが、負傷者が多数で対応が困難な場合は、公用車の使用や一般車両の協力要請を本部と協議して決める等臨機応変の処置を行うものとする。

（4）広域搬送

広域搬送等を必要とする場合は、奈良県防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

国や「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき隣接府県に広域搬送を要請する。

3. 医薬品、資器材の確保

《救護班、中和保健所、葛城市医師会》

救護に必要な医薬品及び衛生材料を確保するとともに、なお不足する場合は中和保健所に支援を要請する。なお、災害の規模によっては、医療品卸売業者から在庫品の緊急買い付けを行い必要に応じて支給する。

＜参考＞資料編（Ⅱ計画関係資料）：23. 医療品卸売業者

第16節 遺体の搜索、収容、処理、埋葬

（市民生活対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、奈良県広域消防組合、高田警察署）

1. 行方不明者及び死体の搜索

《救護班、奈良県広域消防組合、高田警察署》

（1）搜索の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について行う。

（2）搜索の方法

救護班は、各大字や自主防災組織等と連携を図り、警察署、消防団等の協力を得て行方不明者の調査、搜索に努める。

搜索状況、発見情報は、警察署及び救護班が取りまとめ、防災班に報告する。

（3）遺体の調査及び検視・検案

遺体の調査及び検視については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律及び検視規則等により処理するとともに、その経過を明らかにしておく。検視場所は原則として現地とするが、これによりがたい場合は、遺体収容所等において行う。この場合、発見の日時、場所、発見者発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしておく。

医師法上の検案は原則として救護班が行うが、状況によりそのいとまがない場合は、一般開業医の協力を得て行う。

（4）実施期間

災害発生の日から10日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

2. 遺体の収容・処理

《救護班、奈良県広域消防組合、高田警察署》

（1）遺体の収容

検視・検案を終えた遺体は、警察署及び関係機関の協力を得て、遺体収容所に搬送する。身元の確認については、警察や各大字や自主防災組織等の協力を得て実施し、身元が判明し

ている場合は、原則として遺族、親族へ引き渡す。

（２）遺体収容所の設置

遺体収容所は、あらかじめ適当な場所（寺院等の施設又は、寺院・学校等の敷地）を選定し、建物がない場合はテント等を設置する。

（３）遺体の処理

災害時の混乱で、死亡者の遺族が遺体識別等の処理ができない場合、市が実施する。

- ① 遺体識別等のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
- ② 検視報告書及び遺体検案書を受理するとともに、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名札を棺に貼付する。
- ③ 遺体検案書及び遺体処理票に基づき、遺体埋火葬許可書を発行する。
- ④ 親族、関係者の申し出により遺体の引き取り希望のあるときは、遺体処理票により整理のうえ引き渡す。
- ⑤ 引き取り手のない遺体は、市で応急処置として埋火葬を実施することとし、この場合は埋葬台帳により処理する。

3. 遺体の埋火葬

《庶務班（市民生活）》

災害時の混乱の際死亡した者について、その遺族等が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族のいない場合、市が応急的に行う。

- （１）遺体を火葬に付す場合、災害遺体処理票を作成し、最寄りの火葬場に連絡のうえ送付する。
- （２）遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し保管所に一時保管する。
- （３）家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
- （４）死者が多数のため火葬場で処理し得ない場合など、遺体の搜索・処理・火葬等について、市のみで対応できないときは、本部長（市長）は、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ① 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
 - ② 搜索地域
 - ③ 火葬等施設の使用可否
 - ④ 必要な搬送車両の数
 - ⑤ 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

4. 身元不明遺体の取扱

《救護班、高田警察署》

警察署は、市と協力して身元不明遺体の引取人の調査を実施する。

火葬又は仮埋葬して1年以内に引取人の判明しない場合には、市が身元不明者扱いとして身元不明者納骨堂等に移管する。

第17節 給水体制の確立

(上下水道対策部)

1. 応急給水

《給水班》

(1) 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、原則として本部長（市長）が行う。但し、市で対応が困難な場合は、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

(2) 給水対象者

災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。なお、災害時要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

(3) 飲料水の確保

配水管の破損の場合は、浄水場の水を確保する。

被害状況が相当広範囲、複雑な場合に備えて、以下の準備を検討する。

- ① 給水タンク車の確保。
- ② タンク、ビニールパックなど給水に必要な資材の確保。
- ③ 新たな公共施設整備に伴う飲料水兼用貯水槽の設置の検討。
- ④ 河川水等の浄化処理による飲料水の確保。
- ⑤ 飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）の必要量の確保。

2. 給水需要の把握

《給水班》

災害の発生により、水道施設に被害が発生した場合は、被害情報、住民からの通報、県への照会等を基に供給不能地点の調査を実施し、全体給水需要を把握する。

3. 給水方針の決定

《給水班》

給水所、給水量、給水施設の応急復旧順位等は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度や緊急度等を参考に、そのつど本部長が指示する。

(1) 給水所の設置

給水所は、給水を必要とする区域の避難所に主として設置することとし、給水所を設置したときは、当該地に「給水所」の表示をする。

(2) 給水方法

飲料水の給水は、状況に応じ次により実施する。その際は、防災行政無線、広報車等により、給水場所、時間等について、被災地の住民に周知するとともに、災害時要配慮者、外国人等の住民に配慮する。

- ① 指定した給水所、避難所等において拠点給水を行う。
- ② 浄水場から給水車等による搬送給水を行う。

（３）給水量

給水の量は、一人一日当たり３リットル（最低必要量）とし、１０日目までには３～２０リットル、２０日目までには２０～１００リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

（４）実施期間

災害救助法の適用を受ける場合は、災害発生の日から７日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

（５）給水活動への協力、応援

被災状況により必要な飲料水の供給の実施が困難なときは、奈良県水道災害相互応援に関する協定に基づく要請のほか、奈良県に可能な限り必要事項（必要な人員・給水量・資機材等の数量、期間、給水場所等）を明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

第18節 食糧供給体制の確立

（教育対策部）

1. 食糧の供給

《食糧班》

（１）実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食糧の供給は、原則として本部長（市長）が行う。但し、市で対応が困難な場合は、主食等の応急供給についての一部及び食糧品の斡旋要請を知事に行う。

（２）配給の実施と対象者

- ① 食糧供給を実施するのは次の場合とする。
 - ア) 被災者に対し、炊き出しによる供給を行う場合
 - イ) 被災により販売機関が通常の売却を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ② 食糧供給の対象者は、次のとおりとする。
 - ア) 避難所に収容された人
 - イ) 住家が被害を受け、炊事ができない者
 - ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者

エ) 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

(3) 食糧の調達

市の食品販売業者や農協から主食品として、米、パン等、及び乳幼児用として粉ミルク、また、副食品として、缶詰等を調達する。なお、炊出しその他による食糧の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮したものを供与する。

市で調達が困難な場合は、主食等の応急供給についての一部及び食糧品の斡旋要請を知事に行う。

2. 供給必要数の把握

《食糧班》

応急食糧の必要数は、避難所及び住宅残留者を各調査班が、各大字や自主防災組織等の協力を得て把握する。

3. 供給方針の決定

《食糧班》

市は民間の施設、ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

(1) 供給数量

一人当たりの配給数量 × 供給者数 × 日数

① 被災者に対し、炊き出しによる供給を行う場合

… 一人一食あたり 200 精米グラム

② 販売機関が通常の売却を行うことができず他の機関が供給を行う場合

… 一人一食あたり 400 精米グラム

③ 知事が、特に必要があると認めるときは上記の外にパン等を加配することができる。

(2) 供給方法

① 炊き出しの実施場所（公民館・小中学校等）毎に責任者を定め、炊き出し及び食品の配給を行う。

② 炊き出しの実施については、各大字や自主防災組織及び地域住民等の協力を得て行う。

(3) 食糧の輸送

食糧の輸送は、配給物資の種類、数量、集積場所、輸送車両等を勘案し、最も早く配給できる経路により行う。

(4) 食糧の集積地

原則として市庁舎とするが、災害の状況により交通事情等を考慮して避難所又はその他の公共施設、広場等を選定する。

(5) 実施期間

災害救助法の適用を受ける場合は、災害発生の日から7日以内とする。但し、知事へ申請

し、内閣総理大臣の承認により期間延長をすることができる。

第19節 生活物資供給体制の確立

(保健福祉対策部、こども未来創造対策部)

1. 生活物資の供給

《物資班》

(1) 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の供給は、本部長（市長）が行う。

(2) 供給対象者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2. 供給必要数の把握

《物資班》

生活物資の必要数は、調査班が各大字や自主防災組織等の協力を得て把握する。

3. 供給方針の決定

《物資班》

市は民間の施設、ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

(1) 供給品目

被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ① 被服、寝具及び身の回り品
- ② 日用品
- ③ 炊事用具及び食器
- ④ 光熱材料

(2) 調達方法

① 備蓄物資

防災倉庫や避難所等に備蓄してある物資を被災者に配布する。

② 物資調達（協定業者、県等への要請）

備蓄物資では必要とする品目、数量が不足する場合には、協定業者等に協力を依頼し、必要品目、数量を調達する。ただし、災害の規模等により、必要な生活必需品の調達ができない場合には、県に必要とする品目等の斡旋を要請する。

③ 救援物資の受入れ

必要に応じて県その他の団体に救援物資の提供を依頼し、その受入れ手続き及び保管施設を確保する。提供を受けた救援物資については、直接予め指定した救援物資集積地に搬送するよう指示し、ボランティアの協力を受けて物資の受入れ作業及び仕分け作業を実施

する。

(3) 供給方法

県の小災害救助内規又は災害救助法が適用された場合は、県から配布される生活必需品を支給するものとする。

物資割当て・支給については、物資班が地域住民等と協力して行う。

(4) 生活物資の輸送

生活物資の輸送は、配給物資の種類、数量、集積場所、輸送車両等を勘案し、適切な経路により行う。

(5) 生活物資の集積地

原則として市庁舎とするが、災害の状況により交通事情等を考慮して避難所又はその他の公共施設、広場等を選定する。

(6) 実施期間

災害救助法の適用を受ける場合は、災害発生の日から10日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により期間延長をすることができる。

第20節 災害救助法等の運用

(市民生活対策部、都市整備対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、教育対策部、上下水道対策部)

1. 災害救助法の適用

《物資班、庶務班（市民生活）、新庄地区・避難誘導班、土木班、農林商工班、救護班、當麻地区・避難所誘導班、教育班、食糧班、給水班》

(1) 救助の種類と実施権限

災害救助法に基づく救助については、奈良県地域防災計画に基づき知事が実施する。本部長（市長）はこの救助について全面的に補助し、また、災害救助法第13条の規定により本部長（市長）が行うこととされた事務については、本部長（市長）の責任において災害救助法の規定に基づき救助を実施する。なお、救助に係る費用は県が支弁する。また、災害救助法に係る県との事務手続き、連絡等は物資班が行うものとし、救助の種類ごとの書類作成は各担当班が行う。

① 災害救助法における救助の種類

- ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与（新庄地区・避難誘導班、當麻地区・避難所誘導班、土木班）
- イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（食糧班、給水班）
- ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（物資班）
- エ) 医療及び助産（救護班）
- オ) 被災者の救出（救護班）
- カ) 被災した住宅の応急修理（土木班）

- キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（農林商工班）
- ク) 学用品の給与（教育班）
- ケ) 埋葬（庶務班（市民生活））
- コ) 死体の搜索及び処理（救護班）
- サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（土木班）

- ② 救助に関する業務は、本部長（市長）が行うこととされていても、例えば炊出しその他による食品の給与にあつては、材料の調達について国や県の協力があり、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にあつては、県が調達した物資を県の計画により市が被災者に配分することとされている。また、被害状況や災害発生地の地理的条件から県による救助が不可能な場合は、市がすべての救助を実施しなければならないし、逆に地域の被害が大きすぎて市が救助の実施者としての能力を喪失した場合は、県がすべての救助を実施することになる。

このことから、災害という非常事態下では、県と市が互いに連携し、関係機関とも協力しながら、被災者の救助に万全を期すことが重要である。

（2）災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。

また、奈良県においても具体的な適用基準を設けている。

葛城市に適用される具体的な基準は、次の何れかの場合である。

①葛城市内の滅失住家数が 60 世帯以上
②県内の滅失住家数が 1,500 世帯以上あり、葛城市内の滅失住家数が 30 世帯以上
③県内の滅失住家数が 7,000 世帯以上であり、葛城市内の多数の住家が滅失
④災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること
⑤多数の者の生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

（3）被害程度の認定

災害救助法の認定に際しては、住家の被害の程度の認定が重要な要素になる。

全壊、半壊等の判断のおおよその基準は、次のとおりである。

①住家全壊 (全焼、流失)	住家の損壊、焼失、流失した部分の面積が、その住家の延床面積の 70%以上 に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 の 50%以上に達した程度のもの。
②住家の 半壊、半焼	住家の損壊、焼失、流失した部分の面積が、その住家の延床面積の 20～70% 程度のもの、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20～50%程度 のもの、又は住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる 程度のもの。
③住家の 床上浸水、 土砂の堆積等	上記、①及び②に該当しない場合であつて、浸水が住家の床上に達した程 度のもの又は、土砂竹木等が堆積し、一時的に居住できなくなったもの。

第3章 災害応急対策計画
第20節 災害救助法等の運用

④世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。但し、耐火構造の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

(4) 適用手続き

大規模な災害が発生し、葛城市における被害が前記(2)の適用基準のいずれかに該当するときは、本部長(市長)は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

災害の事態が急迫していて、知事による救助の実施を待つことが出来ない場合には本部長(市長)は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(5) 災害救助法における救助の種類と方法等

災害救助法施行細則 令和5年7月14日施行(奈良県)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与するもの。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は、別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。

第3章 災害応急対策計画
第20節 災害救助法等の運用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考								
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上								
炊き出し その他による食品の給与	1. 避難所に避難している者 2. 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1人1日当たり 1,230円以内 2. 被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合3日分支給可	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）								
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季 （4月～9月） 冬季 （10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。 （単位：円）								
					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
					全壊全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
						冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
					半壊半焼床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
						冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

第3章 災害応急対策計画
第20節 災害救助法等の運用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設 住宅の供与	住家が全壊、全焼 又は流失し、居住 する住家がない者 であって、自らの 資力では住宅を得 ることができない 者	○建設型応急住宅 1 戸あたりの規模 は、応急救助の趣 旨を踏まえ、実施 主体が地域の実 情、世帯構成等 に応じて設定 1. 限度額 1 戸当り 6,775,000 円以内 2. 同一敷地内等に概 ね 50 戸以上設置 した場合は、集会 等に利用するた めの施設を設置 できる（50 戸未 満であっても小 規模な施設を 設置できる） 3. 建設型応急住宅 の供与終了に伴 う解体撤去及び 土地の原状回復 のために支出 できる費用は、 当該地域にお ける実費	災害発生の日か ら 20 日以内着工	1. 費用は設置にか かる原材料費、 労務費、付帯設 備工事費、輸送 費及び建築事務 費等の一切の経 費とし 6,775,000 円以 内であればよい。 2. 高齢者等の要 配慮者等を数人 以上収容する「 福祉仮設住宅」 を設置できる。 3. 供与期間 最高 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1. 1 戸あたりの規 模は、建設型応 急住宅に準じる 2. 限度額は、地 域の実情に応じ た額とする。		
災害にかか った住宅の 応急修理	住宅が半壊（焼） し、自らの資力 により応急修理 をすることがで きない者又は、 大規模な補修を 行わなければ居 住することが困 難である程度に 半壊した者	居室、炊事場及 び便所等日常生 活に必要な最小 限度の部分 1 世 帯当り 1. 2 に掲げる世 帯以外の世帯 706,000 円以 内 2. 半壊又は半 焼に準ずる程 度の損傷によ り被害を受けた 世帯 343,000 円以内	災害発生の日か ら 3 ヶ月以内	

第3章 災害応急対策計画
第20節 災害救助法等の運用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班 …使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 …国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 …協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
遺体の捜索	行方不明の状態にありかつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡したものと推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
		一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内		
		検案 救護班以外は慣行料金		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12才未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

第3章 災害応急対策計画
第20節 災害救助法等の運用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,800 円 中学校生徒 1人当たり 5,100 円 高等学校等生徒 1人当たり 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学、用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	救助に関する業務に従事した者に相当する県の一般職の職員の給与を考慮して定める額とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の一般職の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して定める額とする。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2. 県の小災害に対する救助内規の適用

《物資班》

(1) 実施機関と対象

県は、災害救助法の適用基準には達しないがこれに準じる災害により、住家又は家財を滅失し、あるいは住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して、応急救助を行うこととしている。

(2) 適用基準

対象となる小災害は、その住家が滅失した世帯の数が20以上の災害である。

(3) 救助の種類

衣類・寝具その他生活必需品の給与。

(4) 救助の方法

被災した世帯に対して、災害救助法施行細則第2条別表第1の3を準用し、衣類・寝具その他生活必需品の給与を行う。この救助の実施にあたっては、知事は本部長（市長）に通知すると同時に、物資を本部長（市長）あてに送付し、本部長（市長）は被災世帯に配分する。

第21節 労務等の確保・供給

（企画対策部）

1. 労務者の雇い上げ

《動員班》

活動要員及び奉仕団等の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者の雇用方法

労務者の雇用については、各部班（課）の要請に応じて動員班が雇用し配する。なお労務者が不足し又は雇用ができないときは、職業安定所へ要請する。

(2) 労務者の雇用範囲

労務者の雇用範囲は、災害応急対策及び救助の実施に必要な労務者とする。災害救助法に基づく救助の実施に、必要な労務者の雇用範囲は次のとおりである。

- ① 被災者の避難誘導労務
- ② 医療及び助産における患者の移送労務
- ③ 被災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬の労務
- ④ 飲料水の供給のための運搬、操作及び上水用薬品の配布等の労務

第3章 災害応急対策計画
第21節 労務等の確保・供給

- ⑤ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- ⑥ 遺体の捜索に必要な労務
- ⑦ 遺体の処理に必要な労務

(3) 労務者雇用期間

労務者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

なお、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は次のとおりである。

活動内容	労務者雇用期間
①被災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれのある日 1日程度
②医療における患者の移送	災害発生の日から14日以内
③助産における患者の移送	〃 13日〃
④被災者の救助	〃 3日〃
⑤飲料水の供給に要する作業	〃 7日〃
⑥被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	〃 10日〃
⑦教科書の配分等	〃 1ヶ月〃
⑧その他学用品の配分等	〃 15日〃
⑨炊き出し用食糧品の整理等	〃 7日〃
⑩医薬品、衛生材料の整理等	〃 14日〃
⑪遺体の捜索に必要な作業	〃 10日〃
⑫遺体の処理に必要な作業	〃 10日〃

(4) 労務者雇い上げ期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は、内閣総理大臣の承認を得て自動的に延長することができる。

(5) 労務者の賃金

雇い上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度とする。

2. 労務応援要請

《動員班》

市本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、また、奉仕団の動員並びに労務者の雇用が不可能なときは、次の応援要請事項を示して、県本部長へ要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間

- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

第22節 交通施設被害応急復旧

(都市整備対策部、その他)

1. 道路施設被害応急復旧

《土木班、高田土木事務所》

(1) 道路施設被害状況の把握

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するために必要な輸送路等を確保するため、道路施設の被害状況を把握する。

また、把握した被害状況をとりまとめ、高田土木事務所に報告するとともに、防災班を通じて、県防災統括室に報告する。

(2) 道路施設被害の応急復旧方針の決定

全市的な地区の被害状況等に基づき、効率的な防災活動を実施するために必要な復旧道路(橋梁)を緊急度、重要度を考慮して決定し確保する。

(3) 道路交通情報の広報

- ① 不通箇所、迂回路、復旧見込み等の広報
- ② 道路交通情報の問い合わせ等への対応

(4) 道路施設被害の応急復旧

① 緊急輸送路等、防災活動上重要な道路の応急復旧

被災者、必要な人員、緊急物資の輸送等災害復旧活動に必要な道路に対して、関係機関の協力を得て障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施する。

② 道路、橋梁等の応急工事

道路の決壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

③ 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的付け替え道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

④ 一路線の交通が相当な期間途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第22節 交通施設被害応急復旧

- ⑤ 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、緊急輸送計画、労務等の確保・供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等の必要な措置が迅速、的確に実施できるように必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

2. 鉄道施設対策の実施

《西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社》

(1) 鉄道施設対策の実施者

鉄道施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施するものとする。

また、地震等による鉄道施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報するものとする。

(2) 鉄道施設被害の対策

地震等により、鉄道施設に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、鉄道利用者や沿線住民等の生命及び財産を保護するため、全力を挙げて救出・救護に努めるほか、関係機関との密接な連携のもとに、被災施設の早期復旧及び交通機関の早期回復を図る。

第23節 防疫・保健衛生活動

(市民生活対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部)

1. 防疫業務

《救護班》

災害時における防疫業務については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、及び予防接種法に基づき市及び県が必要に応じ実施する。

防疫対策上必要なときには、救護班は、県及び中和保健所と密接な連絡のもとに次の業務を行う。

また、災害の状況により業務が市独自では実施できないときは、県への応援要請を行う。

- ① 衛生管理及び消毒の指導と実施
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除
- ③ 家庭用水の供給
- ④ 患者の収容
- ⑤ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- ⑥ 臨時予防接種の実施

2. 防疫活動

《救護班》

(1) 消毒の実施

災害が発生し、保健衛生上消毒の必要が生じるときは、消毒を実施し、又は消毒の指導、消毒薬剤の配布を行う。

消毒の必要なときは、次の場合である。

- ① 感染症が発生したとき
- ② 水害により道路側溝、家屋周辺が不衛生になったとき
- ③ 家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき
- ④ ねずみ族、昆虫が大量に発生したとき
- ⑤ 土壌還元によるし尿処理を行うとき
- ⑥ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき

（２）感染症患者等に対する措置

災害地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに中和保健所に連絡し、対応について相談する。ただし、感染力や重篤性の観点から危険度の高い感染症患者の入院及び移送については、感染症法に基づき県が行うが、交通途絶などのため、感染症指定医療機関へ搬送が困難な場合は、知事が適当と認める被災地内の病院又は診療所に臨時入院させる。

3. 被災者に対する衛生指導

《救護班》

救護班は、避難所収容被災者及び被災地域住民に対し、台所、便所等の衛生管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

また、被災地及び避難所で、飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について必要があるときは、中和保健所を通じ知事に対しその実施を要請する。

4. 臨時予防接種の実施

《救護班》

感染症の未然防止又は拡大防止のため、県から臨時予防接種の実施についての指示があった場合は、その指示に従い葛城市医師会の協力のもとに実施する。

また、県が実施する臨時予防接種については、対象者の把握、対象者への連絡等の措置について協力する。

5. 防疫用資材の調達

《救護班》

防疫用資材は、医薬品販売業者より必要に応じ、供給を受けるが、不足する場合は県に対し斡旋を依頼する。

6. 協力要請

《救護班》

本部長（市長）は、検病調査、感染症患者の隔離等の防疫活動が独自で実施できない場合は、次の事項を明確にしたうえで、中和保健所を通じて知事に協力を要請する。

- （１）防疫期間
- （２）防疫を要する世帯数

- (3) 必要な検病調査班等
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要事項

7. 愛玩動物の収容対策等

《庶務班（市民生活）》

(1) 特定動物の逸走対策

災害により特定動物が逸走する事態が発生した場合、市は、県に通報し特定動物の逸走対策の実施を要請する。この際、市は、県の実施する対策に協力する。

(2) 放浪犬猫の保護収容

県は、被災により放浪する犬猫について、保護収容に当たる。市は、県の実施する保護収容対策に協力する。

(3) 飼養者の責務

愛玩動物の飼養者は、避難する際、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合には、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に使用できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第24節 障害物の除去

(都市整備対策部)

1. 障害物除去の対象

障害物の除去を行う対象は、次のとおりとする。

- (1) 障害物が居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に運び込まれて
いるため、一時的に居住ができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物
を除去する事ができない者
- (2) 住家が半壊、又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった者を
含む。）を受けた者
- (3) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合

2. 障害物除去の方法

《土木班》

(1) 災害救助法の適用

- ① 災害救助法の適用前は、本部長（市長）が周囲の状況を考慮し、除去の必要を認めたも
のを対象に実施する。
- ② 災害救助法の適用後は、前記①の除去の対象に基づき除去対象個数及び所在を調査し、
県土マネジメント部へ報告するとともに除去作業を実施する。

(2) 除去作業

建設業者等の協力を得て人夫、技術者を動員し障害物の除去を行い、必要最小限度の日常

生活が営める状態にする。

他の所有者の敷地内の物件の作業に当たっては、管理者、所有者との連絡が可能な際は、同意を得る。

また、公共の利益になる場合、緊急やむを得ない場合を除き、私的財産の保護のみを目的とした障害物除去の要請には応じないものとする。

（3）障害物の堆積場所

障害物の堆積場所は、災害の状況に応じ、公園、広場、その他の住民生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し一時集積する。

3. 実施期間

災害救助法を適用する場合、災害発生の日から10日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

第25節 し尿・ごみ・災害廃棄物の処理活動

（市民生活対策部、上下水道対策部）

1. し尿処理対策

《衛生班、下水道班》

（1）情報の収集等

市は、災害発生後速やかに以下の事項を県に報告する。

- ① し尿処理施設の被害状況と稼働見込み
- ② 避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数
- ③ 倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレからのし尿の発生量予測
- ④ 下水道等の被害状況と復旧見込

（2）し尿の収集

し尿の収集は、衛生班の指示で、委託及び許可業者の協力によりその保有するバキューム車等を用いて行う。

（3）仮設トイレの設置

災害の状況に応じて、仮設トイレ等を民間業者から調達し、避難所、集合住宅所在地、住宅密集地等に優先的に設置する。

（4）し尿の処理

し尿の処理は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ土壌還元方式等、災害の状況を踏まえつつ環境衛生上支障のない方法で処理する。

（5）応援・協力

状況により市だけでは処理が困難な場合は、他の市町村、又は県に対し他の市町村の応援、処理業者の団体等の協力について斡旋を要請する。

2. 生活ごみ・災害廃棄物処理対策

《衛生班》

(1) 情報の収集等

市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込、避難所等の場所、避難人員、生活ごみの発生量、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握する。なお、収集した情報については、速やかに県に報告する。

(2) 生活ごみ・災害廃棄物の収集運搬

衛生班は、市及び一般廃棄物収集運搬許可業者等の協力により、その保有する収集運搬車両を利用し、被害家屋から排出されたがれき、汚泥等の非常清掃や集積場への搬送を行う。

また、台風等による家屋倒壊等災害の状況により、処理量が増加し又は処理能力を超える場合は、市内の土木業者等に災害廃棄物収集運搬の協力を要請する。

(3) 生活ごみ・災害廃棄物の一時集積

災害の規模により短期間での、生活ごみ・災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、生活ごみ・災害廃棄物の一時集積場を指定し、一時集積場への搬送を行う。

生活ごみ・災害廃棄物の一時集積場の選定にあたっては、応急対策活動、又は環境衛生上支障がないこと等を考慮し、搬出入に便利なところとする。

(4) 生活ごみ・災害廃棄物の焼却、最終処分

ごみの処理は、クリーンセンターで行うほか、これにより処理できないものについては、環境衛生上支障のない適正な方法で処理する。

(5) 応援・協力

状況により市だけでは処理が困難な場合は、他の市町村、又は県に対し他の市町村の応援、処理業者の団体等の協力について斡旋を要請する。

第26節 住宅の応急修理と応急仮設住宅の供与

(都市整備対策部)

1. 住宅応急修理、応急仮設住宅建設の実施者

住宅の応急修理及び応急仮設住宅建設の実施者は、次のとおりである

区 分	応急修理	応急仮設住宅建設
①災害救助法が適用されたとき	知事 *知事から委任を受けたときは市長	知事
②災害救助法が適用されないとき	市長	市長

2. 被災住宅の応急修理

《土木班》

(1) 実施対象

災害のため住宅が半壊又は半焼し、日常生活を営むことができない者で自らの資力では応急修理ができない者

(2) 実施戸数

応急修理の戸数は、災害の状況及び被災者の経済能力等を考慮して決定する。

(3) 実施内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限の部分の補修とする。

(4) 修理の期間

災害救助法の適用を受ける場合、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

3. 応急仮設住宅の建設

《土木班》

(1) 設置方法

- ① 県が予め協定した（社）プレハブ建築協会の協力を得て建設する。
- ② 市が実施する場合は、請負工事又はその他の方法で実施する。
- ③ 応急仮設住宅の仕様については、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者に配慮するものとする。
- ④ 木造応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。
- ⑤ 災害救助法が適用されない場合において、市が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県に支援を要請する。

(2) 入居対象者

建設された応急仮設住宅への入居者は、次の基準に基づき知事又は事務委任を受けた本部長（市長）が入居者の選定を行う。選定に際しては、高齢者、身体障がい者、母子家庭等を優先させる等、災害の状況に応じた選考基準を定める。

- ① 住宅が全壊、全焼、又は流失の被害を受けた者
- ② 他に居住する住宅がない者
- ③ 自己の資力で、住宅を確保することが困難である者

(3) 建設戸数及び場所

災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して決定する。

(4) 建設規模・費用

第3章 災害応急対策計画

第26節 住宅の応急修理と応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の標準規模は、災害救助法の基準に準じる。

(5) 着工・完成の時期・供与期間

災害救助法を適用する場合、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完了する。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項及び第4項の規定による期限内（最長2年）とする。

4. 公営住宅の特例使用

《土木班》

市及び県は、被災者への仮住居として、公営住宅の空き家を使用する。

5. 民間賃貸住宅等の借り上げ

《土木班》

市は、県と連携し、被災者の健全な住生活を早期に確保するため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空き家等利用可能な既存住宅を応急借り上げ住宅として、被災者に対し紹介する。

第27節 文教対策

（教育対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部）

1. 児童・生徒の保護対策

《庶務班（教育）、教育班》

(1) 情報等の収集・伝達

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、市立幼稚園園長及び市立学校長（以下、学校長等という）に対し災害に関する情報を伝達するとともに、必要な措置を指示する。

学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けたときは、あらかじめ定める方法により速やかに教職員に伝達するとともに、ラジオ、テレビ等の放送やインターネットにより地域の被害状況や災害情報の収集に努める。

また、学校長等は、状況により危険が予想される場合は、教育部と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を行い、保護者、児童、生徒に連絡する。

(2) 園児、児童、生徒及び教職員等の被害状況の把握

学校長等は、災害発生後直ちに市立幼稚園及び小中学校（以下、学校等という）の園児、児童、生徒、教職員及び学校施設の被害状況を把握し、教育対策部庶務班及び防災班に報告する。

また、勤務時間外に災害が発生したときは、教職員は各所属校に参集するものとし、学校長等は被害状況とともに教職員の参集状況を報告する。

(3) 園児、児童、生徒の避難対策

学校等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ学校等に

において定めた避難計画により、状況に即応した避難を実施する。

(4) 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。

(5) 園内及び校内保護

学校長等は、災害の状況により、園児、児童、生徒を下校させることが危険であると認めた場合は、校内等に保護し保護者への連絡に努める。この場合、教育対策部に対し、速やかに園児、児童、生徒数その他必要な事項を報告する。

2. 教育施設の保全

《施設班（教育）》

学校長等は、教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の防災措置を行う。

3. 応急教育の実施

《教育班、食糧班、施設班（教育）》

学校長等は、災害の拡大のおそれがなくなり応急教育を実施できる見込みとなったときは教育施設の被害の程度に応じ、次により応急教育措置を実施する。

応急教育措置を行うにあたっての教員の確保は、教員の被災状況、参集状況に応じ適正配置を行う。

災害の程度	応急教育措置
①校舎の被害が軽微なとき	速やかに応急修理をして授業を行う。
②校舎の被害が相当に大きい、一部の校舎の使用は可能な場合	残存の安全な校舎で授業を行う。合併又は二部授業を行う。
③校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能であるが、数日で復旧できる場合	復旧まで臨時休校とし、自宅学習等を実施する。
④校舎の被害が相当に大きく、復旧までに長時間を要する場合	公民館、体育館等の公共施設の利用又は隣接学校の校舎を利用する。
⑤市内の学校が使用不能な場合、及び児童、生徒が他の地域へ集団避難した場合	被害を受けなかった他の学校、公民館等の施設を利用する。

(1) 教職員の確保

災害により教職員に不足を生じた場合は、教育部は、教育活動の再開のために学校間の教職員の応援体制について、必要な調整を行う。

(2) 学校給食の応急措置

食糧班は、市給食センターが被害を受けた場合には、速やかに復旧措置を講じ、正常な運

営に復するように努める。

（3）学用品の調達、給与

教育班は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失し又は毀損し、これら学用品を直ちに入手することができない状況にある小中学校の児童・生徒に対して必要な最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

① 学用品の調達

応急教育に必要な学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、市において調達可能な学用品の調達を行う。

また、自ら学用品等の調達、給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施につき応援を要請する。

② 災害救助法が適用された場合の学用品の給与

ア) 対象者

被害によって住家に全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上浸水以上の被害を受けた小中学校の児童・生徒で、現に学用品がなくなった者。

イ) 給与の方法

学用品は原則として知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する給与は市が実施する。但し、使用教科書は、状況に応じ職権の委任を受けた本部長（市長）が市教育委員会及び学校長の協力を受け、調達から配分までの業務を行う。

ウ) 給与の期間

災害救助法を適用する場合、教科書は、災害発生の日から1か月以内、文具・通学用品は、15日以内とする。

（4）児童・生徒等に対する心のケア

教育班は、専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

（5）避難所との調整

学校長等は、学校が長期避難所となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るため、避難所として利用できる部分を指定して、市民の協力を得るよう努める。

4. 保育所等の措置

《當麻地区・避難誘導班》

保育所等の施設についても、上記1.～3.の計画に準じて保育所児童等の保護及び保育に十分に配慮する。

5. 文化財応急対策

《庶務班（教育）》

（1）被害状況の把握

指定文化財の所有者又は管理者（以下「文化財所有者等」という）は、災害が発生したとき、文化財の被害状況を直ちに市教育委員会へ報告する。市教育委員会は、文化財の被害状況を整理のうえ、県教育委員会へ報告する。

（2）被害状況の調査と応急措置

① 市指定文化財

市教育委員会は、文化財所有者等から被害の通報を受けた場合、市指定文化財について直ちに職員を現地に派遣して被害状況を把握する。調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があるると判断される場合、文化財所有者等とともに応急措置を実施する。なお、文化財の被害状況及び応急措置については県教育委員会に報告する。

② 県及び国指定文化財

県及び国指定文化財については、県教育委員会の調査及び応急措置に協力する。

（3）復旧対策

市教育委員会は、市指定文化財については、被害状況を踏まえ文化財所有者等とともに復旧計画を策定する。県及び国指定文化財については、県教育委員会及び文化庁の指導を受ける。

（4）応援要請

災害が大規模で、市の行政機能が著しく低下し、単独で十分な対策が実施できない場合、市教育委員会は、県教育委員会に支援を要請するものとする。

第28節 農業対策

（産業観光対策部）

1. 農地及び農業用施設に対する応急措置

《農林商工班》

（1）農地

河川の洪水等により農地に冠水した場合は、農作物の被害を考慮し、状況に応じポンプによる排水を行う。

（2）用排水路

洪水時、警戒体制に関する情報の収集と水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、又

冠水のおそれがある場合は、排水設備の操作を行い、冠水防止に努める。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

また、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるとともに、危険な場所への立ち入り禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。

なお、堤防決壊防止のための応急工事や避難については、水利組合と相互に連携を図るものとする。

(4) 農道

災害応急対策上重要な農道の応急復旧に対して優先的に行う。農道の補強盛土、又は埋土の除去等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

(5) 農作物の応急措置

農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等農業団体と協同して、被害の実態に即し必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

2. 家畜に対する応急措置

《農林商工班》

家畜及び畜舎が被災した場合、畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

(1) 風害

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ② 家畜被害調査及び飼料の確保に努める。
- ③ 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

(2) 水害

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。
- ② 乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、合わせて病傷家畜に対する応急手当を行う。
- ④ 栄養回復のため飼料調達並びに給餌に努める。
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の予防を行う。

第29節 上下水道、電力、ガス、通信等の応急復旧

(都市整備対策部、上下水道対策部、関係機関)

1. 上下水道、電力、ガス、通信等の応急復旧の基本方針

《土木班、施設班（上下水道）、下水道班、関係機関》

(1) 応急復旧の実施者

応急復旧の実施は、各事業を実施している事業管理者（防災関係機関等）が行うものとする。

(2) 応急復旧の基本方針

地震等により通信、電力、ガス、上水道等の施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持するものとする。

2. 水道施設応急対策計画

《施設班（上下水道）》

(1) 応急復旧の基本方針

復旧作業にあたっては、被害施設を短期間で復旧させるため水源からの取水施設、導水施設等基幹施設を最優先し、次いで、配水施設、給水施設の順で行い、給水の再開に努める。

(2) 配水管路の応急復旧順位

配水管路の復旧の優先順位は、浄水場からの配水幹線、給水拠点に至る管路、その他重要な管路の順とし、被害の状況、被害箇所の重要度等を考慮して給水区域を拡大するため最も有効な管路から順次進めるものとする。

(3) 配水施設の応急復旧

- ① 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
- ② 路上漏水で特に交通等の支障があるもの

(4) 配水管の応急配管及び臨時共用栓の設置

- ① 配水管の被害が著しく、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被り等による柔軟な応急配管を行い、適当な間隔で共用栓を設置する。
- ② 給水装置の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

(5) 応援・協力

水道事業管理者は、水道資機材の調達及び復旧作業について、市内水道工事事業者の応援又は協力を得て実施するものとする。

また、必要に応じ、被災地域以外の水道事業管理者、水道工事事業者の応援又は協力を求める。

3. 下水道施設応急対策計画

《下水道班》

下水道管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速な応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を計画する。

幹線の被害は、直ちに本復旧することを前提とし、枝線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

4. 電力施設応急対策計画

《関西電力株式会社》

(1) 災害時の広報

- ① 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会的不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧事業についての広報を行う。また、公衆感電事故を防止するため広報活動を行う。

- ② 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合は、対策組織の長は、送電停止等適切な措置を講ずる。

(3) 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(4) 復旧工事の順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各施設の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案し供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

5. ガス施設応急対策計画

《大和ガス株式会社、奈良県 LP ガス協会》

- (1) ガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ガス供給業者は、直ちに市及び関係機関に通報し、応急措置を実施する。
- (2) 災害が発生した場合は、ガス供給業者は、被害調査を実施し、ガスの漏洩による二次災害の防止に努める。また、爆発、延焼等のおそれがある場合は、早急に周辺住民に広報を行うとともに、市及び関係機関に通報し、応援協力を要請する。

- (3) 応急復旧対策は、重要路線及び災害甚大地域から行う。被害が比較的軽微な地区では、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。

6. 通信施設応急対策計画

【西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ】

(1) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通確保

災害等に際し、応急回線の作成、網措置等そ通確保等の措置をとり、通信ふくそうの緩和を図るとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱い等、重要通信の確保を図る。

② 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(2) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合 又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急 復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- ③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

【KDDI 株式会社】

(1) 通信の非常そ通措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

(2) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

【ソフトバンク株式会社】

(1) 通信の非常そ通措置

- ① 災害等に際し、応急回線の作成、網措置等そ通確保等の措置をとり、通信ふくそうの緩和を図るとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱い等、重要通信の確保を図る。
- ② 「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。
- ③ 地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等をすみやかに提供する。

(2) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合 又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急 復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接当該被災地に周知する。

7. 郵便施設応急対策計画

《新庄、香芝、長尾、忍海、疋田郵便局》

(1) 災害における広報活動

災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。

利用者等全体に対し、関連施設の復旧状況、義援物資の取扱い等ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとし、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

(2) 郵便物の送達の確保

- ① 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
- ② 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとるものとする。

(3) 窓口業務の維持

被災地の住民に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合は、仮局舎建設等による迅速な業務の再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

8. 公共土木施設応急対策計画

《土木班》

大規模災害が発生し、道路、橋梁、公園あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる。

なお、各施設を所管する班は市内建設業者等の協力を得て、障害物の除去及び二次災害の防止等の初動応急対策を実施する。

第30節 二次災害防止活動

(都市整備対策部、奈良県広域消防組合)

1. 土砂災害対策

《土木班》

地震活動や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。

また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。

2. 公共施設の応急修理

《土木班》

被災した公共施設の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

《土木班》

建物や宅地の地震活動等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物については、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執る。

なお、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合には、県に対し、派遣を要請する。

また、判定結果に対する相談窓口を設置するとともに、被災建築物の応急危険度判定調査、被

燃宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明するものとする。

4. 危険物施設等の応急対策

《奈良県広域消防組合》

危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。

第31節 原子力災害応急対策

(総務対策部、企画対策部)

本市は、国の原子力災害対策指針が示す原子力発電所から30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域(原子力災害対策重点区域)」に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入について、積極的に協力していく。

1. 情報の収集及び連絡体制の整備

《防災班》

市は、原子力災害が発生した場合、県及び関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努め、原子力災害の正確な情報を住民に対して速やかに伝達する。

2. 広報・相談活動の実施

《広報班》

(1) 広報活動の実施

市は、広報体制を整備するとともに、県、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、インターネット、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民に対して確実かつ速やかに伝達する。

(2) 相談活動の実施

市は、県と連携し、住民からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応するため、相談窓口を設置する。

3. 県の実施する緊急時の環境放射線モニタリングへの協力

《防災班》

市は、原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに関し、必要に応じ協力する。

また、県が行う環境放射線モニタリング結果について、インターネットを活用して、住民に速

やかに情報提供する。

4. 県外からの避難者の受入れ

《防災班》

市は、県が福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者受入を決定した場合、県の要請又は原発立地市町村等から直接避難者受入について要請があれば、県と連携し、避難者受入れ要請に応じる。

その場合、市は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、迅速に対応する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

(都市整備対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、教育対策部、
上下水道対策部)

1. 災害復旧事業方針

《土木班、農林商工班、物資班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、
下水道班》

(1) 災害復旧事業体制

市は、災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるように努める。

また、事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、災害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう関係機関と十分な調整を図る。

(3) 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

(4) 災害復旧事業の実施に当たっての留意事項

① 改良復旧の実施

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

② 計画的な復旧の実施

被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。

③ ライフライン機関との連携

事業を実施に当たりライフライン機関との連携を図る。

④ 暴力団の復旧事業への参入及び介入の排除

市は、県及び関係機関と連携し、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2. 災害復旧事業の種類

《土木班、農林商工班、物資班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、
下水道班》

- （1）公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 下水道災害復旧事業計画
 - ④ 公園災害復旧事業計画
- （2）農林水産業施設災害復旧事業計画
- （3）都市災害復旧事業計画
- （4）水道災害復旧事業計画
- （5）社会福祉施設災害復旧事業計画
- （6）公立学校施設災害復旧事業計画
- （7）公営住宅災害復旧事業計画
- （8）公立医療施設災害復旧事業計画
- （9）その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の財政援助

（都市整備対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、教育対策部、
上下水道対策部）

1. 激甚法による財政援助

《土木班、農林商工班、物資班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、
下水道班》

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

市は、県が行う激甚災害または局地激甚災害の指定に係る調査等について協力するものとする。

2. 激甚災害指定の手続き

《土木班、農林商工班、物資班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、
下水道班》

本部長（市長）は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。（災対法第53条）

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見をきいたうえ、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとら

れることになるものである。

3. 激甚災害に関する被害状況等の報告

《土木班、農林商工班、物資班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、
下水道班》

（1）知事への報告

本部長（市長）は市域内に災害が発生した場合は、災対法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を知事に報告するものとする。

（2）報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

4. 特別財政援助額の交付手続き

《土木班、農林商工班、物資班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、下水道
班》

本部長（市長）は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書を作成し、県各課へ提出する。

第3節 被災者への生活援護

（総務対策部、都市整備対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、
郵便局）

1. 被災者生活再建支援法による支援

《物資班》

一定の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金の支給を図ることにより、その自立した生活の開始を支援する。

＜参考＞資料編（I様式集）：20 被災者生活再建支援法の概要

2. 被災者への融資等資金援助

《土木班、農林商工班、物資班》

災害により被害を受けた者に対し、見舞金の支給或いは資金の貸付等を行い、被災者の生活の

保護及び事業の安定を図る。

（１）災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

物資班は、自然災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障がいを受け、或いは住家、家財を失った個人を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行い、災害からの被害を軽減し生活の安定を図る。

① 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

一定の自然災害により死亡した者の遺族及び精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

（災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項、第8条第1項）

② 災害援護資金の貸付

一定の自然災害により、身体、住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、条例の定めるところにより、生活の建て直しを資するため災害援護資金の貸付を行う。

（災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項）

（２）生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生させるため、市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度による福祉資金の貸付を行う。

手続きは、借入希望者が、借入申込書及びり災証明書を担当民生児童委員を通じ市社会福祉協議会に提出することにより取り扱う。

（３）住宅復興資金（住宅金融支援機構）

土木班は、災害により住宅に一定の被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。また、県及び市は、融通に関し次により措置する。

① 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅延なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融通適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被災率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入の促進を図るよう努める。

② 災害特別貸付金

市は、災害による滅失家屋が概ね10戸以上となった被災地があった場合は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構近畿支店に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

（４）農林漁業復旧資金（協同組合、日本政策金融公庫等）

① 天災融資法に基づく資金融資

農林商工班は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法により、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者に対し、農林漁業の経営等に必要な再生資金を融資する。

② 日本政策金融公庫法に基づく復旧資金融資

農林商工班は、農林漁業及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

(5) 中小企業復興資金

農林商工班は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資をする。

3. 市税等の納税緩和措置

《調査経理班》

被災者に対し、地方税法及び条例により租税等の徴収猶予及び減免等の緩和措置を被災の実態に応じて実施する。(災対法第85条第2項)

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合は、本部長（市長）が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、被災した納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2か月以内に限り、本部長（市長）が納入期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次の表により減免を行う。

【減免種目】

税 目	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地について、被災の程度に応じて減免を行う。

4. 郵便物の特別扱い

《新庄、香芝、長尾、忍海、疋田郵便局》

災害が発生した場合、公衆の被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

天災その他非常の災害があった場合において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

5. 被害認定調査、り災証明書の交付及び被災者台帳の作成

《調査経理班》

被災した世帯の再建復興のための各種施策の手續きに必要な、り災証明書の交付を遅滞なく行う。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。

(1) 交付手続き

り災証明書の交付事務は、税務課において取り扱うものとし、被害認定調査結果をもとに、必要に応じて被災者台帳を作成する。

り災証明書の交付は、被災者の申請に基づき、被災者台帳を確認することにより行う。

なお、被災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

（2）証明の範囲

り災証明書の交付は、災対法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

① 人的被害

- ア) 死亡
- イ) 行方不明
- ウ) 負傷

② 物的被害

- ア) 全壊（全焼）
- イ) 流出
- ウ) 大規模半壊
- エ) 半壊（半焼）
- オ) 床上浸水
- カ) 床下浸水
- キ) 一部損壊
- ク) その他の物的被害

（3）証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

6. 義援金の受付と配分

《物資班》

（1）義援金の受付

被災者あてに寄託された義援金品を物資班で受け付ける。その際、口座開設や受付窓口の設置、義援金の募集・受付状況等の広報活動を行う。

（2）義援金の配分

配分に際しては、義援金配分委員会を設置し、公平かつ適切な配分基準を設定する。また、援助物資と混同することなく、明確に区分処理し、その受領、配分については必ず受払の記録を残し、また受領書を徴しておくものとする。

第4節 被災住民の相談とケア

（企画対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、各班）

1. 被災住民相談

《各班》

（1）各種手続きの総合窓口

① 総合窓口の開設

災害時における住民の相談、要望、照会等に応じるため、必要があるときは、庁舎内及

び避難所に相談窓口を設置する等により、これに十分応じられる体制をとるものとする。

② 総合窓口の事務

- ア) 災害に関する相談事項がよせられた場合、関係者又は関係機関に連絡をとり、速やかに解決するように努めるものとする。
- イ) 見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。
- ウ) 中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

(2) 各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。

(3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

(4) 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2. 被災者のメンタルケア

《動員班、救護班》

被災者への心的外傷後ストレス障がい（被災による精神的ショックや長期の避難生活によるストレス、将来への生活に対する不安などによる不眠や頭痛等）に関する情報提供を図る。

また、災害対策要員の心身の健康こそが災害対策を進める原動力であり、交代に休みをとりながら、お互いに助け合い、いたわりあって、ストレスをうまく軽減していけるような環境づくりに努める。

第5節 災害復旧・復興計画

（総務対策部、企画対策部、都市整備対策部、各班）

1. 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のため基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

市は、県と連携し、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、障がい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

2. 復旧・復興計画の策定

《防災班、広報班、土木班、各班》

被災地の復旧・復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的

かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活をめざし、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(1) 復旧・復興計画

市は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

(2) 事前の復旧・復興対策

復旧・復興に当たっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な業務を実施する必要がある。そこで、市は、県と連携し、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて把握しておく。

(3) 住民の合意形成

復旧・復興の主体は、市民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、市民の意見を反映させながら、復旧・復興のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、市民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

(4) 技術的・財政的支援の要請

市は、円滑に復旧・復興対策を実施することができるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を、県に対し要請する。

また、市は、早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を県に要請する。

3. 復旧・復興対策体制の整備

《防災班、広報班、土木班、各班》

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、市は、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設置する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民生安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

4. 特定大規模災害からの復興

《防災班、広報班、土木班、各班》

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定された本市における、南海トラフ地震を想定した地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、葛城市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）第1章第3節に準じるものとする。

第2節 災害対策本部等の設置等

（総務対策部、企画対策部）

1. 災害対策本部等の設置

《防災班》

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに葛城市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2. 災害対策本部等の組織及び運営

《防災班》

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、葛城市災害対策本部条例に定めるところによる。

3. 災害応急対策要員の参集

《防災班、動員班》

市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

（1）配備体制

配備体制は、防災計画第3章第1節に準じるものとする。

(2) 動員体制

動員体制は、防災計画第3章第1節第5項に準じるものとする。

(3) 職員の参集場所等

発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参加するよう努めるものとする。

第3節 関係者との連携協力の確保

(総務対策部、企画対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部)

1. 資機材、人員等の配備手配

《防災班、動員班、物資班》

(1) 物資等の調達手配

- ① 防災班、物資班は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- ② 物資班は、県に対して地域住民に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給の要請をする。

(2) 人員の配備

防災班、動員班は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、葛城市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2. 他機関に対する応援要請

《防災班》

地震による災害が発生したときは、被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援受援体制を確立する。

(1) 関係機関との相互連絡

- ① 県本部及びその出先機関との連絡を密にし、協力して災害対策にあたるものとする。
- ② 市防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互に協力して災害対策にあたるものとする。

(2) 応援要請

奈良県消防広域相互応援協定に基づき近隣消防本部に応援を要請する。

（3）自衛隊の地震防災派遣の要請

本部長（市長）は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請することができる。

- ① 派遣を要請する事由
- ② 派遣を要請する期間
- ③ 派遣を希望する区域
- ④ その他参考となるべき事項

3. 帰宅困難者への対応

《農林商工班》

- （1）市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- （2）帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

（総務部、企画部、都市整備部）

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- （1）建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- （2）避難場所の整備
- （3）避難経路の整備
- （4）土砂災害防止施設
- （5）避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- （6）緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- （7）通信施設の整備
- （8）コンピュータの安全対策（情報機器等の転倒等防止、データ等のバックアップ等）

第5節 防災訓練計画

（総務部）

- （1）市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- （2）市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- （3）市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ③ 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(総務部、企画部)

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を全職員に対して行うものとする。

防災教育の内容は次のとおり。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 地域住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、ワークショップの開催、防災訓練等を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活の運営に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

内容や実施方法

⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7節 地域防災力の向上に関する計画

(総務部)

南海トラフ地震は広域的かつ甚大な被害が予想されるので、住民、企業自主防災組織等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

(1) 自主防災組織の組織率向上と活動の活性化

市は、南海トラフ地震防災対策においては「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく自主的な防災体制の確立が重要であることを訴えとともに、市及び住民は、それぞれ次の行動を実行し、自主防災組織の組織率向上と活動の活性化を図る。

① 市

ア) 自主防災組織の結成、組織の活性化等の指導・助言

イ) セミナー、研修会等の開催

ウ) 防災訓練の指導、支援等

② 住民

ア) 自治会等による自主防災組織の結成

イ) 自主防災組織の平常時の活動の活性化

(2) 企業の災害対応能力の向上

南海トラフ地震による企業の被害を最小限にするため、防災計画の作成、各種防災関係資材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。

市においては、これらの活動を推進するため、日頃から、企業との情報交換や連携を進める。

第8節 「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応

(総務部)

『「南海トラフ地震に関連する情報^{*}」が発表された際の政府の対応について』（平成29年9月26日 中央防災会議幹事会決定）に基づき、国において新たな防災対応が定められるまでの間、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への

備えを徹底する。

※「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をえるために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

Ⅱ 計画関係資料

1. 奈良県付近の活断層の状況

奈良県内の活断層は、生駒山周辺、奈良市街中心部から天理市にかけて、奈良市西部、葛城山・金剛山周辺、県南部（中央構造線）その他に存在すると考えられている。

これらの断層の確実度、活動度は、「新編日本の活断層」（東京大学出版会）では下表のように評価されている。

奈良県付近の活断層

図中 番号	断層名	確実 度	活動 度	図中 番号	断層名	確実 度	活動 度
1	田原断層	I	[C]	25	葛城断層	II	B
2	高樋断層	III		26	葛城東麓断層群	I	B
3	三百断層	I	[C]	27	金剛断層	I	B
4	天理撓曲	I	B	28	五条谷断層	I	A
5	鬼ヶ辻断層	II	C	29	中央構造線	I	[C]
6	奈良坂撓曲	I	B	30	根来断層	I	A
7	佐保田撓曲群		[B]	31	桜池断層	I	A
7-a	佐保田撓曲	II		32	別所撓曲	I	C
7-b	秋篠撓曲	I		33	坂本断層	I	C
7-c	曾根山撓曲	II		34	春木撓曲	I	C
7-d	僧坊撓曲	II	[B]	36	内畑断層	I	[C]
8-a	あやめ池撓曲	I	[B]	37	神於山撓曲	I	C
8-b	松尾山断層	I	C	38	神於山断層	I	[C]
9	東畑撓曲	I	[B]	39	成合断層	I	[C]
10	普賢寺撓曲	I	[B]	40	水間北方	II	C
11	富雄川撓曲－高船断層	I	[C]	41	和束谷断層	I	B
12	矢田断層	I	[C]	42	木津川断層	I	B
13	平群断層	I	C	43	木津川断層東部	I	B
14	大和川断層	I	B	47	笠間断層	I	[C]
15	生駒断層	I	B	48	西田原断層	I	C
16	上牧	I		49	勝地断層	I	C
17	上ノ太子撓曲	I	C	50	名張断層	I	[C]
18	太子撓曲	I	C	51	枚方撓曲	I	B
19	羽曳野撓曲	I	B	52	黄檗断層	I	[B]
20	日野撓曲	I	C	53	井手断層	II	[B]
21	金胎寺山撓曲	I	C	54	邑地	III	
22	神山撓曲	I	C	55	水間断層	III	
23	葛城西麓	II	C	56	狭川断層	II	C
34	上河内－水越	I		57	千股断層	I	[C]

葛城市内を
通る断層

【確実度】

- I：確実な活断層（図中実線）
- II：活断層と推定されるもの（図中点線）
- III：活断層の可能性のあるもの（図中一点鎖線）

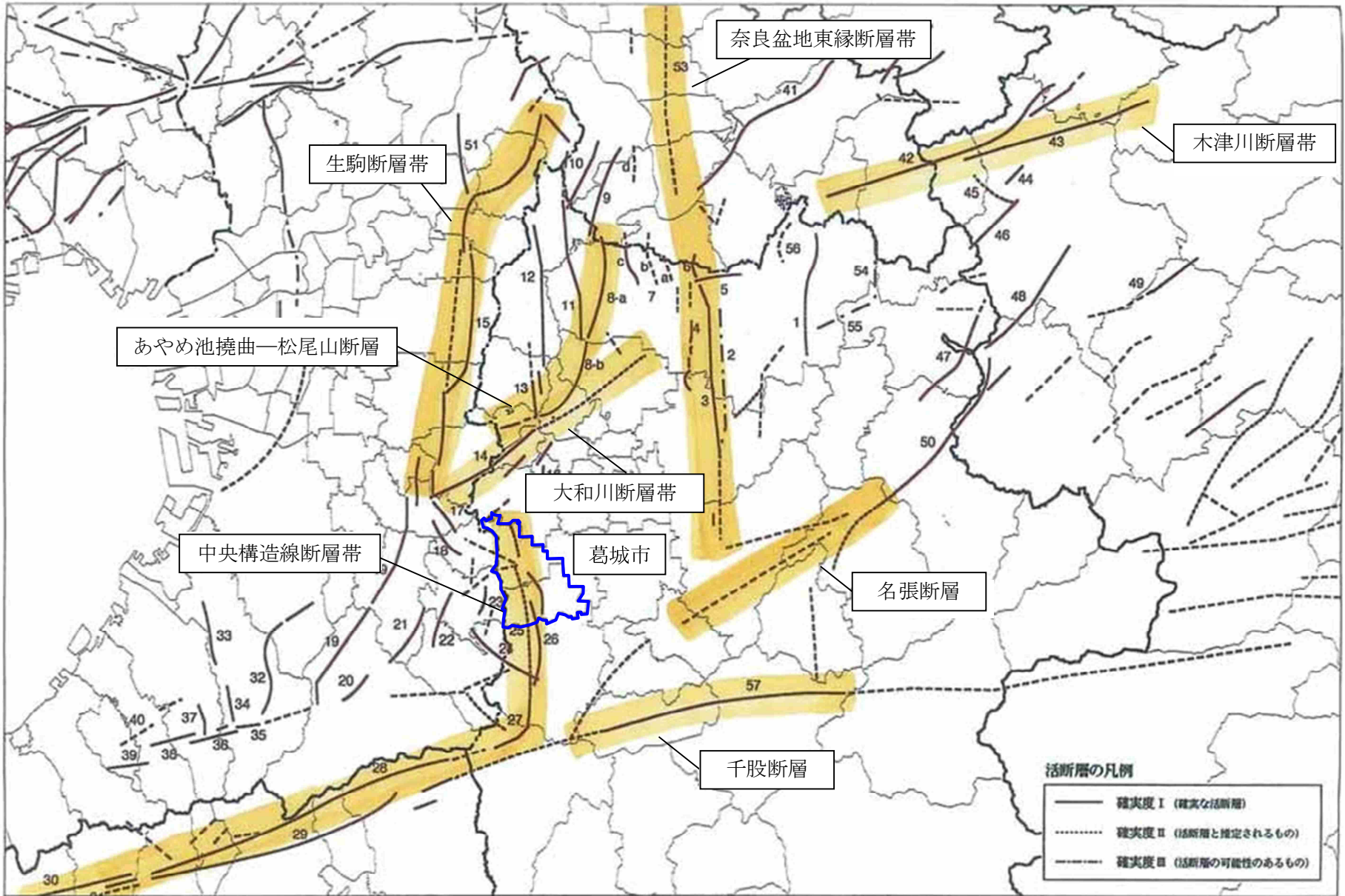
【活動度】

- A：平均変位速度が1m/1000年以上10m/1000年未満
- B：平均変位速度が0.1m/1000年以上1m/1000年未満
- C：平均変位速度が0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満

[]がついたものは第四紀後期の約50万年間に活動しなかったと見られるもの

注）確実度、活動度が評価されていない断層もあり、これらの断層については上表の確実度及び活動度の欄は空欄としている。

奈良県周辺の活断層



2. 奈良県の地震被害想定

第2次奈良県地震被害想定調査・平成16年

第1 調査の概要

(1) 調査の目的

「第2次奈良県地震被害想定調査」は、奈良県に影響を及ぼす地震に関する最新の知見や手法が近年になって示されてきたことを受け、「第2次奈良県地震被害想定調査検討委員会」を平成14年度に設置し、県民の生命、身体及び財産を守るための地震防災対策検討の基礎資料とするための大規模地震による被害の概況について、検討・審議を重ねた結果として、奈良県がとりまとめたものです。

(2) 調査の性格

本被害想定は、主として県または市町村が防災対策を検討するためのマクロの被害把握を行ったもので、被害の状況を市町村単位や250mメッシュ単位でとらえており、個々の建築物等の危険性を明らかにするものではありません。

また、本被害想定は、土砂災害などの二次災害の発生や集客施設での被災等に係る特殊事情は考慮されていないことなどから、被害推計量には幅があることに留意する必要があります。

被害想定の間帯は、冬早朝5時（全被害）及び冬夕刻6時（火災による被害）を想定しており、各被害想定項目についての最悪の事態を想定し、推計を行っています。

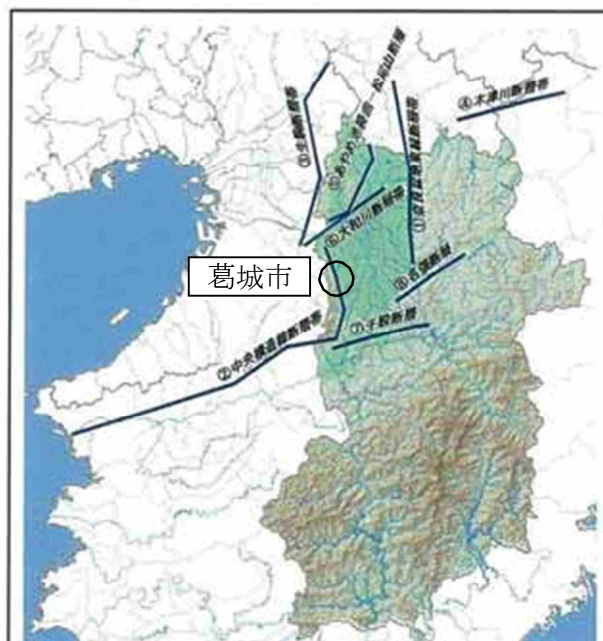
第2 想定地震

(1) 内陸型地震（8断層）

前回の被害想定調査と同様の8つの起震断層を設定。政府の地震調査委員会から長期評価が公表された下記①～④に関しては、長さ、位置、マグニチュードについて見直しを行いました。

震源の深さについては、前回の16kmから、今回10kmに変更しました。

対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード*
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9



(2) 海溝型地震（5パターン）

海溝型地震は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された東海、東南海、南海地震の5つの組み合わせのケースを想定しました。

対象地震	想定 マグニチュード*
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

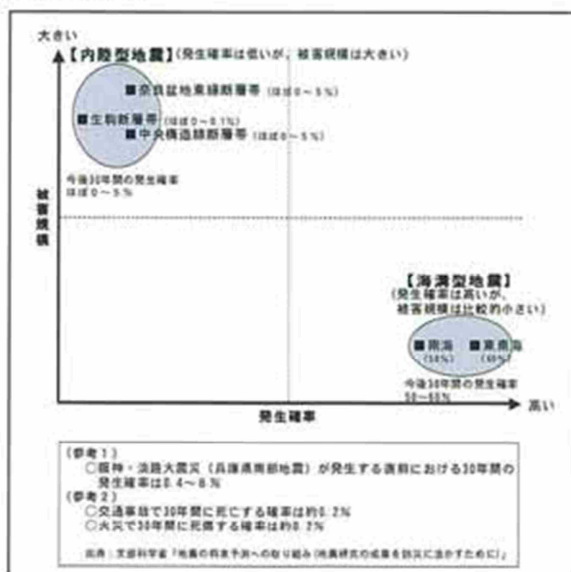


＜参考＞地震の発生確率と奈良県における被害規模との関係

国の地震調査委員会から、全国主要98活断層（本県に影響のある活断層は上記（1）内陸型地震の①～④が該当）による地震と海溝型地震について長期評価が公表されています。今後30年以内の発生確率と、本県における被害規模との関係については右図のとおりです。

海溝型地震である東南海・南海地震は、発生確率が50～60%と高く、今世紀前半の発生が懸念されていますが、被害規模は小さくなっています。

一方、奈良盆地東縁断層帯などの内陸型地震は、発生確率が5%以下と低いが、一旦発生すると被害規模は大きくなっています。



第3 被害の特徴

【内陸型地震】

内陸型地震のなかで特に被害の大きな①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりで、[] の数字は被害が最大となる奈良盆地東縁断層帯の被害量を記載しています。

- 1) 地震動（揺れ）及び液状化
 - ・県内で震度7から震度5強の揺れが想定
 - ・盆地内を中心に地盤の悪い地域では、液状化発生の可能性が高い
- 2) 人的被害
 - ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
 - ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの
[死者：約5,200人、負傷者：約19,000人、死傷者：約24,200人]
- 3) 建物被害
 - ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの
[全壊：約120,000棟、半壊：約83,000棟、全・半壊計：約203,000棟]
- 4) 避難者数（最大と見込まれる1週間後）
[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約435,000人]
- 5) ライフライン被害（発生直後）
[断水世帯：約434,000世帯] 断水世帯率：89%
[停電世帯：約486,000世帯] 停電世帯率：ほぼ100%
[都市ガス供給支障世帯：約257,000世帯] 供給支障世帯率：ほぼ100%
- 6) その他
 - ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
 - ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

【海溝型地震】

東南海・南海地震同時発生の特徴は以下のとおりです。

- 1) 地震動（揺れ）及び液状化
 - ・県内で震度6弱から震度5弱の揺れが想定される
 - ・揺れは1分間以上数分間続くこともある
 - ・特に最大震度6弱となるのは、県南部の7つの市町村と想定
 - ・奈良盆地内の15の市町村で液状化発生の可能性が高い
- 2) 人的被害
 - ・死者はわずか（シミュレーションの結果斜面崩壊による4人）で、負傷者は約400人（大半は揺れ・液状化による）と想定
- 3) 建物被害
 - ・住家の全壊は約1,250棟、半壊は約1,200棟と想定され、大半は液状化によるもの
- 4) 避難者数（最大と見込まれる1週間後）
 - ・避難者は1週間後が最大になると見込まれ、約5,500人と想定
- 5) ライフライン被害（発生直後）
 - ・水道、電気、都市ガス、電話などのライフラインは、発生直後に施設被害により支障がでる世帯は10%以下と想定
 - ・しかし、東南海・南海地震は、ライフラインの県外拠点等の広域被災などによりネットワーク障害が発生すると、電力、都市ガス、電話の機能が麻痺し復旧が長期化する可能性がある
- 6) その他
 - ・県南部の道路で斜面災害等が発生した場合、住民や道路の通行者等が孤立化することも想定される
 - ・また、関東から九州まで広域で甚大な被害が発生するため、阪神・淡路大震災の時のように他府県から本県への応援は期待できない

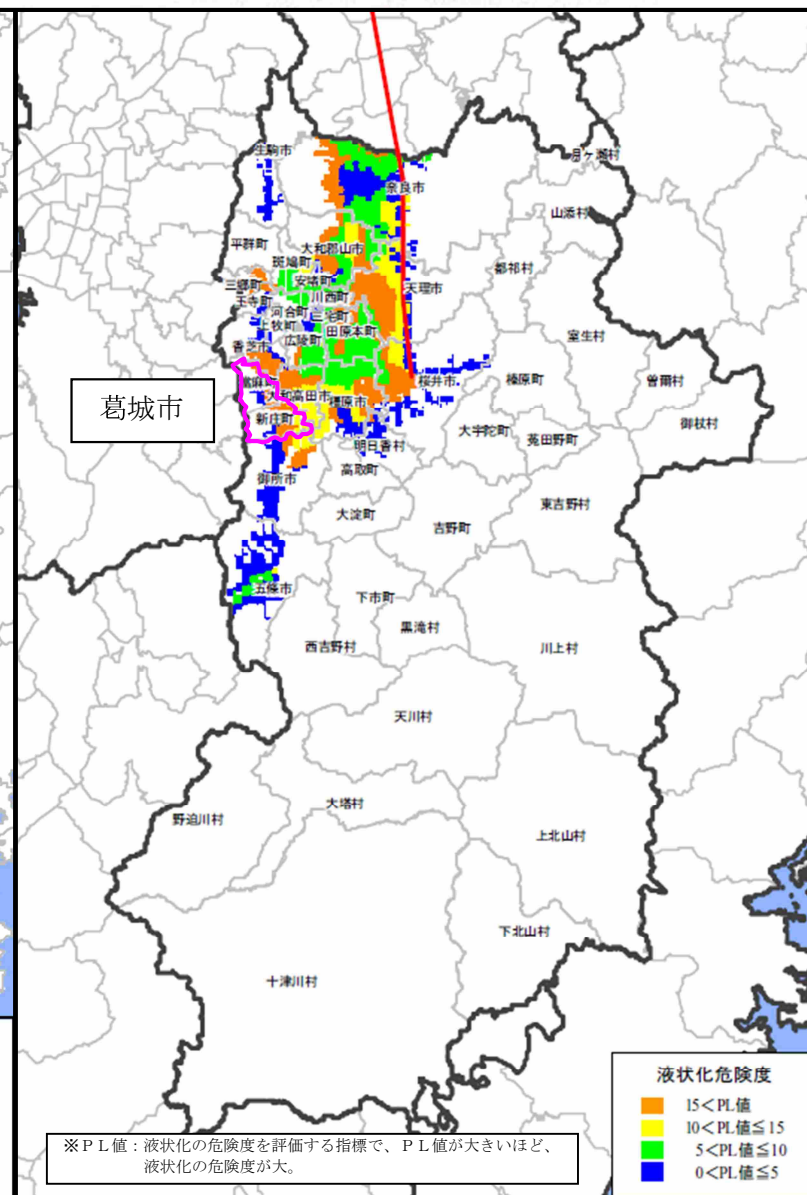
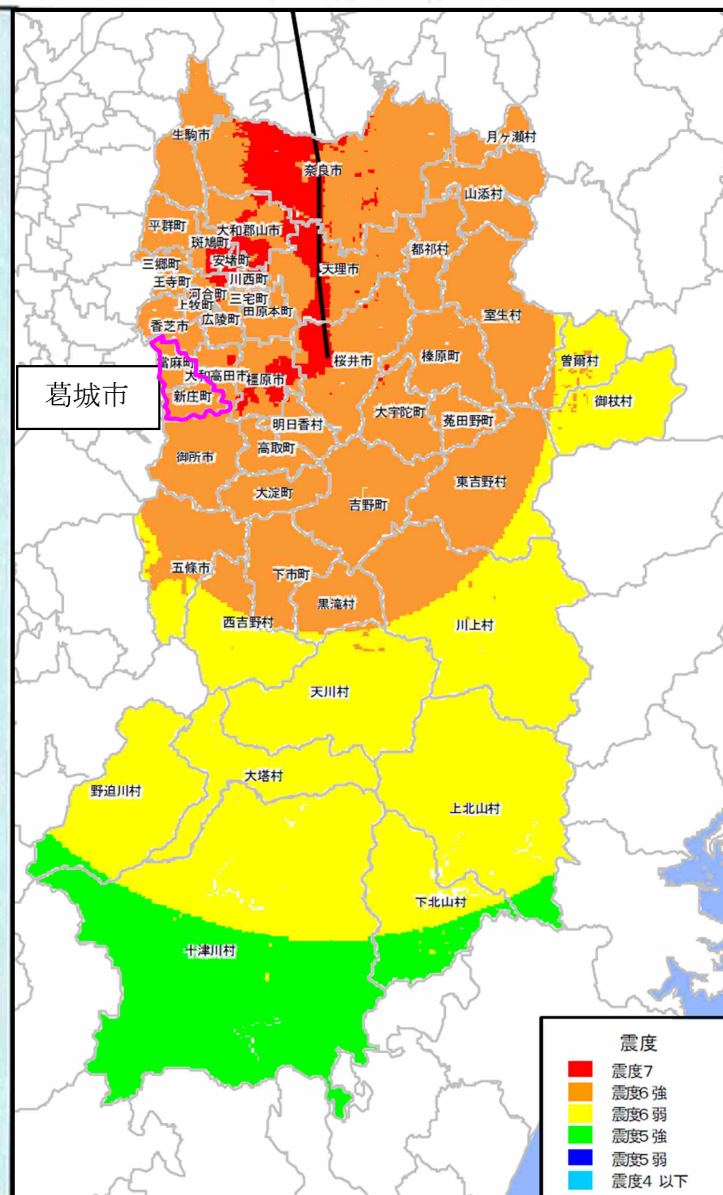
第4 揺れと液状化

(1) 奈良盆地東縁断層帯

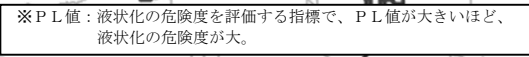
震度分布図

液状化危険度分布図

- 断層の長さ
35 km
- マグニチュード
7.5
- 死者
5, 153人
- 負傷者
19, 045人
- 住家全壊
119, 535棟
- 住家半壊
83, 442棟
- 建物火災 (冬の夕方6時)
1, 199件
- 避難者 (1週間後)
435, 074人
- 断水世帯 (直後)
433, 526世帯
- 停電世帯 (直後)
486, 436世帯
- 都市ガス供給支障
世帯 (直後)
256, 903世帯



液状化危険度分布図

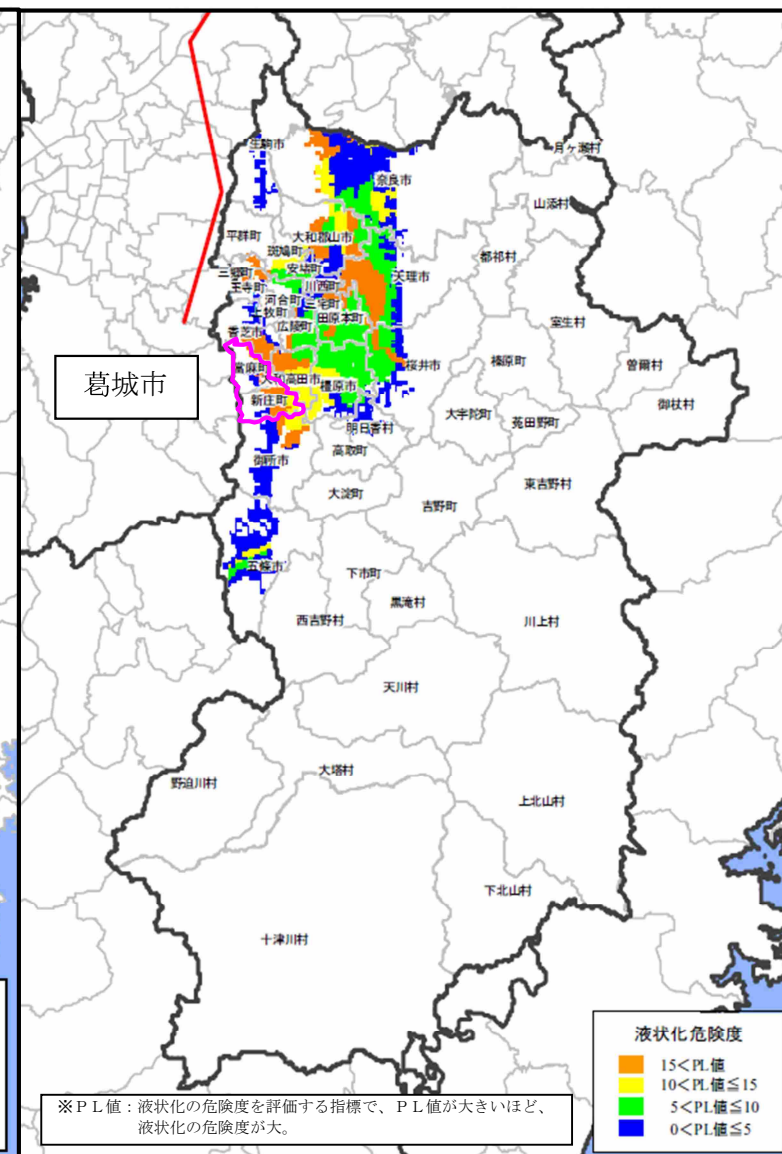
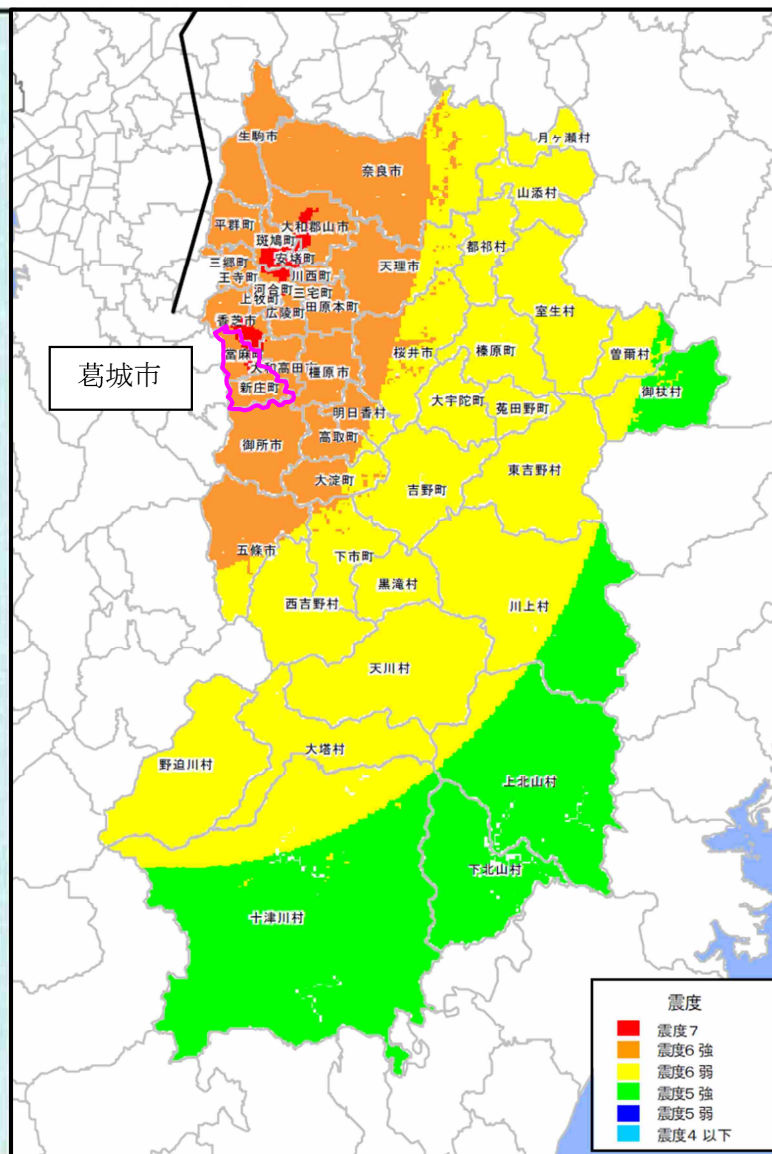


(3) 生駒断層帯

震度分布図

液状化危険度分布図

- 断層の長さ
38 km
- マグニチュード
7.5
- 死者
4,257人
- 負傷者
17,578人
- 住家全壊
98,123棟
- 住家半壊
87,691棟
- 建物火災 (冬の夕方6時)
971件
- 避難者 (1週間後)
431,210人
- 断水世帯 (直後)
437,286世帯
- 停電世帯 (直後)
480,844世帯
- 都市ガス供給支障
世帯 (直後)
256,903世帯

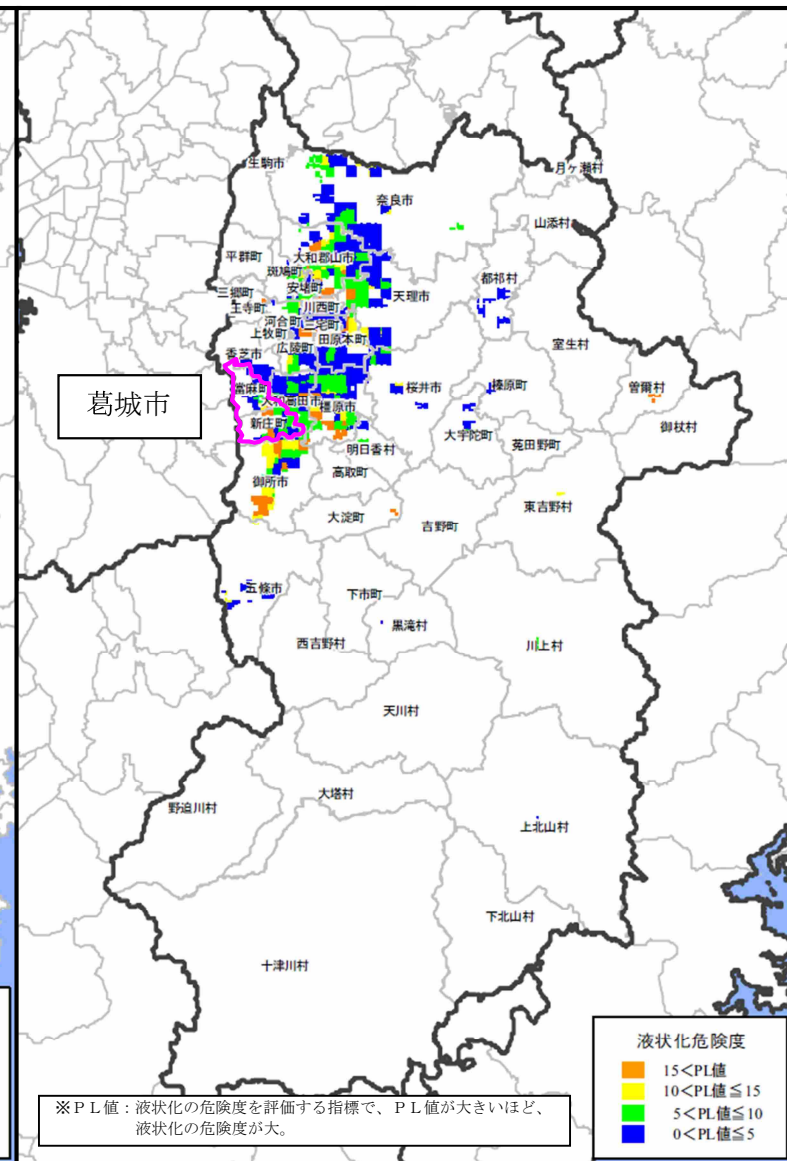
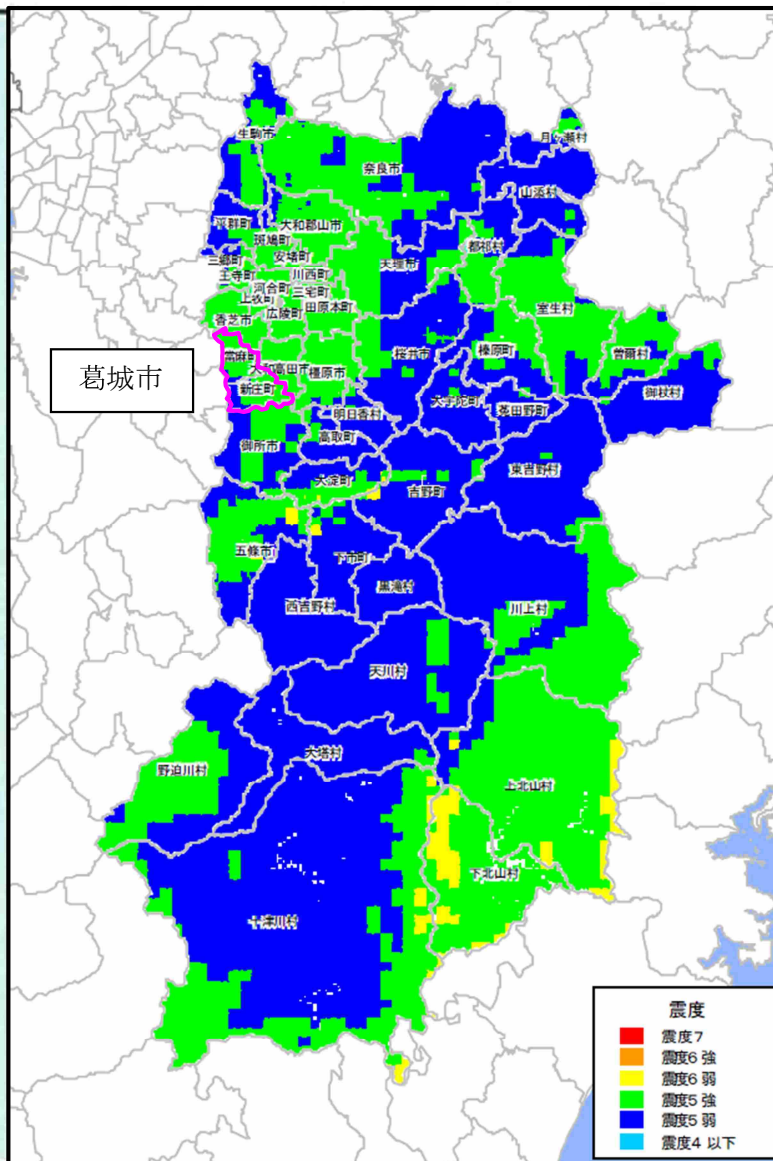


(4) 東南海・南海地震同時発生

震度分布図

液状化危険度分布図

- マグニチュード
8.6
- 死者
4人
- 負傷者
414人
- 住家全壊
1,253棟
- 住家半壊
1,184棟
- 建物火災(冬の夕方6時)
0件
- 避難者(1週間後)
5,484人
- 断水世帯(直後)
49,995世帯
- 停電世帯(直後)
31,325世帯
- 都市ガス供給支障
世帯(直後)
6,938世帯



第5 被害想定結果（奈良県全体）

（1）各地震の震度別面積比率（全県＝100%）

各地震毎に、県内の震度別面積比率を算出。

想定地震		震度					
		4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
内陸型	① 奈良盆地東縁断層帯	0.0%	0.0%	13.3%	39.8%	42.9%	3.9%
	② 中央構造線断層帯	0.0%	0.0%	0.6%	60.2%	36.6%	2.6%
	③ 生駒断層帯	0.0%	0.0%	28.7%	50.4%	20.0%	0.8%
	④ 木津川断層帯	0.0%	16.7%	36.3%	30.4%	16.7%	0.0%
	⑤ あやめ池撓曲－松尾川断層	0.0%	13.9%	41.9%	28.4%	15.4%	0.5%
	⑥ 大和川断層帯	0.0%	5.0%	41.9%	32.4%	20.0%	0.7%
	⑦ 千股断層	0.0%	0.0%	12.2%	54.4%	33.3%	0.0%
	⑧ 名張断層	0.0%	1.8%	30.9%	39.4%	27.9%	0.0%
海溝型	① 東南海・南海地震同時発生	0.0%	57.2%	41.0%	1.8%	0.0%	0.0%
	② 東南海地震	5.4%	63.0%	30.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	③ 南海地震	25.3%	60.8%	13.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	④ 東海・東南海地震同時発生	5.4%	63.0%	30.1%	1.6%	0.0%	0.0%
	⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	0.0%	57.2%	41.0%	1.8%	0.0%	0.0%

（2）人的被害（平成12年国勢調査人口1,442,795人）

多くの人が家にいる朝5時のケースで、揺れ・液状化・斜面崩壊・火災による死者、負傷者数を算出。

地震区分	地震名	死者								内) 重篤者			内) 重傷者		
		合計	揺れ	斜面崩壊	火災	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊	火災	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	5,153	4,498	197	458	19,045	17,174	126	1,745	1,566	1,536	30	6,253	6,157	96
	②中央構造線断層帯	4,319	3,686	205	428	18,817	17,058	128	1,631	1,250	1,221	29	5,011	4,912	99
	③生駒断層帯	4,257	3,646	175	436	17,578	15,806	109	1,663	1,320	1,296	24	5,260	5,175	85
	④木津川断層帯	1,800	1,360	135	305	15,864	14,620	82	1,162	504	487	17	2,035	1,970	65
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	3,675	3,126	144	405	16,579	14,939	91	1,549	1,156	1,131	25	4,603	4,537	66
	⑥大和川断層帯	3,996	3,419	157	420	16,935	15,239	96	1,600	1,239	1,217	22	4,955	4,881	74
	⑦千股断層	2,673	2,144	191	338	14,296	12,894	117	1,285	681	656	25	2,708	2,616	92
	⑧名張断層	2,643	2,127	185	331	14,261	12,875	117	1,269	674	645	29	2,696	2,608	88
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	4	0	4	0	414	411	3	0	13	12	1	58	56	2
	②東南海地震	3	0	3	0	163	161	2	0	3	3	0	25	23	2
	③南海地震	2	0	2	0	232	230	2	0	5	5	0	35	33	2
	④東海・東南海地震同時発生	3	0	3	0	163	161	2	0	3	3	0	25	23	2
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	4	0	4	0	414	411	3	0	13	12	1	58	56	2

(3) 建物被害（奈良県の全住家 457, 200 棟）

住家を対象に、揺れ・液状化・斜面崩壊による全壊、半壊棟数を算出。

地震区分	地震名	全域				半壊				全・半壊			
		合計	揺れ	液状化	斜面崩壊	合計	揺れ	液状化	斜面崩壊	合計	揺れ	液状化	斜面崩壊
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	119,535	114,209	3,206	2,120	83,442	77,547	2,947	2,948	202,977	191,756	6,153	5,068
	②中央構造線断層帯	98,086	93,041	2,871	2,174	84,973	79,329	2,610	3,034	183,059	172,370	5,481	5,208
	③生駒断層帯	98,123	93,543	2,723	1,857	87,691	82,741	2,497	2,453	185,814	176,284	5,220	4,310
	④木津川断層帯	38,714	35,730	1,527	1,457	74,334	71,011	1,378	1,945	113,048	106,741	2,905	3,402
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	84,874	80,912	2,452	1,510	84,692	80,397	2,260	2,035	169,566	161,309	4,712	3,545
	⑥大和川断層帯	92,234	87,827	2,748	1,659	85,660	80,937	2,525	2,198	177,894	168,764	5,273	3,857
	⑦千股断層	56,676	52,687	1,957	2,032	76,800	72,207	1,767	2,826	133,476	124,894	3,724	4,858
	⑧名張断層	56,167	52,338	1,874	1,955	77,915	73,628	1,681	2,606	134,082	125,966	3,555	4,561
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	1,253	1	1,172	80	1,184	34	1,036	114	2,437	35	2,208	194
	②東南海地震	520	0	465	55	498	12	406	80	1,018	12	871	135
	③南海地震	713	0	673	40	648	1	591	56	1,361	1	1,264	96
	④東海・東南海地震同時発生	520	0	465	55	498	12	406	80	1,018	12	871	135
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1	1,172	80	1,184	34	1,036	114	2,437	35	2,208	194

(4) 火災被害（奈良県の全住家 457, 200 棟）

建物火災について、危険性が最も高いとされる冬の夕方 6 時及び冬の朝 5 時発生とし、風速は 10m/s のケースを想定。

地震区分	地震名	出火・延焼（冬の夕方 6 時）			出火・延焼（冬の朝 5 時）		
		炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	1,199	912	16,284	157	106	3,310
	②中央構造線断層帯	995	760	15,207	130	81	3,002
	③生駒断層帯	971	730	15,528	128	82	3,308
	④木津川断層帯	447	323	10,868	57	25	1,573
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	853	633	14,468	112	72	3,073
	⑥大和川断層帯	920	686	14,942	122	78	3,079
	⑦千股断層	571	454	12,013	73	38	2,094
	⑧名張断層	568	445	11,835	77	46	2,421
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0
	②東南海地震	0	0	0	0	0	0
	③南海地震	0	0	0	0	0	0
	④東海・東南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0

注)
・炎上出火件数は、住民による初期消火により消火できなかった件数。
・残火災件数は、消防でも消火できなかった件数。
・焼失棟数は風速で大きく異なり、実際には発火時の風速に大きく影響を受けると考えられるため、本推計では風速が強い条件下で、安全側に立った想定を行っている。

(参考)
奈良地方気象台における気象観測年統計値（単位：m/s）

	最大風速	平均風速
平成13年	7.3	1.4
平成14年	8.9	1.4
平成15年	8.5	1.4

(5) 地震別、震度ランク別文化財（建造物）の箇所数

文化財（建造物）の所在地における想定震度を算定した上で、各地震別、震度ランク別の合計数を集計。

地震区分	地震名	国指定文化財（国宝・重要文化財）						県指定文化財						合計					
		震度 5弱以下	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度7	合計	震度 5弱以下	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度7	合計	震度 5弱以下	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度7	合計
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	0	1	3	232	27	263	0	1	7	81	17	106	0	2	10	313	44	369
	②中央構造線断層帯	0	0	42	209	12	263	0	0	20	79	7	106	0	0	62	288	19	369
	③生駒断層帯	0	1	54	206	2	263	0	2	28	76	0	106	0	3	82	282	2	369
	④木津川断層帯	0	10	135	118	0	263	0	9	45	52	0	106	0	19	180	170	0	369
	⑤あやめ池断層帯	0	2	61	200	0	263	0	5	34	67	0	106	0	7	95	267	0	369
	⑥大和川断層帯	0	2	49	212	0	263	0	4	31	71	0	106	0	6	80	283	0	369
	⑦千股断層	0	1	179	83	0	263	0	0	61	45	0	106	0	1	240	128	0	369
	⑧名張断層	1	0	176	86	0	263	0	2	65	39	0	106	1	2	241	125	0	369
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	69	194	0	0	0	263	32	74	0	0	0	106	101	268	0	0	0	369
	②東南海地震	163	100	0	0	0	263	60	46	0	0	0	106	223	146	0	0	0	369
	③南海地震	220	43	0	0	0	263	78	28	0	0	0	106	298	71	0	0	0	369
	④東海・東南海地震同時発生	163	100	0	0	0	263	60	46	0	0	0	106	223	146	0	0	0	369
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	69	194	0	0	0	263	32	74	0	0	0	106	101	268	0	0	0	369

(6) その他の被害

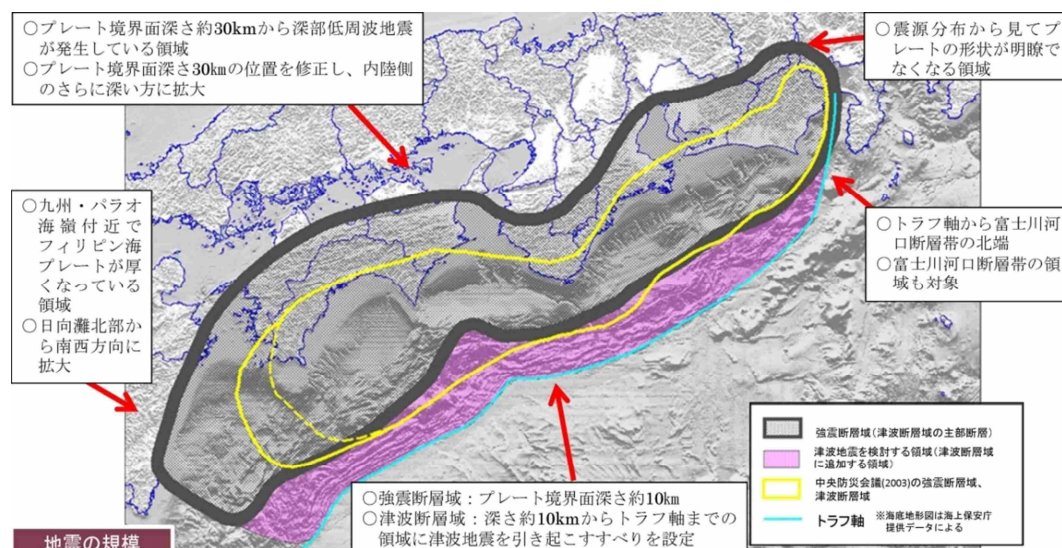
ライフライン被害、避難者数、医療、飲食・必要物資、瓦礫発生量を算出。

地震区分	地震名	水道被害 断水世帯		下水道管 路被害	電力被害	都市ガス 被害	電話・通信 被害	避難者数			医療	飲食・必要物資（1日あたり）			瓦礫発生量 （単位：t）
		直後	一週間後	（被害延 km）	地震発生直後の 停電世帯数	地震発生直後の 供給支障 世帯数	地震発生直後の 通信支障 世帯数	直後	一週間後	一か月後	医療需給 不足数	食料 （食）	飲料水 （リットル）	生活必需品 （組）	
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	433,526	418,360	429.1	486,436	256,903	67,339	353,044	435,074	197,295	615	1,270,963	1,270,963	423,654	16,997,659
	②中央構造線断層帯	385,855	363,021	335.2	485,013	256,903	65,613	322,153	393,781	174,837	818	1,159,751	1,159,751	386,584	14,746,271
	③生駒断層帯	437,286	413,406	348.6	480,844	256,903	63,267	346,871	431,210	177,452	900	1,248,737	1,248,737	416,243	14,975,686
	④木津川断層帯	213,266	177,486	142.8	409,270	251,976	37,392	213,087	251,817	98,897	38	767,112	767,112	255,708	8,259,706
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	399,232	378,695	310.6	467,562	256,903	59,731	318,032	398,139	160,519	762	1,144,918	1,144,918	381,638	13,441,226
	⑥大和川断層帯	410,494	393,681	337.8	478,002	256,903	61,989	328,564	411,899	169,400	817	1,182,833	1,182,833	394,275	14,248,727
	⑦千股断層	238,538	215,664	180.5	340,863	213,686	34,573	213,786	253,245	121,643	456	769,629	769,629	256,539	9,849,908
	⑧名張断層	239,409	219,351	184.5	363,056	230,922	35,306	215,244	257,094	122,257	432	774,883	774,883	258,290	9,874,533
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	49,995	24,997	4.3	31,325	6,938	0	4,490	5,484	—	0	16,164	16,164	5,391	194,055
	②東南海地震	908	455	1.7	13,000	2,721	0	1,944	2,375	—	0	6,998	6,998	2,332	78,714
	③南海地震	11,981	5,993	2.4	17,825	4,096	0	2,539	3,102	—	0	9,141	9,141	3,044	109,103
	④東海・東南海地震同時発生	919	459	1.7	13,000	2,721	0	1,944	2,375	—	0	6,998	6,998	2,332	78,714
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	50,108	25,051	4.3	31,325	6,938	0	4,490	5,484	—	0	16,164	16,164	5,391	194,055

南海トラフ巨大地震の被害想定について

内閣府中央防災会議では、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの地震について検討を行っている。

以下に当検討会において検討された想定震源域を示す。



南海トラフ巨大地震の想定震源域モデル

(「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ H24. 8)

また、この想定震源域において、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では強震動生成域について、過去の地震時の強震動生成域と概ね同じ場所に位置する可能性が示唆されるが、その周辺で少し位置が変わる可能性や、やや深い場所にある可能性も考えられるため、4つのケースについて検討が行われている。このうち、もっとも奈良県に大きな揺れをもたらすのは、強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側に移動したケース（通称陸側ケース）の場合である。

陸側ケースの場合の震度予想及び被害数量を以下に示す。

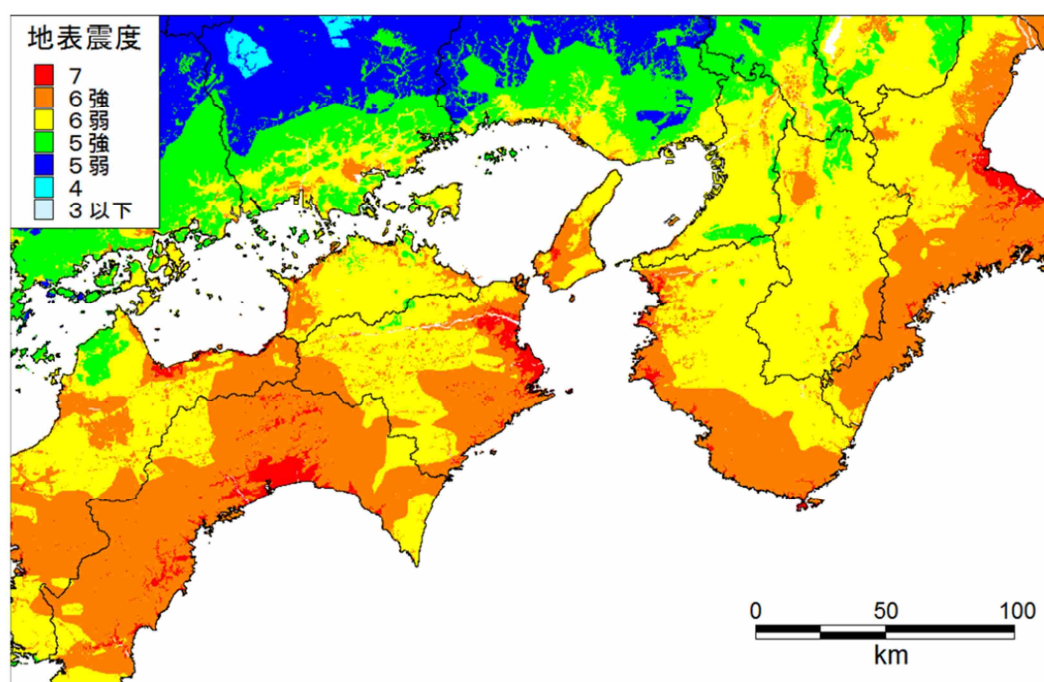


図 震度分布図（陸側ケース）

(「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ H24. 8)

表 被害数量（建物・人的被害）

建物被害	全壊棟数	約 47,000	棟	人的被害	要救助者		約 6,600	人	
	揺れ	約 26,000	棟		避難者数	1 日後	約 140,000	人	
	液状化	約 5,000	棟				避難所	約 81,000	人
	急傾斜地崩壊	約 200	棟				避難所外	約 54,000	人
	火災	約 16,000	棟			1 週間後	約 150,000	人	
人的被害	死者数	約 1,700	人				避難所	約 290,000	人
	家屋倒壊	約 1,600	人					避難所外	約 150,000
	急傾斜地崩壊	約 30	人			1 ヶ月後		約 230,000	人
	火災	約 50	人				避難所	約 70,000	人
	負傷者数	約 18,000	人				避難所外	約 160,000	人
	家屋倒壊	約 18,000	人		帰宅困難者数		約 100,000 ～約 130,000	人	
	急傾斜地崩壊	約 40	人						
	火災	約 100	人						
	ブロック塀転倒等	約 40	人						

表 被害数量（ライフライン被害）

ライフライン被害	断水人口	被災直後	断水人口	約 1,300,000	人	ライフライン被害	固定電話 不通回線数	被災直後	不通回線数	約 230,000	回線	
			断水率	95	%			被災直後	不通回線率	89%	%	
		1 日後	断水人口	約 980,000	人			1 日後	不通回線数	約 45,000	回線	
			断水率	70	%				不通回線率	17%	%	
		1週間後	断水人口	約 710,000	人			1 週間後	不通回線数	約 2,700	回線	
			断水率	51	%				不通回線率	1%	%	
		1 ヶ月後	断水人口	約 130,000	人			1 ヶ月後	不通回線数	－	回線	
			断水率	10	%				不通回線率	－	%	
	下水道支障人口	被災直後	支障人口	約 930,000	人		携帯電話 停波基地局率	被災直後	停波基地局率	4	%	
			機能支障率	89	%			1 日後	停波基地局率	4	%	
		1 日後	支障人口	約 54,000	人			1 週間後	停波基地局率	2	%	
			機能支障率	5	%				1 ヶ月後	停波基地局率	1	%
		1 週間後	支障人口	約 27,000	人			都市ガス 供給停止戸数	被災直後	供給停止戸数	約 38,000	戸
			機能支障率	3	%				供給停止率	23	%	
		1 ヶ月後	支障人口	－	人				1 日後	供給停止戸数	約 36,000	戸
			機能支障率	－	%					供給停止率	22	%
	停電軒数	被災直後	停電軒数	約 820,000	軒		1 週間後		供給停止戸数	約 19,000	戸	
			停電率	89	%				供給停止率	11	%	
		1 日後	停電軒数	約 130,000	軒		1 ヶ月後		供給停止戸数	－	戸	
			停電率	14	%				供給停止率	－	%	
		4 日後	停電軒数	約 21,000	軒		道路施設被害箇所数		約 920	箇所		
			停電率	2	%		鉄道施設被害箇所数		約 590	箇所		
		1 週間後	停電軒数	約 5,200	軒							
			停電率	1	%							

（「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ H24.8）
（死者数、負傷者数、要救助者数は冬・深夜の場合、その他は冬・夕方・風速 8m/s の場合の数量）

3. 葛城市の被害想定結果（第2次奈良県地震被害想定調査・平成16年）

1) 震度及び液状化危険度の分布

		地震動						液状化				
		震度別面積比率（％）＜合計が100％＞						P L 値別面積比率（％）＜合計が100％＞				
		震度4以下	5弱	5強	6弱	6強	7	PL値＝0	0超5以下	5超10以下	10超15以下	15超
内陸型	奈良盆地東縁断層帯	0	0	0	0	100	0	47.5	9.3	0	9.4	33.8
	中央構造線断層帯	0	0	0	0	53.4	46.6	47.5	0	9.3	5.8	37.4
	生駒断層帯	0	0	0	0	88.9	11.1	47.5	9.3	0	9.4	33.8
	木津川断層帯	0	0	0	99.6	0.4	0	56.7	27.3	16	0	0
	あやめ池撓曲－松尾山断層	0	0	0	0	100	0	47.5	9.3	3.5	23.1	16.6
	大和川断層帯	0	0	0	0	100	0	47.5	9.3	2.5	11.8	28.9
	千股断層	0	0	0	1.5	98.5	0	47.5	9.3	0	23.1	20.1
	名張断層	0	0	0	40.2	59.8	0	47.5	9.3	7.2	32.7	3.3
海溝型	東南海・南海地震同時発生	0	19.6	80.4	0	0	0	49	17.8	17.5	7.7	8
	東南海地震	0	86.2	13.8	0	0	0	57.7	36	5.9	0.4	0
	南海地震	0	19.6	80.4	0	0	0	53.4	25.1	10.7	6.8	4
	東海・東南海地震同時発生	0	86.2	13.8	0	0	0	57.7	36	5.9	0.4	0
	東海・東南海・南海地震同時発生	0	19.6	80.4	0	0	0	49	17.8	17.5	7.7	8

(注)

- ・「震度別面積比率（％）」とは、各地震が発生した場合に、「各区分の震度の地震動」が想定される「区域の面積比率が全市の何％」なのかを示している。
- ・「P L 値」とは、地震動、地盤特性、地下水位等から求められる液状化のしやすさを表す指標。P L 値が15を超えると危険度が高いと想定される。

地震名	震度分布図	凡例	液状化危険度分布図	凡例
奈良盆地東縁断層帯		震度 - 震度7 - 震度6強 - 震度6弱 - 震度5強 - 震度5弱 - 震度4以下		液状化危険度 15 < PL値 10 < PL値 ≤ 15 5 < PL値 ≤ 10 0 < PL値 ≤ 5
中央構造線断層帯				
生駒断層帯				
東南海・南海地震同時発生				

2) 地震被害集計

【建物被害】

地震名		区分	全壊	半壊	全壊+ 半壊棟数
内 陸 型	奈良盆地東縁断層帯		4,081	3,250	7,331
	中央構造線断層帯		5,879	2,749	8,628
	生駒断層帯		4,608	3,157	7,765
	木津川断層帯		365	2,007	2,372
	あやめ池撓曲－松尾山断層		3,138	3,468	6,606
	大和川断層帯		3,814	3,348	7,162
	千股断層		3,363	3,384	6,747
	名張断層		2,635	3,460	6,095
海 溝 型	東南海・南海地震同時発生		117	108	225
	東南海地震		5	4	9
	南海地震		74	68	142
	東海・東南海地震同時発生		5	4	9
	東海・東南海・南海地震同時発生		117	108	225

【火災被害】

地震名		区分	焼失 棟数
内 陸 型	奈良盆地東縁断層帯		607
	中央構造線断層帯		648
	生駒断層帯		640
	木津川断層帯		229
	あやめ池撓曲－松尾山断層		609
	大和川断層帯		637
	千股断層		601
	名張断層		581
海 溝 型	東南海・南海地震同時発生		0
	東南海地震		0
	南海地震		0
	東海・東南海地震同時発生		0
	東海・東南海・南海地震同時発生		0

【人的被害】

地震名		区分	死者	負傷者	死者+ 負傷者数
内 陸 型	奈良盆地東縁断層帯		171	453	624
	中央構造線断層帯		248	461	709
	生駒断層帯		195	475	670
	木津川断層帯		20	285	305
	あやめ池撓曲－松尾山断層		136	407	543
	大和川断層帯		162	444	606
	千股断層		143	421	564
	名張断層		119	445	564
海 溝 型	東南海・南海地震同時発生		0	36	36
	東南海地震		0	1	1
	南海地震		0	22	22
	東海・東南海地震同時発生		0	1	1
	東海・東南海・南海地震同時発生		0	36	36

(注)

- ・「建物被害」は、「地震動（揺れ）」「液状化」「斜面崩壊」を要因とする「建物の全・半壊」を想定している。
- ・「地震動（揺れ）」による「建物の全・半壊」の棟数については、「震度分布」と「構造別・建築年次別・全建物データ」を基に、「震度と全・半壊率との関係（過去の地震被害事例に基づく）」を踏まえつつ推計している。
- ・「液状化」による「建物の全・半壊」の棟数については、「P L 値分布」に基づく「液状化のランク」と「構造別・建築年次別・全建物データ」を基に、「液状化（が想定される）面積率」と「全・半壊率」を想定し、推計している。
- ・「斜面崩壊」による「建物の全・半壊」の棟数については、「震度分布」と「急傾斜地崩壊危険箇所データ（保全対象戸数5戸以上の箇所）」を基に、「震度別危険度ランク（「東南海、南海地震等に関する専門調査会（中央防災会議）」で設定）」「崩壊確率（中央防災会議で設定）」「震度別全・半壊確率（中央防災会議で想定）」及び「対策工事着手率」を踏まえ、推計している。
- ・「火災被害」は、「火災による建物の焼失」を想定している。
- ・「焼失棟数」は、「建物（木造）データ」を基に、「揺れによる全壊率」と「出火要因（一般火気器具、電熱器具、電気機器・配線）別出火率」より「出火件数」を推計し、これに「初期消火率（静岡県を参考に、住民による初期消火率50%を想定）」を踏まえて「炎上出火件数」を、さらに、「消防力の運用（出火後、消防車が現場に到着するまでの平均時間を19分と想定し、その時間内に燃え広がる広さを求め、各市町村が所有する消防車台数と消防車1台当たりの消火能力から消火の可否を判定）」を踏まえて「残出火数」を推計し、その「上記対応でも消火できなかった出火点の件数」を基本に、「残出火点の存するメッシュの不燃領域率（非木造家屋面積率）」と「不燃領域率と最大焼失率との関係（震災実態に基づく）」から、「焼失棟数」を推計している。
- ・「人的被害」は、主な発生要因を「建物被害」「斜面崩壊」「火災」として、地震発生時刻における建物内の滞留状況に考慮し、推計している。

3) 上下水道被害

地震名		区分	水道・断水（直後） 世帯数	下水道被害 (Km)
内陸型	奈良盆地東縁断層帯		10,382	21.0
	中央構造線断層帯		10,382	30.4
	生駒断層帯		10,382	23.8
	木津川断層帯		1,387	1.9
	あやめ池撓曲－松尾山断層		10,382	16.1
	大和川断層帯		10,382	19.6
	千股断層		10,380	17.2
	名張断層		9,231	13.5
海溝型	東南海・南海地震同時発生		1,965	0.0
	東南海地震		0	0.0
	南海地震		602	0.0
	東海・東南海地震同時発生		0	0.0
	東海・東南海・南海地震同時発生		1,965	0.6
			【参考】世帯数 (2000 年国調)	【参考】下水道 延長 (Km)
			10,382	177.7

(注)

- ・水道被害の「震災直後の断水世帯数（内陸型）」は、「世帯数」と「水道供給支障率（震災事例データに基づく）」により、推計している。
- ・「震災直後の断水世帯数（海溝型）」は、「配水管被害率（震災事例データ等に基づく）」と「配水管被害率と水道供給支障率との関係（震災事例データ等に基づく）」及び「世帯数」により、推計している。
- ・「下水道被害（延長）」については、「建物全壊率と下水道管路の被災延長比率の関係（震災事例データに基づく）」と「下水道延長」により、推計している。

4) 避難者数

地震名		区分	避難人口 (避難所) 直後	避難人口 (避難所) 1 週間後
内陸型	奈良盆地東縁断層帯		9,513	11,031
	中央構造線断層帯		10,163	11,100
	生駒断層帯		9,692	11,011
	木津川断層帯		2,790	3,094
	あやめ池撓曲－松尾山断層		9,168	10,732
	大和川断層帯		9,415	11,007
	千股断層		9,248	10,622
	名張断層		8,553	9,794
海溝型	東南海・南海地震同時発生		359	433
	東南海地震		17	21
	南海地震		227	274
	東海・東南海地震同時発生		17	21
	東海・東南海・南海地震同時発生		359	433
			【参考】人口 (2000 年国調)	【参考】人口 (2000 年国調)
			34,950	34,950

(注)

- ・「避難人口」は、「建物被害」と「ライフライン被害（断水）」を起因とする（避難所への）避難者数を、静岡県のアナライズ調査をもとに推計している。
- ・「建物被害」による「避難人口（直後）」は、「全・半壊家屋数」と「人口」を基本としつつ、「自宅建物が全壊した場合の避難率（持ち家は61%）」と「自宅建物が半壊した場合の避難率（持ち家は35%）」より推計している。
- ・「断水被害」による「避難人口（直後）」は、「上記の建物被害がない人口」を基本に、「断水率」と「断水時避難率（持ち家は60%）」より推計している。
- ・また、「避難人口（1 週間後）」は「居住支障率（97%）」により推計している。

5) 飲食・必要物資

区分 地震名		食糧 (食)	飲料水 (リットル)	生活必需品 (毛布・肌着)
内 陸 型	奈良盆地東縁断層帯	34,247	34,247	11,415
	中央構造線断層帯	36,587	36,587	12,195
	生駒断層帯	34,891	34,891	11,630
	木津川断層帯	10,045	10,045	3,349
	あやめ池撓曲－松尾山断層	33,005	33,005	11,002
	大和川断層帯	33,894	33,894	11,298
	千股断層	33,293	33,293	11,097
	名張断層	30,791	30,791	10,264
海 溝 型	東南海・南海地震同時発生	1,293	1,293	431
	東南海地震	61	61	20
	南海地震	817	817	273
	東海・東南海地震同時発生	61	61	20
	東海・東南海・南海地震同時発生	1,293	1,293	431
		【参考】人口 (2000 年国調)	【参考】人口 (2000 年国調)	【参考】人口 (2000 年国調)
		34,950	34,950	34,950

(注)

- ・「食糧必要量」は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、「避難所生活者」の1.2倍を対象者として、1日3食を原単位と考える。
- ・「給水必要量」は、「避難所生活者」の1.2倍を対象者として、1日3リットルを原単位と考える。
- ・「生活必需品の必要量」は、「避難所生活者」1人当たり1セットと想定している。

4. 水防警報指定河川

知事管理区間

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
葛城川	左	高田	御所市・葛城市・大和高田市	自 御所市御所 至 葛城市笛堂	4,200	家屋連たん	自 葛城市笛堂 至 大和高田市奥田	500	堤防高	
	左	高田	大和高田市・広陵町	自 大和高田市奥田 至 曾我川合流点	10,100	漏水 家屋連たん				
	右	高田	御所市・葛城市・大和高田市	自 御所市蛇穴 至 大和高田市奥田	4,400	堤防高 家屋連たん	自 大和高田市奥田 至 大和高田市奥田	300	堤防高	
	右	高田	大和高田市	自 大和高田市奥田 至 大和高田市大字勝目	1,400	堤防高 漏水 家屋連たん				
	右	高田	大和高田市	自 大和高田市大字勝目 至 大和高田市大字今里川合方	1,000	堤防高・漏水 ・家屋連たん ・法崩れ・ すべり				
	右	高田 中和	大和高田市・広陵町・橿原市	自 大和高田市大字今里川合方 至 曾我川合流点	7,700	堤防高 漏水 家屋連たん				

出典：平成 29 年度奈良県水防計画

5. 水防警報指定河川以外の河川

知事管理区間

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所	種別	種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
葛下川	左	高田	葛城市・大和高田市	自 葛城市南今市 至 大和高田市野口	2,750	家屋連たん 背後地				
	右	高田	葛城市・大和高田市	自 葛城市南今市 至 大和高田市野口	2,750	家屋連たん 背後地				
小柳川	左	高田	葛城市・大和高田市	自 葛城市疋田 至 高田川合流点	1,370	家屋連たん				
	右	高田	葛城市・大和高田市	自 葛城市西室 至 高田川合流点	1,370	家屋連たん				

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所	種別	種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
甘田川	左	高田	葛城市・大和高田市	自 葛城市新町 至 大和高田市栄町	3,140	家屋連たん				
	右	高田	葛城市・大和高田市	自 葛城市新町 至 大和高田市三倉堂	3,140	家屋連たん				
住吉川	左	高田	葛城市・大和高田市	自 大和高田市新村 至 葛城川合流点	4,830	堤防高・漏水 ・水衝・洗掘 ・家屋連たん				
	右	高田	葛城市・大和高田市・橿原市	自 大和高田市新村 至 葛城川合流点	4,830	堤防高・漏水 ・水衝・洗掘 ・家屋連たん				
太田川	左	高田	大和高田市・葛城市	自 葛城市疋田 至 大和高田市市場	900	家屋連たん	自 大和高田市大中 至 高田川合流点	280	堤防高	
	右	高田	大和高田市・葛城市	自 葛城市疋田 至 葛城市尺土	900	家屋連たん				
安位川	左	高田	葛城市	自 葛城市脇田 至 葛城市忍海	950	家屋連たん				
	右	高田	葛城市	自 葛城市脇田 至 葛城市忍海	950	家屋連たん				
	右	高田	葛城市	自 葛城市忍海 至 葛城市藪	600	法崩れ すべり				
鎮守川	左	高田	御所市・葛城市	自 御所市東松本 至 葛城川合流点	1,690	水衝・洗掘 ・家屋連たん ・背後地				
	右	高田	御所市・葛城市	自 御所市東松本 至 葛城川合流点	1,690	水衝・洗掘 ・家屋連たん ・背後地				

出典：平成 29 年度奈良県水防計画

6. 雨量観測所（国土交通省）

河川名	観測所名	種別	所在地	所属	備考
葛下川	当麻	自記・テレ	葛城市長尾 14	大和川河川事務所	白鳳中学校

出典：平成 29 年度奈良県水防計画

7. 気象観測所（奈良地方気象台）

水系	流域河川名	観測所名	所在地	観測種目					備考
				気温	雨量	積雪	日照	風	
大和川	柿本川	葛城	葛城市寺口		○				地域雨量観測所

出典：平成 29 年度奈良県水防計画

8. 井堰・樋門

井堰名	河川名	所在地（取水位置）		構造			管理責任者
		市町村名	町名	形式	H	W	
奥田井堰	葛城川	葛城市	新村	ゴム引布製起伏堰	2.0	8.0	奥田水利組合
新村井堰	葛城川	葛城市	新村	自動転倒ゲート	1.0	7.0	新村区
東室井堰	高田川	葛城市	東室	自動転倒ゲート	1.5	7.0	東室土地改良区
柿本井堰	高田川	葛城市	柿本	自動転倒ゲート	1.5	8.0	柿本土地改良区
柿本井堰	高田川	葛城市	柿本	自動転倒ゲート	1.5	8.0	柿本土地改良区
北花内井堰	高田川	葛城市	葛木	手動式転倒ゲート	0.5	7.0	北花内土地改良区
北花内井堰	高田川	葛城市	北花内	手動式転倒ゲート	1.5	8.0	北花内土地改良区
葛木井堰	高田川	葛城市	葛木	巻上式ゲート	1.5	5.0	葛木区
南道穂井堰	高田川北流	葛城市	葛木	自動転倒ゲート	0.7	5.0	南道穂水利組合
金村井堰	高田川北流	葛城市	大屋	はめ板式固定堰	1.5	5.0	南道穂水利組合
堂ノ前井堰	安位川	葛城市	忍海	自動転倒ゲート	2.0	11.6	忍海土地改良区
立川井堰	葛下川	葛城市	南今市	可動堰	1.0	4.0	南今市水利組合
柿本井堰	葛下川	葛城市	八川	可動堰	1.5	4.0	八川水利組合
福田井堰	葛下川	葛城市	尺土	自動転倒ゲート	0.55	4.0	尺土水利組合
高内井堰	岩谷川	葛城市	長尾	自動転倒ゲート	0.65	3.7	長尾水利組合
長尾井堰	岩谷川	葛城市	尺土	自動転倒ゲート	0.5	4.5	尺土水利組合
前田井堰	熊谷川	葛城市	今在家	自動転倒ゲート	0.95	5.6	今在家水利組合
葛下井堰	葛下川支流	葛城市	南今市	可動堰	1.5	2.0	南今市水利組合

出典：平成 29 年度奈良県水防計画

9. 老朽ため池

ため池要整備箇所

ため池名	所在地	管理代表者	受益面積 (ha)	た め 池 の 規 模 等				予 想 さ れ る 被 害				備 考	
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m3)	経過年 数 (年)	予想危険箇所	人家 (戸)	公共建物 (棟)	道路・鉄道 (km)		田畑 (ha)
忍海池	忍海	土地改良区	28	3.4	286	11,000	530	堤体・余水吐	120		市道	24	H1 県単 樋改修 防災重点ため池
岡田池	中戸	土地改良区	5	5.4	64	3,800	280	堤体・余水吐			〃	5	
押上池	笛吹	脇田区長	7	9.0	79	9,300	90	堤体・余水吐	30	神社	県道・市道	7	防災重点ため池
神山池	〃	笛吹南方水利	6	7.5	45	6,300	74	堤体	12		市道	6	防災重点ため池
上新池	〃	笛吹北方水利	17	5.9	123	9,300	108	堤体・余水吐	16		〃	7	防災重点ため池
奥池	平岡	土地改良区	10	7.5	34	7,600	230	堤体			〃	6	H8 県単ため池改修にて土砂 吐改修
西室池	西室	土地改良区	18	4.0	420	21,600	230	〃	5		市道・近鉄	3	
ゴンダ池	西辻	個人所有	10	2.0	103	2,000	230	堤体・取水	3		市道	1	
平塚池	新村	区長	17	2.8	212	15,500	不明	余水吐・取水口	18		〃	5	
ニゴリ池	加守	土地改良区	7	4.5	40	1,100	300	余水吐・取水口			〃	8	
野田谷池	兵家	区長	5	8.0	35	5,300	300	堤			市道		H22～27 年度 県営ため池により改修
中戸新池	中戸	土地改良区	60	12.3	135	120,800	135	堤体		公民館	県道・市道		H7 国営防災で改修 防災重点ため池
瓦堂池	當麻	水利組合	25	14.2	98	100,000	300	〃			市道		H14 国営防災で改修 防災重点ため池
新在家大池	新在家	水利組合	42	15.3	180	112,000	不明	〃			市道		H18 国営防災で改修 防災重点ため池
善海池	葛木	区長	10	3.2	162	2,900	280	〃			市道		防災重点ため池
加守北池	加守	土地改良区	7.8	7.4	174	36,000	280	〃			市道		S55～57 ため池整備で改修 防災重点ため池
的場池	竹内	区長	12	5.5	38	500	100	〃			市道・県道		防災重点ため池
玉ヶ池	染野	区長	12	6.7	140	18,900	不明	〃		小学校 1	市道		防災重点ため池
勝根池	勝根	区長	12	3.8	228	21,800	300	〃			市道・国道		防災重点ため池
太田新池	太田	区長	36	9.5	176	11,400	300	〃			市道・県道		H15 国営防災で改修 防災重点ため池
内池	南藤井	土地改良区	18	4.8	98	11,000	280	堤体・余水吐			市道・県道		防災重点ため池

10. 防災倉庫

(平成 28 年 4 月 25 日時点)

名称	住所	面積 (㎡)	建築年
新庄庁舎防災倉庫	柿本 169	20.57	H10
第 3 分団屯所東防災倉庫	北花内 580-1	20.57	H10
山麓防災倉庫 (平岡)	平岡 343-1	7.20	H25
山麓防災倉庫 (笛吹)	笛吹 514-1	7.20	H25
新庄小学校防災倉庫	南道穂 187-1	9.28	H24
新庄北小学校防災倉庫	疋田 612	9.60	H28
當麻庁舎西防災倉庫	竹内 256-11	28.38	H10
磐城小学校北防災倉庫	南今市 65-1	41.00	H13
當麻小学校東防災倉庫	當麻 581-1	42.00	H13
忍海小学校防災倉庫	忍海 404	9.60	H26
新庄中学校防災倉庫	新庄 248	9.60	H27

11. 水防資材備蓄状況

袋類	杭	シート	むしろ	縄巻	丸太	板類	鉄棒	釘	かすがい	蛇籠	スコップ	つるはし	とびくち	くわ	かま	なた	のこぎり	かけや	ペンチ	金槌	懐中電灯
袋	本	枚	枚	m	本	枚	kg	kg	kg	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個
25,000	300	3,200		13	220	20	10	2			33	7	9	17	7	14	22	27	11	8	40

出典：平成 29 年度奈良県水防計画

1 2. 土砂災害（特別）警戒区域

大字 (町名)	指定区域								基礎調査結果公表(今後指定予定)			
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計		急傾斜	土石流	地すべり	合計
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別				
梅室	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
太田	0	0	6	0	0	0	6	0	0	5	0	5
大屋	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
加守	0	0	4	2	0	0	4	2	0	2	0	2
新在家	3	0	6	1	0	0	9	1	3	5	0	8
當麻	6	0	13	1	0	0	19	1	5	11	0	16
竹内	11	11	7	6	0	0	18	17	0	0	0	0
寺口	8	3	11	3	0	0	19	6	5	5	0	10
兵家	5	5	6	5	0	0	11	10	0	0	0	0
平岡	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0
笛吹	2	2	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0
山口	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
合計	39	25	58	19	0	0	97	44	13	28	0	41

平成 29 年 05 月 31 日現在

1 3. 土石流危険溪流

水系名	河川名	溪流名	所在地	類型
			字	
大和川	葛下川	柿本川	池の側	I
大和川	葛下川	高田川北沢	本郷	I
大和川	葛城川	山口沢	山口	I
大和川	葛城川	兄川	梅室	I
大和川	葛下川	鳥居川B沢	加守	I
大和川	葛下川	鳥居川A沢	丸柏	I
大和川	初田川	二の沢	新在家	I
大和川	初田川	初田川	新在家	I
大和川	熊谷川	當麻寺B沢	當麻	I
大和川	熊谷川	當麻寺A沢	當麻	I
大和川	熊谷川支流	小橋川	當麻	I
大和川	熊谷川支流	小橋川支流	當麻	I
大和川	熊谷川	竹内C沢	竹内	I
大和川	熊谷川	竹内A沢	竹内	I
大和川	熊谷川	浄水場一沢	竹内	I
大和川	熊谷川支流	浄水場二沢	竹内	I
大和川	熊谷川	竹内B沢	竹内	I
大和川	岩谷川	団地の沢A	竹内	I
大和川	葛下川	兵家谷	兵家	I
大和川	葛下川	如意A沢	兵家	I
大和川	葛下川	太田川	伏越	I

水系名	河川名	溪流名	所在地	類型
			字	
大和川	兄川	笛吹沢	笛吹	II
大和川	兄川	梅室西沢	梅室	II
大和川	無名川	池の沢	加守	II
大和川	初田川	一の沢	新在家	II
大和川	初田川	三の沢	新在家	II
大和川	熊谷川支流	寺の沢	當麻	II
大和川	熊谷川支流	南の沢	當麻	II
大和川	岩谷川	団地の沢B	竹内	II
大和川	岩谷川	団地の沢C	竹内	II
大和川	岩谷川	団地の沢D	竹内	II
大和川	岩谷川	団地の沢E	竹内	II

I：人家5戸以上等の溪流
 II：人家1～4戸の溪流
 III：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流

水系名	河川名	所在地	類型
		字	
大和川	葛下川	寺口	III
大和川	葛下川	寺口	III
大和川	葛下川	寺口	III
大和川	葛下川	寺口	III
大和川	葛下川	寺口	III
大和川	葛下川	寺口	III
大和川	葛下川	寺口	III
大和川	兄川	山口	III
大和川	葛下川	加守	III
大和川	熊谷川	當麻	III
大和川	熊谷川支流	當麻	III
大和川	熊谷川支流	當麻	III
大和川	熊谷川支流	當麻	III
大和川	熊谷川支流	當麻	III
大和川	熊谷川	竹内	III
大和川	葛下川	兵家	III
大和川	葛下川	兵家	III
大和川	葛下川	兵家	III
大和川	葛下川	兵家	III

平成 15 年 3 月 28 日公表

出典：平成 27 年度奈良県地域防災計画資料編

1 4. 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所名	位置		簡急所傾の 斜延地長崩 壊危険(ｍ)	地形要因		類型
	大字	小字		(度) 傾斜度	(ｍ) 高さ	
平岡	平岡		100	40	10	自然Ⅰ
大屋	大屋		120	40	8	自然Ⅰ
寺口	寺口		100	45	8	自然Ⅰ
大谷	新在家	大谷	200	35	20	自然Ⅰ
高峯	竹内	高峯	230	60	40	自然Ⅰ
兵家	兵家		110	35	8	自然Ⅰ
兵家イ	兵家		70	35	7	人工Ⅰ
兵家ロ	兵家		150	35	8	人工Ⅰ

箇所名	位置		簡急所傾の 斜延地長崩 壊危険(ｍ)	地形要因		類型
	大字	小字		(度) 傾斜度	(ｍ) 高さ	
山田	山田		30	45	15	Ⅱ
平岡	平岡		30	50	30	Ⅱ
笛吹	笛吹		30	30	20	Ⅱ
新在家	新在家		20	50	7	Ⅱ
當麻	當麻		20	40	7	Ⅱ
當麻	當麻		20	40	7	Ⅱ
當麻	當麻		30	40	10	Ⅱ
兵家	兵家		20	40	15	Ⅱ
竹内	竹内		30	45	12	Ⅱ
竹内	竹内		20	35	10	Ⅱ
兵家	兵家		25	40	12	Ⅱ

箇所名	位置		簡急所傾の 斜延地長崩 壊危険(ｍ)	地形要因		類型
	大字	小字		(度) 傾斜度	(ｍ) 高さ	
寺口	寺口	大谷	250	35	25	Ⅲ
平岡	平岡	高峯	100	45	20	Ⅲ
平岡	平岡		230	30	15	Ⅲ
寺口	寺口		650	40	30	Ⅲ
平岡	平岡		150	35	20	Ⅲ
平岡	平岡		100	30	10	Ⅲ
新在家	新在家		110	30	20	Ⅲ
竹内	竹内		150	30	10	Ⅲ
竹内	竹内		160	40	30	Ⅲ
竹内	竹内		300	40	35	Ⅲ
新在家	新在家		300	45	20	Ⅲ
竹内	竹内		250	45	40	Ⅲ
竹内	竹内		140	45	30	Ⅲ
竹内	竹内		250	40	30	Ⅲ
竹内	竹内		120	40	30	Ⅲ
竹内	竹内		120	30	20	Ⅲ

Ⅰ：人家５戸以上等の箇所
Ⅱ：人家１～４戸の箇所
Ⅲ：人家はないが今後新規の住宅立地
等が見込まれる箇所

平成 15 年 3 月 28 日公表

出典：平成 27 年度奈良県地域防災計画資料編

1 5. 山地災害危険地区

位置		面積 又は延長	予想される危険
大字	字		
寺口	北大坪谷	600m	崩壊土砂流出
寺口	大坪谷	1,200m	崩壊土砂流出
寺口	岡田谷	400m	崩壊土砂流出
寺口	中尾谷	1,000m	崩壊土砂流出
寺口	光明院谷	400m	崩壊土砂流出
寺口	恩海杉の谷	300m	崩壊土砂流出
寺口	名丸谷	700m	崩壊土砂流出
寺口	水原谷	300m	崩壊土砂流出
寺口	小倉谷	700m	崩壊土砂流出
平岡	太郎字谷	500m	崩壊土砂流出
山口	水呑谷	1,200m	崩壊土砂流出
梅室	北谷	100m	崩壊土砂流出
梅室	オオカミ谷	300m	崩壊土砂流出
梅室	ツクミコ谷	300m	崩壊土砂流出

位置		面積 又は延長	予想される危険
大字	字		
加守	炭焼	600m	崩壊土砂流出
加守	北谷	600m	崩壊土砂流出
染野	竜がん谷	800m	崩壊土砂流出
當麻	枝ヶ谷	600m	崩壊土砂流出
當麻	枝ヶ谷 2	550m	崩壊土砂流出
竹内	地獄谷	1.58ha	崩壊土砂流出
竹内	万方山	1,400m	崩壊土砂流出
竹内	立石	760m	崩壊土砂流出
兵家		600m	崩壊土砂流出
太田	孫治谷	950m	崩壊土砂流出
太田	弥宮谷	400m	崩壊土砂流出
加守	堂ヶ谷	200m	崩壊土砂流出
竹内		1,200m	崩壊土砂流出
竹内	ヤナギタニ	120m	崩壊土砂流出

位置		面積 又は延長	予想される危険
大字	字		
加守	炭焼	2ha	山腹崩壊
加守	大林	3ha	山腹崩壊
染野	大谷口	3ha	山腹崩壊
當麻	西光谷	4ha	山腹崩壊
當麻	丸子	1ha	山腹崩壊
塔ヶ谷		3ha	山腹崩壊
竹内		4ha	山腹崩壊
兵家		7ha	山腹崩壊
兵家		6ha	山腹崩壊
兵家		2ha	山腹崩壊
太田		2ha	山腹崩壊
竹内	万才山	13ha	山腹崩壊
兵家		3ha	山腹崩壊

出典：平成 27 年度奈良県地域防災計画資料編

16. 危険物規制対象物（完成検査済証交付施設数）

（平成 28 年 12 月 31 日現在）

合計 (A+B+C)	製造所 (A)	貯蔵所								取扱所								事業所数	
		(B)	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	(C)	給油				第1種	第2種	移送		一般
												屋外	屋内	自家給					
146	12	93	23	12	0	50	1	6	1	41	20				0	0		21	

出典：平成 28 年度消防統計（奈良県広域消防組合）

17. 防火管理者の選任を要する防火対象物

（平成 27 年 12 月 31 日現在）

合 計	1		2		3		4	5		6				7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		ノ 2	ノ 3	17	18
	イ	ロ	イ	ニ	イ	ロ	マーケット等	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	学校	図書館等	イ	ロ	停車場等	神社・寺院等	イ	ロ	イ	ロ	倉庫	事務所等	イ	ロ	地下街	準地下街	文化建造物	アーケード
	劇場等	集会場等	キャバレー等	カラオケ ボックス等	待合・料理店等	飲食店		旅館・ホテル	共同住宅等	病院等	ホーム等	特別養護老人 施設等	老人デイサービス センター等			幼稚園等	蒸気浴場等			他の公衆浴場	工場・作業場	スタジオ	車庫・駐車場			格納庫	特定複合用途				
960	0	42	0	3	0	20	46	1	240	19	13	23	8	25	1	0	0	1	56	199	0	1	0	86	94	51	24	0	0	7	0

出典：平成 28 年度消防統計（奈良県広域消防組合）

18. 高圧ガス第一種製造者等

液化石油ガス（ボンベの検査の）事業所（平成 27 年 6 月 30 日現在）

名称	所在地	電話番号
三保産業（株）奈良工場	今在家 67	0745-48-2648

上記以外のもの

（平成 27 年 6 月 30 日現在）

事業所名称	所在地	電話番号	ガス名
(株) ツバキ・ナカシマ鋼球事業部	尺土 19	0745-48-2891	液化窒素・液化石油ガス
大同薬品工業（株）	新村 213-1	0745-62-5031	液化炭酸ガス・液化窒素
シャープ（株）エネルギーシステムソリューション	萱 282-1	0745-65-1161	窒素・液化石油ガス・酸素・アルゴン・液化空気・水素

出典：平成 27 年度奈良県地域防災計画資料編

19. 火薬類製造業者

(平成 27 年 6 月 30 日現在)

業者名	所在地	電話番号	製造	販売
(株) 小山煙火製造所	辨之庄 246-3	0745-69-2355	煙火	煙火

出典：平成 27 年度奈良県地域防災計画資料編

20. 消防自動車・施設及び消防団員数

令和 2 年 4 月 1 日現在

消防自動車等						消防水利			消防団	
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	救助工作車	救急自動車	指揮車	その他	消火栓	防火水槽	池・川等	分団	消防団員
1	1	1	2	1	6	1,202	151	29	6	127

21. ヘリコプター活動計画資料

奈良県内飛行場外離着陸場（県防災ヘリコプター）

平成 29 年 6 月 19 日現在

名称	所在地	北緯	東経	長さ(m)×幅(m)
新庄第一健民運動場	新町 292-3	34° 28' 52"	135° 44' 30"	20×20
農村広場	當麻 244-1	34° 30' 41"	135° 42' 22"	20×20

2 2. 応援給水用機械器具等の保有状況

(上水道事業・水道用水供給事業) 令和 5 年 10 月現在

防災関係物資の保有数量							
車両				給水容器		機材	
(ポンプ付) 給水車	トラック	(軽トラック) (軽ダンプ)	(軽貨物) トラック	給水タンク	ポリ容器	発電機	鉄管切断機
2t	1t	350kg	350kg				
2	1	1	2	3	30	2	1

2 3. 医療品卸売業者

名称	支店名	所在地	TEL	FAX
アルフレッサ (株)	奈良支店	奈良市東九条町 178-1	0742-61-5511	0742-63-2330
アルフレッサ (株)	奈良南支店	橿原市醍醐町 252 番地 1	0744-50-9060	0745-50-9061
(株) 神田大薬局		天理市櫛本町 2400	0743-65-0393	0743-65-2238
東邦薬品 (株)	奈良営業所	奈良市池田町 210-4	0742-61-2600	0742-61-6717
東邦薬品 (株)	奈良南営業所	橿原市忌部町 194-1	0744-21-6777	0744-21-6780
(株) メディセオ	奈良支店	奈良市三条桜町 27-2	0742-34-3884	0742-35-2381
(株) メディセオ	奈良南支店	橿原市醍醐町 272-1	0744-21-0871	0744-21-0889
(株) ケーエスケー	奈良支店	天理市別所町 324-3	0743-63-4121	0743-63-4120
(株) ケーエスケー	奈良南支店	橿原市法花寺町 48-1	0744-20-2533	0744-20-2534
(株) スズケン	奈良支店	奈良市北之庄西町 2-10-6	0742-62-3041	0742-61-0691
(株) スズケン	大和高田支店	大和高田市市場 613-1	0745-22-1152	0745-23-2290
(株) 森田草楽堂		橿原市八木町 1-6-1	0744-22-3421	0744-22-3960

(奈良県薬剤師会 卸勤務薬剤師部会 2024 年 1 月)

2 4. 国指定重要文化財建造物設置防災施設

○：設置済

名称	棟数	自火報	貯水槽	池	消火栓	放水銃	ドレンチ	動力ポン	避雷針	備考
博西神社	2	○			○					
村井家住宅	3				○					
當麻寺	6	○	○	○	○	○			○	
中之坊	1	○	○	○	○	○			○	貯水槽を當麻寺と共有
當麻奥院	3	○	○	○	○	○			○	貯水槽を當麻寺と共有
五輪塔（当麻）	1									石塔

2 5. 災害時応援協定団体・緊急物資供給協力企業等

		協定締結相手	協定年月日	担当部署	電話番号	協力内容
公的機関関係	1	近畿地方整備局 （災害時等の応援に関する申し合わせ）	平成 24 年 6 月 22 日	奈良市大宮町 3 丁目 5 番 11 号 国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所 管理第 2 課	維持係長 TEL： 0742-33-1391 FAX： 0742-36-3765	1. 情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む） 2. 職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む） 3. 災害に係る専門家の派遣 4. 車両、災害対策用機械等の貸付 5. 通信機械等の貸付及び操作員の派遣 6. 通行規制等の措置 7. その他必要な事項
	2	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書 （奈良県-市長会-町村長会 間の協定）	平成 27 年 2 月 20 日	奈良県登大路町 30 番地 奈良県総務部知事公室 防災統括室	TEL： 0742-27-8425 FAX： 0742-23-9244	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣 被災者の避難のための施設の提供及び斡旋 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋

		協定締結相手	協定年月日	担当部署	電話番号	協力内容
	3	広陵町、三宅町、大和ハウス工業株式会社、公益社団法人日本建築家協会近畿支部奈良地域会	令和元年 9月3日	奈良市西大寺国見町1丁目4番1-1号 大和ハウス工業（株）奈良支社 奈良市大宮町2丁目5番7号 公益社団法人日本建築家協会近畿支部奈良地域会	TEL：0742-52-2581 FAX：0742-45-6644 TEL：0742-33-3131 FAX：0742-33-3131	快適で魅力的な災害に強い住環境等の創出、並びに被災地の住宅応急対策に関し連携協力して技術開発及び普及活動に係る情報共有をはかる
物資協力関係	1	奈良県農業協同組合	平成21年 3月5日	奈良市大森町57番地の3 奈良県農業協同組合総務部	(新庄中央支店) TEL：69-2251 (本店 総務部) TEL：0742-27-4601	米等の食料、飲料水
	2	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成22年 3月18日	新潟市南区清水4501番地1 NPO 法人 コメリ災害対策センター	TEL：025-371-4185 FAX：025-371-4151	作業関係、日用品関係、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係等
	3	ダイドードリンコ株式会社	平成22年 7月21日	大阪市平野区 長吉長原東3丁目-1-55 西日本営業部	TEL：06-6709-6101 FAX：06-6709-6215	飲料水 (災害ベンダ自動販売機)
				葛城市新町22番地 新庄営業所	TEL：62-6301 FAX：62-6303	
	4	市民生活協同組合ならコープ	平成24年 9月18日	奈良市恋の窪一丁目2番2号 物流センター	TEL：0742-34-8731 FAX：0742-34-8730 衛星電話： 8816-234-12503	1 食器類(紙コップ・割り箸・スプーン等) 2 雑貨類(ティッシュ・トイレットペーパー・タオル・ゴミ袋・懐中電灯・乾電池・ローソク・軍手等) 3 その他(文具類・使い捨てカイロ)
	5	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成29年 4月4日	葛城市担当： 大和高田市根成柿566-2 インテリア平郡	TEL：0745-52-5249 FAX：0745-52-6839	避難所等への量の提供

		協定締結相手	協定年月日	担当部署	電話番号	協力内容
	6	株式会社 高木包装	令和 2 年 7 月 6 日	葛城市董 74 番地 2	TEL : 0745-65-1133 FAX : 0745-63-1111	段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製仕切り 段ボール製簡易テント 等の物資の供給、運搬
	7	株式会社 ウエダ	令和 2 年 8 月 28 日	葛城市竹内 443 番地 代表取締役 植田紀一	TEL : 0745-48-5868 FAX : 0745-48-6696	段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製間仕切り 段ボール製簡易トイレ その他の取扱商品 の提供
	8	菱田紙業	令和 2 年 8 月 28 日	葛城市董 106 番地 4 代表 菱田浩二	TEL : 0745-62-5490 FAX : 0745-62-9088	段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製間仕切り 段ボール製簡易トイレ その他の取扱商品 の提供
	9	株式会社 クラウン・パ ッケージ 大阪事業所	令和 2 年 8 月 28 日	葛城市新村 370 番地 事業所長 上嶋良彦	TEL : 0745-62-1851 FAX : 0745-65-059	段ボール製シート 段ボール製間仕切り 紙製（段ボール）食品容器 その他の取扱商品 の提供
緊急対応関係	1	葛城市建設業協会	平成 21 年 3 月 26 日	葛城市長尾 番地 株式会社 北田組	TEL : 69-6008	建築資機材、資材 （29 業者）
	2	奈良県電気工事工業組合	平成 23 年 2 月 28 日	奈良市三条桜町 29 番地 3 号 奈良県電気工事工業組合	TEL : 0742-33-4340 FAX : 0742-34-8651 会社 TEL : 0745-32-0035	電気設備の応急復旧
	3	学校法人 奈良学園	平成 24 年 2 月 29 日	大和高田市東中 127 番地 奈良文化女子高等学校	TEL : 080-5343-5778 警備 TEL : 080-6153-4447	災害発生時の広域避難所 （奈良文化高等学校リズム館）

	協定締結相手	協定年月日	担当部署	電話番号	協力内容
4	社会福祉法人 特別養護老人ホーム当麻園	平成 25 年 12 月 14 日	葛城市南今市 372 番地	0745-48-4418	災害発生時における福祉避難所
5	社会福祉法人晴幸福社会 特別養護老人ホーム ウォームヴィラ新庄園	平成 25 年 12 月 14 日	葛城市平岡 528 番地	0745-63-1150	災害発生時における福祉避難所
6	社会福祉法人 柊の郷	平成 25 年 12 月 14 日	葛城市寺口 1686 番地 1	0745-69-9601	災害発生時における福祉避難所
7	医療法人博愛会 介護老人保健施設 かつらぎ	平成 25 年 12 月 14 日	葛城市林堂 360 番地 1	0745-69-1800	災害発生時における福祉避難所
8	医療法人誠安会 介護老人保健施設 ぬくもり葛城	平成 29 年 10 月 17 日	葛城市西室 150 番地 3	0745-69-8100	災害発生時における福祉避難所
9	社会福祉法人 陽幸会 大和葛城苑	令和 5 年 5 月 1 日	葛城市平岡 441 番地 1	0745-44-8001	災害発生時における福祉避難所
10	日本郵便株式会社 高田郵便局・香芝郵便局 1. 大和高田郵便局 2. 香芝郵便局 3. 新庄郵便局 4. 忍海郵便局 5. 長尾郵便局 6. 新庄疋田郵便局	平成 26 年 3 月 10 日	1. 大和高田市神楽 2 丁目 7 番 46 号 2. 香芝市下田西 2 丁目 2 番 10 号 3. 葛城市北花内 734 番地 3 4. 葛城市忍海 262 番地 6 5. 葛城市長尾 388 番地 1 6. 葛城市疋田 140 番地 10	大和高田郵便局 総務部長 TEL : 0745-52-3402 FAX : 0745-52-7105	災害、道路構造物の破損等に因る事故から市民の生命、身体、財産を守るための情報提供
11	公益社団法人 日本建築家協会	平成 27 年 7 月 8 日	東京都渋谷区神宮前 2 丁目 3 番 18 号	公益社団法人 日本建築家協会	被災建築物の建築相談に関する事 被災建築物の被災認定調査の技術的支援に関する事 防災・減災支援活動に関する事

	協定締結相手	協定年月日	担当部署	電話番号	協力内容
12	株式会社アンズコーポレーション	平成 27 年 10 月 7 日	大阪府中央区谷町 9 丁目 3 番 7 号	株式会社アンズコーポレーション 奈良工場 TEL : 0745-64-0210 FAX : 0745-64-0216	アンズコーポレーション奈良工場の避難所の設置（葛城市萱 27 番地 1）
13	葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合	平成 27 年 12 月 25 日	葛城市中戸 327 番 1	栄伸開発株式会社 TEL : 0745-63-2455	異常な自然現象や大規模な災害が発生した際に市内で発生した一般廃棄物について収集・運搬等実施する
14	ヤフー株式会社	平成 28 年 10 月 18 日	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 公共サービス事業本部地方創生支援室	03-6898-5312	災害時に緊急情報や防災情報などの災害に関する情報をヤフーサービス上に掲載し、一般に広く周知する
15	合同会社 YAMATO	令和 3 年 2 月 25 日	奈良県大和高田市大中南町 3 番 48 号 合同会社 YAMATO 代表社員 徳井教寛	TEL : 0745-25-2539 FAX : 0745-25-2900	災害時に緊急情報や防災情報などの災害に関する情報を FM 放送で、一般に広く周知する
16	奈良県葬祭業協同組合	令和 3 年 6 月 9 日	奈良県大和高田市三和町 5 番 37 号 (株) 有宏社内 奈良県葬祭業協同組合 理事長 鈴木勝士	TEL : 0745-22-8755 FAX : 0745-22-8755	①御棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ②遺体安置施設等の提供 ③遺体の搬送 ④その他、必要とする事項
17	トヨタユナイテッド奈良株式会社	令和 5 年 5 月 23 日	奈良市南京終町 2-269	トヨタユナイテッド奈良株式会社 地域共創部 TEL : 0742-62-0033 FAX:0742-62-7100	避難所等における外部給電可能な車両の提供 (1) 燃料電池自動車 (2) 電気自動車 (3) プラグイン・ハイブリッド自動車 (4) ハイブリッド自動車

26. 避難場所

(1) 指定緊急避難場所（旧一時避難所）

番号	避難所名	所在地	管理責任者	TEL	収容可能人数 (人)	利用対象者	災害区分		
							地震	洪水	土砂災害
1	新庄コミュニティセンター	南道穂 147-5	大字区長	69-7907	80	各大字の避難住民	○	○	○
2	新庄屋敷町コミュニティセンター	新庄 500-3	大字区長	69-9688	50		○	○	○
3	葛木コミュニティセンター	葛木 93-3	大字区長		30		○	○	○
4	南藤井コミュニティセンター	南藤井 111	大字区長		100		○	○	○
5	大屋コミュニティセンター	大屋 238	大字区長		50		○	○	×
6	大屋北コミュニティセンター	南道穂 234-11	大字区長		40		○	○	○
7	寺口ふれあい集会所	寺口 427-1	大字区長	69-9596	60		○	○	×
8	公民館中戸分館	中戸 180-4	大字区長	69-4567	90		○	○	○
9	公民館弁之庄分館	辨之庄 313-2	大字区長	69-4253	50		×	○	○
10	公民館疋田分館	疋田 400-1	大字区長	69-2469	180		×	○	○
11	疋田東和苑コミュニティセンター	疋田 104-3	大字区長		70		○	○	○
12	疋田フルールコミュニティセンター	疋田 243-4	大字区長		50		○	○	○
13	北道穂コミュニティセンター	北道穂 100	大字区長	69-7373	50		○	○	○
14	南道穂コミュニティセンター	南道穂 86-4	大字区長	69-9678	100		○	○	○
15	西室コミュニティセンター	西室 95-3	大字区長		60		○	×	○
16	東室コミュニティセンター	東室 262-2	大字区長	69-9302	40		○	△2 階以上	○
17	公民館柿本分館	柿本 145	大字区長	69-7993	30		×	○	○
18	柿本人麻呂コミュニティセンター	柿本 161	大字区長		70		○	×	○
19	笛堂コミュニティセンター	笛堂 240-1	大字区長	69-7909	150		○	△2 階以上	○
20	北花内コミュニティセンター	北花内 51	大字区長	69-3611	180		○	○	○
21	公民館三才分館	北花内 771-1	大字区長	69-7541	50		○	△2 階以上	○
22	北花内 JR 地区コミュニティセンター	北花内 502-8	大字区長	69-7660	100		○	○	○
23	公民館北花内近鉄駅前分館	北花内 570-1	大字区長	69-7911	40		×	○	○
24	忍海集会所	忍海 262-5	大字区長	63-1431	110		×	○	○
25	忍海老人憩いの家	忍海 475-2	大字区長		40		○	○	○

番号	避難所名	所在地	管理責任者	TEL	収容可能人数 (人)	利用対象者	災害区分		
							地震	洪水	土砂災害
26	公民館京阪忍海分館	忍海 437-65	大字区長		30	各大字の避難住民	○	○	○
27	薑コミュニティセンター	薑 225	大字区長		120		○	×	○
28	公民館新村分館	新村 345-3	大字区長	62-8716	80		○	×	○
29	公民館新町分館	新町 163-1	大字区長		40		○	○	○
30	南花内コミュニティセンター	南花内 129-2	大字区長	69-7534	80		○	○	○
31	西辻コミュニティセンター	西辻 195-1	大字区長	65-2676	100		○	○	○
32	林堂本郷公民館	林堂 283-2	大字区長		110		○	○	○
33	公民館林堂東分館	林堂 74-2	大字区長		30		×	○	○
34	公民館林堂南分館	林堂 229-10	大字区長		40		○	○	○
35	山田集会所	山田 111-1	大字区長	69-9553	40		○	○	○
36	公民館平岡分館	平岡 65-1	大字区長		50		○	○	○
37	山口コミュニティセンター	山口 180	大字区長		40		○	○	○
38	梅室コミュニティセンター	梅室 234-2	大字区長		30		○	○	×
39	笛吹集会所	笛吹 258-1	大字区長	69-7696	40		○	○	×
40	公民館脇田分館	脇田 171-1	大字区長	62-0706	40		×	○	○
41	公民館南新町分館	忍海 228-1	大字区長		30		○	○	○
42	公民館南新町わかくさ台分館	忍海 99-7	大字区長		20		○	○	○
43	公民館南今市分館	南今市 5-1	大字区長	48-6166	40		○	○	○
44	太田集落センター	太田 201-5	大字区長		40		○	○	×
45	公民館兵家分館	兵家 737	大字区長	48-6169	30		×	○	○
46	兵家老人憩の家	兵家 1465-1	大字区長	48-5986	30		○	○	×
47	竹内集落センター	竹内 389-1	大字区長	48-4245	40		×	○	○
48	磐城地区公民館	長尾 472-1	大字区長	48-6060	60		×	○	○
49	木戸集落センター	木戸 151-3	大字区長	48-6172	30		○	×	○
50	公民館尺土分館	尺土 213-12	大字区長	48-5963	50		○	△2 階以上	○
51	公民館八川分館	八川 280-6	大字区長	48-5962	40		○	○	○
52	大畑集落センター	大畑 108-1	大字区長	48-6022	40		○	○	○

番号	避難所名	所在地	管理責任者	TEL	収容可能人数 (人)	利用対象者	災害区分		
							地震	洪水	土砂災害
53	當麻地区公民館	當麻 1239	大字区長	48-5666	70	各大字の避難住民	×	○	×
54	當麻集会場	當麻 83-1	大字区長	48-4611	140		○	○	○
55	公民館當麻分館	當麻大橋方 189	大字区長		30		×	○	○
56	公民館勝根分館	勝根 218	大字区長	48-7544	40		○	○	○
57	公民館今在家分館	今在家 176	大字区長	48-5995	40		○	○	○
58	公民館染野分館	染野 321-1	大字区長	48-7990	30		×	○	○
59	公民館新在家分館	新在家 159	大字区長	48-7522	40		×	○	×
60	公民館加守分館	加守 585	大字区長	76-4946	30		×	○	×
合計					3,610	○の施設数	45	51	51

(注) 「指定緊急避難場所(旧一時避難所)」は、切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設であり、避難者が一時的に集合して様子を見る又は集団を形成する場所である。災害の状況等必要に応じて、指定緊急避難場所(旧広域避難地)や指定避難所へ移動する。

[災害区分の記号] 各災害時の施設の使用可否を表す。○：使用可 △：部分的に使用可 ×：使用不可

(2) 指定緊急避難場所(旧広域避難地)

番号	避難所名	所在地	管理責任者	TEL	収容可能人数 (人)	利用対象者	備考	災害区分		
								地震	洪水	土砂災害
61	新庄第2健民運動場	南藤井 25	教育委員会	69-5131	1,220	最寄の避難住民	運動場面積 4,037 m ²	○	○	○
62	屋敷山公園	南藤井 17	教育委員会	69-5131	6,910		公園面積 57,000 m ²	○	○	○
63	新町公園球技場	笛堂 376	教育委員会	69-6961	3,240		公園面積 10,700 m ²	○	×	○
64	當麻健民運動場	當麻 1018-1	教育委員会	48-6600	3,030		運動場面積 10,000 m ²	○	○	×
合計					14,400	○の施設数		4	3	3

(注) 「指定緊急避難場所(旧広域避難地)」は、大規模な災害時に市街地火災や建物倒壊等から避難者の生命を保護するための避難場所であり、指定緊急避難場所(旧一時避難所)を補完するものである。

[災害区分の記号] 各災害時の施設の使用可否を表す。○：使用可 △：部分的に使用可 ×：使用不可

平成31年3月に奈良県が指定した洪水浸水想定区域により変更を行う。

(3) 指定避難所

番号	避難所名	所在地	管理責任者	TEL	収容可能人数 (人)	利用対象者	備考
65	新庄小学校体育館	南道穂 176-1	教育委員会	69-2132	640	南道穂、西室(一部)、柿本、北花内(一部)、辨之庄(一部)、北道穂(一部)、新庄(一部)	室内運動場面積 1,049 m ² 運動場面積 6,012 m ²
66	忍海小学校体育館	忍海 338-1	教育委員会	62-2467	590	忍海、董、西辻、脇田、南新町、梅室	室内運動場面積 979 m ² 運動場面積 11,100 m ²
67	新庄北小学校体育館	疋田 612	教育委員会	69-6121	310	疋田、西室(一部)、北道穂(一部)	室内運動場面積 509 m ² 運動場面積 8,419 m ²
68	新庄中学校体育館	新庄 248	教育委員会	69-3301	910	新庄(一部)、葛木(一部)、辨之庄(一部)	室内運動場面積 1,500 m ² 運動場面積 10,168 m ²
69	磐城小学校体育館	南今市 61	教育委員会	48-2041	660	南今市、八川、大畑、太田、兵家(一部)、長尾(一部)	室内運動場面積 1,084 m ² 運動場面積 7,926 m ²
70	當麻小学校体育館	染野 32	教育委員会	48-2059	520	今在家(一部)、染野、新在家(一部)、加守(一部)	室内運動場面積 863 m ² 運動場面積 7,583 m ²
71	白鳳中学校体育館	長尾 14-1	教育委員会	48-2054	830	長尾(一部)、尺土、今在家(一部)、木戸、勝根、當麻(一部)	室内運動場面積 1,365 m ² 運動場面積 9,659 m ²
72	葛城市民体育館	南藤井 17	教育委員会	69-5131	1,180	南藤井(一部)、大屋(一部)、寺口(一部)、中戸(一部)、山田(一部)、平岡(一部)、山口(一部)、笛吹(一部)、新庄(一部)、葛木(一部)	総床面積 1,946 m ²
73	新庄スポーツセンター	笛堂 271	教育委員会	69-6781	640	笛堂(一部)、北花内(一部)	室内運動場面積 1,055 m ²
74	當麻スポーツセンター	竹内 689	教育委員会	48-6600	970	兵家(一部)、竹内	総床面積 1,594 m ²
75	いきいきセンター	林堂 123	市	69-6761	950	南花内、林堂	総床面積 1,571 m ²
76	コミュニティセンター	新町 337	教育委員会	69-6961	730	新村、新町、笛堂(一部)、北花内(一部)	総床面積 1,212 m ²

77	ゆうあいステーション	染野 789-1	葛城市社会福祉協議会	48-3373	1, 520	當麻(一部)、新在家(一部)、加守(一部)	総床面積 6, 294 m ²
78	奈良文化高等学校リズム館※	大和高田市東中 127	奈良文化高等学校	22-8315	370	東室	リズム館床面積 613 m ²
79	葛城市中央公民館	南藤井 17	教育委員会	69-5131	220	南藤井(一部)、大屋(一部)、寺口(一部)、中戸(一部)、山田(一部)、平岡(一部)、山口(一部)、笛吹(一部)、新庄(一部)、葛木(一部)	総床面積 368 m ²
80	白鳳中学校武道場	長尾 14-1	教育委員会	48-2054	315	長尾(一部)、尺土、今在家(一部)、木戸、勝根、當麻(一部)	剣道場 262 m ² 柔道場 261 m ²
81	新庄中学校武道場	新庄 248	教育委員会	69-3301	288	新庄(一部)、葛木(一部)、辨之庄(一部)	剣道場 240 m ² 柔道場 240 m ²
合計					11, 643		

(注) 「指定避難所」は、家屋の倒壊などにより一定期間滞在して避難生活をおくる場所である。

(※) 奈良文化高等学校リズム館の避難所としての利用は協定によるものであり、利用時には事前に奈良文化高等学校へ連絡する必要がある。

(※) 「利用対象者」欄の(一部)表記は、複数の指定避難所を指定しているものとあります。

(※) 必ず該当する指定避難所のみに、避難するものではありません。

27. 福祉避難所

(1) 地区福祉避難所

第1次の要援護者のための避難所として、一般の避難所（各小学校）に隣接した公立の幼稚園を地区福祉避難所として位置づける。

	施設名	所在地	連絡先
1	新庄小学校附属幼稚園	南道穂 145 番地 1	69-5500
2	忍海小学校附属幼稚園	忍海 338 番地 1	62-1763
3	新庄北小学校附属幼稚園	疋田 612 番地	69-6122
4	磐城小学校附属幼稚園	南今市 50 番地 1	48-3633
5	當麻小学校附属幼稚園	當麻 583 番地 1	48-3533

(2) 指定福祉避難所

より重度の介護を要する場合や、障がいの程度が重く、地区福祉避難所では生活が困難な要援護者を民間の福祉避難所へ移送するにあたり、暫定的に要援護者の受入れを行うため、公設民営のデイサービス事業所を指定福祉避難所として位置づける。

	施設名	所在地	連絡先
1	葛城市福祉総合ステーション (ゆうあいステーション)	染野 789 番地 1	48-3373

(3) 民間福祉避難所

より重度の介護を要する場合や、障がいの程度が重く、地区福祉避難所では生活が困難な要援護者が安心して避難生活を送れるよう、施設・設備のバリアフリー化や専門スタッフが確保されている民間の福祉施設及びデイサービス事業所等を民間福祉避難所として位置づける。

	施設名	所在地	連絡先
1	社会福祉法人 特別養護老人ホーム当麻園	南今市 372 番地	48-4418
2	社会福祉法人 晴幸福社会 特別養護老人ホーム ウォームヴィラ新庄園	平岡 528 番地	63-1150
3	社会福祉法人 柊の郷	寺口 1686 番地 1	69-9601
4	医療法人博愛会 介護老人保健施設かつらぎ	林堂 360 番地 1	69-1800
5	医療法人 誠安会 介護老人保健施設ぬくもり葛城	西室 150 番地 8	69-8100
6	社会福祉法人 陽幸会 大和葛城苑	平岡 441 番地 1	44-8001

28. 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

種別	施設名	所在地	電話	FAX	対象河川	想定浸水深
医療機関	南平整形外科	尺土 9-10	0745-48-5028		葛下川	0.5m 未満
	ますだ診療所	八川 113-1	0745-48-0023		葛下川	0.5m 未満
	しばたこどもクリニック	八川 114-3	0745-43-5222		葛下川	0.5m 未満
	みわ歯科医院	八川 152-7	0745-48-0008		葛下川	0.5m 未満
	山本医院	八川 153-1	0745-48-1231	0745-48-1232	葛下川	0.5m 未満
福祉施設	磐城第2保育所	八川 70-2	0745-48-4998	0745-48-4997	葛下川	0.5m 未満

※GISにより葛下川、葛城川、高田川の浸水想定区域と要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）を重ね合わせることで該当する施設を抽出した。

施設データ出典：国土数値情報 医療機関データ（H26）国土交通省、要配慮者利用施設一覧表（H29）奈良県

29. 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

種別	施設名	所在地	電話	FAX	土砂災害の種類
福祉施設	葛城苑・柊の郷ワークセンター	寺口 1689-1	0745-69-9601	0745-69-8869	急傾斜
	HOLLY VILLAGE	中戸 609-1	0745-69-9601	0745-69-8869	急傾斜
	特別養護老人ホーム ウォームヴィラ新庄園	平岡 528	0745-63-1151		土石流
	デイサービスセンター笛吹	笛吹 546-1	0745-43-5076	0745-43-8076	土石流
	ぽどま	太田 870	0745-48-9033	0745-48-9032	土石流
	憩い空間とも デイサービスセンター	兵家 1450-1	0745-60-4650	0745-60-4650	土石流
	磐城第1保育所	兵家 71	0745-48-2619	0745-48-2619	土石流
	Coco-Make 葛城	當麻 901-1	0745-44-8922	0745-44-8933	土石流
	悠久の里	新在家 393-3	0745-48-0132		土石流
	就労支援事業所バンビ	加守 582 細川ハイツ A棟 102 B棟 101・102	0745-44-8484	0745-44-8883	土石流

※GISにより土砂災害警戒区域と要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）を重ね合わせることで該当する施設を抽出した。

施設データ出典：国土数値情報 医療機関データ（H26）国土交通省、要配慮者利用施設一覧表（H29）奈良県

葛城市避難所運営マニュアル

平成 30 年 3 月

葛城市

目 次

1. はじめに

1.1 避難所運営の基本方針	1
1.2 避難所運営に関わる人・組織	3
1.3 全体の流れ（関係者別行動一覧）	5

2. 避難所の開設・運営・閉鎖

2.1 避難	7
2.2 避難所開設準備・開設	8
2.3 運営体制づくり	17
2.4 避難所の運営	19
2.5 避難所の長期化対策・集約・閉鎖	26

3. 事前協議事項

3.1 事前協議事項	28
------------------	----

4. 参考資料

参考① 避難所の共通理解ルール	30
参考② 避難所におけるペットの飼育ルール	31
参考③ 報告すべき症状について	32
参考④ 救護活動等の協力依頼	33
参考⑤ 避難者への物資・食料・水などの配分方針	34
参考⑥ 食物アレルギー及び宗教上の食習慣	35
参考⑦ トイレの運用手順	36
参考⑧ 衛生管理に必要な備品例	37
参考⑨ 災害時要援護者への対応	38
参考⑩ 障害者等に応じた配慮事項	39
参考⑪ 特設公衆電話（事前設置）設置場所	41

5. 様式集

様式①	建物被災状況チェックシート（木造）	42
様式②	建物被災状況チェックシート（コンクリート造）	43
様式③	建物被災状況チェックシート（鉄骨造）	44
様式④	避難者名簿	46
様式⑤	避難者一覧表	47
様式⑥	外泊届	48
様式⑦	退所届	49
様式⑧	災害時要援護者連絡票	50
様式⑨	避難所ペット登録台帳	51
様式⑩	避難所運営委員会名簿	52
様式⑪	運営委員会記録用紙	53
様式⑫	避難所状況報告書（初動期用）	54
様式⑬	避難所状況報告書〔第 報〕	56
様式⑭	物資依頼伝票	58
様式⑮	避難所用物品受払簿	60
様式⑯	派遣職員依頼書	61
様式⑰	食料供給関係受信票 兼 処理票	62
様式⑱	食料処理台帳	64
様式⑲	避難所ボランティア受付表	65
様式⑳	取材者受付表	66

1. はじめに

- 1.1 避難所運営の基本方針
- 1.2 避難所運営に関わる人・組織
- 1.3 全体の流れ（関係者別行動一覧）

1.1 避難所運営の基本方針

① 避難所を利用する人の自主運営を原則とします。

避難所は、発災直後に迅速かつ円滑に開設・運営をする必要があります。そのため、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）の自主運営を原則とします。

運営は、避難所を利用する人の代表者（自治会・自主防災組織等の役員）や市担当者、施設管理者などで構成する『避難所運営委員会』を中心として、避難者が互いに協力し合い行います。

市（災害対策本部）は、情報統括や必要なニーズに対する支援（物資調達など）を行います。

② 地域の防災拠点として機能することを目指します。

避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指し、災害で住家に被害を受けた人やライフラインの機能低下により生活が困難になった人が生活できるよう、必要な支援を行います。

【避難所で提供する生活支援】

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・生活場所の提供 | ・水、食料、生活物資の提供 |
| ・トイレなどの衛生的環境の提供 | ・生活情報、再建情報の提供 |

③ ライフライン復旧後、速やかに閉鎖します。

避難所として活用する施設は、本来別の用途があります。避難者の受入れは一時的なものであり、ライフラインの復旧により自宅に戻ることができる方や仮設住宅などへの受け入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

④ 出来る限りの「配慮」をした避難所づくりをします。

災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望すべてに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。

ただし、避難者が互いへの配慮（特に災害時要援護者への配慮や、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等）を適切に行えるよう意識します。

【指定避難所の受入れ対象者】

避難所は地域の防災拠点であり、避難所へ避難した人だけでなく、下記に示す避難所外避難者等へも物資や情報の提供、健康の確保等を行います。

- 住家が被害を受け、住居を失った被災者
- 高齢者、障害者などの災害時要援護者
- 住家は無事であるが、ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な人
- 指定避難所以外に車、テント、公的施設等で滞在する人（避難所外避難者）
- 交通機関が被害を受け一時帰宅不能となった人（帰宅困難者）

【指定避難所一覧】

番号	避難所名	所在地	TEL	収容可能 人数（人）	備考
1	新庄小学校体育館	南道穂 176-1	69-2132	640	体育館面積 1,049 m ² 運動場面積 6,012 m ²
2	忍海小学校体育館	忍海 338-1	62-2467	590	体育館面積 979 m ² 運動場面積 11,100 m ²
3	新庄北小学校体育館	疋田 612	69-6121	310	体育館面積 509 m ² 運動場面積 8,419 m ²
4	新庄中学校体育館	新庄 248	69-3301	910	体育館面積 1,500 m ² 運動場面積 10,168 m ²
5	磐城小学校体育館	南今市 61	48-2041	660	体育館面積 1,084 m ² 運動場面積 7,926 m ²
6	當麻小学校体育館	染野 32	48-2059	520	体育館面積 863 m ² 運動場面積 7,583 m ²
7	白鳳中学校体育館	長尾 14-1	48-2054	830	体育館面積 1,365 m ² 運動場面積 9,659 m ²
8	葛城市民体育館	南藤井 17	69-5131	1,180	総床面積 1,946 m ²
9	新庄スポーツセンター	笛堂 271	69-6781	640	体育館面積 1,055 m ²
10	當麻スポーツセンター	竹内 689	48-6600	970	総床面積 1,594 m ²
11	いきいきセンター	林堂 123	69-6761	950	総床面積 1,571 m ²
12	コミュニティセンター	新町 337	69-6961	730	総床面積 1,212 m ²
13	ゆうあいステーション	染野 789-1	48-3373	1,520	総床面積 6,294 m ²
14	奈良県文化高等学校 リズム館	大和高田市東中 127	22-8315	370	リズム館面積 613 m ²

1.2 避難所運営に関わる人・組織

・ 地域団体

地域

自主防災組織や町会・自治会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。

《主な役割》

- ・ 地域住民の避難支援
- ・ 避難所の開錠（市担当者や施設管理者と連携）
- ・ 避難所運営の中心としての活動（避難所運営委員会の立ち上げ・活動）

・ 避難者

避難者

避難所に避難される方および避難所外避難の方です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。

《主な役割》

- ・ 避難所運営への積極的な協力
- ・ 避難所生活のルールを守る
- ・ 避難所での共助
- ・ 避難所外避難者は支援が必要であることを申し出る（様式④「避難者名簿」を記入する）

・ 市担当者

市担当

市から避難所へ派遣される職員です。

《主な役割》

- ・ 施設の安全確認と避難所開設の可否判断（施設管理者と連携、協議）
- ・ 資機材の確認と点検
- ・ 避難所の開錠（地域団体や施設管理者と連携）
- ・ 災害対策本部への報告（地域の被害状況や避難所及び自宅避難者の人数、安否確認情報など）
- ・ 避難所運営委員会への参加と運営支援

・ 施設管理者（学校職員等）

管理者

避難所となる施設の管理者や職員です。

《主な役割》

- ・ 施設利用者の安全確保
- ・ 施設の安全確認（市職員と連携、協議）
- ・ 避難所の開錠（地域団体や市担当者と連携）
- ・ 避難所の施設（スペース）利用に関することを中心に運営支援

・ 災害対策本部

市長を本部長とする市の災害対策本部です。

《主な役割》

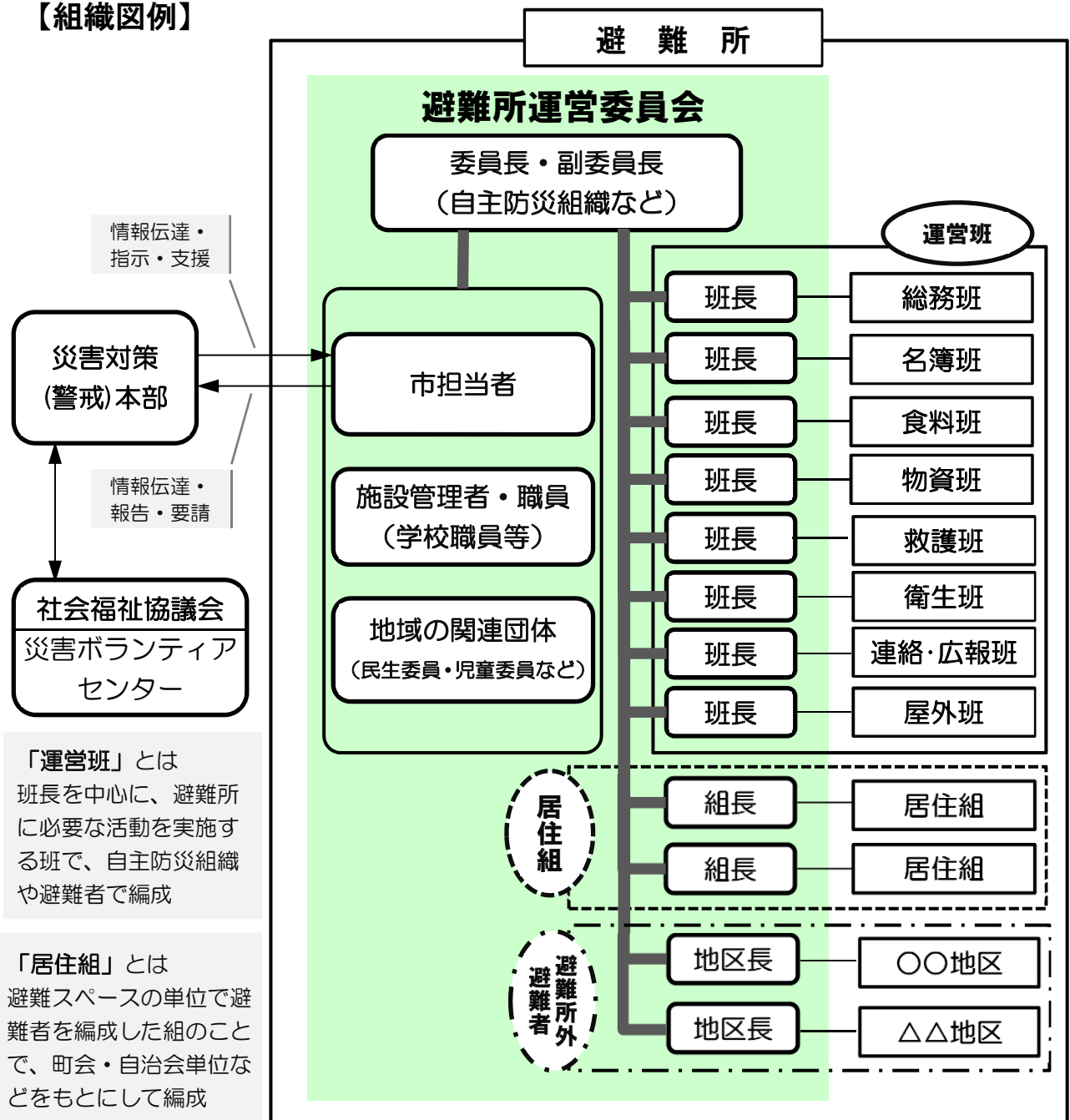
- ・ 市全体の避難所における運営全般の調整、後方支援
- ・ 避難所の連絡体制の確保、情報提供
- ・ 必要物資の手配

・ 避難所運営委員会

避難所運営委員会

地域団体、避難者、市担当者、施設管理者等により構成される避難所運営を行う組織です。

【組織図例】



1.3 全体の流れ（関係者別行動一覧）

時期目安	段階	地域 団体(自主防災組織等)
発災直後	2.1 避難 → p 7～	・住民の安否、被害状況確認 ・消火、救助活動 ・応急手当 ・住民の避難支援
初動期 (災害発生当日)	2.2 避難所開設準備・開設 → p 8～	・施設の開錠、安全確認（市担当者、施設管理者がいない場合） ・設備、物資等の確認、準備 ・受入れスペースの確認（レイアウトづくり） ・避難者の受付、誘導 ・避難所ルールの周知
展開期 (2日目～ 3週間程度)	2.3 運営体制づくり → p 17～	・ 避難所運営委員会 の設置 ・会議の開催 ・運営班、居住組の役割確認
 安定期 (3週間目以降)	2.4 避難所の運営 → p 19～	・各運営班の活動 ・運営ルールの確認・実行 ・衛生、食事、健康管理 ・福祉スペースの設置 ・福祉避難所への移送
撤収期 (ライフライン 機能回復時)	2.5 避難所の長期化対策・集約・閉鎖 → p 26～	・居住組、レイアウトの再配置 ・避難所運営委員会、運営班の再編 ・ストレスや衛生面のケア ・退所を促す ・避難所の集約 ・避難所の閉鎖

避難者	市担当者	施設管理者
・ 自分・家族の安全確保 ・ 隣近所への声かけ ・ 避難	・ 避難所へ急行	・ 避難所へ急行（勤務時間外）
・ 校庭等で待機、点呼 ・ 避難者名簿の記入	・ 施設の安全確認・開錠 ・ 開設の可否判断 ・ 設備、物資等の確認、準備 ・ 受入れスペースの確認（レイアウトづくり） ・ 避難者の受付、誘導 ・ 避難所ルールの周知 ・ 災害対策本部への報告	・ 施設の安全確認・開錠 ・ 開設の可否判断 ・ 設備、物資等の確認、準備 ・ 受入れスペースの確認（レイアウトづくり） ・ 避難者の受付、誘導 ・ 避難所ルールの周知
・ 運営班として避難所運営に協力 ・ 組長として 避難所運営委員会 へ参加	・ 避難所運営委員会 へ参加	・ 避難所運営委員会 へ参加
・ 避難所ルールの順守	・ 運営の支援	・ 運営の支援
・ 避難所運営委員会 の中心として活動 ・ 帰宅及び移動	・ 運営、集約、閉鎖の支援	・ 運営、集約、閉鎖の支援

2. 避難所の開設・運営・閉鎖

2.1 避難

2.2 避難所開設準備・開設

2.3 運営体制づくり

2.4 避難所の運営

2.5 避難所の長期化対策・集約・閉鎖

2.1 避難

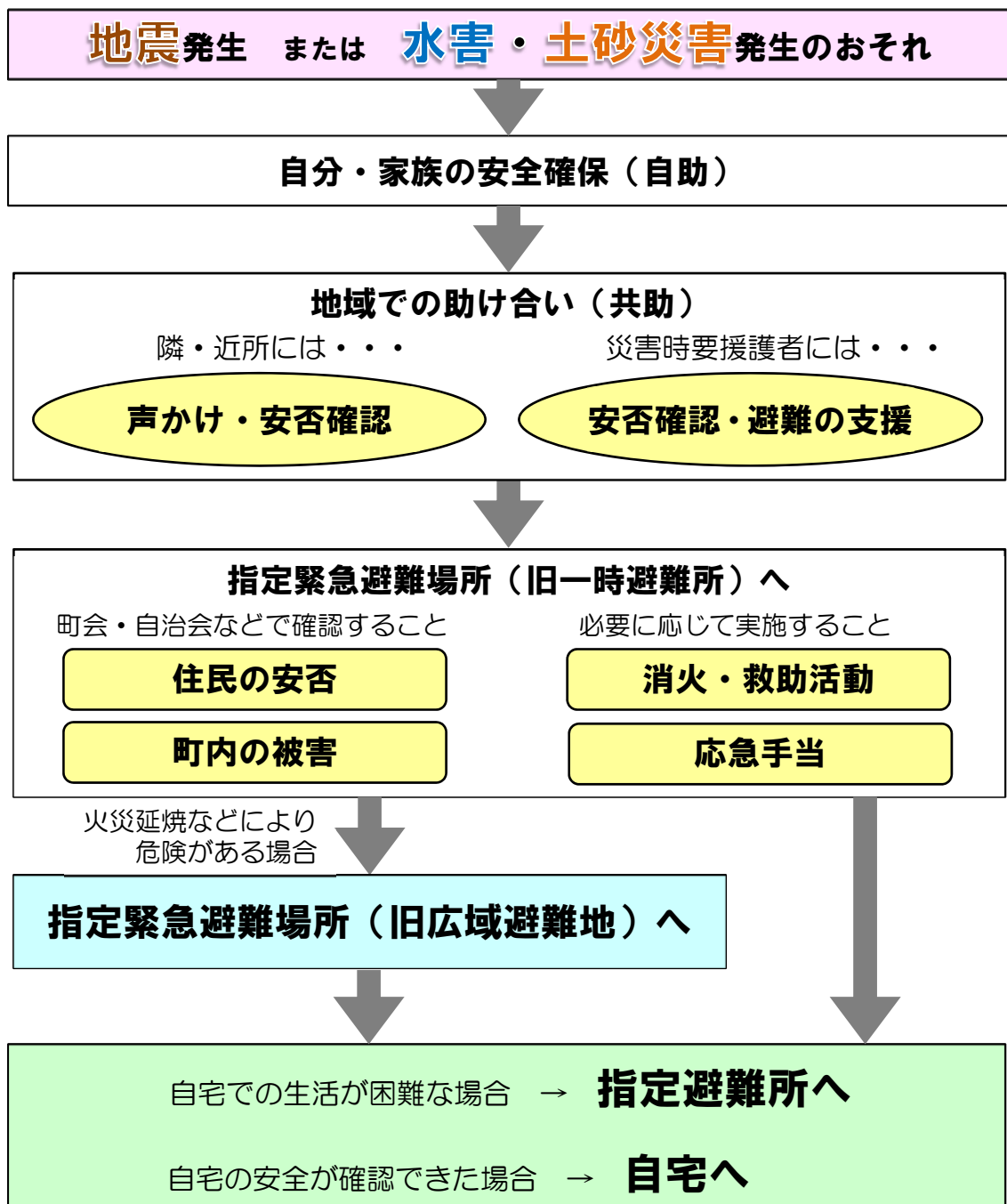
ポイント

- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。（自助）
- 地域では、住民同士が協力し、地域全体の安全を確認します。（共助）

【発災直後の避難行動】

地域

避難者



2.2 避難所開設準備・開設

【避難所開設の流れ】

- ☐ ① 施設の安全確認・開錠
- ☐ ② 設備・物資の点検
- ☐ ③ 立ち入り禁止スペースの指定
- ☐ ④ 避難所レイアウトの決定
- ☐ ⑤ 避難者の受入れ、名簿登録
- ☐ ⑥ 本部への連絡
- ☐ ⑦ 広報
- ☐ ⑧ 避難所の共通理解ルールの掲示
- ☐ ⑨ 負傷者と遺体への対応

【避難者待機】

避難者

- ・避難者は避難所開設の準備が整うまで、校庭等で待機し、町会・自治会ごとで点呼をとり人数を把握します。

≪状況による対応例≫

冬季：カイロや毛布などを配布する

夜間：車のヘッドライト利用する

雨天：改めて場所割りすることを前提に施設内へ誘導する。（但し、安全確認後）

① 施設の安全確認・開錠

市担当

管理者

〔 地域 〕

有資格者（建築士、応急危険度判定士等）による安全確認を基本としますが、いない場合は施設管理者及び市担当者が確認、判断を行います。ただし、安全確認がなされた後でも、速やかに有資格者による応急危険度判定調査の実施を要請します。

様式①～③「建物被災状況チェックシート」を用いて施設の安全確認を行います。

1. 屋外からの確認 → 2. 所定の場所を開錠 → 3. 屋内の確認

『使用可』

危険箇所に注意し、施設を利用します。

災害対策本部へ連絡し、有資格者による応急危険度判定の実施を要請します。

⇒次の『②設備・物資の点検』へ

『要注意』

施設へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡します。

⇒専門家による応急的な補強等、必要な措置を実施

『危険』

施設へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡します。

⇒他の避難所への移動、屋外避難用テント設営等、必要な対応を検討

様式⑫ 避難所状況報告書

- 確認者の安全を第一とし、建物が明らかに危険な場合は実施しないでください。
- 余震等で施設が危険となった場合は、避難者を屋外等の安全な場所へ誘導し、避難所から退出しましょう。

② 設備・物資の点検

地域

市担当

管理者

施設の安全が確認された後は、施設内の設備や物資について、何が使えて何が使えないのかを把握しましょう。

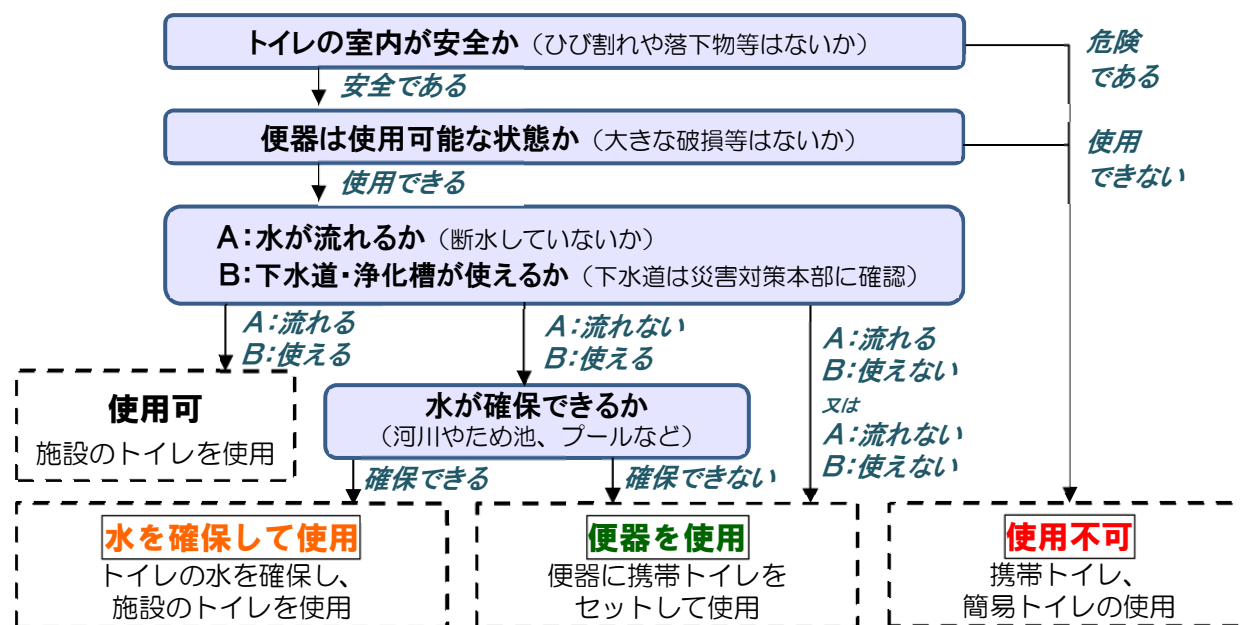
【ライフライン・設備の確認】

チェック項目		使用可否 (○・×)	備 考
ライフライン	電気が使えるか		
	水道が使えるか		
	ガスが使えるか		
設備	電話・FAX が使えるか		
	パソコン・インターネットが使えるか		
	コピー機が使えるか		
	放送設備が使えるか		
	冷・暖房機器が使えるか		

【特設公衆電話の設置】

特設公衆電話は、災害時に NTT が被災地の避難所に臨時で設置する無料で使用可能な公衆電話です。参考⑪「特設公衆電話（事前設置）設置場所」に示す指定避難所には、特設公衆電話回線が事前設置してあるため、施設管理者は電話機をセットし、避難者が利用可能となるよう準備をしましょう。

【トイレの状況確認】



※トイレの運用については →→→ 参考⑦ トイレの運用手順

【備蓄品・物資の確認】

備蓄品の量や物資が使用できるかどうかなど、避難者がたくさん来て忙しくなる前に確認しておきます。なお、全ての物資を市が準備することはできません。足りない物は、皆で協力して持ち寄りをしましょう。

《避難所開設準備・事務作業に役立つものリスト》

- | | |
|---|--|
| ☐ 通信機器（防災行政無線、電話、FAX） | ☐ 筆記用具（マジック、ボールペン、はさみ等） |
| ☐ 情報収集機器（パソコン、テレビ、ラジオ） | ☐ 記録用ノート、模造紙、A4 用紙 |
| ☐ 拡声器、ハンドマイク | ☐ セロテープ、ビニールテープ、ガムテープ |
| ☐ 照明器具（LED ランタン、投光器等） | ☐ スズランテープ、ロープ |
| ☐ 非常用発電機 | ☐ 運営マニュアル、各種様式 |
| ☐ 燃料、電池 | ☐ 腕章、ベスト |
| ☐ 長机、椅子 | ☐ ビニール袋（靴入れ等） |
| ☐ ホワイトボード、ボード用マーカー | ☐ _____ |

《避難者が各自または共同で使用する物資》

食 料

- | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| ☐ クラッカー | ☐ アルファ米 | ☐ アルファ粥 |
| ☐ 飲料水 | ☐ 粉ミルク | ☐ 離乳食 |

生活必需品

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|---|
| ☐ 毛布 | ☐ ごみ袋 | ☐ 扇風機 |
| ☐ タオル | ☐ ウェットティッシュ | ☐ 紙コップ、紙皿、わりばし |
| ☐ 衣類、下着類 | ☐ トイレットペーパー | ☐ 調理器具 |
| ☐ ティッシュ | ☐ 簡易トイレ | ☐ 紙おむつ（成人用、乳幼児用） |
| ☐ 歯ブラシ、歯磨き粉 | ☐ 携帯トイレ | ☐ 生理用品 |
| ☐ 救急セット | ☐ カイロ | ☐ _____ |
| ☐ 手指消毒液 | ☐ ストープ | ☐ _____ |

《その他》

- | | |
|------------------------------|--|
| ☐ 車いす | ☐ 障害者向けマーク（腕章、ビブス（ゼッケン）等） |
|------------------------------|--|

③ 立ち入り禁止スペースの指定

地域

市担当

管理者

避難所運営のために利用するスペースや危険箇所は、避難者の立ち入りを禁止します。立ち入り禁止スペースは、ロープや張り紙等で目立つように明示します。

【立ち入り禁止スペース】

- ☐ 避難所運営を行うスペース
- ☐ 施設管理に重要なスペース（校長室、職員室、放送室、調理室、医務室、物資保管場所等）
- ☐ その他、事前に使用禁止となっているスペース
- ☐ 危険箇所（ガラスの飛散、天井・壁材の落下した場所等）
- ☐ トラック搬入路や運営に関するテント設営等を行う屋外スペース

④ 避難所レイアウトの決定

地域

市担当

管理者

事前に施設管理者等と協議の上で想定したレイアウト図（次ページ）を参考に、必要なスペースをレイアウトします。

運営に必要な箇所、必要なスペースを順次割り振り、利用範囲を明示します。



避難者を誘導する場所に受付を設置します。

開設当初から必要なスペース

- ◎ 受付所
- ◎ 運営委員会室
- ◎ 居住スペース
- ◎ 更衣室
- ◎ 情報掲示板

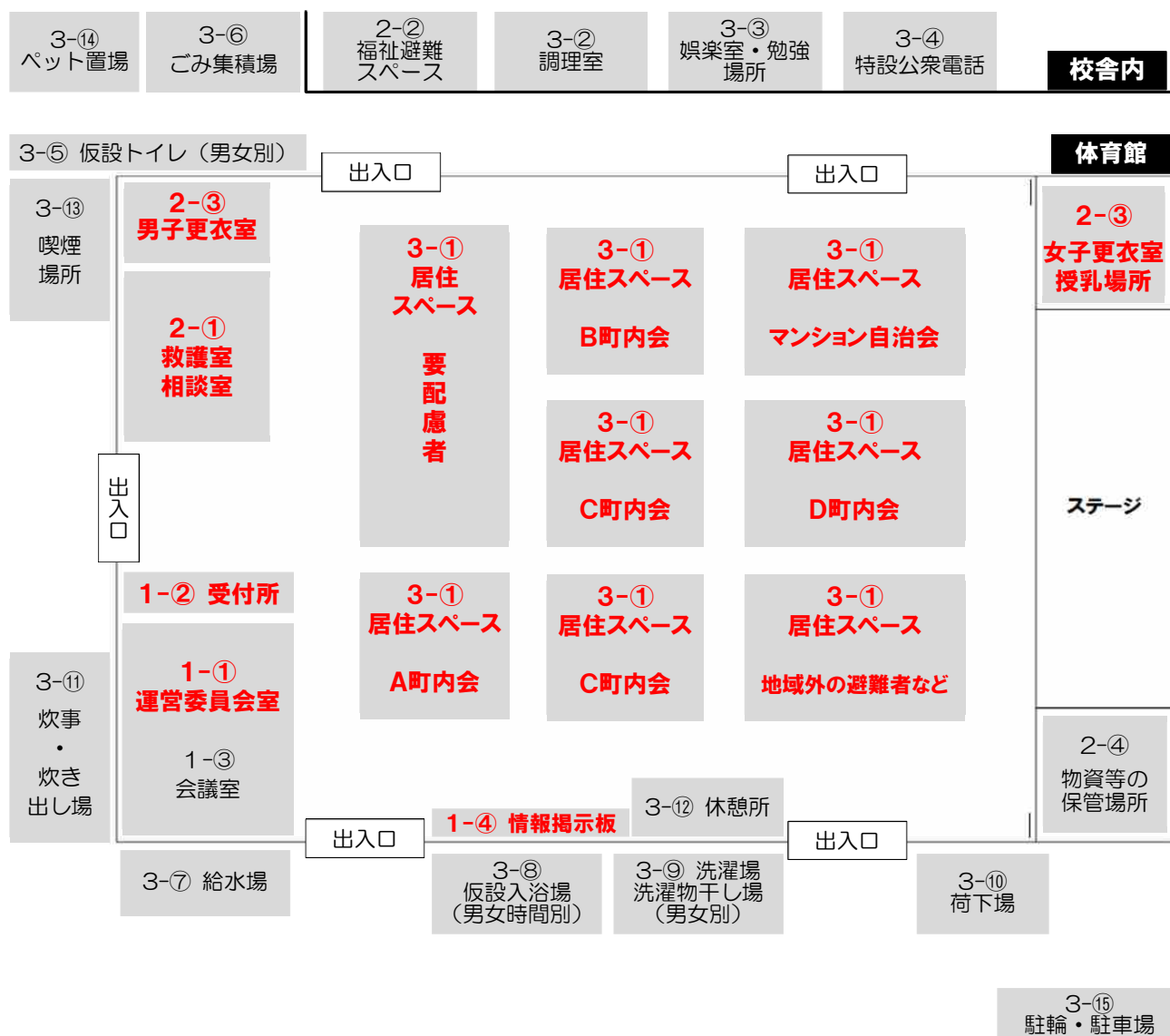
【レイアウトに当たってのポイント】

- みんなが活動しやすい場所に まず、通路をつくる！
- プライバシーを配慮 男女別更衣室は重要！
- みんなに情報が行き届くように 情報の見える化を意識！
複数の掲示板や立て看板等の工夫
- トイレが使いやすいように 災害時要援護者は通路側に！
トイレは男性と女性を分ける！

季節によって他に考えておくべきこと

- 適切な水分補給ができるように（特に夏）. 給水所の設置！
- 効率的に暖がとれるように（特に冬）. 暖房器具の設置！

避難所の配置レイアウト例（体育館の場合）



※ **赤字**は開設当初から必要なスペース

※ **通路** → ビニールテープ等で境界を表示する

※ 「室」が付くスペースは、可能であれば独立した部屋が望ましい

※ 避難所の状況が落ち着いてきたら、より良い環境が提供できるよう再検討しましょう

その他避難所敷地内の留意点

- ◎ 体調不良者（発熱・咳・下痢・インフルエンザ等の有症者）には、体育館以外のスペースを用意する。
- ◎ グラウンドなどは、車の進入から退出まで一方通行となるように配慮する。
- ◎ 応急遺体安置場所を考えておく。（原則として避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむを得ない場合は、避難スペースから隔離した位置に確保する。）

→ 各利用スペースの設置条件、配慮事項は次のページを参照

利用スペース設置条件

区分		優先	利用スペース	設置条件
1	避難所運営用	◎	1-①運営委員会室	部屋が確保できない場合、長机等で受付近くに設置。
		◎	1-②受付所	出入口の近くに設置。
			1-③会議室	運営委員会等のミーティングを行える場所。
		◎	1-④情報掲示板	受付・出入口近くに設置。 災害対策本部からの情報伝達用と避難所運営用に区別して設置。
2	救援活動用	◎	2-①救護室、相談室	医療救護ができる場所、プライバシーが守れる場所。
			2-②福祉避難スペース	日当たり、換気がよく、静寂が保てる部屋。
		◎	2-③更衣室（兼授乳場所）	男女別にする。授乳できる場所を別途設ける。
			2-④物資等の保管場所	直射日光や雨に当たらない場所。 医療救護の物資を保管できる場所を別途設ける。
3	避難生活用	◎	3-①居住スペース	地域コミュニティの単位で区画を仕切る。 災害時要援護者の空間は身動きが楽でトイレの近くに確保。 帰宅困難者スペースも確保。
			3-②調理室	電子レンジなど電気調理器具が設置できる場所。
			3-③娯楽室・勉強場所	就寝場所からは少し離れた場所。
			3-④特設公衆電話	就寝時に声が聞こえないこと。
			3-⑤仮設トイレ	就寝場所に臭いが届かないこと。災害時要援護者に配慮する。また、男女別とする。
			3-⑥ゴミ集積場	就寝場所に臭いが届かない。
			3-⑦給水場	給水車（2トン車）が接近しやすい場所。
			3-⑧仮設入浴場	ボイラー等の使用や排水の確保が可能な場所。 時間によって男女分けて使用する。
			3-⑨洗濯場 （洗濯物干し場）	排水の確保が可能な場所で男女別とする。 女性の洗濯物が見えないように配慮する。
			3-⑩荷下場	搬入、荷下しが容易な場所
			3-⑪炊事・炊き出し場	屋外に設置。
			3-⑫休憩所	多目的に利用できる場所、イスを置くだけでもよい。
			3-⑬喫煙場所	屋外に設置。
			3-⑭ペット置場	鳴き声や臭いが他の避難者の迷惑とならない場所。
			3-⑮駐輪・駐車場	原則、車の乗入れは禁止する。

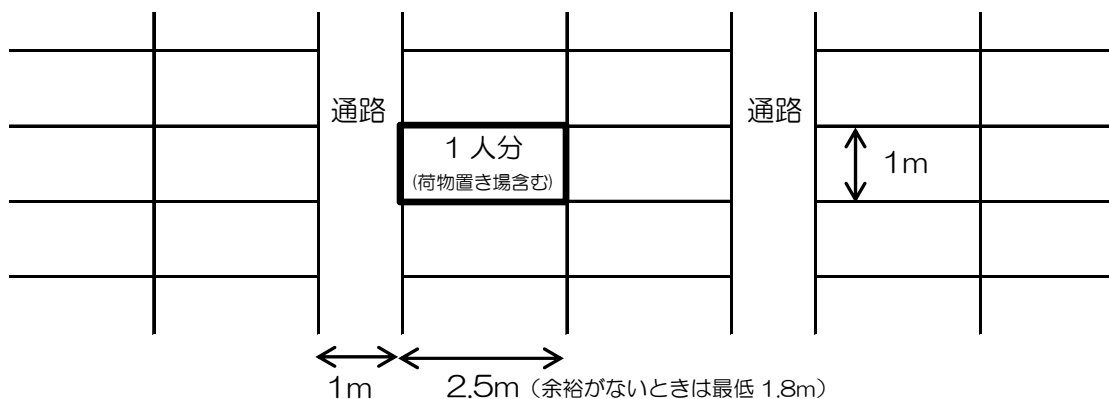
※ 「◎」は当初から設けること。

※ 「室」は独立させることが望ましい。

施設内レイアウトの配慮事項

(1) 体育館など広い避難スペースの区割り

- 基本的には、大勢の避難者と安心して一緒にいられる広いスペースに誘導する。
- 可能であれば、ビニールテープ等で通路、境界等を表示する。
- 各避難所の就寝スペースが、可能な限り幅員 1m 以上の通路に接するようにする。
- 誘導時に、地区別等の 20~30 人程度のグループ化を促す。



(2) 災害時要援護者への小部屋の確保

- 他の避難者と同じ場所で支援が難しい災害時要援護者には、空き教室等を活用し、できる限り小部屋を確保する。
- 確保できない場合は、出入り口近くで囲いをし、落ち着いた場所を確保する。
また、可能な限り、より環境の良い専門施設等に移送することも考慮する。
- 暑さ・寒さ対策への配慮、トイレに近いスペースの確保に努める。
- 小部屋利用の対象者は原則として次のとおりとする。
 - ① 安静を要する傷病者
 - ② 介護を要する障害者・高齢者
 - ③ ②以外の障害者・高齢者
 - ④ 乳児のいる母親・妊婦
- ※ 付き添いの家族等介助者も同じ室に避難させる。

(3) 女性や子育て家庭に配慮した諸スペースの確保

- 異性の目線が気にならない物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室等を確保する。
- 間仕切り用パーティション等を用いてスペースを確保する。
- 乳幼児のいる家庭用エリア、女性のための世帯用エリア等の設置を検討する。また、DV 被害者の方が過ごすスペースや情報開示には配慮する。
- 安全で行きやすい場所に男女別トイレ（鍵を設置）を確保する。
(仮設トイレは、女性用を多めにすることが望ましい)

(4) ペット同行者に配慮したスペースの確保

避難所屋外にペット飼育用スペースを確保するなど、飼育者と非飼育者との生活スペースを分ける。

⑤ 避難者の受入れ、名簿登録

地域

市担当

管理者

準備が整ったら、避難者の受入れを開始します。受入れの際は、受付で避難者の人数を確認し、避難者名簿の記入を依頼して、避難者等の名簿づくりを進めます。

- 目的：○ 安否の確認（家族などの安否確認に訪れた方へ対応する）
○ 食料の確保（必要な物や、必要な量を適切に把握する）
○ 避難者支援（すべての避難者に行政などの支援を行き届ける）
→ 避難所への避難者だけでなく、**避難所外避難者、帰宅困難者の把握**も行います。

最終的には名簿を作成して、避難者の**入退所を管理**します。

原則、町単位で受付をします。帰宅困難者、他地域からの避難者等はそれぞれ**別に受付**します。

様式⑤「**避難者一覧表**」を記入します。
世帯単位の記入を基本としますが、状況によっては町会・自治会単位で記入し、**大まかな人数を把握**します。

居住スペースの割り当て・誘導（自治会単位等を基本とする）

誘導後、落ち着いたら
様式④「**避難者名簿**」を配布し、記入してもらいます。

あわせて、避難所ルールや救護活動等の協力について周知します。

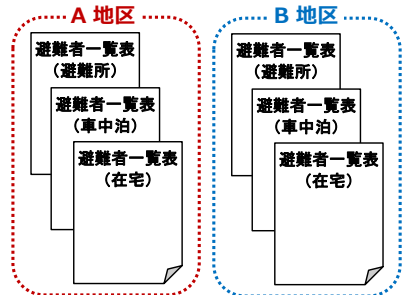
参考① 避難所の共通理解ルール

参考③ 報告すべき症状について

参考④ 救護活動等の協力依頼

様式④を回収し、次のような様式⑤「**避難者一覧表**」の整理を進めます。

- ☐ 町会・自治会単位にまとめて整理
- ☐ 世帯別に記入
- ☐ 避難所・テント・車中泊・在宅・帰宅困難者・その他の種別ごとに整理



退所の際は、様式⑦「**退所届**」を提出してもらい、避難者名簿に退所日、退所先を転記します。

⑥ 本部への連絡

市担当

- 概ね 3 時間後、6 時間後に避難所の開設状況、避難状況等を災害対策本部に報告します。その後は、1 日最低 1 回は本部へ報告を行います。
- 人員や物資に不足がある場合は、あわせて本部に応援依頼をします。

様式⑫ 避難所状況報告書（初動期用）、様式⑭ 物資依頼伝票

連絡手段：移動系防災行政無線や電話、FAX 等（原則 FAX で行い、記録が残る形で実施）

⑦ 広報 市担当

避難所が開設されたことを地域の住民へ周知、広報します。

【手段】

避難所運営者：屋外スピーカー、拡声器等

災害対策本部：同報系防災行政無線、ホームページ、広報車等

【広報内容】

☐ 開設した避難所の名称 ☐ 受付の場所

例文：「避難所の設置場所についてお知らせします。〇〇地区の〇〇小学校に避難所を開設しました。〇〇〇で受付を行っています。お困りの方は直接避難所へ来て下さい。」

⑧ 避難所の共通理解ルール等の掲示 地域 市担当 管理者

避難所での生活を少しでも過ごしやすくするために避難所の出入口など、目立つ場所に参考①「避難所の共通理解ルール」を掲示します。その他、避難者へ周知しておくべきことがあれば掲示するとともに、掲示板の存在についても周知を行います。

【避難者への周知事項】

- | | | |
|--------------------------------------|----------------------|----|
| ☐ 避難所の共通理解ルール | 参考① 避難所の共通理解ルール | |
| ☐ ペットの飼育ルール | 参考② 避難所におけるペットの飼育ルール | |
| ☐ 体調不良者の申告 | 参考③ 報告すべき症状について | |
| ☐ 救護活動等の協力依頼 | 参考④ 救護活動等の協力依頼 | など |

⑨ 負傷者と遺体への対応 地域 市担当 管理者

避難者に負傷者が多い場合は、災害対策本部に医師の手配を要請します。

また、避難所には原則、遺体を受入れないこととします。

【やむを得ず遺体の一時受入れを行った場合】

- ☐ 遺体を受入れる場所は、避難者受入れの場所とは別とします。
- ☐ 遺体を受入れた場合は、市の遺体担当責任者の派遣を要請します。
- ☐ 次の事項をメモし、遺体の上に置きます。
氏名、年齢、性別、住所、搬送者の氏名、搬送時刻、遺体のあった場所、遺族の連絡先
- ☐ 遺体を収容した場所には、遺体搬出後も避難者を入れないようにします。

2.3 運営体制づくり

【運営体制づくり】

応急的な対応が落ち着いてきた段階で、避難所の運営に当たる「避難所運営委員会」を設置します。避難所における課題への対応や市の災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を進めます。

- ① 運営委員会の設置
- ② 会議の開催

① 運営委員会の設置

地域

市担当

管理者

避難所運営委員会は、委員長、副委員長、運営班の班長、居住組の組長に、市担当者、施設管理者・職員、地域の関連団体を加えて構成します。

ポイント：男女のニーズの違いがあるため、女性も参加するように配慮しましょう。

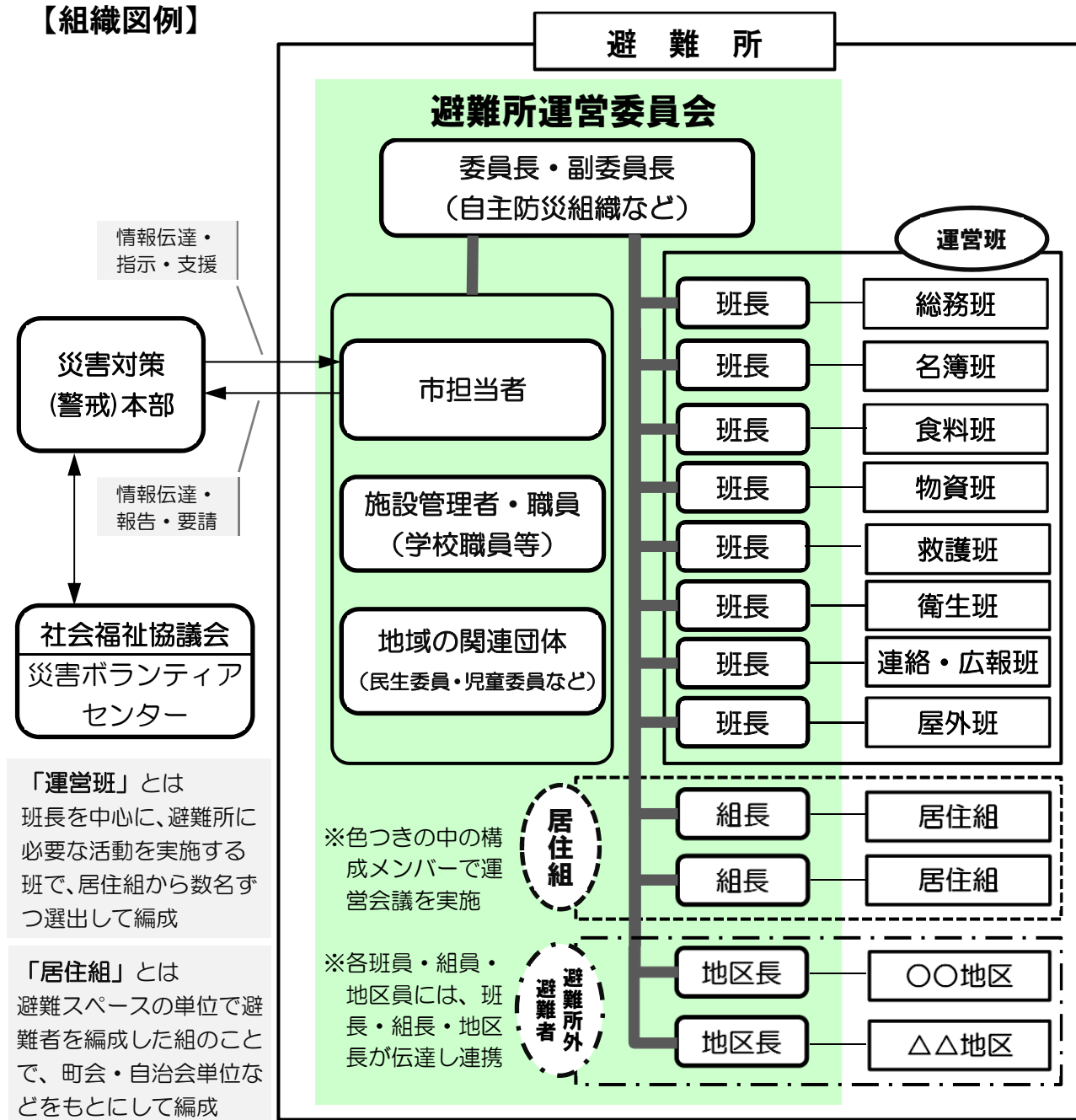
【避難所運営委員会の構成員】

各班・組の編成と班長・組長・地区長の選出をしましょう。

様式⑩ 避難所運営委員会名簿

委員長			地域の 関連団体	民生委員児童委員	
副委員長					
市担当者					
施設管理者 施設職員			住居組 組長	地区	
				地区	
				地区	
活動班 班長	総務班			地区	
	名簿班			地区	
	食料班			地区	
	物資班			地区	
	救護班			地区	
	衛生班		地区		
	連絡・広報班		地区		
	屋外班		地区		

【組織図例】



② 会議の開催

避難所運営委員会

○ 避難所運営について 1 日に 1 回以上 話し合う会議を開催します。

- ☐ 避難所内での方針やルール の決定、変更を行います。
- ☐ 各居住組・運営班の活動状況を共有し、今後の活動を決定します。
- ☐ 避難者の増減に合わせて、避難スペースの変更などを決定します。
- ☐ 避難所内での問題や課題について、対処方法を決定します。

様式① 運営委員会記録用紙

○ 班ごとに実務レベルでの話し合いを適宜行います。

2.4 避難所の運営

【避難所の運営での役割分担】

避難所の運営は、避難所運営委員会が中心となり行います。避難所運営でのそれぞれの役割を理解し、協力し合うことで、円滑な避難所生活を送れるようにします。

- | | |
|-------|--------------|
| ① 総務班 | ⑦ 連絡・広報班 |
| ② 名簿班 | ⑧ 屋外班 |
| ③ 食料班 | ⑨ 組長・地区長 |
| ④ 物資班 | ⑩ 市担当者・施設管理者 |
| ⑤ 救護班 | ⑪ 避難者 |
| ⑥ 衛生班 | ⑫ 運営活動のポイント |

① 総務班

■災害対策本部との連絡事項の整理

- ・ 災害対策本部との連絡調整窓口になります。（市担当者と協力）
- ・ 名簿班、食料班、物資班、衛生班などと協議し、災害対策本部へ連絡すべき内容を把握します。
- ・ 連絡事項の内容を整理し、市担当者に連絡します。

■避難所の管理

- ・ 避難者の数や災害時要援護者の有無など状況に応じて、避難所内での居住スペースのレイアウト設定や屋外避難者に対する屋内避難所への移動について計画します。
- ・ 市担当者と協力し避難所内の秩序維持を行います。 **様式24 運営活動のポイント**
- ・ 避難所の消灯を定時に行います。

■ボランティアの受入れ

- ・ 避難所にボランティアの受入れ窓口を設置し、受入れ、管理を行います。

様式19 避難所ボランティア受付表

- ・ 要請は「総務班 → 市担当者 → 地域ボランティア支援本部」の流れで行います。

様式16 派遣職員依頼書

- ・ 男女のニーズの違いに対応するため、ボランティアの男女構成に偏りが生じないよう近隣の避難所間で調整します。

■報道機関対応

- ・ 避難所を訪れた報道機関向けの資料を作成し、取材に対応します。（発表するのは市担当者、施設管理者）
- ・ 取材の申し入れがあった時は、取材者に**様式20「取材者受付表」**を記入してもらいます。
- ・ 取材の時間及び区域を定め、取材へは運営委員会の者が付き添います。
- ・ 避難者の寝起きする居住空間での取材は原則として禁止します。

② 名簿班

■避難者の名簿の作成・管理

- 食料の供給や避難所のスペースの割振りのため、避難者の数を把握します。

様式④ 避難者名簿

- 避難所の全体把握や安否確認などに必要な、避難者名簿を作成します。

様式⑤ 避難者一覧表

- 避難者の入所や退所、外泊を管理します。

様式⑦ 退所届、様式⑥ 外泊届

- 人数・構成を把握したら、毎日午前8時50分までに市担当者に報告します。
- 各運営班に対して、避難者の人数等、必要な情報を提供します。

③ 食料班

■救援食料の配給

- 食料の配給は、公平性の確保に最大限配慮し、原則として組ごとに配給します。
- 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料を配給します。
- 配給にあたっては、高齢者、障害者やアレルギー体質の方など、特別なニーズのある方には、個別に対処することに努めます。

参考⑥ 食物アレルギー及び宗教上の食習慣

■不足食料の要請・受入れ

- 不足している食料があれば、災害対策本部に要請します。
- 要請は「食料班 → 市担当者 → 災害対策本部」の流れで行います。

様式⑪ 食料供給関係受信票 兼 処理票

- 当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に食料を搬入します。

■食料の管理

- 要請した食料などが搬送されたら、これを受け取り食料保管室へ一時保管します。
- 食料については数量を確認し、速やかに被災者へ配布します。
- 夏期など気温が高い時期は、腐敗など食品の衛生管理には充分注意を図ります。ただし、被災者には、できるだけ早めの食べきり、次の食事には回さないよう周知します。
- 飲料水は、衛生上の観点から、びん・缶詰などの保存用のものや、ペットボトルなどを優先して使用します。

④ 物資班

■避難所の物資の配給・管理

- 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮します。
- 物資の配給は、迅速かつ公平に行うため、原則として組ごとに行います。
- 組ごとに配給できない場合は、優先順位を定め、避難者の理解と協力を得てから行います。
- 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配給します。
- 保管場所を定めて適切に管理し、物資の種類とその在庫数を常に把握します。

■不足物資の要請

- ・ 不足している物資があれば、災害対策本部に要請します。
- ・ 要請は「物資班 → 市担当者 → 災害対策本部」の流れで行います。

様式⑭ 物資依頼伝票

- ・ 搬入された物資は、品物ごとに様式⑮「避難所用物品受払簿」に必要事項を記入し管理します。

⑤ 救護班

■高齢者、障害者など特別なニーズがある避難者への支援

- ・ 名簿班と協力し、救護の必要な人員を把握します。
- ・ 避難所での生活は、一般の避難者以上の負担を受けるので、必要であれば福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるよう努めます。
- ・ 介護を必要とする高齢者・障害者などの災害時要援護者に対して、避難所内に専用スペース、間仕切板、車椅子、簡易ベッド等を設置するよう努めます。
- ・ 配慮を要する避難者に、様式⑧「災害時要援護連絡票」を配布し、記入してもらいます。その内容に応じて、他班とも協力しながら適切に対応します。

■外国人への対応

- ・ 外国人への物資・食料・情報の提供に関する手段や方法について配慮します。

参考⑥ 食物アレルギー及び宗教上の食習慣

- ・ 情報伝達では、日本語が不自由な外国人のために、平易な日本語を用いる、身振り手振りで示すなど工夫します。

⑥ 衛生班

■トイレに関する対応

- ・ トイレの使用方法や注意事項を掲示します。
- ・ トイレを少しでも清潔に保つために、トイレの清掃は避難者が交替で行います。
- ・ トイレの汲み取りの依頼は、できるだけ早めに、災害対策本部に要請します。

参考⑦ トイレの運用手順

■ごみに関する対応

- ・ ごみの分別は避難所内で行います。
- ・ 可燃ごみは、原則として避難所内では燃やさないようにします。
- ・ ごみの収集は、災害対策本部に要請します。
- ・ 仮設トイレで出たごみは衛生状態に注意してごみ処理を行います。

■防疫に関する対応

- ・ 食中毒や感染症が流行しないようにごみ、防疫に注意します。

■避難所の子供たちへの対応

- ・ 避難所内の子どもたちの保育、心のケア及び活動の支援を行います。

■避難所内の掃除、整理整頓

- ・ 避難所内のトイレ、入浴施設その他の共有部分の掃除などは、避難者自身が当番制で行うよう協力を要請します。
- ・ 居室ごとに毎日1回の清掃時間を設けます。

■避難所内のペット対策

- ・ 避難所の居室スペースには、犬、猫などのペットの持ち込みは、禁止します。
- ・ 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。
- ・ 様式④避難者名簿をもとに様式⑨「避難所ペット登録台帳」を整理します。
- ・ 飼い主にルール of 徹底を求めます。

様式② 避難所におけるペットの飼育ルール

⑦ 連絡・広報班

■電話の問合せや避難者の呼び出し

- ・ 外部からの電話の問い合わせに伴う他の避難者への迷惑を、最小限度に止めるために、呼び出しなどは時間を定めて行います。
- ・ 外部からの電話の問い合わせに対しては、次のとおりとします。
 - (1) 誰を捜していますか。捜している人の住所と名前を教えてください。
 - (2) ここでは放送で呼び出して連絡を伝えるのみです。
 - (3) あなたの連絡先と名前を教えてください。
 - (4) なお、呼び出しても連絡のない場合がありますが、それ以上の対応はできませんので理解してください。

■生活情報の提供

- ・ できるだけ速やかに自力再建するために、求められる様々な情報について、掲示板など多様な手段で提供します。
- ・ 災害対策本部からの余震、風呂などの情報も提供します。
- ・ 必要な情報を手分けして収集します。

⑧ 屋外班

■車中泊者への対応

- ・ 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対して健康管理対策を行います。
- ・ 車中泊者に対して、食事配給時間などの情報提供を行います。
- ・ 車中泊が長期（3日以上）にならないよう、屋内避難所への入所を勧めます。
- ・ 避難者名簿への登録の呼びかけをします。
- ・ エコノミークラス症候群防止のため、体操の奨励や弾性ストッキングの配布等を行います。

■屋外避難者の把握

- ・ 避難所周辺の屋外避難者の把握に努めます。

■避難所周辺の交通整理

- ・ 避難所周辺の交通整理を行います。
- ・ 車の排ガスが、避難者の健康を害さないように努めます。

⑨ 組長・地区長

■代表としての行動

- ・ 居住組や地区の代表として、組や地区内の状況を把握し、皆の意見を収集します。
- ・ 組長、地区長は定期的に交代します。

■情報の伝達

- ・ 収集した意見を運営委員会へ伝えます。
- ・ 運営委員会での会議内容や連絡事項について、皆へ伝達します。

⑩ 市担当者・施設管理者

市担当

管理者

■避難所間での避難者の振り分けに関する対応

- ・ 避難所の安全性から判断して危険な場合、他の避難所への振り分けを災害対策本部に要請します。
- ・ 避難所スペースに余裕がある場合には、追加受入れ可能な避難者数を災害対策本部に報告します。

■災害対策本部への連絡

- ・ 市担当者は、災害対策本部が避難所の状況を把握するために必要な内容について、毎日午前9時（又は災害対策本部から指示のあった時刻）に報告を行います。

様式⑬ 避難所状況報告書

- ・ 物資班、食料班の取りまとめた必要物資、食料などの内容を連絡します。

様式⑭ 物資依頼伝票、様式⑰ 食料供給関係受信票兼処理票

- ・ 市担当者は、避難所の運営上、不足している人員を災害対策本部に要望します。

様式⑯ 派遣職員依頼書

- ・ 仮設トイレが必要な場合、施設管理者と協議の上、必要数を災害対策本部へ要請します。（概ね50人に1基、長期の場合は20人に1基。）
- ・ 市担当者は、地域ボランティア支援本部へ必要となるボランティア活動の作業内容及び人員の情報を伝えます。

■秩序維持

- ・ 避難所内での迷惑行為の防止や、避難所の共同生活の秩序を守るための問題の解決にあたります。

■報道機関対応

- ・ 避難所取材にきた報道機関に対応できるよう、発表事項を整理します。
- ・ プライバシーを考慮し、発表項目には十分注意します。
- ・ 取材者に対しては、様式⑳「取材者受付表」への記入と、様式㉔裏面「取材者への注意事項」の遵守を求めます。

■テレビ・ラジオ等の設置

- ・ 避難者への情報提供の手段として、テレビ・ラジオ等の確保に努めます。

■ライフラインの復旧情報の提供

- ・ 災害対策本部やライフライン事業者から復旧情報の伝達に努めます。

11 避難者

避難者

■避難所運営への協力

- ・ 避難所の運営がスムーズにいくよう、ルールを守り、互いに助け合いながら生活を行います。

■退所の検討

- ・ 避難所での生活が落ち着いてきたら、ライフラインの復旧や応急仮設住宅建設の情報などを積極的に集め、避難所の退所を検討します。

◎ 運営活動のポイント

運営に当たっては次の点について注意し、避難者へも理解を求め、未然にトラブルを回避し、適切な運営を進めましょう。

1. 情報

情報が平等に伝わらないことがトラブルの原因になります。

- **情報は常に“見える化”を！**

2. トイレの利用と水分補給

トイレが利用しづらいため、トイレにできるだけ行かなくてすむように水分補給を控えると体調を崩す危険があります。

- **洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に**
- **トイレ利用を我慢するような状況になっていないか**

3. 座位確保

避難所生活の中で、横になって過ごす時間が多くなると体が弱ってしまいます。
(椅子や背もたれグッズを配置するなど工夫を)

- **座った体勢で過ごせるよう工夫をしましょう**

4. プライバシーと見守り

避難所生活の中では、プライバシーを確保することが重要で、ついたてを立てるなどの配慮が必要であると同時に、それによる孤立化の心配もあります。見守りの目がなくなり、ちょっとした様子の変化にお互いに気づきにくくなってしまいます。

- **声かけなどの見守りの工夫をしましょう**
- **体操の時間など、共有体験の時間をつくりましょう**

5. ペットと衛生管理

ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心のよりどころとなっている場合があります。同時に、衛生管理や他の避難者への影響に配慮が必要でもあります。

- **状況によって運営委員会でルールをつくり、専用スペース設置などの対応を考えましょう**

6. 子どもの居場所

被災体験、避難所生活、子どもにおけるダメージは非常に大きいものです。子どもが「思いっきり声を出す」「体を動かす」「勉強ができる」などができる居場所をつくりましょう。

- **子どもの居場所づくりを考えましょう**

7. 外国人への対応

外国人は言葉の壁によって、状況把握などが難しく不安な状況に陥ることが考えられます。情報伝達には「避難所会話シート」を使用するなど工夫が大切です。

- **通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫しましょう**

8. 避難所外避難者への対応

避難所は、避難所外避難者支援も含めた支援拠点です。情報提供、炊き出しや救援物資の配給など、避難所外避難者への対応もしっかり行うことが求められます。

- **避難所へ訪れる避難所外避難者へも情報提供、炊き出し・救援物資の配給を行いましょう**

9. 観光客等帰宅困難者への対応

避難所には、観光客等帰宅困難者が避難し、一時的に滞在することもあります。

- **観光客等帰宅困難者へも情報提供など配慮を！**

2.5 避難所の長期化対策・集約・閉鎖

① 避難所の長期化対策

避難所運営委員会

- 災害から時間が経過すると、避難者の帰宅等が進み、地域団体を中心とした活動が困難になります。
 - ▶ 避難所運営委員会は、避難を継続する避難者が中心となって構成し、災害対策本部の支援のもと、自主的な管理・運営を行います。
- 避難生活が長期化する場合は、ストレスや衛生面でのケアが特に重要となります。
 - ▶ 居住スペースへの間仕切りの設置などによるプライバシーの確保、入浴や洗濯などの日常生活の確保、健康相談の実施等、災害対策本部との連携により、避難者の心と体のケアを行います。

② 避難者の退所を促す時期

避難所運営委員会

- 時間の経過に伴い、避難所として活用している施設についても、本来の機能を回復する必要があることから、ライフラインの復旧や仮設住宅支援の始まりに合わせ、避難者の退所を促す必要があります。

《避難者》

- 居住の場を失った方
- ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方
- その他必要と認められる方

《退所を促すポイント》

- 仮設住宅など住居の支援
- ライフラインの復旧

* 避難者の避難理由が解消されたことが分かるように、ポイントとなる事項は、随時情報提供します。

《集約・閉鎖の検討》

- 避難者の数が減少 ⇒ 集約
- 避難者全員の退所又は受入れ先が決定 ⇒ 閉鎖

* ポイントごとに、避難所運営委員会や災害対策本部の協議のもと、集約・閉鎖を検討します。

③ 避難所の集約

避難所運営委員会

- 避難者の数が減少すると、大きな施設での避難所運営が難しくなる場合がありますので、必要に応じて避難所の集約を行います。
- 避難所の集約は、各施設との調整が必要になることから、主に災害対策本部の調整により、避難所を段階的に集約します。
- 避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について避難者に対し周知しておきます。

【集約の例】

- ① 市内のいくつかの避難所から、大規模施設（市の体育施設など）に集約する。
 - ② 避難所運営を継続している他の施設と合流する。
 - ③ 人数はそのまま、市内の小規模な避難所に移動する。 など
- * 避難所の集約は、前もって避難者への説明し、理解と協力を得る必要があります。

④ 避難所の閉鎖

避難所運営委員会

- 避難所運営委員会と災害対策本部との協議により、閉鎖を決定します。
- 避難所撤収が決定した場合は、撤収の準備に取り掛かります。
 - 避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明します。
 - 回収が必要となる物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡します。
 - 避難所施設内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。
- 避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は避難所閉鎖日をもって終了します。
 - 避難所を閉鎖した旨を災害対策本部に報告

市担当

3. 事前協議事項

3.1 事前協議事項

発災時に円滑に避難所の開設・運営が行えるよう、地域で事前に以下のことを話し合い決めておきましょう。また、このマニュアルを参考に避難所運営の訓練も定期的に行いましょう。

① 鍵の保管者 地域 市担当 管理者

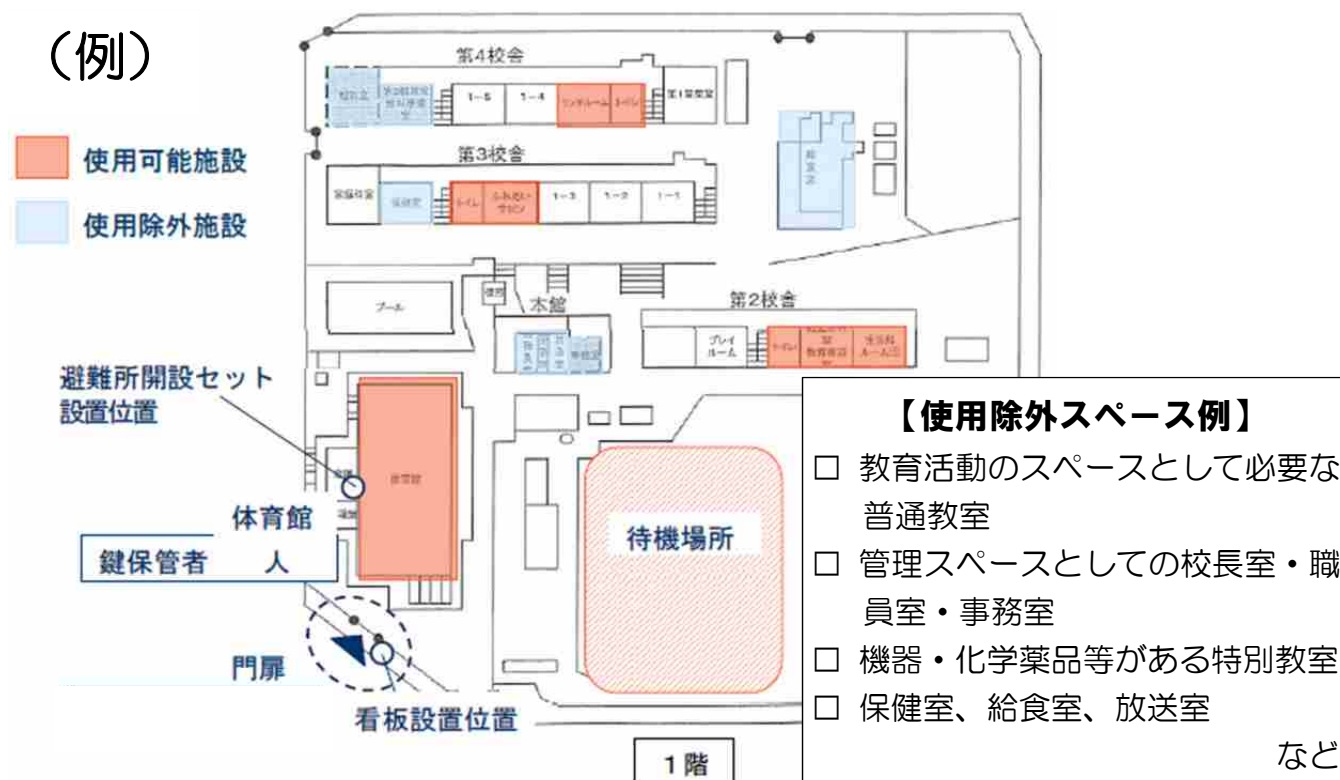
施設の開錠は施設管理者や市担当者が行うことを基本としますが、施設管理者や市担当者が発災後すぐに駆けつけられない場合も考えるため、地域でも代表者が鍵を保管しておきます。次の事項について施設管理者や市担当者とともに協議しておきましょう。

- ☐ 鍵の保管者 （例）自治会長、避難所の近隣居住の役員など
- ☐ 鍵の管理方法
- ☐ 鍵の開け方・開ける場所

※ 鍵の保管者が変更になった場合は、速やかに市に報告してください。

② 使用可能スペースと使用除外スペース 地域 管理者

避難所として利用するスペースを以下の例をもとに、事前に施設管理者と協議し決めておきましょう。



③ 避難スペースのレイアウト 地域

施設の平面図を準備し、p13～15を参考にレイアウトを検討し、図面に書き込んでおきましょう。

【レイアウト検討のポイント】

最低限、以下のスペースは事前に決めておきましょう。

- ☐ 受付所・・・出入口の近くに設置
- ☐ 運営委員会室・・・会議を行う場所。部屋が確保できない場合、長机等で受付近くに設置
- ☐ 居住スペース・・・地域コミュニティの単位で区画を仕切る
災害時要援護者の空間は身動きが楽でトイレの近くに確保
帰宅困難者スペースも確保
- ☐ 更衣室・・・男女別にする。
- ☐ 情報掲示板・・・受付・出入口近くに設置
災害対策本部からの情報伝達用と避難所運営用に区別して設置

④ 避難所生活の共通ルール 地域

参考①「避難所の共通理解ルール」を参考に避難所生活の共通ルールを考え、追加・修正しておきましょう。このルールは、避難所生活での問題やトラブルを回避するために重要となりますので、皆で話し合い共通認識を図っておきましょう。

⑤ 避難所運営委員会の編成と役割 地域

p18～19を参考に、避難所運営の中心となる運営委員会の編成と役割分担を行います。自主防災組織の班割りなどに合わせ編成を考えていき、p18の表に記入しておきましょう。

運営委員会を構成する各班の役割は、p20～26を参考に確認しておきましょう。

4. 參考資料

参考① 避難所の共通理解ルール

避難所は原則として、住民の自主運営ですので、みんなで協力しましょう！

1. 避難者は、家族単位で登録の必要があります。
 - 「避難者名簿」の記入をしてください。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - 犬、猫などのペット同行者は「避難者名簿」のペット欄への記入をお願いします。
また、エサ・糞など自己責任で管理をし、他の避難者に迷惑がかからないようしてください。
2. 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には避難できません。
 - 避難所では、避難者の状況により利用する部屋の移動をお願いすることがあります。
3. 食料、物資は原則として全員に配給できるようになるまでは、配給しません。
 - 食料、生活物資は避難者の居住組ごとに配給します。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、個別に対応しますので、食料・物資班に申し出てください。
 - 配給は、避難所生活者以外の近隣の人にも等しく行います。
4. 消灯は、夜____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室などの管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
5. 放送は、夜____時で終了します。
6. トイレの清掃は、朝____時、午後____時に、避難者が交替で行うこととします。
7. 避難所の清掃は、3日に1回一斉に実施します。
8. ごみは、分別して指定された場所に出してください。
9. 飲酒、喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
10. 携帯電話はマナーモードに設定するか、電源を切ってください。
 - 通話を伴う携帯電話の使用は居住エリア以外で行ってください。
 - 施設のコンセントを利用して携帯電話を充電することは禁止します。
11. この避難所を運営するため、自主防災組織、避難者の代表の方、市の担当者、施設管理者などからなる避難所運営委員会を組織します。
 - 委員会は、毎日____時に定例会議を行うこととします。
12. 避難所は、水道・電気・ガスなどのライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
13. 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

参考② 避難所におけるペットの飼育ルール

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつながか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットに関する苦情、危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、専用の施設等への一時預かりなどを検討してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（衛生班）まで届け出てください。

参考③ 報告すべき症状について

次の症状がある場合はすぐにスタッフにお知らせください

1. 熱（38 度以上）がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザの症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴き出すような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 傷などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする

（引用）「避難所における感染対策マニュアル」（平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者切替照雄）作成）

救護活動等にご協力をお願いします

- 医療従事者の方
- 介護従事者の方
- 保育士の方
- 保健師の方
- 手話通訳のできる方
- 外国語が話せる方

上記の方は、受付まで申し出てください。

必要に応じて、以下のご協力をお願いします。

- 病人やけが人の治療の協力
- 障害者や高齢者への介護の協力
- こどもの保育への協力
- 外国人への対応の協力

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

参考⑤ 避難者への物資・食料・水などの配分方針

- ① 物資・食料・水などは公平に分配します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者・障害者、子ども、大人の順に配分します。
- ③ 物資の配布は、各居住組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
- ④ 物資などの配布は、原則毎日_____時頃に、
場所は_____で物資班が配布しますので、秩序を持って物資班の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配布する物資などの内容、数量は、その都度構内放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資窓口に申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡します。
在庫がない物は災害対策本部へ要請しますので、入手状況を各自で窓口に確認しに来てください。

参考⑥ 食物アレルギー及び宗教上の食習慣

食物アレルギー（食品衛生関連法令より）

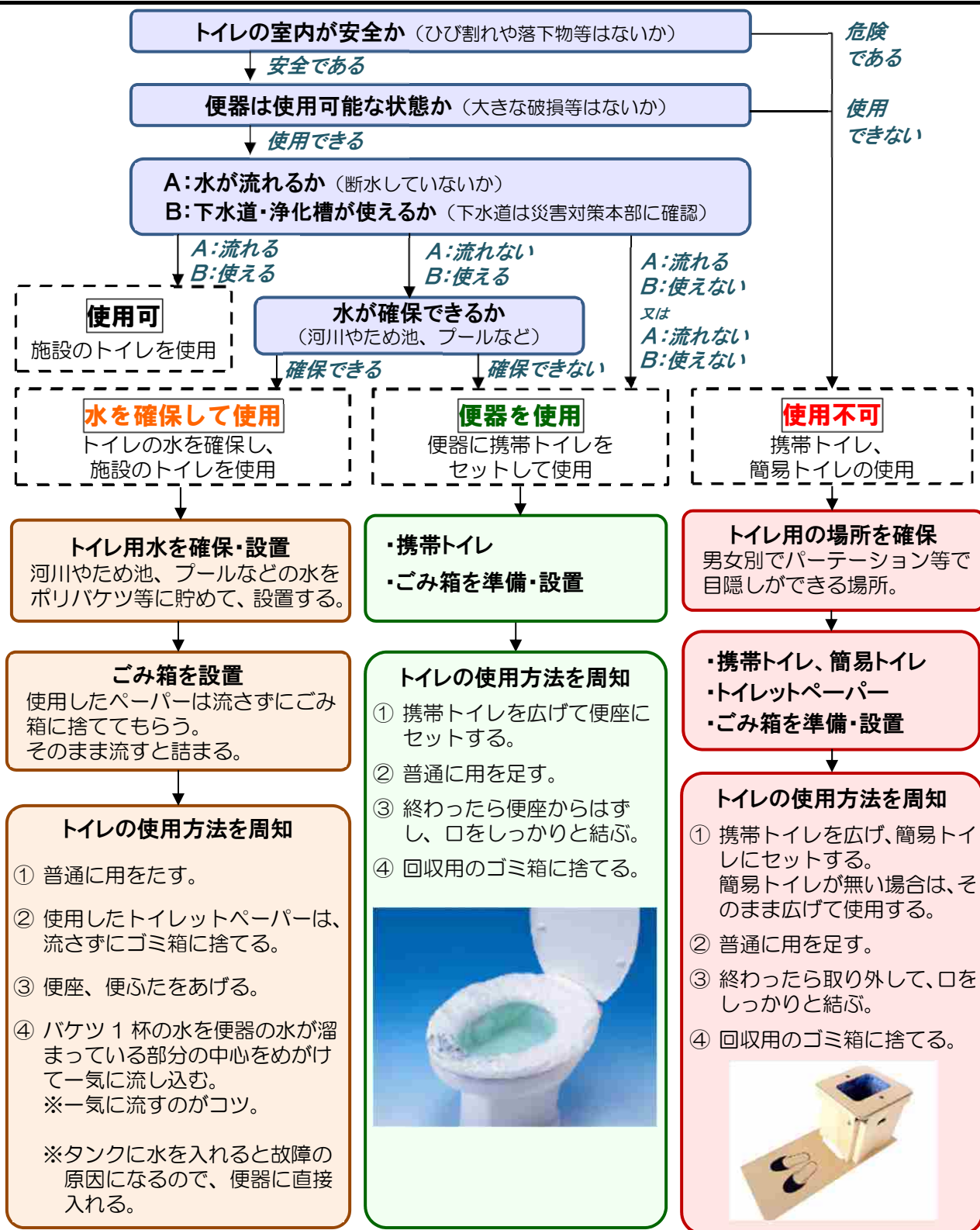
必ず表示（7品目）	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
可能な限り表示（20品目）	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

宗教上の理由により食べられないもの

（「多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル」（観光庁観光産業課）より）

ベジタリアン	肉全般、魚介類全般、卵、一部ではあるが乳製品、一部ではあるが根菜・球根類などの地中の野菜類、一部ではあるが五葎（ごくん：ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
イスラム教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、イカ、タコ、貝類、漬け物などの発酵食品
仏教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるが牛肉、一部ではあるが五葎（ごくん：ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
キリスト教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるがアルコール類、コーヒー、紅茶、お茶、タバコ
ユダヤ教徒	豚、血液、イカ、タコ、エビ、カニ、ウナギ、貝類、ウサギ、馬、宗教上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組合せなど
ヒンドゥー教徒	肉全般、牛、豚、魚介類全般、卵、生もの、五葎（ごくん：ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
ジャイナ教徒	肉全般、魚介類全般、卵、根菜・球根類などの地中の野菜類、ハチミツ

参考⑦ トイレの運用手順



トイレ運用の共通事項

- * トイレの使用に関するルールを作成し、避難者に周知する。
- * 掃除当番を決めるなどし、避難者が協力してトイレの清潔に保つ。
- * 感染症を防ぐためにも、手洗いを励行する。

注意点

- * 消毒液などを確保し衛生面に配慮する。
- * 衛生面から、使用済みの携帯トイレやトイレットペーパーはこまめに処理する。
- * 流す用の水と手洗い用の水は分ける。(トイレ用水使用の場合)

参考⑧ 衛生管理に必要な備品例

（優先的に準備すべき物に◎、準備するのが望ましい物に○印を付けている）

区 分	準備品
必需品	◎ トイレットペーパー（ビニール包装が望ましい） ◎ 生理用品 ◎ ペーパー分別ボックス/サニタリーボックス（段ボール製の場合は、床面からの水を防ぐための防護策が必要）
衛生	◎ 手洗い用水・石鹸（手洗い水がある場合） ◎ ウェットティッシュ（手洗い水がない場合） ◎ 手指消毒用アルコール（手洗い水がない場合） ○ ペーパータオル（手洗い用）
清掃する人が着用するもの	◎ ゴム手袋（使い捨て） ◎ マスク（使い捨て） ○ トイレ清掃用の作業着
清掃用具 （容器に中身と 使用箇所を表記）	◎ 掃除用水（清掃用と消毒用） ◎ トイレ清掃専用のバケツ（消毒水用、モップ洗浄用） ◎ 消毒水作成用の塩素系漂白剤（キッチン用で良い） ◎ ビニール袋（ごみ袋用、清掃用具持ち運び用） ◎ トイレ掃除用ホウキ・チリトリ ◎ トイレ掃除用雑巾（多用途に使用するため複数用意） ◎ ブラシ（床用、便器用） ○ トイレ用洗剤（災害用トイレには中性洗剤） ○ モップ ○ ペーパータオル（掃除用）
トイレ関連備品等	◎ トイレ専用の履物（室内のトイレに限る） ◎ トイレの使用ルールを掲示 ◎ 手洗い・消毒の方法を掲示 ○ 消臭剤 ○ 消毒マット（室内との下足履きの境界） ○ 汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤 ○ トイレ用防虫剤

（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府（防災担当））より抜粋）

参考⑨ 災害時要援護者への対応

- (1) 災害時要援護者の方には、様式⑧「災害時要援護者連絡票」に必要な支援内容を記入してもらい、把握します。
- (2) 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるために、災害時要援護者対応の相談窓口を設置します。
- (3) 必要スペースについては、災害時要援護者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、災害時要援護者や介護者等が静養できる空間の確保を検討します。
- (4) 障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、災害対策本部に斡旋を要請して福祉避難所等への一時入所を行います。
- (5) 避難所及び福祉避難所において、災害時要援護者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア、外国語通訳者の人材の確保や福祉用具等の確保を図ります。
- (6) 高齢者には温かい食事ややわらかい食事など、乳幼児には粉ミルク、離乳食、内部障害者には疾病に応じた食事など、災害時要援護者に配慮した食料の提供に努めます。
- (7) 車椅子等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い人から優先的に支給・貸与を行うよう努めます。
- (8) 災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオやテレビを設置するなど、報道機関からの情報が得られるように配慮する必要があります。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備します。また、物資の配給場所や方法などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による提供を行うなど、災害時要援護者に確実に提供できるよう配慮します。なお、掲示等は、図やイラストを用いて、わかりやすい表示に努める必要があります。
- (9) トイレへの移動や水・食料等を受け取る際などに、手助けを必要とする方々のためにマンパワーが必要な場合は、ボランティアの方々と協力して対応します。また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティア等の協力を得て、継続的な見守り等を行います。
- (10) 妊産婦に対しては、洋式トイレや広いスペースのトイレの設置などを配慮する必要があります。また、乳幼児がいる場合には、授乳場所、育児室を速やかに確保します。
- (11) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、身ぶり・手ぶりなどによる伝達や外国語に堪能な人の協力を得て、必要な情報を確実に提供できるよう配慮します。

参考⑩ 障害者等に応じた配慮事項

① 高齢者

- できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにします。
- 移動が困難な人に対しては杖や車いすの貸与について配慮します。
- トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整に努めます。
- 援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣します。
- 徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおきます。

② 肢体不自由者

- できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにします。
- 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努めます。
- 車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努めます。

③ 視覚障害者

- できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにします。
- 視覚障害者には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流し、拡大文字や点字による情報を提供に努めます。また、点訳ボランティア、音訳ボランティアの配置や点字器、点字タイプライターの設置に努めます。
- 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努めます。
- 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮します。

④ 聴覚障害者・言語障害者

- 聴覚障害者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示し、手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮します。
- 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努めます。
- 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮します。

⑤ 盲ろう者

- 障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になります。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮します。
- 必要に応じて介助者、通訳者の配置に努めます。

⑥ 身体障害者補助犬使用者

- 周囲の理解も得ながら、同じ場所で生活できるよう配慮することが必要です。

⑦ 内部障害

- 常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給します。
- 医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮します。
- オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給します。

⑧ 知的障害者

- 災害時の救出の際に、思いもよらない行動をすること（自閉症）や、座り込んでしまうこと（ダウン症）などが考えられます。
- 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要となります。

⑨ 精神障害者

- 災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性があります。
- 精神科医療施設の罹災が起こりうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もあります。
- これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要です。
- 外来診察や往診訪問援助なども必要となってきます。
- 精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人間関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要です。
- 心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要です。
- 精神障害者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要です。

⑩ 難病患者・人工透析患者

- 市は、避難誘導、搬送方法を事前に県、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく必要があります。
- 難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品の確保、配布など医療の確保を図る必要があります。
- 人工透析患者については、透析医療の確保を図ることが必要です。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）
- 人工呼吸器装着者は、電力の停止が生命に直結することから、最優先の救援を必要とします。
- 在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対する医療の確保が必要です。

参考⑪ 特設公衆電話（事前設置）設置場所

2017 年 9 月 30 日時点

建物名	利用場所	設置回線
新庄庁舎	玄関ホール	3
新庄中学校	体育館	2
コミュニティセンター	事務室・管理室	2
當麻小学校	体育館	1
ゆうあいステーション	体育館	3
當麻スポーツセンター	ロビー	2
白鳳中学校	体育館	2
當麻庁舎	玄関ホール	3
新庄スポーツセンター	事務室・管理室	2
磐城小学校	体育館	2
葛城市民体育館	体育館	3
新庄小学校	体育館	2
忍海小学校	体育館	1
新庄北小学校	体育館	1
いきいきセンター	事務室・管理室	2

出典：NTT 西日本ホームページ

■特設公衆電話（事前設置）概要

- 特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができる公衆電話です。
- 特設公衆電話（事前設置）は、市町村等の要請に基づき NTT 西日本が避難所等に事前に回線を構築するものです。避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となります。
- 通常時は利用することができません。

5. 様式集

様式① 建物被災状況チェックシート（木造）

質 問	該当項目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 倒れ込みそうである
2. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物の基礎が壊れましたか？	A いいえ	B 壊れた	C ひどく壊れた
4. 建物が傾きましたか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 明らかに傾いている
5. 外壁材が落下しましたか？ または、外壁材に亀裂が生じましたか？	A いいえ	B 落下した又は大きな亀裂がある	C 落下した
6. 屋根がわらが落下しましたか？	A いいえ	B すれた	C 落下した
7. 窓ガラスが割れましたか？	A いいえ	B 数枚割れた B たくさん割れた（Cの回答はなし）	
ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、建物内には行ってチェックする必要はなく、質問8～12までの内部の状況については点検する必要はありません。 なお、その他目についた被害等があれば、質問13の回答欄に記入してください。			
8. 床が壊れましたか？	A いいえ	B 少し傾いた（下がった）	C 大きく傾いた（下がった）
9. 柱が折れましたか？	A いいえ	B 割れを生じたものがある	C 完全に折れたものがある
10. 内部の壁が壊れましたか？	A いいえ	B ひび割れや目透きが生じた	C 壁土やボードが落下した
11. 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ	B 建具やドアが動きにくい	C 建具やドアが動かない
12. 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている	C 落下した
13. その他、目についた被害を記入してください。 （例えば、塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど）			

判定

	判定	対応
Cがひとつでもある	危険	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bがひとつでもある	要注意	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

様式② 建物被災状況チェックシート（コンクリート造）

質 問	該当項目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 倒れ込みそうである
2. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物の基礎が壊れましたか？	A いいえ	B 壊れた	C ひどく壊れた
4. 建物が傾斜しましたか？	A いいえ	B 傾斜している感じがする	C 明らかに傾斜している
5. 外壁材、看板などが落下しましたか？ 又は、外壁材に亀裂が生じましたか？	A いいえ	B 落下した又は大きな亀裂がある	C 落下した
6. 窓ガラスが割れましたか？	A いいえ	B 数枚割れた B たくさん割れた（Cの回答はなし）	
ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、建物内には行ってチェックする必要はなく、質問7～11までの内部の状況については点検する必要はありません。 なお、その他目についた被害等があれば、質問12の回答欄に記入してください。			
7. 床が壊れましたか？	A いいえ	B 少し傾いた（下がった）	C 大きく傾いた（下がった）
8. 柱が折れましたか？	A いいえ	B 割れを生じたものがある	C 完全に折れたものがある
9. 内部の壁が壊れましたか？	A いいえ	B ・コンクリートが剥がれている ・大きなひびが入っている ・中の鉄筋が見えている	C 壁が崩れている
10. 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ	B 建具やドアが動きにくい	C 建具やドアが動かない
11. 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている	C 落下した
12. その他、目についた被害を記入してください。 （例えば、塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど）			

判定

	判定	対応
Cがひとつでもある	危険	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bがひとつでもある	要注意	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

様式③ 建物被災状況チェックシート（鉄骨造）

質 問	該当項目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 倒れ込みそうである
2. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ	B 沈下は数cm程度以下と少ない	C 沈下は10cm程度以上である
4. 建物が傾斜しましたか？	A 見た目だけではわからない	B 目で見てかすかに傾斜している	C 目で見て明らかに傾斜している
5. 建物の外壁が壊れましたか？	A 壁面にわずかな割れ目が生じている（壊れていない場合も含む）	B わずかな落下や目地(外壁のつなぎ目)の部分にずれが生じている	C 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。 壁面全体に「亀裂」が入っているか、あるいは、はらんで落下しそうである。 庇・バルコニーや屋外広告物など高いところにある重量物が、ぐらぐらして落ちそうになっている
ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、建物内には行ってチェックする必要はなく、質問6～11までの内部の状況については点検する必要はありません。 なお、その他目についた被害等があれば、質問12の回答欄に記入してください。			
6. 床が壊れましたか？	A いいえ	B 少し傾いた（下がった）	C 大きく傾いた（下がった）
7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？	A 健全である（内外装など仕上げのために見えない場合も含む）	B コンクリートの損傷は、きれつが少し見られる程度である	C コンクリートがつぶれるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートに止めているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている

質 問	該当項目		
8. 内部の壁が壊れましたか？	A わずかなさ れつが生じ ている。壊れ ていない場 合も含む	B わずかな落 下や目地（外 壁のつなぎ 目）の部分に ずれが生じて いる	C 壊れて部分的ある いは大きく剥がれ 落ちている
9. すじかいが切断しましたか？ （すじかいには、天井面に配された 水平すじかいと壁面に配された鉛直 すじかいとがあります。鉛直すじか いは、壁面の窓の開閉の邪魔になる 斜めの材です。）	A すじかいに 損傷はほと んど見られ ない。 （内外装など 仕上げのた めに見えな い場合も含 む）	B すじかいの 破断が極少 し見られる 程度である。 あるいは、 よく見ると すじかいの 端のボルト でつないだ 部分や溶接 した部分に すべりや破 断の兆候が 見られる	C すじかいの破断が 各所で見られ、 切れたすじか いの本数は全 体の本数の半 分程度である
10. ドア・窓などが壊れましたか？	A わずかなさ れつ程度で、 開閉に少々 支障をきた す程度であ る。（壊れて いない場合 も含む）	B ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、 角（カド）の部分に亀裂などが生じて いるドア・窓が開閉できない状態であ るか著しく壊れている（Cの回答はなし）	
11. 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている B 落下した（Cの回答はなし）	
12. その他、目についた被害を記入してください。 （例えば、塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど）			

判定

	判定	対応
Cがひとつでもある	危険	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bがひとつでもある	要注意	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

※判定に際して、わからないことがあれば、災害対策本部に相談してください。

様式④ 避難者名簿

入所年月日					自治会名		
避難の状態	避難所 ・ 車中泊 ・ 在宅被災者 ・ 帰宅困難者 ・ その他（ ）						
氏名 ふりがな 避難所へ避難している場合は、 避難している方のみ記入してください	年齢	性別	災害時 要援護者	特記事項 (外国籍、入れ歯や眼鏡等の不備、介助や病気などの特別な 配慮を必要とする事情などがあればお書きください。)			
(代表者)		男・女					
		男・女					
		男・女					
		男・女					
		男・女					
		男・女					
住所							
電話番号			携帯 (できるだけ複数)				
車 (避難所に止めている車)	有 (車種 色 ナンバー) ・ 無						
緊急連絡先 (親族などの連絡先)	住所 氏名 電話						
家屋被害の状況 (分かる範囲で○)	1.住めないほどの損壊 2.居住に不安を覚えるほどの損壊 3.流失 4.床上浸水 5.床下浸水 6.断水 7.停電 8.ガス停止 9.電話不通 10.なし						
他からの問い合わせがあった場合、 住所・氏名・避難先を公表してもよいですか			すべて可 ・ 親族、友人のみ可 ・ すべて不可				
ペット	有 (種類 数 色) ・ 無						
退所年月日			退所先				

〔避難者の方へ〕

- 名簿を記入し提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに担当者に申し出てください。
- 他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してよいか、お書きください。
- ペット同行者の方は、必ずペット欄へ記入してください。
- 災害時要援護者の方は、別途「災害時要援護者連絡票」に詳細を記入してください。
- 外泊をする場合は、別途「外泊届」を記入して提出してください。
- 退所される場合は、別途「退所届」を記入して提出してください。

※避難の種類別に作成する

ページNo.

[illegible]

様式⑥ 外泊届

避難所名

氏 名		整理番号
外泊先	住所	電話番号
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
同行者		
	計 名	
緊急連絡先	(電話番号)	

■ 外泊時は必ずこの用紙に記入し、名簿班に渡してください。

様式⑦ 退所届

避難所名 _____

退所年月日	年 月 日
世帯代表者氏名	
退去者氏名	氏 名
退所後の連絡先	〒 — (— —)
退所の事由	(避難所の移動、ライフラインの復旧による帰宅、仮設住宅への入居など)
特記事項	(入所を継続する人がいるなど、特記すべき事項があれば記入してください)

退所する際に、記入して避難所運営委員会に提出してください。

様式⑧ 災害時要援護者連絡票

避難生活において配慮が必要な事情がある方は、以下に記入して避難所運営委員会に提出してください。乳幼児など記入できない場合は親族の方が代筆してください。

代表者名 ※		※入所時に記入した「避難者名簿」の代表者名を記載してください。	
氏 名		年 齢	
避難している場所			
該当するものにチェックしてください。	☐ 身体障害 ☐ 知的障害 ☐ 精神障害 ☐ 発達障害 ☐ オストメイト ☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 言語障害 ☐ 寝たきり ☐ 人工透析 ☐ アレルギー ☐ 要介護 ☐ 妊産婦 ☐ 乳幼児 ☐ 難病 ☐ その他（ ）		
必要な配慮・支援の内容を記入してください。			

【記入する項目の例】

- ・移動等に介助が必要
- ・アレルギー、宗教上の理由、乳幼児など食事面で特別な配慮が必要か
- ・生活上必要なもの（入れ歯、眼鏡、薬など）が不足している
- ・介助犬を連れている

様式⑨ 避難所ペット登録台帳

避難所名：_____

No. _____

No.	飼育者	登録日	退所日	種類	性別	体格	毛色	ペット名
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			

様式⑩ 避難所運営委員会名簿

_____年_____月_____日 現在

〈運営管理責任者〉

会 長			
副会長			
市担当者			
施設管理者			

〈避難所運営班〉 （各班長 1 名に◎印、副班長 1 名に○印を記入する）

	氏 名	組 名	氏 名	組 名
総務班				
名簿班				
食料班				
物資班				
救護班				
衛生班				
連絡・ 広報班				
屋外班				

様式⑪ 運営委員会記録用紙

No. _____

避難所名			記載者名	
記載日時		月	日	時 分
避難人数/世帯		約	人 / 約	世帯 (時現在)
連絡事項	総務班			
	名簿班			
	食料班			
	物資班			
	救護班			
	衛生班			
	連絡・広報班			
	屋外班			
	居住組・地区			
対処すべき事項、予見される事など会議内容				

様式⑫ 避難所状況報告書（初動期用）

避難所名		送信先：災害対策本部		
住所		Tel		
Tel		FAX		
項 目	第一報（参集後すぐ）	第二報（3時間後）	第三報（6時間後・閉鎖）	
送信者名				
報告日時	月 日() :	月 日() :	月 日() :	
避難種別	勧告・指示・自主避難	勧告・指示・自主避難	勧告・指示・自主避難	
利用可能な 連絡手段	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	
避難者	人数	人	人	
	世帯数	世帯	世帯	
	今後の 見込み	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし
建物の 安全確認	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	
傷病者等	なし・あり(約 人)・不明	なし・あり(約 人)・不明	なし・あり(約 人)・不明	
人命救助	不要・必要(約 人)・不明	不要・必要(約 人)・不明	不要・必要(約 人)・不明	
周辺状況	火災	なし・延焼中・大火の危険	なし・延焼中・大火の危険	なし・延焼中・大火の危険
	土砂崩れ	未発見・あり(約 件)	未発見・あり(約 件)	未発見・あり(約 件)
	ライフ ライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通
	道路	通行可・渋滞・片側・通行不可	通行可・渋滞・片側・通行不可	通行可・渋滞・片側・通行不可
	建物倒壊	ほぼなし・あり(約 件)・不明	ほぼなし・あり(約 件)・不明	ほぼなし・あり(約 件)・不明
避難所以外の 支援拠点	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	
参集者	行政 担当者			
	施設 管理者			
緊急を 要する事項 (具体的に 箇条書きで)				
受信者名 (災害対策本部)				

〈避難所状況報告書の使用方法と注意事項〉

第1報～第3報は、同じ用紙に記入すること。

〔第1報〕

- 市担当者は、避難所に到着したら、速やかに第1報を災害対策本部に連絡する。
- 「利用可能な連絡手段」の欄には、避難所で使用できる受信手段を記入する。
- 避難所で、FAX、電話ができないときは、伝令により災害対策本部へ連絡する。
- 地域の被害状況のうち「火災発生状況」は、この避難所管内の地域を記入し、その他の周辺地域の場合は「緊急を要する事項」に発生地区名、状況を記入する。
- 「人命救助」の要否については、何ヶ所、何名くらいの救助の必要があるのか記入する。
- 「電力」、「断水」などの被害や「道路状況」については、避難者から登録の際にその情報を収集し、記載する。
- 「世帯数」は、様式○避難者名簿が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することもできる。

〔第2報〕

- 市担当者は、避難所到着後概ね3時間以内に第2報を災害対策本部に報告する。
- 「人的被害」の状況についても記入する。

〔第3報〕

- 市担当者は、避難所到着後概ね6時間以内に第3報を災害対策本部に報告する。
- 報告内容は、第2報と同様とする。
- 避難所を閉鎖した場合には、この様式により、速やかに災害対策本部に報告する。

※ この用紙は、保管する。

様式⑬ 避難所状況報告書〔第 報〕

連絡・広報班 → 市担当者 → 災害対策本部

避難所名		送信先：災害対策本部			
住所		Tel			
Tel		FAX			
世帯数		現在数（A）	前日数（B）		差引（A－B）
内 訳	避難者	世帯	世帯		世帯
	被災者	世帯	世帯		世帯
	合計	世帯	世帯		世帯
人数		現在数（A）	前日数（B）		差引（A－B）
内 訳	避難者（うち災害時 要援護者数）	（ ）人	（ ）人		（ ）人
	被災者（うち災害時 要援護者数）	（ ）人	（ ）人		（ ）人
	合計（うち災害時 要援護者数）	（ ）人	（ ）人		（ ）人
運 営 状 況	組	編成済み・未編成	地 域 状 況	土砂崩れ	未発見・あり（約 件）
	避難所運営委員会	設置済み・未設置		ライフ ライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
	運営班	編成済み・未編成		道路状況	通行可・渋滞・片側・通行不可
連 絡 事 項	連絡・特記事項 （要望等があれば、 対応状況ととも に記入）				
	対処すべき、 予見される事項 （水、食料の過不足 ／物資の過不足／ 風邪などの発生状 況／避難所の生活 環境／避難者の雰 囲気など）				

避難状況報告書に関する注意事項

- ※ 一日最低一回は災害対策本部に報告をすること。
- ※ 避難所開設から第3報（6時間後）までは、様式⑫（初動期用）により報告すること。

◇ 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策などを記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにする。

◇ 物資と食料については、別紙の様式があるので、それを利用する。

注) 避難者・・・自宅が破壊されて住めなくなり、避難所で生活している人々

被災者・・・自宅に住むことはできるが、ライフラインの不通などの理由で生活できず、避難所の施設を利用及び物資などの配給を受けている人々

様式⑭ 物資依頼伝票

避難所 → 対策本部 → 業者 → 対策本部

発信日時 月 日 時 分					発注先業者名 FAX (TEL)		
避難所名					伝票No. 伝票枚数		
避難所住所					受付日時 月 日 () AM・PM 時 分		
発注依頼者 (役職名) FAX TEL					本部受信者名 FAX・TEL		
No	商品コード	品名	サイズなど	数量	単位 個・箱 ケース	備考	個口
① 1					②		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

○ 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。

○ 性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。

○ 物資班の人はこの伝票に記入し、市担当者に配達・注文を要請してください。

○ 市担当者は、原則としてFAXで依頼を行ってください。

○ FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。

○ 物資班は、受領時に「避難所用物品受払簿」に記入してください。

個口合計

③	出荷日時 月 日 () AM・PM 時 分	④	
	配達者名 FAX (TEL)	避難所	
	お届け日時 月 日 () AM・PM 時 分	受領サイン	

(裏面)

〈「物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法〉

1. 避難所では、伝票の①の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 物資班は、必要な物資を同一品種、サイズごとに記入する。
- (2) 物資班は、伝票への記入後、物資ごとの品名の「受払簿」に伝票 No.と依頼数量などを転記する。
- (3) 転記後は、伝票を市担当者に渡す。
- (4) 市担当者は、避難の物資班から受けた「物資依頼伝票」に必要事項を記入の上、発注依頼者欄に市担当者の署名をして、災害対策本部に伝票を FAX で送付する。

2. 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 災害対策本部の物資管理部門の職員は、伝票の内容を品名ごとの「受取簿」に記入する。
- (2) 発送時には、発送する物資を台帳及び伝票に記入する。
- (3) 台帳及び伝票への記入後、配送担当者に伝票を渡す。

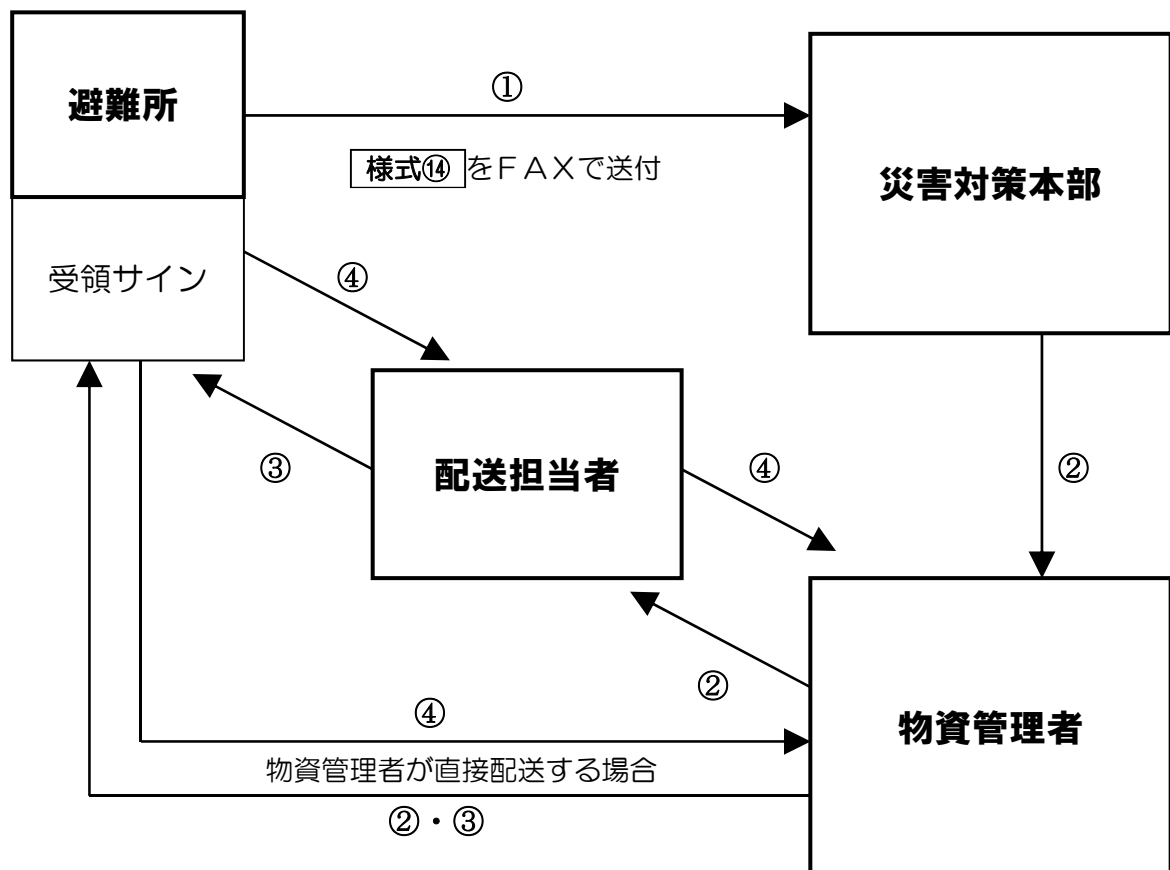
3. 配送担当者は、伝票③の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の市担当者のサインを得てから物資を渡す。
- (2) 市担当者が不在の時は、物資班の班長のサインを受ける。
- (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理部門の担当者に渡す。
- (4) サインをした物資班の班長は、その旨を市担当者に連絡する。
- (5) 物資班は「受払簿」に数量などを記入する。

4. 災害対策本部の物資班の担当者は、台帳にその内容を記入し、台帳と伝票とを保管する。

5. 物資管理者が直接配送するときは、配送担当者と同様の記入を行う。

物資依頼伝票の受け渡し順序



様式⑮ 避難所用物品受払簿

避難所名 _____

No. _____

品名			単位呼称				
			商品コード				
			保管場所				
年月日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考
		受 入	払 出		残 高		
.....月.....日現在における 数量の合計							

- ※ この受払簿は物品ごとに作成する。
- ※ この用紙は、避難所で保管しておく。
- ※ 代金の決済が必要な場合は、備考欄のところに「支払伝票の No.」を記入する。

様式①⑥ 派遣職員依頼書

避難所 → 災害対策本部

発信日時	月 日 時 分
避難所名	
避難所住所	
依頼者	FAX TEL
依頼内容	
自治体職員関係	(業務の内容を具体的に記入)
ボランティア関係	(業務の内容を具体的に記入)

災害対策本部 → 避難所

発信日時	月 日 時 分
災害対策本部受信者名	FAX TEL
回答内容	
自治体職員関係	名派遣できる
ボランティア関係	名派遣できる

様式⑰ 食料供給関係受信票 兼 処理票

No. _____ 避難所（保管） → 災害対策本部 → 本部食料担当（保管）

避難所	発信日時				月	日	午前・午後	時	分
	避難所	避難所名（住所）							
		発注依頼者				TEL FAX			
	依頼	避難者用食							
		在宅被災者用食				計食 うち 柔らかい食事食			
その他の依頼内容									
災害対策本部	受信者名		災害対策本部食料担当 受信票受取者名						
	処理日時							処理担当者	
	月		日	午前・午後	時	分			
	処理結果・内容								
	避難者用食								
	在宅被災者用食				計食 うち 柔らかい食事食				
発注業者				TEL FAX					
配送業者				TEL FAX					
到着確認時間							処理担当者		
月		日	午前・午後	時	分				

- 依頼はFAXで行うことを原則とする。
- FAXでの依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- 災害対策本部の担当者は、受領確認時に「食料処理台帳」に記入する。
- 避難者用の中には、行政担当者、施設管理者の人数も含めるものとする。

「食料供給関係受信票兼処理票」の記載方法及び使用方法

- ① 行政担当者は、「避難所」欄に必要事項を記入します。
 - (1) 要請する食料の中には、高齢者や病人に配慮した柔らかい食事の必要数も記入します。
 - (2) 避難者用の食事の中に、行政担当者や施設管理者など避難者数に数えられていない人々の分も含めます。
 - (3) 原則としてFAXで依頼する。FAXが使用できない場合には、必ず控えを残しておくよう心がけます。
- ② 災害対策本部の食料担当者は、送られてきた物資依頼伝票の「災害対策本部」欄に必要事項を記入して、要請内容の処理を行います。
- ③ 避難所の食料班は、要請した物資が届いたら内容を確認して行政担当者にその旨を告げます。
- ④ 行政担当者は、災害対策本部に受領確認の連絡をします。
- ⑤ 災害対策本部の担当者は、受領を確認後に様式⑩「食料処理台帳」に記入します。

様式⑱ 食料処理台帳

_____年_____月_____日

[illegible]

- ※ この用紙は、災害対策本部が使用し、保管する。
※ 備考欄のところに「食料供給関係受信票 兼 処理票」の No. を記入する。

様式① 避難所ボランティア受付表

受 付 日	年	月	日

No. _____

避難所名: _____

No.	氏 名 ・ 住 所 ・ 電 話	性別	職 業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)

様式②⑩ 取材者受付表

受付日時		月	日 ()	退所日時		月	日 ()
		時	分			時	分
代表者	氏名			機関名			
	連絡先						
同行者	氏名			機関名			
取材目的							
放送・掲載等の予定							
特記事項							
名刺添付場所							

避難所運営委員会付添者_____

※ お帰りの際にも受付にお立ち寄りください。

(裏面)

取材者への注意事項

避難所は、避難者が生活する場所ですので、立ち入る際は受付まで申し出てください。

避難所内での取材・研究調査等を希望される方は、避難所の広報担当者までご連絡をお願いします。また、取材・研究調査等の際には、以下の点に注意くださるようお願いいたします。

- 1 取材を行う場合は、「取材者受付表」に必要事項を記入し提出してください。
- 2 社員証や腕章等を見やすい位置に着用し、身分を明らかにしてください。
- 3 避難所内では、付添の担当者の指示に従ってください。
- 4 原則として見学できる部分は、共有部分のみです。
- 5 避難所内での撮影や避難者へのインタビューを行う場合は、必ず担当者及び避難者本人の許可を取ってください。
- 6 その他避難所運営等については、下記連絡先までお問い合わせください。

避難所名：

所在地：

広報担当：

電話番号：

F A X：

